



チェコスロヴァキアにおけるネーション・ステイト の形成とナショナリズムの相克

大場, 佐和子

(Degree)

博士 (法学)

(Date of Degree)

2018-03-07

(Date of Publication)

2019-03-01

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第7080号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1007080>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



博 士 学 位 論 文

チェコスロヴァキアにおけるネーション・ステイトの形成と
ナショナリズムの相克

神戸大学大学院法学研究科

専 攻： 理 論 法 学

指導教授： 渋谷 謙 次 郎

学籍番号： 1 0 1 J 1 0 3 J

氏 名： 大 場 佐 和 子

提出年月日： 平成 30 年 1 月 9 日

論 文 要 旨

何故チェコスロヴァキア連邦は解体したのか——チェコスロヴァキアの歴史を通観すれば、1918年の建国以来、陰に日向に見え隠れしたチェコ人とスロヴァキア人の国家観、連邦観の相違をイデオロギーの力で抑え、覆い隠していた共産党独裁体制という箍^{なが}が外れたためであることは明白である。すなわち、チェコ人は初めから単一不可分の国家像を抱いており、連邦制に移行してからは、連邦中央機関から連邦構成単位たる共和国に権限分配されるというトップダウン型の単一の連邦国家イメージを持っていた。これに対し、スロヴァキア人は、まず「我々の国、スロヴァキア」の存在が国家観、連邦観の出発点となっており、それぞれの共和国が連邦に権限を預けているという、ボトムアップ・イメージを抱いていた。そのため、国民としてのアイデンティティを抱く対象についても、両ネーション間には相違があった。チェコ人は、チェコスロヴァキア連邦を自分たちの国家、連邦政府を自分たちの政府と見做したが、スロヴァキア人にはそれができなかったのである。1989年11月の体制転換後、かかる価値観の相違が顕著となり、新たに制定されるべき連邦憲法に関する合意が形成できないまま、チェコスロヴァキア連邦は解体するに至った。

チェコスロヴァキアという国家は、ついにナショナリズムを克服することはできなかったのか。否、ナショナリズムは克服されるべき対象ではない。克服されるべきは、エスノナショナルな境界を超えた連帯感やナショナル・アイデンティティをいかに創出し、維持するのかという課題であった。戦間期のチェコ人は、ハプスブルク帝国における支配的ネーションの立場から、チェコスロヴァキアにおけるナショナル・マイノリティの地位に転落したズデーテン・ドイツ人との間の感情的な政治対立に悩まされ、スロヴァキアのナショナリスト勢力は、自治とネーションの平等・対等を絶え間なく要求した。チェコスロヴァキアでは最後まで、ネーション相互の連帯感やひとつのナショナル・アイデンティティを築くことができなかった。

本稿では、複数の民族が、平等・対等な関係を保ちながらひとつの共同体を維持することの難しさ、ネーション・ステイトという政治単位への飽くなき欲求の意味深さを考察する。

「チェコスロヴァキアにおけるネイション・ステイトの形成とナショナリズムの相克」

“Struggle with Nationalisms in the Czechoslovakia’s Nation-State Building”

目次

序章 本稿の課題設定および研究史.....	7
1. 本稿の問題意識と課題.....	7
2. 研究史.....	15
3. 本稿の構成.....	20
《第1部 チェコ人对ドイツ人——ネイション意識の形成と自治への欲求》.....	24
第1章 ハプスブルク帝国下のチェコ地域におけるネイション形成.....	24
1. ナショナリズムとは何か.....	24
2. 「王冠の諸領邦」概念.....	31
3. チェコ人社会とドイツ人社会の分化.....	40
4. チェコ人政治勢力とドイツ人政治勢力の対立.....	50
第2章 チェコスロヴァキア共和国（第1共和国）の建国.....	63
1. 暫定国民議会.....	63
(1) 政治勢力.....	63
(2) 暫定憲法の制定.....	66
(3) 土地改革.....	69
2. チェコスロヴァキア共和国憲法（1920年憲法）.....	70
(1) 司法制度.....	70
(2) 1920年憲法上の“národ（ナーロト）”概念.....	73
(3) 言語法とナショナル・マイノリティの保護.....	76
3. チェコスロヴァキアの議会政治.....	84
(1) 大統領と内閣、議会.....	84
(2) 超党派議会外調整組織「ピェトカ」.....	88
(3) ナショナリズムの高揚.....	91

第3章 ナチス・ドイツの侵攻とその余波	98
1. 第2共和国の成立と崩壊（1938年～1939年）	98
2. 第3共和国（1945年～1948年）	106
(1) 戦後処理	106
(2) ナショナル・クレンジング	108
第1部小括——ネーション・ステイトとアイデンティティ	116
《第2部 チェコ人とスロヴァキア人——なぜチェコスロヴァキア連邦は分離したのか》	
.....	124
第4章 スロヴァキア人のネーション意識	124
1. ハンガリー王国下のスロヴァキア人	124
2. チェコスロヴァキズムとスロヴァキア人	130
3. スロヴァキア人は冷遇されていたのか	136
第5章 社会主義時代	140
1. 社会主義国家への道	140
(1) チェコスロヴァキア共産党の台頭	140
(2) 2月クーデターと1948年憲法	142
(3) 1960年憲法	147
2. 「プラハの春」と1968年憲法律	149
3. 「正常化」の時代	157
(1) フサーク体制とパージ	157
(2) チェコの異論派とテクノクラート、スロヴァキアの改革派コミュニスト	161
第6章 ポスト・コミュニズム体制の構築	164
1. 「ヴィロード革命」と円卓会議	164
2. 新体制の発足	172
3. チェコの政治勢力の変化	174

第7章 連邦解体へのカウントダウン	178
1. 連邦憲法の制定準備.....	178
(1) 連邦憲法私案.....	179
(2) 外国人専門家委員会と政府および議会の委員会	180
(3) 「基本的権利と自由の憲章（人権憲章）」の制定	183
2. スロヴァキア・ナショナリズムの暴走.....	185
(1) スロヴァキア政治のアクターたち.....	185
(2) 「ハイフン戦争」	189
(3) 「大権限法」をめぐる駆け引き	190
(4) 「多数決禁止」条項による議会の不機能.....	193
(5) 「国家条約」交渉.....	197
3. チェコスロヴァキア連邦の終焉——「ヴィロード離婚」	198
第8章 スロヴァキア人のネイション・ステイト.....	203
1. スロヴァキア共和国憲法.....	203
2. スロヴァキアの言語法	205
3. 立憲的ナショナリズム	209
第2部小括——複数ネイションの共存する連邦制度とは	216
終章 本稿の総括.....	222
参考文献.....	232

序章 本稿の課題設定および研究史

1. 本稿の問題意識と課題

本稿では、激動の 20 世紀に 70 年あまり存在したチェコスロヴァキア共和国を取り上げて、その領域に暮らした複数のネイションが、如何にして独自の集団的アイデンティティを獲得し、公的生活における母語の使用や政治的な権利を、そして自治を欲し、最終的には自らのネイション集団が統治の主体となるネイション・ステイトを切望したのかという、ナショナリズムの発現と相克の展開を、初めにチェコ人とドイツ人、次いで、チェコ人とスロヴァキア人との関係に焦点を当てながら辿っていく。

1939 年までプラハで暮らしたユダヤ人の歴史家ゲルナーが指摘するように、ナショナリズムとは、「政治的単位（国家）と民族的な単位との一致」を目指す考え方や運動、というのが代表的な定義であろう¹。やはりユダヤ人の政治哲学者バーリンが、ナショナリズムを、「単純な民族意識/national consciousness」にもとづくネイションへの帰属感と対置させ、やがて怒りや存在主張を生み出すものであると観察したように²、あるエスニック集団において、初めは社会的意識の高い一握りの人々が、他集団に支配されている自集団が置かれた不平等な状態を疑問視するようになり、当該他集団に対して自集団の存在の承認を迫り、やがて大衆を動員して自治あるいは連邦化を要求し、究極的には独立を志向するといった現象は、チェコスロヴァキア地域に限らず世界各地で普遍的に見られたナショナリズムの発現プロセスであった。「短い 20 世紀」³の間にナショナリズムがもたらした世界的な潮流として、民族自決の権利を掲げたネイション・ステイトの建国ラッシュ——マルチネイション・ステイトであったハプスブルク帝国およびオスマン帝国から独立した諸々のネイション・ステイトの樹立、1945 年から 1960 年までの間に活発化したアジア・アフリカ諸国の脱植民地化——などを挙げることができ

¹ Gellner (2000) p. 1, Hobsbawm (1992/2001) p. 11, 塩川 (2008 年) p. 21.

² Berlin (1981) p. 346, Miller (1995) p. 14.

³ ホブズボームは、1781 年から 1914 年までを「長い 19 世紀」と捉えて、「革命の時代 1781-1848」、「資本の時代 1848-1875」、「帝国の時代 1875-1914」という歴史 3 部作にまとめた。これに対して「短い 20 世紀」は、1914 年からソヴィエト連邦が終焉する 1991 年までとされ、「極端な時代」と名付けられた歴史書が執筆された。

る。言うまでもなく、その契機となったのは 2 度の世界大戦であったが、とりわけ第 2 次世界大戦期には、ナショナリズムを先鋭化させた軍国主義、ファシズム、ナチズムといった権威主義的で暴力的な思想が世界を席卷し、多くの国家とおびただしい数の市民を次々と巻き込んで惨禍を拡大し、人間の尊厳を蹂躪したことも、また事実である。旧ユーゴスラヴィア連邦解体の過程において各地でエスニック・グループ間の凄惨な内戦が続いたのも、ホブズボームが「短い 20 世紀」の終わりと捉えた 1991 年を超えてはいたが、西暦では 20 世紀内の出来事であった。

ゲルナーは、近代に生じたナショナリズムがネイションを生み出したと指摘する。その主張によれば、近代における産業社会化の帰結として、標準的な教育は国家が果たすべき役割のひとつとなり、社会において交換可能で流動的な人員を養成するための教育制度が普及した。身分階層的な農村社会から言語的・文化的に統合された工業社会へと移行するに伴い、人々の間に普遍的に広まった高文化⁴によって押し付けられた同質性がナショナリズムを生み出した、というのである。ゲルナーによれば、ナショナリズムは、以前から存在し歴史的に継承されてきた文化や文化財の果実を選択的に利用し、それらを根本的に変造して人々の一体感を醸し出し、やがて人々は、自分たちと文化を共有する人々とのみ政治的に統合することを望むようになるのである⁵。

本稿においては、「ネイション」と「国家」は同義ではないと考える⁶。チェコスロヴァキア建国の父マサリクと深い親交のあった Robert William Seton-Watson を父に持つ歴史家ヒュー・シートン＝ワトソンは、「ネイション」とは、成員たちが連帯意識や共通の文化、民族意識によって結びつけられた人々のコミュニティであり、「国家」とは、市民たちの服従と忠誠を求める権力を持った法的・政治的な組

⁴ ゲルナーは「高文化/ high culture」を、農耕社会の民族伝承に基づく文化などに対して、学校教育による読み書きや算数等の能力を基礎とした、近代国家の保護を必要とする大規模で普遍的な文化として捉える。Gellner (2000) 第 2 章乃至第 4 章。

⁵ Gellner (2000) p. 95.

⁶ ホブズボームは、「ネイション・ステイト/ nation-state」や「国際連合/ United Nations」という言葉が示唆するのは、アメリカ独立戦争やフランス革命に見られるように人民と国家とを等置——すなわち、ネイション＝国家とみなす考え方であると指摘する (Hobsbawm (1992/2001) pp. 20-24)。

織であると説明する⁷。これに対し、イギリスの政治哲学者ミラーは、「エスニシティ」と峻別される「ネイション」を、政治的な自己決定を行いたいと強く願う人たちの共同体であると捉え、「国家」は、そうした人々が自らのために保持することを強く望む一連の政治的諸制度という意味で理解されるべきであると解釈する⁸。ミラーによれば、ネイションとは、身体的・文化的特徴によって他と区別された人々の集合体なのではなく、構成員同士が同胞であると認め合い、自分たちがある種の重要な特徴を共有しているという信念によって成り立つ、存在そのものを人々の相互承認に依拠する共同体という特徴があり、そのためにナショナル・アイデンティティは虚構性を帯び得るのである⁹。さらにミラーは、ナショナリズムには、ネイションの歴史的持続性を体現するアイデンティティという特徴もあり、人々が共通の公共文化（政治原理や社会規範など）を共有することを指摘する¹⁰。

英語の“nation”やそれと同義の“národ（ナーロト）”というチェコ語の言葉は、日本語の「国民」および「民族」という2つの意味を包含するが、これらを適宜訳し分けることは非常に難しい。それは、日本語において「国民」と「民族」、「エスニシティ」は異なる概念であるものの、その定義付けが困難であり、論者の間に共通認識を形成できないためである¹¹。そのため本稿では、基本的には「民族」と「国民」を訳し分けずに「ネイション」と記載する。例外的に、政党名等の固有名詞などについて「民族」か「国民」かを区別して表記することが適当であると考えられる場合には、塩川（2008年）に倣って、エスニックな意味合いが濃いと判断すれば「民族」、エスニシティとは概ね切り離されるという場合には「国民」と表記し、先行研究の定訳と異なる場合にはそちらも併記することにした。

木畑（1994年）は、「ネイション・ステイト」とは、「国境線で区切られた一定の領域から成る、主権を備えた国家で、その中に住む人々（ネイション＝国民）が国民的一体性の意識（ナショナル・

⁷ Seton-Watson (1977) p. 1.

⁸ Miller (1995) p. 35.

⁹ Miller (1995) pp. 39-41.

¹⁰ Miller (1995) p. 41

¹¹ 塩川（2008年）p. 7.

アイデンティティ＝国民的アイデンティティ）を共有している国家」と定義づける¹²。しかしながら、本稿で論じるチェコスロヴァキアの事例では、どの時代においても複数ネーション間で「国民的一体性の意識」を共有することができなかった——そうであるからこそネーション・ステイトとして永続できなかったとも言えよう——ことを念頭に置くと、「ネーション・ステイト」は、「国境線で区切られた一定の領域から成る、主権を備えた国家で、その中に住む人々（ネーション≡国民）が国民的一体性の意識（ナショナル・アイデンティティ＝国民的アイデンティティ）を共有する、あるいはその共有を目指す国家である」という意味合いで捉えることがより適当であると考えられる。

本稿第1章で論じるように、チェコ人のナショナリズム形成プロセスについては、同じ領土内で暮らしていたドイツ人（ズデーテン・ドイツ人¹³）という極めて有力なエスニック・グループの存在を抜きにして語ることはできない。概して、社会階層の違いによって別々の集団に属したチェコ人とドイツ人であったが、隣人としては共にチェコ地域内で混在して暮らしてきた。19世紀になると、ドイツ語とドイツ文化に浸っていた一部のチェコ人知識人たちが、自分たちの「チェコ人性」を徐々に意識し始め、教育や行政などの公的な場面でチェコ語を用いる権利や政治参加の権利を求めるようになった。それに刺激を受けたドイツ人たちも独自のネーション意識を持つようになり、2つのネーション集団は対抗意識を持ち始めた。しかし、ドイツやオーストリアとの境界地域を中心として、ドイツ人とチェコ人との婚姻（インターマリッジ）や生活環境の影響などにより他方集団に同化した者や、自分がどちらの集団に属しているのか不明であるというバイリンガルも多数存在した。少なからぬ数の市井の人々にとっては、ネーションというものは自己と他者とを峻別する指標ではなかったのであるが、や

¹² 木畑洋一（1994年）「世界史の構造と国民国家」in 小沢（1994年）pp. 3-22, p. 5. 「ネーション」という語のうちに「民族」を含意させないとする彼の立場には同意できない（脚注76参照）。

¹³ 「ズデーテン地方（ズデーテンラント/Sudety）」とは、本来は、ポーランドとモラヴィアの国境付近にそびえる Sněžka（スネシュカ）山付近を指していたが、同地域を含むチェコ周縁地域（ドイツやポーランド、オーストリアとの国境地域/Pohraničí）にドイツ系住民が多数暮らしていたことから、1930年代に親ナチ党のコンラート・ヘンラインによって国境地域以外も包括した、チェコのドイツ人居住地域を総称する言葉として用いられるようになった。それ以来、ドイツ人居住地域としての「ズデーテンラント」やチェコのドイツ系住民を呼称する「ズデーテン・ドイツ人」という表現は一般的にも定着した。「ズデーテン地域（ズデーテンラント）」は正式名称ではないものの、それに代わる正式な呼称が存在しないため、本稿でも便宜上これらの一般的用法に倣っている。

が熱狂的なナショナリストたちの活動と、最終的には、ナチス・ドイツの占領および第2次世界大戦後の「ナショナル・クレンジング」（第3章2.(2)において詳論する）によって、踏み絵を踏まされるように、どちらか片方のネイションへの帰属意識を選択させられることになった。

チェコスロヴァキア共和国（“První republika”/「第1共和国」：1918年～1938年）は、第1次世界大戦末期にハプスブルク帝国が崩壊の危機に陥ったことを半ば奇貨として、1918年10月、急遽独立に至った国家であった。チェコ人とスロヴァキア人は、スラヴ系諸民族の中でも極めて言語的に近似し、歴史こそほとんど共有しなかったが、隣り合う地域で暮らしてきた。千年以上の長きにわたってハンガリー王国の中でナショナル・マイノリティとして生きてきたスロヴァキア人は、ネイション意識を持った一部の指導者たちに導かれて、マジャール（ハンガリー）人に同化される寸前で、独立を選択したチェコ人に合流したのであった。第1共和国の建国にあたって、チェコ人もスロヴァキア人もひとつの“národ（ナーロト）”であるとする「チェコスロヴァキズム」が公式見解として打ち立てられた。チェコスロヴァキズムは、それまで別々の歴史を歩んできたチェコ人とスロヴァキア人が1つの民族となって、手を携えて新国家を形成していこうという美しき理想を示すだけではなかった。第1共和国は、マルチナショナル・ステイトであったハプスブルク帝国の部分的縮図として、およそ700万人のチェコ人と200万人のスロヴァキア人以外に、300万人のドイツ人、75万人のマジャール人、50万人のルテニア人、8万人のポーランド人などが暮らす国であった。ドイツ人、マジャール人の政治指導者たちは、チェコスロヴァキアの独立に強く反対し、ドイツ人はドイツ（またはオーストリア）に、マジャール人はハンガリー本国に、チェコスロヴァキアが併合されることをそれぞれ望んでいた。もし、スロヴァキア人が民族自決権を主張して自治や連邦国家化を求めることになれば、他のナショナル・マイノリティ集団も同様の主張を行ったり、本国との併合要求が勢いづくなどして、新国家の体制はカオス状態に陥るであろうことは火を見るより明らかであった。第1共和国で謳われたチェコスロヴァキズムというコンセプトは、不安定な国際情勢の中で生き残るために、チェコ人とスロヴァキア人を1つのネイションに「統合」することで安定したマジョリティを形成し、政治的な不安要素であっ

たナショナル・マイノリティ集団の動向を牽制するという方策でもあった。

しかしながら、チェコスロヴァキアズムは、結局のところ虚構でしかなかったことがすぐに露呈した。大多数のスロヴァキア人にとって、第1共和国の建国まではネイションの意識は明瞭ではなかったものの、まもなく、自分たちの集団名も冠した新国家における、自分たちの政治的、経済的、文化的な「劣位」を感じるようになった。あたかもチェコ人に同化されるようなチェコスロヴァキズムは受け入れられないという反発が一部で広まった。然るに、マジョリティとなったチェコ人たちは、スロヴァキア人が自分たちとはネイション意識を共有しないことが理解できなかった。そもそも第1共和国は、ロシア革命に伴う戦況の急変に伴い、謂わばなし崩し的に建国された合同国家であり、国家ヴィジョンに関するコンセンサスが十分に形成されていなかったのである。他方ドイツ人は、何百年もの長きにわたって先人たちが暮らしてきた故郷ボヘミアの地で、ハプスブルク帝国時代には優位であった立場からマイノリティの地位に転落したことに忸怩たる思いでいた。こうしたスロヴァキア人やドイツ人らの鬱屈した民族感情を煽る急進派の台頭により、1930年代、第1共和国の議会政治は不安定になっていった。1938年、ズデーテン・ドイツ人の救済を口実に侵攻してきたナチス・ドイツによって、第1共和国は解体された。チェコはドイツの保護領とされた一方で、スロヴァキア人たちは、ナチス・ドイツの支援により独立を果たした。

第2次世界大戦が終結する頃、再びチェコ人とスロヴァキア人がチェコスロヴァキア共和国の名の下に集結し、独立国家としての立場を取り戻したときには、もはやチェコスロヴァキズムが語られることはなかった。1948年に коммуニストが政権を奪取して社会主義憲法を制定した際、前文には「2つの対等なスラヴ民族、チェコ人とスロヴァキア人」から成る国家である旨明記され、チェコスロヴァキズムという虚構は公式に放棄された。新生チェコスロヴァキアは、ズデーテン・ドイツ人や多くのマジャール人を国外追放したことで国内の深刻な民族問題を事実上解消し、名実ともにチェコ人とスロヴァキア人のネイション・ステイトとなった。しかし、一度は独立国家を運営した自負を持つスロヴァキア人は、チェコスロヴァキア共和国内における広範な自治をますます強く要求するようになった。

こうしたスロヴァキア人の要求は、「プラハの春」の遺産として、憲法律の制定によってひとまず叶えられた。1969年、チェコスロヴァキアは、チェコ共和国とスロヴァキア共和国という2つの共和国から構成される連邦国家となった。しかしながら、共産党の中央集権的な一党独裁体制という実態に変化が生ずることはなかった。

チェコスロヴァキアは、その歴史上最後の転換点となる1989年に、いわゆる「東欧革命」¹⁴の波に乗って社会主義国家から自由民主主義と資本主義に基づく国家体制へと舵を切り、“Back to Europe”のスローガンのもと¹⁵、NATOやCouncil of Europe（欧州審議会）への加盟を果たし、EUの加盟手続に臨んだ。ところが、新体制の根幹となるべき憲法枠組は、1960年・1968年の社会主義憲法の改正に次ぐ改正による応急処置が施された状態であった。1918年の建国時から燻り、1938年、1968年に2度爆発を起こしながら不完全燃焼し続けていたスロヴァキア・ナショナリズムが求めるところの自治概念は、チェコ人が考える合理的な連邦制度設計の枠内には収まらず、新たな連邦共和国憲法を制定することができなかったのである。ついに、「スロヴァキア問題」——スロヴァキア人に付与されるべき自律的な政治行政の範囲とその実質をめぐるチェコ人との駆け引き——は解決不能、すなわち、両ネイションが一つの国家で共存することは不可能であると判断されるに至った。

以上のように、1993年1月に連邦終焉という結末を迎えるまでのチェコスロヴァキアの歴史を概観すると、1918年、1938-48年、1989-92年に生じた3度の国家体制の変動時には、いずれも国内のネイション間の摩擦、ナショナリズムの問題が深く関わっていることが分かる。カナダの政治学者キムリックは、ジョン・ロールズが想定するような、諸個人の善の構想に干渉しない「中立国家」などあり得ず、国家が領域内のネイションの文化や言語を保護・促進することは正当な権限であり、現にマジョ

¹⁴ 東西冷戦の「東側」に位置付けられた社会主義国家が、続々と国家体制を転換したこの時期の一連の出来事は「東欧革命」と総称されるが、果たしてこれらは「革命」だったのかという疑問については、第6章第1節で検討する。

¹⁵ このスローガンにおける“Europe”とは、自由や民主主義の故郷などとして理想化された欧州、あるいは、チェコ人にとってはノスタルジアの対象となる民主的な第1共和国時代の想起といった、観念的な世界を表している。第1共和国については、社会主義体制では「ブルジョアジーが労働者を搾取していた時代」とのネガティブ・イメージが喧伝されていたが、1989年11月以降、チェコの新聞や雑誌は盛んに特集を組んで「第1共和国のリヴァイヴァル」という印象を振りまいた。

リティ文化に基づく「ネーション形成」が行われてきたと考える¹⁶。本稿は、チェコスロヴァキアという国家のいわば起承転結とナショナリズムとの相克を解き明かしていくという目的のもと、チェコ人对ドイツ人、チェコ人とスロヴァキア人との関係を軸として、ネーション形成・国家形成と集団的アイデンティティや民族的自尊心ならびに他方ネーション集団への対抗意識との関係性を考察する。本稿では、基礎法学的な観点から、憲法典や言語法、その他の法令の制定などから浮き彫りになる「ネーション」の捉え方や「ネーション・ステイト」の形成過程、そして、その過程におけるチェコ人、ドイツ人、スロヴァキア人のナショナリズムの相克に関して動態的な考察を行う。ここで「基礎法学的な観点」とは、実定法学においては所与の前提とされている国民や憲法制定権力の主体といった概念の背景を問うという意味合いである。そのためには歴史社会学や政治社会史、法制史、法学等の様々な隣接分野の知見を取り入れる必要がある。さらに本稿では、これらの分野の先行研究や文献資料を精査しながら考察したチェコスロヴァキア地域の事例を、西洋社会が念頭に置かれがちである政治思想ないし政治理論領域の知見にリフレクトさせることで、ささやかながら理論研究と実証研究との架橋を試みた。

本稿の中心となる時間軸は、1918年10月の第1共和国の建国から1993年1月の「チェコおよびスロヴァキア連邦共和国」の解体までの約75年間であるが、チェコスロヴァキア地域のナショナリズムの成り立ちを理解するためには、中世からハプスブルク帝国後期にかけてのチェコ人、ドイツ人、そしてスロヴァキア人らのネーション意識の形成と展開に遡って概観する必要がある。また、時間軸を現在の方に伸張する事情として、連邦から分離独立したスロヴァキア共和国の憲法典等に、スロヴァキア・ナショナリズムの影響が顕著に表れていることから、本稿の論旨に関連する範囲で取り上げる。

チェコスロヴァキアの歴史をより正確に理解するためには、この国を取り巻いていた国際環境、特に、第1次世界大戦期における英仏政府との関係やロシア革命の動向、第2次世界大戦前のドイツの

¹⁶ Kymlicka (2012) pp. 32-34, Rawls, John (1971) *Theory of Justice*, Belknap Press (ロールズ、ジョン著、川本隆史ほか訳 (2010年)『正義論』、紀伊国屋書店)。

政治状況や英仏独政府間の駆け引き、戦後のソ連の思惑などにも細かく目配りしなくてはならない。チェコ人は自らのネイションの存亡が他の欧州諸国の政治的安定に深く依存していることを歴史に学んでいる¹⁷。しかしながら、本稿で壮大な世界史を取り上げることは歴史学を専門としない筆者の能力を超え、ともすれば、単なる歴史物語の展開となる惧れがある。紙幅の都合もあり、本稿では最低限必要な範囲内でしか当時の国際情勢には触れない。また、本稿はチェコスロヴァキアの中心的なネイション集団であるチェコ人を基軸として考察を行っているため、歴史を通じて繰り返し迫害に遭ってきたユダヤ人や長らくナショナル・マイノリティとは認識されていなかったロマの人々、トランスライタニア（オーストリア＝ハンガリー二重帝国の東半分）を支配したマジャール人等々、同地域で暮らした他のネイション・グループに関しては、上記3ネイションとの関係をわずかに言及したのみである。

なお、チェコスロヴァキア領域内の地名や人名、法令名、事象などの表記方法については、チェコ語の名称によることを基本とし、ドイツ語名や英語表記を付記することが理解の一助になると判断した場合にはそのように記載した。

2. 研究史

ナショナリズム研究史に関しては、20世紀を代表する歴史家である E.J. ホブズボームが、*Nations and Nationalism Since 1780*, Cambridge University Press, 1992 (邦訳：浜林正夫・嶋田耕也・庄司信訳『ナショナリズムの歴史と現在』、大月書店、2001年)の中で総括している¹⁸。ホブズボームによれば、第1次世界大戦以降のナショナリズム研究における「2人の父」と呼ばれたカールトン・ヘイズ及びハンス・コーンによって、「ネイション」は「歴史と同様に古い」ものではなく、近代的な意味ではほぼ18世紀以降に用いられるようになった概念であることが明らかにされた。彼ら以降の研究では、1968年から1988年までの20年間に、ネイションとナショナル・ムーヴメントとは何か、それが歴史的発

¹⁷ Pehr (2012) p. 198.

¹⁸ Hobsbawm (1992/2001) pp. 3–5.

展の中でどのような役割を果たすのかという問題を取り上げた幾つかの重要な著作があるとして、ベネディクト・アンダーソン、アーネスト・ゲルナー、アントニー・スミスらを含めた文献リストを挙げ、中でもホブズボームは、チェコ人のミロ斯拉フ・フロホの *Social Preconditions of National Revival in Europe* (1985) を、民族解放運動¹⁹の構成分析で新時代を開いたと評価する。

ホブズボームが列举した文献リスト上の著作の大半は、「ネーションとは何か」という問題を主題にしている。しかし、ホブズボームは、「ネーション」を客観的に定義づけるために用いられる「言語」や「エスニシティ」などの基準自体が不明瞭で変化しやすく曖昧であるため、逆に、「ネーション」を集団的あるいは個人的なものとして定義づけようとした主観主義も、「ネーションに所属しているという成員の意識によってネーションを定義する」という同義反復であるため、どちらもうまくいっていないと断じる。そして、ネーションの定義については不可知論的態度を取ることが最良であると述べている²⁰。次章では、チェコスロヴァキアのナショナリズムを考察する上での理論的な背景として、ホブズボームが挙げた前記文献リストを手がかりとして、「ネーション」や「ナショナリズム」の概念について整理を行うが、前節で国家とネーションとの相違を確認した以上には、「ネーションとは何か」——例えば「チェコ人」を定義づけるような作業——には、ホブズボームに倣って深入りしない。

チェコスロヴァキア（もしくはチェコあるいはスロヴァキア）地域研究に関しては、ここ 10 年あまりの間に、相次いで重厚な邦語著書が発表されている。これらのうち、2000 年代のスロヴァキア村落におけるフィールドワークに基づき、政治体制の転換によって変化する市民社会を描き出す神原ゆうこ（2015 年）の文化人類学的観点が異色ではあるが、いずれの著書も、チェコやスロヴァキアの当事者たちのネーションに関する意識の問題を、直接的・間接的に含んだ実証研究（但し、中澤（2009 年）は思想史研究）である。中澤の『近代スロヴァキア国民形成思想史研究：「歴史なき民」の近代国民法人説』（2009 年）は、フリードリヒ・エンゲルスが「未来のない『歴史なき民』」の典型としたスロヴ

¹⁹ Hobsbawm (1992/ 2001) p. 4.では“national liberation movement”と表記されているが、チェコに関しては「民族再生（復興）運動」との呼称が一般的である。

²⁰ Hobsbawm (1992/ 2001) pp. 8 -10.

アキア人に関して、18 世紀から 19 世紀半ばの北部ハンガリーの地におけるごく少数の知識人による「スロヴァキア」領域概念や「スロヴァキア国民」概念の形成について論じる。ボヘミア農村における市民社会の形成について論じる桐生の『近代ボヘミア農村と市民社会—19 世紀後半ハプスブルク帝国における社会変容と国民化』（2012 年）は、後述する「民族再生論」に依拠する旧来の研究視座を批判し、社会的・政治的分化の進展や多様なアクターによる交渉・抗争の展開によって、市民や国民の位相が変化していったことを指摘する。中田の『農民と労働者の民主主義：戦間期チェコスロヴァキア政治史』（2012 年）は、従来の解釈が、戦間期のチェコスロヴァキアの民主主義はミュンヘン協定によって外から破壊されたと理解するところ、それ以前にチェコスロヴァキアの議会制民主主義には決定的な内在的亀裂がもたらされていたことを明らかにした。福田の『身体の国民化：多極化するチェコ社会と体操運動』（2006 年）は、19 世紀のシスライタニア（オーストリア＝ハンガリー二重帝国の西半分）における体操組織を題材として、チェコ人社会とドイツ人社会が次第に対立関係に陥った経緯を追っている。19 世紀半ばまでは、チェコ人とドイツ人の違いはそれほど明確ではなく、誰がチェコ人で誰がドイツ人であり、誰がユダヤ人であるのかは全く自明のものではなく、それゆえに、彼ら是对立関係にもなかったという福田の指摘は、以下で挙げるザーラやキングらの議論とオーバーラップする。

ハプスブルク帝国に暮らす民衆のナショナリティへの関心の低さに関しては、古くは Taylor (1948) のハプスブルク帝国史研究や、1861 年から 1914 年までのタイムスパンで、プラハに暮らすドイツ系住民がドイツ人意識を獲得していく経過を明らかにした Cohen (1981) の研究が指摘するところである。Zara (2011) *Kidnapped Souls : National Indifference and the Battle for Children in the Bohemian Lands, 1900- 1948* は、チェコスロヴァキアの独立前後に、チェコ地域のドイツ系、チェコ系の民族学校を巡って双方のナショナリストたちが熾烈な闘争を繰り広げたにもかかわらず、多くの民衆は、自身や子どものナショナリティに無関心であり、専ら現実的な事情（学校が提供する給食や学用品などの便益あるいは商売上の都合など）を考慮していたことを明らかにした。King (2002) の *Budweisers into Czechs and Germans : A Local History of Bohemian Politics, 1848- 1948* は、現在のオーストリア

とチェコとの国境近くの町、チェスケー・ブヂェヨヴィツェ (České Budějovice/ドイツ名 Budweis) の市政やバイリンガル環境で暮らす住民の意識の変化に焦点を当てている。もともと同市では圧倒的にドイツ語が通用していたが、市民の中には自分がドイツ人なのかチェコ人なのか分からないという「バドワイズ人/ Budweisers」が少なくなかった。19 世紀後半、チェコ人とドイツ人のナショナリストたちがそれぞれ政治的な活動を活発化させるに伴い、町の商人はどちらの陣営に属して商売をするのか立場を明確にするよう迫られた²¹。キングは、第 1 共和国が建国されると「チェコ人」人口が増え、ナチス・ドイツがブヂェヨヴィツェを含むズデーテンラントをドイツ第三帝国に併合すると、ドイツ語を話せないチェコ人までもが多数ドイツ国籍を申請し、戦後チェコスロヴァキア国家が独立を回復すると、今度は、ドイツ人の国外追放を目の当たりにした「転向ドイツ人 (元チェコ人)」たちが、チェコスロヴァキア国籍の回復を求めたという極めてシニカルな状況が展開された様子を明らかにした。

チェコスロヴァキア政治史研究に関して中田らが指摘するように²²、本国においては、戦争等による資料の破棄・散逸、社会主義時代には政治的に自由な研究が行えなかったことなどにより、大きな学術的空白が生じている。基礎法研究についてもほぼ同様のことが言え、本国における基礎法研究の蓄積や水準は必ずしも十分ではなく、基礎法分野と歴史研究やナショナリズム研究との融合も盛んではない。その背景事情としては、社会主義時代、特に「プラハの春」の民主化路線が弾圧された際に、多くの法学者が追放されたことが挙げられる。さらには法学教育の土壌の問題、すなわち、長年にわたって条文解釈が中心となる伝統的な大陸法、暗記主義的なローマ法教育が行われてきたこと、EU 法の影響を受けるまでは判例批評文化さえ存在しなかったことから類推できるように、基礎法研究が重視されてこなかったという事情も絡んでいる。現在では、基礎法研究に基盤を置いた比較研究を行い、欧州大で活躍している新進気鋭の若手チェコ人研究者が何人もいるものの、管見の限りではあるが、教科書レベルを超える深い議論を伴った近現代法制史あるいは法社会学の研究文献は少ない。また、ナシ

²¹ King (2002) p. 67.

²² 中田 (2012 年) p. 7, 16.

ヨナリズムがテーマとなる、チェコスロヴァキア地域の歴史（社会史）を詳細に論じた興味深い先行研究は、いずれも国外の研究者の手によるもの（Cohen, King, Judson, Zara など。なお、Frommer (2005b) はチェコ語に翻訳されチェコでも注目を集めた）であった。本稿で依拠、引用したチェコ（あるいはスロヴァキア）語文献数が必ずしも豊富であるとは言えないのはこうした事情による。

先行するチェコスロヴァキア地域研究については、いずれも時代（多くは 19 世紀後半～1930 年代）と研究対象（政党、農業紙、学校教育等々）を絞ることで、直接的・間接的にネイションの問題に深い考察を加えているが、逆に、長いタイムスパンでそれを観察したナショナリズム研究は見当たらない。加えて、先行研究は政治史や社会学分野における記述的研究が中心であった。筆者は、ナショナリズムとネイション・ステイトとの関係に関する理論的・分析的な視座をもってチェコスロヴァキア通史を俯瞰し、これらの相関を明らかにする必要があると考えた。理論的手掛かりとして、複数の構成体の分節的結合の原理ないし理論である連邦主義研究をもとに、「統合」と「分権」との力学が拮抗する連邦政体の可能性と限界を概観する。また、本来両立不可能であると見做されてきたナショナリズムをリベラリズムの価値観に照らして規範的に包摂を試みるリベラル・ナショナリズム理論も参考にし得る。近年の代表的な論者であるキムリッカは、リベラルで豊かな国家であり基本的な市民的、政治的権利も保障されるスコットランドやケベックなどにおける分離運動の広がりや、今日の国家が民族文化的多様性を受け入れる有効な手立てを講じてこなかった証であると断罪し、リベラル・ナショナリズム論に立った複数ネイション連邦制こそが、ナショナル・マイノリティの要求を唯一受け入れられ、分離独立に対抗しうる代替案になると提言する²³。イスラエルの政治哲学者・政治家であるヤエル・タミールも、従来、リベラルはナショナリズム固有の価値を軽視しがちであったが、これは間違いであると指摘し、リベラリズムを出発点として、リベラリズムが許容できる範囲でナショナルな価値を包摂し具体化するプロセスの必要性を説く。タミールによれば、主権や政治的決定への参画はナショナリズムの目的ではなく手段であり、文化的な自己実現こそがナショナリズムの目的であったと解すれば、ナ

²³ Kymlicka (2001a), Kymlicka (2001b)

ショナリズムの実現は、必ずしも独立国家、主権国家のもとでのみ達成されるわけではない。「複数ネーション主義」によって、多様性を保持しながら統一を維持することが可能になるとする²⁴。

キムリッカ自身、連邦制は複数ネーション国家内の緊張や対立に関する万能薬ではなく、却ってマイノリティ集団の分離独立への想いが正当化される恐れもあると付言していた²⁵。然るに、彼の理論が「西洋民主主義諸国」ではない旧ソ連・東欧諸国をも射程範囲とすることを示そうとした、Kymlicka eds. (2001b) *Can Liberal Pluralism be Exported* では、まさに当該地域でそうした複数ネーション連邦制の限界事例が生じたというのに、これらの事例を理論的に分析していない。本稿第 2 部小括、総括において、ネーション・ステイトの形成も「複数ネーション連邦」国家運営も最終的な成功を収めなかったチェコスロヴァキアにおいては、リベラル・ナショナリズムの提言とは裏腹に、主権や政治的決定への参画がスロヴァキア・ナショナリズムの目的となっていた事例がいかに説明されるのかを考察する。

3. 本稿の構成

本稿は 2 部構成である。第 1 部（第 1 章～第 3 章）では、チェコ人とドイツ人との関係に焦点を当て、中世、ハプスブルク帝国時代から 1946 年頃までの間に生じた、両ネーション集団にとって重要な意味合いを持つ出来事を時系列に沿って取り上げながら、両者の関係性の変化を探る。第 1 章では、まずナショナリズムやネーションについて論じる言説を整理した上で、ハプスブルク家治世下で人々がネーション性を意識するようになり、やがてネーション集団の社会的な分化が始まり、そして政治的対立が生じるに至った経過を概観する。公的な集団的権利の獲得を目指すチェコ人と、既得権を保持したいドイツ人との間のネーションの威信を賭けた数十年にわたる攻防戦は、第 1 次世界大戦の戦況の変化を的確に読み、英仏政府などの協力を取り付けることに成功したマサリクが率いるチェコ人集団のさしあたりの勝利となった。しかしながら、双方のナショナリストたちの奮闘空しく、ナショナリ

²⁴ Tamir, Yael (1993/ 1995)

²⁵ Kymlicka (2001a) pp. 139- 140.

ズムの興隆期においても、「自分はチェコ人なのかドイツ人なのか分からない」というネーション意識の曖昧な住民が多数存在したことに留意が必要である。

第2章においては、「チェコスロヴァキア人」のネーション・ステイトとされた第1共和国の国家制度と憲法上の“národ (ナーロト)”概念の扱いを確認した上で、「チェコスロヴァキズム」の意義や民族政策、ズデーテン・ドイツ人の政治的立場の変化などを読み解いていく。第1共和国では、この時代としては非常に寛容なナショナル・マイノリティとの政治的・文化的共存が公に謳われ、実際に多くの民族政党やマスメディア、民族学校などが存在した。1920年代後半にはドイツ人政党が連立政権に加わったことで議会政治の安定化が見られた。ところが、1930年代に入ると世界恐慌の影響がより深刻であったズデーテン地域から政治的不満が噴出し、再びチェコ人とドイツ人との間には緊張が高まっていったのであった。

第3章では、第1共和国内部におけるドイツ人やスロヴァキア人らの不満を巧妙に利用したナチス・ドイツの分断政策によって「第2共和国」が成立するもまもなく崩壊した経緯、そして、第2次世界大戦直後から共産党が政権を奪取するまでの間に存在した「第3共和国」において、ズデーテン・ドイツ人らが国外追放されただけでなく、占領期に同胞たちを「裏切った」チェコ人市民も大量に告発され、大規模な「応報手続」が行われた状況を概観する。第1共和国も採用していた、近代刑事司法手続の諸原理である罪刑法定主義を破る「応報手続」のプロセスは、「ナショナル・クレンジング/ národní očista」と呼ばれる²⁶。ズデーテン・ドイツ人らはそのネーション性を理由に集団処罰され、チェコスロヴァキア領内から追放された。ネーションの仇に媚を売ったと看做されたチェコ人は、事後的に、「国民感情侮辱罪/urážející národní cítění českého nebo slovenského lidu」に問われた。こうしてアンビバレントなネーション意識を抱いてきた市民のナショナル・アイデンティティは、遅くとも戦後ナショナル・クレンジングの時期までに択一的に決せられることとなった。

²⁶ Soukup, Ladislav (2003) „Retribuční dekrety presidenta ČSR dr. Edvarda Beneše [チェコスロヴァキア共和国大統領エドヴァルト・ベネシュ博士の応報令]“, in Soukup, pp. 143-150, p. 143, Frommer (2005 b), Gronský (2006) など。

他方、ナチス・ドイツの保護国であったスロヴァキアでは、ナチスの保護領となっていたチェコとは別個の法制によって戦後の「応報手続」を実施することになったが、実際に処罰されたスロヴァキア人の数は限定的であった。その際に見られたスロヴァキア人特有の「身内意識」は、以後もたびたび顔を出し、チェコ人たちとの軋轢を招くようになったことは、続く第2部の中で概観する。

第2部（第4章～第8章）では、なぜチェコスロヴァキアは1993年1月の連邦解体に至ったのかという疑問に答えるべく、チェコ人とスロヴァキア人との間の政治的な関係性を、第1共和国建国以前に遡りながら辿っていく。第1共和国では、[státotvorný národ/ 建国民族] たる「チェコスロヴァキア人」に含まれたスロヴァキア人は、当然のごとく、ナショナル・マイノリティとは見做されず、言語権などに関する特段の配慮を受けなかった。これに対し、スロヴァキア政治家らは、スロヴァキア人は第1共和国のナショナル・マイノリティではないのかという潜在意識を抱いていた。1945年に再びチェコスロヴァキア共和国に戻ってきたスロヴァキア人たちは、今度こそチェコ人たちに自分たちが対等のネイションであることを承認させようと躍起になった。

第4章では、ハンガリー王国において厳しい同化政策にさらされてきたスロヴァキア人知識人が、如何にして固有のネイション意識を抱くようになったのかを振り返る。そして、スロヴァキア人にとってのチェコスロヴァキズムという概念が持つ意味合いと、スロヴァキア人が第1共和国においてチェコ人に虐げられていたという言説の当否について考察する。第5章では、チェコスロヴァキアの社会主義時代の両ネイションの関係を概観する。社会主義はナショナリズムを凍結させたわけではなかった。1950年代にはスロヴァキアの自治を強く訴えたスロヴァキア人 коммуニストたちは粛清されたが、1968年のいわゆる「プラハの春」までの間に、再びスロヴァキア・ナショナリズムが高揚していた。ワルシャワ条約機構軍の侵攻により、チェコ人たちの政治や社会の民主化・自由化への希望が押し潰されたのに対し、スロヴァキア人たちの「自由よりも、まずネイションの平等・対等を」という要求は1968年憲法律によって叶えられた。ところが、1970年に始まった「正常化」の時期に、共産党はより中央集権的な1党独裁体制を進めたため、スロヴァキアの自治は形骸化してしまった。

第6章では、1989年11月に生じたチェコスロヴァキアの体制転換においては、正統性や法的継続性へのこだわりが見られ、旧体制側と異論派知識人やテクノクラート、改革派コミュニストらが開いた「円卓会議」による禅譲方式で進められたこと、そして、次第に異論派知識人が市民らの支持を失っていく政治状況の変化を確認する。第7章では、それまで共産党のイデオロギーと支配によって抑えられてきたスロヴァキア・ナショナリズムが、新体制下で^{なが}箍が外れて暴走し、チェコ人の連邦国家観や経済改革の方針と感情的に激しく対立した経過を辿る。チェコ人政治家も、スロヴァキア人政治家も、ともに新たな連邦憲法の制定を望みながらも、連邦国家の設計に関する合意もしくは妥協の形成ができなかったということは、両者がひとつの連邦国家内で共生することがもはや不可能となったこと、すなわち連邦国家の解消を意味した。第8章においては、連邦分離後のスロヴァキア共和国の1992年憲法や言語法などに、スロヴァキアがスロヴァキア人のネイション・ステイトであることを過度に強調する、いわゆる「立憲的ナショナリズム」が見られる状況を概観する。立憲的ナショナリズムの傾向は、スロヴァキアだけではなく、スロヴァキアとの民族問題を抱えているハンガリー、他にもポーランドやルーマニアなどの旧東欧諸国においても見受けられるが、現時点では、チェコではその傾向は見られないので、その背景事情を考察する。

第2部の小括として、チェコスロヴァキアが1993年1月の連邦解体に至った要因にアプローチする。その際、複数ネイションの「統合」と「分権」という異なる力学のバランスの制度化を考える連邦主義思想とキムリッカらによるリベラル・ナショナリズム理論にもとづく「複数ネイション連邦」の構想からは、チェコスロヴァキアの辿った現実、すなわち複数ネイション連邦の「失敗例」をどのように説明できるのかを、本稿の総括の中でも検討する。

なお、本稿は、2015年度北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター鈴川中村奨励研究員、2016年度および2017年度日本学術振興会特別研究員として行った調査研究の成果に基づいている。

《第1部 チェコ人对ドイツ人——ネーション意識の形成と自治への欲求》

第1章 ハプスブルク帝国下のチェコ地域におけるネーション形成

1. ナショナリズムとは何か

ネーションやナショナリズムの出現は近代工業社会の発展の産物であるとするゲルナーらの主張（近代主義）に対して、アントニー・スミスは、歴史の連続性という点を強調する（原初主義）。すなわち、我々がネーションと呼ぶ単位やナショナリズムと呼んでいる感情や理念は、歴史上いつの時代にも発見できるものであり、すべてのネーションは、そのような「ethnie/エトニ、エスニー」を核としているという立場である。「エトニ」とは、他者と識別される集団の名前を有し、共通の祖先に関する神話、歴史的記憶、独自の文化を共有し、ある特定の領域との結びつきを持ち、内部での連帯感を持つ人間の集団を指す²⁷。スミスによれば、エトニは、少なくとも文字記録が始まって以来、歴史資料上あらゆる時代において存在しており、古くからエスニックな紐帯や感情が非常に重要な役割を果たしてきたことが窺われる²⁸。エトニとネーションとの明確な線引きは難しいが、ネーション概念が成立するためには、神話による集合的目的と記憶によるアイデンティティという存在がまず必要条件となり、それに加えて、主権が及ぶ明確な領域を有すること、法的・文化的共同体であるということが見出されるという²⁹。スミスの理解では、政治的単位としての近代的なネーションは、国民主権のような立憲政治的イデオロギーから生まれたのではなく、中世以前の王国間の戦争が繰り返される中で生じた“ethnic state”を原型として、やがて“nation state”へと展開していくものである³⁰。

とはいえ、スミスもネーション形成は文化的な構築であると捉えており、近代になってエスニックな起源がリバイバルすることでネーション意識が高まったものと認識している。そして、ネーション概念には、エスニックなものと同域的（市民的）なものが二元的に含まれる不安定なものであるとも述

²⁷ Smith (1999) pp. 29–39.

²⁸ Smith (1999) p. 2, 39.

²⁹ Smith (1999) p. 153–163.

³⁰ Smith (1986)、吉野 (1997) pp. 30–40.

べている³¹。他方で、ゲルナーらも、ネイションが近代になって突如として現れたというのではなく、ネイションは生き残るために核となるエスニックな起源を必要としていることを認めていることからしても、両者の見解は根本的に対立しているというわけではない³²。

神話がナショナル・アイデンティティの形成に果たす役割に関して、ミラーは、神話が歴史の中に基礎づけられることで世代間の連続性を体現するものとして安心感を与え、また、祖先が持っていた美德の実践を促すという道徳を教える役割を持つため、その本質を探る上で重要であると考えている³³。チェコでは、国名 [Čechy/チェヒ]³⁴の由来となった Čech/チェフという名の長老に率いられたスラヴ人たちが定住したというジープ山の聖地伝説（6世紀頃）や、女王リブシェがプラハを開いてボヘミア王国の礎を築いたという伝説（7世紀頃）³⁵が現在も語り継がれている。これらの伝説の存在は、チェコ人にとって、自分たちが由緒正しい歴史を有する、古くから他の集団とは識別されていたエトニの子孫であることを意識する拠り所となるであろう。しかし、続く第2節および第3節で論じるように、チェコの人々のネイション意識の形成プロセスにおいて、チェフのジープ山や女王リブシェの神話的な共同体伝説が重要な役割を果たしたという事情は見受けられないし、道徳上の素材となっているわけでもなさそうである。チェコの場合には、中世以来チェコの貴族たちが治めてきた地域を包括する「王冠の諸領邦」概念というものが、チェコ人意識を持った政治指導者たちがハプスブルク家に対して集団的権利を要求する際の根拠となった。その「王冠」とは、10世紀のチェコ人王朝であるプשמisl朝のボヘミア大公ヴァーツラフ³⁶が戴いたとされるものであり、その点では神話的な要素も否め

³¹ Smith (1999) p. 2, 176.

³² Gellner (2000) pp. 229-232.

³³ Miller (1995) pp. 61- 80.

³⁴ チェコ語の“Čechy”は、ボヘミア地方を表す言葉でもあり、ボヘミア地方・モラヴィア地方 (Morava)・シレジア地方 (Slezko) というチェコの領域全体を示す言葉でもあり、両者を区別することができない。なお、現在の正式な国名は形容詞形を用いた“Česká republika (チェコ (の) 共和国)”である。

³⁵ ベドジーフ・スメタナのオペラ「リブシェ」はこの伝説を基にしている。

³⁶ 10世紀半ば頃に暗殺されたプשמisl朝ボヘミア大公。遅くとも同世紀の終わりまでには聖人化され、彼が暗殺された9月28日はボヘミアの祝日とされていたようである (Holý (1996) p. 35)。その後現在に至るまで、ヴァーツラフはチェコの守護聖人として信仰され、その命日も「チェコ国家の日」として祝日扱いされている。ヤン・フスがチェコ・ネイションのシンボルであるのに対し、聖ヴァーツラフはチェコ国家の正統性の源泉を示すシンボルとみな

ない。しかし、「王冠の諸領邦」という概念自体は、14世紀の神聖ローマ帝国皇帝・ボヘミア王カレル4世によるチェコ（ボヘミア、モラヴィア、シレジア）統合に端を発する連合概念であり、歴史的な実体を有した。もっとも、「王冠の諸領邦概念」は、貴族ら大土地所有者を中心とした愛邦（愛郷）主義に影響を与えた政体概念であり、中下層階級をも包含するネイション意識とは性質の異なるものであった。チェコ人全体が本格的にネイション意識を形成するようになったのは、やはりゲルナーらが主張するように、領域内で学校教育が行き渡るようになった啓蒙主義期以降のことであると考えられる。

プラハ生まれの歴史家ハンス・コーンによれば、西洋世界（イギリス、フランス、アメリカ、オランダ、スイスなど）におけるナショナリズムは、主に、政治的領域の問題として、将来のネイション・ステイトの形成が先行する形で（アメリカでは同時に）発生したものである³⁷。そのため、ネイションの概念も、憲法体制を承認しエスニックな多様性や個人の自由を尊重する個人の意思による結合とみなされるなど、政治的な観念として捉えられていた。すなわち、西洋世界のナショナリズムは、初めから個人の権利や自由などの概念と親和性があった。これに対し、ドイツを含む後発の中東欧やアジア地域などにおけるナショナリズムは、概して社会的・政治的發展が進んでいない段階において生じた。そこでのナショナリズムは、既存の国家形態に抗う形で増大したものであり、民主的な国家への変容だけではなく、民族学的な要求に沿う形で政治的境界線を引き直そうという主張にもつながった。こうして、東方におけるネイション概念では、血縁性が重視され、祖国の神話といったものを共有する民族的な共同体のメンバーという観念になった、とコーンは分析する。

コーンのかかる見解は、「ナショナリズムの東西二分法」あるいは「シヴィック・ナショナリズム」対「エスニック・ナショナリズム」の構造として理解され、のちの研究者たちに強い影響を与えた。コーンの二分法については、エスニックな共通性をネイションの基盤とはしないとされたシヴィック・ナショナリズムについても、例えば、フランスにおけるフランス語への同化政策あるいは連合王国(UK)

されている。

³⁷ Kohn (1961) pp. 329- 334.

におけるスコットランドやウェールズの文化的、政治的な要求などを想起すれば、現実はずしも「西の」ナショナリズムによって正しく説明されるものではないとの反論がある³⁸。また、「東の」ナショナリズムを後進的なものと捉える視点は、東欧諸国が、かつての「東西冷戦」に「敗れた側」の社会主義体制に属していたことと合わせて、ステレオタイプで優劣をつける二分法であるとの批判もある³⁹。

「東西」の境界事例と言えるチェコの場合⁴⁰、古くから「王冠の諸領邦」概念による政治的境界線は明白であり、現在のチェコ共和国の領土もこの「王冠の諸領邦」とほぼ一致する。政治的、文化的にも極めて発展していた「王冠の諸領邦」では、チェコ人王朝が途絶えて非チェコ人が統治するようになると、領域内ではチェコ人とはエスニシティを異にするドイツ人が社会の上層を占めるようになった。そのため、「東の」特徴とされる民族抗争的なネーション形成が行われることになったのである。

「東の」ナショナリズムの発展形態については、社会的・政治的発展の後進性ゆえに、まずは言語や文化、歴史に関する研究において、初めは大衆の支持を受けない単なる学者や詩人の夢や希望として発現したとするコーンと同様の主張は、ナショナリズム形成の過程を社会史的手法によって検討したフロホの三段階論にも見られる⁴¹。フロホは、フランスやオランダ、スウェーデンなどにおける早い段階から存在したネーション [state nation] と対置させた、「非支配的/ non-dominant エスニック集団」に分類される欧州の小規模な8ネーション（ノルウェー人・チェコ人・フィンランド人・エストニア人・リトアニア人・スロヴァキア人・ベルギー（フラマン）人・デンマーク人）のナショナル・ムーブメントには、下記のような三段階の展開が共通して見られると分析する。

A 段階：民俗文化的、学問的関心期。一部の文筆家や学者が、ナショナルな言語や風俗に関心を持

³⁸ 塩川（2008年）pp. 189- 197、吉野（1997年）p. 86. など

³⁹ Brubaker (1998) p. 298.

⁴⁰ Kohn (1961b) p. 560.

⁴¹ 但し、フロホはコーンの東西二分法を採用したわけではない。フロホは、1968年にドイツ語で *Die Vorkämpfer Die Vorkämpfer der Nationalen Bewegung beiden Kleinen Völkern Europas: eine Vergleichende analyse zur Gesellschaftlichen Schichtung der Partiotishcen Gruppen*, Universita Karlova を発表し、のちに加筆修正の上、英語版の *Social Preconditions of National Revival in Europe*, Columbia University Press（初版1985年/改訂版2000年）を発表した。本稿では英語版・改訂版を参照している。

って研究する。

B 段階：政治的主張が始まる時期。一定の社会階層や職業層に属する「愛郷者/patriot」たちが、民族的な理念を掲げ、政治的キャンペーンを行う。

C 段階：ナショナル・ムーブメントが大衆へと浸透する時期。国民的要求を掲げての闘争に、幅広い階層の人間が動員されていく。

ホブズボームは、ゲルナーが上からの近代化という視点を優先させることで、下からの、つまり普通の人々の見方に適切な注意を払わなかったのに対し、フロホの研究はまさにそこに視座を置き、民族再生運動の分析で新時代を開いたと評価する⁴²。しかしフロホの研究は B 段階に焦点を当てて、上記 8 ネイションの社会構成や政治リーダーたちの起源などを比較するものであり、C 段階は取り上げていない。後年フロホは、その理由に関して、この研究が行われた社会主義体制下の 1950 年代にはネイションの形成に関する研究は時代遅れであるとみなされていたため、社会構成や地理的構成に関する定量化であれば比較的自由に研究し得たという時代背景に触れている⁴³。加えて、フロホは、「ナショナリズム研究」ではなく「ナショナル・ムーブメント研究」と銘打つことで、抽象的な理論を問題にするのではなく、可視的な具体的個々人の活動を観察・分析する実証研究に特化できるという利点にも言及する⁴⁴。また、フロホは、近代に生じたナショナリズムがネイションを生み出したというゲルナーらの見解に対し、ナショナリズムが確立するのは C 段階においてであるが、ネイションとナショナリズムとの関係は、どちらから派生する関係ではなく、相互補完的で相関関係があると批判している⁴⁵。

ハンガリー出身のペーテル・シュガーは、コーンの二分法を踏まえつつ、東欧のナショナリズムは、西洋ともドイツとも異なる性格を有するとして、さらに 4 つのタイプ（ブルジョア型・貴族型・人民型・官僚型）に分類した⁴⁶。シュガーによれば、西洋のナショナリズムに最も類似したブルジョア型に

⁴² Hobsbawm (1992/ 2001) p. 4.

⁴³ Hroch (1998) pp. 92- 93.

⁴⁴ Hroch (1998) p. 95.

⁴⁵ Hroch (1998) p. 102, 104.

⁴⁶ Sugar (1969/ 1981) pp. 46 -47.

よって成功したのはチェコ人のみであった⁴⁷。その理由は、ハプスブルク帝国内のチェコ諸領邦では、1620年の「ビーラー・ホラの戦い」の結果チェコ人貴族は追放され、貴族はドイツ人をはじめとする「外国人」ばかりになったからであった。外国人貴族たちはそれなりの力を持っていたが、ポーランドやハンガリーの場合とは異なり、チェコにおけるナショナリズム形成の中心にはなり得なかった。18世紀になってボヘミアとシレジアが経済的に発展し、次第にチェコ人のブルジョア階級が発達すると、彼らがチェコ・ナショナリズムの担い手となった。チェコ人のブルジョア階級は、まずは帝国内での言語的平等を求めたのであるが、その要求に際しては、「王冠の諸領邦」などの歴史的諸権利を根拠とする民族的要求とならざるを得なかった。シュガーは、チェコはもともとドイツや西欧と密接な関係を有していたが、地理的・政治的現実によって、西欧のブルジョア型ナショナリズムよりも、より歴史的・伝統的な様相を帯びることになったと考察する⁴⁸。

シュガーは、「ナショナリティ」とは、「同じ言語を使用することによって、また、同じ言語を使用することに関連してある種の文化的な価値観を共有することによって、さらには、はっきりとは定義できないが、厳然として存在する同族意識を持つことによって、他と区別された人間の集団を意味する」としている。この定義によれば、彼自身が述べるように、「ドイツやオーストリアやスイスの中のドイツ語使用人口は、他の点では違っていても、同じ『ナショナリティ』に属している」ことになる⁴⁹。キールで用いられるドイツ語とチューリッヒのドイツ語が同一言語に分類されるとしても、彼らが相互に「自分たちは同じ『ナショナリティ』を持つ」と認識するのかについては、甚だ疑問である。シュガーに従えば、チェコ人とスロヴァキア人がそれぞれ用いる言語もほぼ同一と言えよう。しかしながら、スロヴァキア人は、チェコ人とはネイション意識を共有しなかった。要するに、「ナショナリティ」の意識においては、言語そのものよりも、「はっきりとは定義できないが、厳然として存在する同族意識」とは何かが問題なのである。先述したように、本稿においては「ネイションとは何か」を定義づける試

⁴⁷ Sugar (1969/1981) p. 46.

⁴⁸ Sugar (1969/1981) p. 48.

⁴⁹ Sugar (1969/1981) p. 4.

みは放棄するものの、「厳然として存在する同族意識」とは何なのかという問い掛けを常に意識しながら、チェコスロヴァキアにおけるナショナリズムの相克の歴史を問い直していく。

ホブズボームもゲルナーと同様に、ナショナリズムがネイションや国家を創り出すと主張する。ホブズボームは、ナショナリストが信じる「神話」——国民的言語は民族的文化の原初からの基盤であり民族的精神の母型である——とは裏腹に、義務教育が一般化する以前の時代には、話し言葉としての「国民的」言語は存在しようがなく、国民的言語は、ほとんど常に、半ば人工的に作られたものであると指摘する⁵⁰。歴史学者のパトリック・ギアリも、近代になって、言語や生活様式により民族を同定する文献学や民族考古学的な考え方が広まったことで、国民教育プログラム、すなわち標準語教育が普及することとなり、それまで曖昧だった言語の境界が硬直化し、ナショナリズムも高まったことを指摘する⁵¹。彼は、古代ローマ人を例に挙げ、はるか昔の人々もネイションという意識や集団的なアイデンティティを持ったことは否定できないが、初期中世の「民族」と現代の「民族」が一致するなどというのは神話でしかなく、欧州の諸民族は、歴史が生成変形してきたプロセスのひとつに過ぎないと主張する。ギアリは、ナショナリズムが再び蔓延する現状や歴史研究がナショナリストのプロパガンダに利用される運命を憂い、民族が客観的な存在であると誤認され、ある民族の存在自体が彼らの自治権の根拠とされることへの懸念を示す⁵²。ギアリによれば、民族自決権という考え方は、その地にネイション・ステイトを形成する真の根拠たり得ないのである。要するに、20世紀のチェコ人たちが、「自分たちの祖先」がケルト人の放棄したとされる地に先住したからといって、その数百年後に入植したズデーテン・ドイツ人の子孫らに対して「土着の」民族として先占取得を主張し、自らのネイション・ステイトを建国した行為には、果たして正当性があったのか、という疑問に他ならない。

ベネディクト・アンダーソンも、ヨーロッパにおける辞書編纂革命が、言語を、特定の「共同体と想

⁵⁰ Hobsbawm (1992/ 2001) p. 67.

⁵¹ Geary (2002/ 2008)

⁵² Geary (2002/ 2008) pp. 21- 33, 55.

像される集団」の財産とする信念の創出につながったことを指摘する⁵³。19 世紀、ヨーロッパの王朝は、行政上の目的から特定の出版俗語を国家語として採用したが、その言語の選択は、基本的には便宜上のものに過ぎなかった。ハプスブルク帝国ではドイツ語が国家語として採用されたが、ハプスブルク家の人々の中にはドイツ語を話せない者がいたくらいである。結婚や戦争によって領土の範囲を頻繁に変更しながら多民族を統治したハプスブルク家に、特定のナショナリティを割り振ることは困難であるが、19 世紀半ば以降になると、帝国が、実用性から国家語として選択したドイツ語の普及に努めれば努めるほど、帝国はドイツ語話者に肩入れしていると見做され、他言語を用いる臣民たちの反発を招くようになったという経緯がある⁵⁴。

以上のようなナショナリズム研究の成果が投げ掛ける疑問や課題を常に意識しながら、次節以降でチェコスロヴァキアの独立に至るまでの、チェコ人とドイツ人との間の政治的闘争を概観する。

2. 「王冠の諸領邦」概念

チェコの西半分には位置したボヘミア王国では、10 世紀頃までにチェコ人のプシェミスル家の下で統一され、早くからその領域が確立していたと考えられる⁵⁵。12 世紀頃には、チェコの幾つかの有力な家系が貴族身分となり、彼らが君主の選出や裁判を行うために主宰していた集会や活動は、やがて身分制議会や裁判所、台帳の作成など国制の整備へとつながった。同時に、こうした貴族共同体は、君主と協働して内政外政を担う政治力を持つようになった⁵⁶。チェコの東側にあるモラヴィア地域に関しては、1190 年代に辺境伯領とされた。1439 年にアルブレヒト辺境伯が死去したのち、モラヴィア辺境伯の地位はボヘミア王が兼務するようになったが、実質的には、20 あまりの大貴族が集団でモラヴィアを統治する体制であった⁵⁷。これにより、モラヴィアでは貴族の自治意識が強くなり、プラハよりもハプス

⁵³ Anderson (2006/2007) pp. 144 - 146.

⁵⁴ Anderson (2006/2007) pp. 145 - 146.

⁵⁵ Urban (2000) pp. 24-32, 藤井 (2014) p. 349.

⁵⁶ 藤井 (2014 年) pp. 81-137, pp. 238 -297.

⁵⁷ 薩摩 (2005 年) pp. 147-148.

ブルク君主のいるウィーンとの結びつきが強まった。

チェコ人は、隣接して暮らすゲルマン人の拡張政策や文化的浸透に常にさらされてきた。12 世紀半ば以降、国王や領主がドイツ人の開墾植民を受け入れたことで一気にチェコの集落が拡大し、13 世紀以降、主にドイツ人の手によって次々と都市が建設された⁵⁸。ドイツ人の文化的傲慢さや彼らが有した市民的・経済的特権、ボヘミア宮廷やボヘミア諸都市におけるドイツ人の圧倒的な影響力に対するチェコ人貴族からの反発は、12 世紀にラテン語で書かれたチェコ最古の年代記『コスマス』や、14 世紀初頭にチェコ語で書かれた韻文年代記『いわゆるダリミール年代記』にも記されている⁵⁹。因みに、チェコ語ではドイツ人を“Němec”と呼ぶが、その語源は、多くのドイツ人がチェコ諸領邦に移住してきてもチェコ語を学ばなかったことで、「話せない人、啞 (němý)」と呼ばれたことによる。

14 世紀初頭にプシェミスル家が途絶えると、ボヘミアの王位はドイツ系のルクセンブルク家に移った。1341 年に即位した神聖ローマ帝国皇帝カレル 4 世（ボヘミア王カレル 1 世）のもとでボヘミア王国は最盛期を迎え、プラハは神聖ローマ帝国の首都として繁栄した。チェコ語はドイツ語とともに王国の公用語であった⁶⁰。1348 年、カレル 4 世は、ボヘミア王国・モラヴィア辺境伯領・シレジア公国を「聖ヴァーツラフの王冠」のもとに統合した。これにより、あくまで自立的単位である各領邦が、王を戴くボヘミアを中心に自発的に結合したという「チェコ(ボヘミア)⁶¹王冠の諸領邦/ Země Koruny české」概念が生まれた⁶²。聖ヴァーツラフの王冠は神から授かったとされ、「単に、今日の国旗と同じように、ある民族の主権を象徴するものと考えられただけではなく、一定の神秘的な人格と固有の権利を持つものと考えられ、その権利には、その王冠をかつてかぶった個人が支配していた全ての土地に対する

⁵⁸ 藤井（2014 年）p. 197, 198.

⁵⁹ Zacek（1969 年/ 1981 年）p. 140, Štaif（2003）p. 82, 藤井（2014 年）pp. 301- 311.

⁶⁰ 矢田（1977 年）p. 88.

⁶¹ 脚註 34 と関連するが、“český（チェスキー）”という形容詞は「チェコ（人・語）の」という意味と「ボヘミアの」という意味を持つ。したがって、文脈に応じてボヘミア地域のみを指すのか、それともボヘミア・モラヴィア・シレジアという 3 地域すべてを含む「チェコ」の意味なのかを考えて訳し分けるよりほかないが、論者によって捉え方は異なってくる。この「チェコ（ボヘミア）王冠」も、論者によって訳が異なるひとつの例である。

⁶² 薩摩（2005 年）pp. 145 - 146.

領有権が含まれると考えられたのである」⁶³。

チェコにキリスト教（東方正教、ローマ・カトリック）がもたらされたのは9世紀頃である。最終的にはローマ・カトリックが優勢となったが、このことは、チェコに対する神聖ローマ帝国の政治的影響力の増大を意味した⁶⁴。オックスフォード大学のジョン・ウィクリフの思想に影響を受けたプラハ大学のヤン・フスは、聖書主義に基づいて堕落した教会制度や教皇の贖宥状販売を批判したことで、1415年に処刑された。その後ローマ教皇や皇帝によるフス派の弾圧に対してチェコの民衆から激しい抵抗が起こり、ボヘミアとその周辺は戦争状態となった。やがてフス派は内部分裂し、貴族や有産階級が中心となった穏健派（ウトラキスト/聖杯礼拝派）が、職人や農民らからなる急進派（ターボル派）⁶⁵を撃退して、1436年、ジグモンド王とバーゼル協約を締結した。その結果、ボヘミアとモラヴィアにはフス派とカトリックの2つの宗派が共存することとなったが、フス戦争によりボヘミアの国土は荒廃し、王国から多くのドイツ人カトリック教徒が去ったことで、チェコ人の勢力が強まることとなった。

フスは、チェコ語の文語の発展にも貢献した。フス派教会では、ラテン語ではなくチェコ語による典礼が行われ、次第に宮廷や都市の行政機関でもチェコ語が使用されるようになった⁶⁶。また、フス派の運動は、カトリックの権威に対抗した宗教改革運動ではあったが、ボヘミアで大所領や鉱山経営を独占し、宮廷や教会、大学などの実権を握っていたドイツ人の支配に対する民族的な対抗運動という側面もあった⁶⁷。このようなコンテキストにより、後世フスは、チェコのナショナル・ムーヴメントの始祖として崇められ、シンボル化されることとなったのである。

1458年にボヘミア貴族のイジー・ス・ポヂェブラトがボヘミア王に即位したが1471年に死去し、

⁶³ Sugar (1969/1981) p. 25.

⁶⁴ 藤井 (2014 年) p. 140, 312.

⁶⁵ ターボル派を率いた隻眼のヤン・ジシュカ (Jan Žižka) は無敵の将軍として恐れられた。ジシュカ像の建立は1924年から計画され、ようやく1950年に完成した巨大なジシュカの騎馬像は、現在もプラハ市内を見渡すヴィートコフの丘の上にそびえ立つ。ジシュカは、チェコ・ネーションのシンボルとしては唯一、戦に関連する存在であり (Holy (1996) p. 130, 134 ほか)、近年では第2次世界大戦の戦勝記念公式式典などが開催される場所となっている。

⁶⁶ Zacek (1969/1981) p. 140.

⁶⁷ 矢田 (1978 年) p. 28.

最後のチェコ人の王となった。1526年にボヘミア王に即位したフェルディナント1世以降、ボヘミアの支配権はハプスブルク家が確保した。以来、神聖ローマ帝国の皇帝がボヘミア国王を兼務することが続き、宮廷のみならずボヘミア全体でドイツ人が再び増加した。しかし、「王冠の諸領邦」は、15世紀にボヘミア王権が弱体化し各領邦が実質的な主導権を握った時でさえ解体されず⁶⁸、ハプスブルク家の支配下でも公式に廃止されることなく、その概念は綿々と継承された。やがて、「王冠の諸領邦」はチェコ人が当該領域の領有権を有するという歴史的な権利、国家権⁶⁹概念として認識されるようになり、近代になって市民権に基づく国民概念が登場したのちも廃れることはなかった。

ボヘミアでは多くのドイツ人官吏が登用され、ドイツ人勢力の巻き返しが進んでいることに危機感を強めたボヘミア貴族は、1615年、身分制議会であるボヘミア議会において、チェコ語の使用を義務付ける言語法案を採択し、ボヘミア王位の世襲継承権をハプスブルク家に付与した1554年ボヘミア議会の決議を破棄し、プファルツ選帝侯フリードリヒ5世を選出した⁷⁰。これに反発したハプスブルク家を中心とするカトリック軍は、1620年、30年戦争の導火線となったビーラー・ホラ (Bílá hora/白山) の戦いにおいてボヘミア貴族を完敗させた。民衆も戦ったフス戦争とは異なり、ビーラー・ホラの戦いは貴族同士の封建的な争いであった。反乱の指導者27名は処刑され、プロテスタントの貴族のみならず、聖職者や信者らも国外へ追放されるか自ら亡命した。没収されたプロテスタント貴族の所領は、ドイツ人やイタリア人などのカトリックの貴族や教会に分配され、それに伴い、再び多くのドイツ人が入植したことで、チェコでは急激なドイツ化、カトリック化が進んだ。ボヘミア王に就いたフェルディナント2世は、1627年、改定領邦条例を發布してプロテスタントの弾圧と対抗宗教改革を進め、ボヘミア議会の法案提出権を奪うなどしてその権限を弱めた。合わせて、チェコ語に加えてドイツ語も公用語に追加された結果、住民の1割程度しか用いないドイツ語がチェコ語を駆逐し始め、次第にチェ

⁶⁸ 薩摩 (2005年) pp. 146.

⁶⁹ České státní právo. なお、“právo”には日本語の「法」と「権利」という意味が両方含まれるため、「国法」の訳語を当てる文献もある。

⁷⁰ Zacek (1969/1981) p. 142.

コ語は公用語として用いられなくなった。より良い仕事に就くためにはドイツ語の能力が必須であった。高等教育はドイツ語で行われ、チェコ語の文語は姿を消した。上・中流階層のチェコ人たちは家庭内でもドイツ語を用い、チェコ語は農民ら下層階級が使用する低俗な言語と看做されるようになった。

18 世紀の啓蒙絶対君主マリア・テレジアは、チェコ語が公用語として用いられなくなっていることで、チェコ語しか話せない住民たちとチェコ語を解さない官吏たちとの間でコミュニケーションが取れていないことを問題視した。そこで、1763 年、あくまで統治の必要性からではあったが、チェコ語教育の充実を指示する勅令を發布した。逆に、1780 年代になると、マリア・テレジアの息子ヨーゼフ 2 世は、中央集権国家化を促進するためには、帝国内の公用語について、上流階級しか理解しないラテン語を廃止してドイツ語に統一するのが機能的であると考えた。ヨーゼフ 2 世の試みは帝国のゲルマン化を意図したものではなかったが、帝国内の非ドイツ系諸民族の猛烈な反発を買い、諸領邦の貴族を中心とした愛邦主義の刺激につながった。特に、ハンガリーにおいては、ラテン語を用いていた小貴族や郷紳たちは、帝国のドイツ語化を機に自分たちの特権が奪われることを恐れ、ラテン語使用を死守するとともに、機会主義的にではあるがマジャール語の普及を提唱した⁷¹。

チェコの歴史家フランチšek・クトナルは、17 世紀から 19 世紀前半にかけてのボヘミアにおける“národ (ナーロト)”概念の変遷について次のように論じる⁷²。もともと「ナーロト」は、身分制的国家制度のもとで特権を享受する社団を指すなど、歴史的には階層限定的で、身分制秩序と結びついた概念であった。隷農を国家の基盤と捉える新たな統治思想の影響を受けたマリア・テレジアやヨーゼフ 2 世による啓蒙改革の過程で、農民を中心とした民衆の社会的地位が向上するに伴い、ボヘミアにおける「ナーロト」は、“vlast/祖国”概念を媒介として民衆を包含する概念へと再編成されていった。19 世紀以降、「ナーロト」概念は、ドイツ・ロマン主義の影響を受けて、民衆を核とし、言語・文化・血統の共通性といった「民族的要素」が強調されるようになった。

⁷¹ Anderson (1983/ 2007) pp. 133 - 134, 145, pp. 166 -167, Beneš (1967) p. 340.

⁷² Kutnar (2003)

ドイツ・ロマン主義の先駆者は、哲学者で文学者、詩人のヨハン・ゴットフリート・ヘルダーであった。彼は、集団的アイデンティティの基盤は政治的主権ではなく、文化の共有であると考え、こうした共同体のことを“volk”と呼んだ⁷³。ヘルダーは、ナショナル・アイデンティティの指標のひとつとして言語を重視し、1772年に『言語起源論』を著している。こうした彼の理念はフィヒテを始めとする多くの知識人に影響を与え、民族を言語集団と同一視するナショナリズム観がこの地域に定着した。

この点、スロヴァキア研究の中澤も、中世後期ヨーロッパの政治思想においては、「ネーション」や「ナショナリズム」の語源である“natio/ナティオ”概念の枠組と範囲は特権身分層に限定され、とりわけ、集会や議会への参加権を享受する社団として理解されていたことを指摘する。そして、カトリック派と福音派の知識人らが、同じ言語を話すという前提のもと非特権階級をも含むようになったナティオ概念を取り入れ、「スロヴァキア人」、「スラヴ人」という集団を「ナーロト」に相当すると考える「国民形成理論」を構築し始めたとする。中澤によれば、「ボヘミア王冠」概念を有するチェコ人は、ハンガリー王冠と自己を同一視できないスロヴァキア人よりも容易に、「ナーロト」を国政上の権利主体として認識できたのであった⁷⁴。

福田（2006年）は、フロホ自身の実証研究では取り上げられていない、「知識人や一部の愛郷者たちによるナショナル・ムーヴメントが大衆へと浸透していくプロセス（C段階）」を、さらに、「近代的『市民社会』としての国民（C1段階）」、「一人歩きする『チェコ性』（C2段階）」、「市民層と下層民のせめぎ合い（C3段階）」の3つに分類して、チェコにおけるネーション意識の展開を考察する⁷⁵。福田によれば、C1段階は、ハプスブルク帝国が立憲体制へと移行し始めた1860年代以降のことである。ドイツ語文化圏で生活してきた「愛郷者/vlastenec」が、チェコ人のための公論の場として“Národní listy/民族新聞”を始めとするチェコ語メディアを生み出したものの、その読者となったのはほとんど自分たち自身であった（「作られたチェコ性」）。C2段階は1880年代以降であり、経済発

⁷³ 植田敏郎（1964）「ヘルダーの国家観」、『一橋論叢』、No. 51(6) (pp. 653- 670), p. 666, 吉野（1997年）p. 86 など

⁷⁴ 中澤（2009年）pp. 6- 8, 387- 391.

⁷⁵ 福田（2006年）pp. 22.

展や選挙権の拡大に伴い大衆が政治の世界に参入することによって、チェコ社会におけるエスニック性、チェコ性が強化された時期である。同時に、言語の問題が頻繁に政治的要求として現れ、1880年以降10年毎に行われた国勢調査の質問事項にある日常語の選択が、民族の選択と同視されるようになった。1882年にプラハ大学がドイツ語部門とチェコ語部門に分かれたことで、チェコ語を教育言語として大学卒業資格まで得られることとなり、ナショナリズムの担い手となるエリート層が恒常的に排出された点も重要である。C3段階は、1890年以降、政治の大衆化によって、本格的な労働者運動やカトリック運動が拡大のために下層民を奪い合うようになった時期とされる。その詳細は次節において述べる。

かつてチェコの歴史研究においては、ドイツ文化に同化され消滅寸前となっていたチェコ語ないしチェコ民族は、「チェコ民族再生（復興）運動/české národní obrození」によってリバイバルしたという見方が主流となっていた⁷⁶。その歴史認識を単純化すると、概ね次のようなストーリーとなる。1620

⁷⁶ 篠原（2001年）は、“národní obrození”という言葉が、「同時代的には、当然のことながら、歴史の実体としての『チェコ国民』の存在を前提としている」として、“národní obrození”の過程を「近代黎明期の文化・政治現象として考え、“národ”をそこで生み出された質的に新しい表象であることを強調するため」同稿では『『国民』再生（復興）』と訳すと注記している（p.16）。しかしながら、19世紀前半の時点で「チェコ国民」という歴史の実体が存在していたという篠原の認識には同意し難い。近代社会における国民主権的な発想が広まっていなかった時期には、「国民」という観念自体存在せず、のちの「国民」は「臣民」として捉えられていた（塩川2008年p.7）のであり、封建的領地としての「王冠の諸領邦」概念においては領民＝国民ではなく、主権国家体制を確立させたとされるウェストファリア体制以降もハプスブルク帝国臣民＝「チェコ国民」とは言えないからである。

桐生（2012年p.27）も、「ドイツ人性」や「チェコ人性」といったアイデンティティの形成に関して論じたキングやジャドソンの研究を、「国民形成」の過程に関する議論として捉える。桐生は、「これまでしばしば『民族』と訳されてきた“národ”」については、かつては身分制的国制のもとで特権を享受する社団を示すなど、歴史的には階層限定的で政治的権利と結びついた概念であったこと、身分に関わりなく同じ言語を話すという意味が強調されるようになったのは19世紀以降のことであるとして、19世紀後半のボヘミア農村を取り上げる同書では原則的には“národ”を「国民」と訳すと注記する（ただし、歴史を超越して存在する言語的・文化的に均質な集団として把握する“národní obrození”については、例外的に「民族再生」論としている。p.28）。また、18世紀から19世紀半ばのハンガリー王国における王と諸身分が国家主権を分有するという国家概念から始まった“natio”概念の多義化を考察する中澤（2009年）も、タイトルを「近代スロヴァキア国民形成思想史研究」と名付けたように、“národ”概念の形成を「国民形成」と捉えている。

おそらくこうした理解は、篠原らが、「1980年の歴史学研究会の大会で齋藤孝が示唆し、91年の大会で小沢弘明が表明した見解」、すなわち「民族」は、エスニック・グループもしくはエトノスにあてはまるものと考え、「ネイション」は「国民」に対応させる（木畑洋一（1994）pp.5-6）という歴史学会における定義づけに依拠しているためであろう。これは単なる日本語訳の問題かもしれないが、ある語の意義付けの違いは、その概念の認識の相違ひいては論旨全体の理解の相違ひにもつながる問題である。「国民」とは、ある国家の正統な構成員の総体と定義され、必ずしもエスニックな同質性を持つとは限らない（塩川2008年p.5）と解する本稿の立場からは、桐生や中澤の議論については、広い意

年のピーラー・ホラの戦い以降の時代は、戦争による国土の荒廃とドイツ人支配の強まった「暗黒の時代/doba temna」であり、高度に発展していたチェコの文化やチェコ人性はハプスブルク家によって抑圧された。この「暗黒の時代」に農民たちの間で細々と守られていたチェコ語やチェコ文化は、18世紀後半、愛郷者たちの努力によって文芸などを通じて農村以外の社会集団の間にも普及していくようになった。そのおかげで、19世紀に入ると、ゲルマン化されていたチェコ人たちも民族的な精神を取り戻し、そして、失われていた言語的権利や政治的自律性を回復するために、「諸民族の牢獄」であるハプスブルク帝国の権力に対し、「ボヘミア国家権」に基づくチェコ人の自治を求めるまでに民族性を回復させた、というような物語である。この民族再生論においては、チェコ民族が、言語的・文化的に均質な、歴史上所与の集団的存在として捉えられている点に特徴がある⁷⁷。

チェコ民族再生運動に関わった第1世代の代表的な人物は、カトリックのイエズス会士であり歴史家でもあったヨゼフ・ドブロフスキー（1753～1829年）らボヘミア愛郷者であった。彼は、1792年に「チェコ語とチェコ文学の歴史」という本をドイツ語で著し、チェコ言語学の礎を築いた。歴史家のペルツル（1734～1801）は、15世紀前半にゲルマン化が進んでいたボヘミアの地で起きたフス派の運動はチェコ人の影響力の復活に寄与したと評しながらも、多くの宗教的・文化的モニュメントを破壊した彼らの蛮行には批判的であった⁷⁸。続く第2世代になると、母語を用いることによってのみ真に人間の精神は発展すると説いたヘルダーらドイツ・ロマン主義の影響を受けた知識人らが、チェコ語と文芸の復興に取り組んだ。しかし、文語が廃れていたため、チェコ語やチェコ文化に関する著作もドイツ

味では「国民形成」の前段階に当たるものの、概ね「ネーション意識の形成」に関わる問題であり、第1共和国における「チェコスロヴァキズム」は、ネーション・ステイトにおけるアイデンティティの形成、まさに「国民形成」に関する問題であると考えられる。

⁷⁷ Křen (1986/2013) pp. 62-64. 石川達夫（2010年）『チェコ民族再生運動：多様性の擁護、あるいは小民族の存在論』岩波書店は、専ら言語や文芸に焦点を当てて、その「再生」過程を明らかにした研究であるが、石川は、「民族再生運動」が、「ドイツ化に伴う『全く明らかな利点』を放棄してまで衰退した言語と文化を再生させ、消滅を危惧された民族を再生させた、きわめて興味深い運動である」と評する（p. 37）。加えて、同書は、中世の古期チェコ語では、“jazyk/舌、言語”という言葉には“národ”の意味も含まれており、「チェコ人は古くから“národ”を言語と起源によって統合された統一体とみなしていた」ことを指摘する。

⁷⁸ Štaif (2003) p. 83.

語などで著された。仮に、それなりに高度なチェコ語で書くことが可能であったとしても、先の福田の指摘のように、それに見合う読み手が自分たち以外にはほとんどいないという状況であった。このようなかでチェコ語の復興に大きく貢献したのは、ヨゼフ・ユングマン（1773～1847 年）であった。第 1 世代のペルツルらが領邦貴族やジェントリーらを支持層としていたのに対し、ナショナリズムの高まりを感じたユングマンは、民族再生運動のバックボーンには貴族を中心とする愛郷心ではなく、若い知識人らからの支持が必要になると考えた⁷⁹。ユングマンは、チェコの民衆は農民を本質とするという考えでもあった。彼は、チェコ語文法の整備に取り組み、古語を取り入れたり新語を作り出すなどして初めてのチェコ語・ドイツ語辞典を編纂した。そして、ジョン・ミルトンの「失樂園」など数多くの西欧の文学作品をチェコ語に翻訳し、「チェコ語の父」となった。

第 3 世代の中でも、後世で「チェコ民族の父」と呼ばれることになる、歴史家であり有力政治家でもあったフランチšek・パラツキー（1798～1876 年）は抜きん出た存在であった。パラツキーの国史研究は、まずはドイツ語で著されたが（*Geschichte von Böhmen*, 全 5 巻）、1848 年 3 月からは、ネイションの問題に重きを置いたチェコ語版の *Dějiny národ českého v Čechách a v Moravě* 『ボヘミア・モラヴィア民族史』を刊行した⁸⁰。彼は、チェコ人こそが当該領域に最初に入植した民族であり、かつ、先住する他民族を奴隷化したり従属させたりしなかった点を重視し、チェコ人を初めとするスラヴ民族が征服欲を持たない平和的な部族であることを強調した。これに対しドイツ人は、7 世紀から 11 世紀の間には単なるゲストワーカーとしてチェコの地で暮らしたに過ぎず、13 世紀以降に入植したドイツ人たちは、商才や技能を有していたものの、同時に、攻撃的な性質を持ち宗教的にも不寛容であったと見做された⁸¹。パラツキーは、フス派の運動が、教会や国家の絶対権力に対抗したデモクラシーの発

⁷⁹ Štaif (2003) p. 84.

⁸⁰ パラツキーは、1620 年のビーラー・ホラの戦いののち一種の焚書坑儒が行われ、チェコの歴史はイエズス会を中心とするカトリック聖職者が扱うことになったため、ハプスブルク家がボヘミアの支配権を握った 1527 年以降のチェコの歴史については、学術的に考察することができないとして執筆しようとしなかった（Zacek (1970) p. 9, Tobolka (1898) p. 61）。

⁸¹ Štaif (2003) pp. 86–89.

現であり、チェコ人は個人の権利を擁護する西欧自由主義思想の先駆者であったとの評価を与えた。チェコ人の歴史を、何世代にもわたるゲルマン民族との対立の歴史として描く彼の国史編纂は、チェコ知識人階級に大いなる誇りをもたらし、彼らのネイション意識の覚醒に大きな影響を与えた。そしてパラツキー以降、チェコの思想や歴史研究、政治的活動において、ドイツ人は「チェコ人の敵」と認識されるようになった⁸²。

のちに、チェコ民族再生（復興）論については、初期の運動の担い手の多くは都市出身の聖職者や学生といった知識人であったことが判明し、農民たちが主体となってチェコ民族が再生したという神話は捏造されたことが明らかになった。また、近年のハプスブルク帝国史研究では、かつて「諸民族の牢獄」と見做されてきた帝国は、実際には、領民に対する国家的アイデンティティ形成など企図せず、そうした権能も持ち合わせなかった。むしろ、当局は広大な「多民族国家」を効率的に運営するためネイション間の対立に中立であろうとしたことが明らかにされ、現在ではチェコ人性が抑圧されていたという見方は必ずしも正確ではないと考えられている⁸³。マサリクも、17、18 世紀には学校制度が普及していなかったこともあり、歴史家たちが考えるほどにはチェコ人はドイツ化されていなかったと指摘する⁸⁴。

本稿では、チェコ人の間にネイション意識の覚醒をもたらした愛郷者たちの活動については、「民族再生（復興）運動」という名称は用いず、「ナショナル・ムーヴメント」と総称している。

3. チェコ人社会とドイツ人社会の分化

チェコのドイツ人たちは、ビーラー・ホラの戦い以降 300 年にわたり、貴族や裕福な商人、高級官僚などとして社会の上位階級を占め、地域の政治経済を支配した。中でも、1930 年代に親ナチ党によって「ズデーテンラント」と称されるようになった、ドイツやオーストリアと接しながらチェコを

⁸² Štaif (2003) p. 93.

⁸³ Křen (1986/2013) p. 49, 77.

⁸⁴ Shillinglaw (1978) pp. 96–98.

取り囲む外縁地域ではドイツ系住民の占める割合が多かった。特に 18 世紀後半から 19 世紀初めにかけて工業発展に成功したボヘミア北西地域では、多くのドイツ人実業家が織物、機械工業、食品加工などの分野に携わり、富を蓄積していた⁸⁵。

社会の中ではドイツ人もチェコ人も文字通り隣り合って暮らし、商売上も互いを顧客としていた。社会の上位階層ではチェコ人もドイツ語を用いたが、ナショナル・ムーヴメントが興隆する以前は、ドイツ語を話すこととドイツ人としてのアイデンティティを有することとは別物であり、それは、チェコ語を話すチェコ人たちについても同様であった。つまり、単に「ドイツ語を話す人」か「チェコ語を話す人」という違いに過ぎなかったのである。彼らにとっては、エスニシティよりも所属する社会階層やコミュニティ、従事する職業の違いといった要素の方がはるかに重要であり、ネーションではなく居住地域、例えば「プラハ市民」や「帝国の臣民」といった帰属意識の方が明瞭であった。

1830 年代から 40 年代にかけて、知識人や富裕商人らが中心となったチェコのナショナル・ムーヴメントの中で、中産階級に属するチェコ人市民たちも、チェコ人としての意識や連帯感を公私にわたって持てるような集いが組織されるようになった。例えば、聖歌隊グループを起源とする “Beseda/ベセダ” と呼ばれる組織がボヘミア各地に広まった。1870 年、チェスケー・ブヂェヨヴィツェでは、レストランやパーティールーム、会議室、宿泊設備などを備えたベセダ会員のためのビルが建築された⁸⁶。こうした組織が活発に活動したことで、次第に、大衆もエスニックなアイデンティティを自覚し始めた。同時に、政治や社会における恒常的なドイツ人の優越的地位に対する反発も表立ってきた。しかしながら、ヨーロッパ各地で自由主義やナショナリズムを掲げた「1848 年革命」が勃発した折、チェコでは、ラディカルなチェコ人ナショナリストたちが政治的要求を掲げて、一部が暴徒化したのに対し、チェコ人大衆のほとんどは彼らの過激な行動に共感を示さなかった。革命の失敗の反動で、チェコのナショナル・ムーヴメントはやや下火になった。

⁸⁵ Cohen (1981/ 2006) p. 20, Havránek (1967) pp. 227-229.

⁸⁶ King (2002) p. 51. ただし会費は安くはなかったため、会費滞納により除名された会員も少なくなかったという。

1848 年革命以降、帝国当局は結社活動を厳しく制限していたが、隷農制から解放された農民の生産効率を上げる必要性から、既存のボヘミア王国愛国農業協会の支部拡散を促進した。農業協会はチェコ・リベラル派の活動拠点となり、地域の名士や知識人たちが各地の支部活動に参加した。協会支部では、農民たちを集めて農業知識や技術に関する講習を行うことで農業経営を支援しただけではなく、本や雑誌の普及、図書館の整備にも務めるなど、農村住民らの教育機関としての役割も果たした。とりわけ、集会における討論が重視されたことで農民たちの政治参加への下地が作られることとなり、まさに「農業協会は公的生活の学校」となった⁸⁷。1850 年代後半になると、農業結社のリーダーは、農民だけではなく、強力なドイツ人やユダヤ人あるいは他の外国人勢に比べて劣勢であったチェコ人の職人や小商人も、同胞として支援するようになった⁸⁸。チェコのナショナル・ムーブメントは、身分制社会から共同社会への転換や景気変動など時流の変化に合わせてグループを組織し、同胞意識の醸成とチェコ人の社会的、経済的、政治的地位の向上への願望を共有することに成功した。

ドイツ系住民は、1840 年代から 50 年代かけて、チェコ・ネイションのコミュニティが形成され始めたのを契機として、チェコ人から区別された自分たちのエスニシティを意識するようになった。同時に、自分たちがチェコにおけるマイノリティであることにも気づいた。1848 年革命におけるチェコ人ナショナリストの蜂起を機に、ドイツ人リベラリストは、自分たちが置かれている状況に危機感を抱いて「ドイツ人同盟」、「ドイツ人学校協会」などの結社を組織して、ドイツ人としてのアイデンティティと団結を鼓舞したが、彼らが主宰するアソシエーションに出入りできたのは社会的地位の高いドイツ人に限られた。しかし、1860 年代初頭においては、公的生活以外ではチェコ人社会とドイツ人社会との分化はさほど顕著ではなく、ドイツ人かチェコ人かは、必ずしも出生や日常用いる言葉だけで決まるわけではなく、どちらのコミュニティに属するか自ら選択することも可能であった⁸⁹。

⁸⁷ 桐生（2012 年） pp. 139 - 144, p. 142.

⁸⁸ Cohen (1981/ 2006) p. 30.

⁸⁹ Cohen (1981/2nd 2006) p. 41, Heimann (2011) p. 14. ホブズボーム（1992/2001） p. 147 が、「中欧には明らかにスラヴ系の姓を持ちながら熱烈なゲルマン民族主義者がたくさんいた」と指摘するように、この当時は、明らかに母語ではないドイツ語あるいはチェコ語話者であっても当該コミュニティに受け入れられていた。なお姓に関しては、第 2

ドイツ人が営んでいた織物業や窯業などは 19 世紀半ばから徐々に衰退し、それに代わるように、主に中央ボヘミア農業地帯のチェコ人が担った製粉、製糖、醸造業等が繁栄し、プラハの機械工業の発展と合わせて、チェコ人ブルジョア階層の拡大や有力政治家の輩出に貢献した⁹⁰。高等教育を受けたチェコ人の専門職や公務員などのホワイトカラーやその他中産階級に属する人口が徐々に拡大し、従来それらの地位を占めていたドイツ系市民たちを凌駕し始めた。1860 年代以降、ボヘミアの政治・経済においては、チェコ人勢力が優位に立った。同時に、プラハ市及び周辺地域のドイツ語話者人口は、1857 年には市民の 3 分の 1 以上であったところ、1880 年の国政調査では 15.3 %、1910 年になると 7%にまで減少した⁹¹。その要因としては、一方で、仕事を求めて農村部からプラハに流入したチェコ人農民たちがチェコ語話者人口の急増に寄与したこと、他方で、従来は存在しなかった労働者階級や下層階級に属するドイツ人たちが、上・中流階級から成るドイツ人社会（結社活動）に居場所を見いだすことができず、次第に多数派であるチェコ語話者に同化していったためであるとされる⁹²。ただし、モラヴィアやシレジア地域では、1918 年までドイツ人の政治的、経済的勢力の強い状態が続いた⁹³。

ボヘミア、モラヴィア、シレジアのドイツ系住民は、それぞれ故郷の地への愛着やハプスブルク帝国への忠誠心は有したが、歴史的な遺産や神話といったドイツ系ネイションの一体感を共有できる媒体を持たず、集団化されていなかった⁹⁴。ドイツ系住民の「本国」と言っても、神聖ローマ帝国の内外は群雄割拠の状態にあり、仮に「ドイツ人」意識が存在したとしても同帝国の上層身分の範囲に限られていた⁹⁵。その神聖ローマ帝国は 1806 年に消滅した。その際、フランスのナポレオンの強さを目

次世界大戦直後に多くのチェコ市民がドイツ系の姓を捨てたと言われるが (Pehr (2012) p. 204)、現在でもドイツ系の姓 (中には「ドイツ人/Němec, Němcová」 という姓もある) を持つチェコ人市民は珍しくない。

⁹⁰ Cohen (1981/2006) p. 20, Havránek (1967) p. 229.

⁹¹ Cohen (1981/2006) p. 15.

⁹² Cohen (1981/2006) pp. 75 - 103.

⁹³ Havránek (1991) pp. 235- 236, Kořalka (1993)

⁹⁴ Cohen (1981/2nd 2006) p. 28.

⁹⁵ 西川 (1994 年) p. 46.

のあたりにしたヘルダーら知識人たちは、ひとつの「ドイツ人」集団を作ろうと考え、共通の言語であるドイツ語をその紐帯にしようとした⁹⁶。フィヒテがナポレオン占領下のベルリンで「ドイツ国民に告ぐ」⁹⁷と呼びかけた時、「ドイツ国民」はまだ仮想の存在に過ぎなかった。1815年にドイツ連邦が形成されたものの、主権を有する国家群による国家連合であって、当時は「ドイツ国民」どころか、「ドイツ人」というネイション意識の普及にも至っていない状況であった。

やがて、チェコ人の「王冠の諸領邦」概念に対抗して、ボヘミアをドイツの一部として扱うべきであるとの主張があらわれた。その根拠として挙げられたのは、ボヘミア国王は神聖ローマ帝国の選帝侯のひとりであったこと、そして、それ以降ボヘミアの領土はドイツ連邦の一部を構成しているという主張であった⁹⁸。チェコ人性を明確にしたパラツキーに対抗すべく、ドイツ人の視点でボヘミア史研究を行った Ludwig Schlesinger (1869) の *Geschichte Böhmen* が、パラツキーの *Geschichte von Böhmen* に代わって、ドイツ人社会における「ボヘミア正史」として扱われるようになった⁹⁹。シュレジンジャーの著作にも見られる彼らのネイション意識は、ハプスブルク帝国内外のドイツ人全体を地理的にも精神的にも一体の存在とみなす感覚であった。こうした意識は、ブルベイカーが“external national homelands/ 国外にあるネイションの祖国”と呼ぶ、自身や先祖がその国で生まれ育った等の何らかの繋がりの有無にかかわらず、国境の向こう側に存在する同族国家を祖国とみなし、その国家に対しては自分たちを同胞としてサポートする義務までも当然視するといったナショナリズムの意識であった¹⁰⁰。「国外にある母国」を思慕するナショナリズム観は、第1次世界大戦後を経て、チェコのドイツ系住民の間であまねく共有されるようになった。

ボヘミアのドイツ人は、伝統的に社会の上流階級を占めていたことで、19世紀後半になって急増した下流ドイツ人との間で精神的な紐帯を築き、階層的分断を埋めることができなかった。1860年

⁹⁶ 西川 (1994 年) pp. 50 - 51.

⁹⁷ フィヒテ著、永雄策郎改譯並註解 (1958 年)『獨逸國民に告ぐ』、講談社

⁹⁸ Kohn (1961) p. 94.

⁹⁹ Štaif (2003) pp. 93 -94.

¹⁰⁰ Brubaker (1996/2009) p. 5, 58, 112,

代にチェコ系とドイツ系に分化した体操組織や職業別ユニオンは、中下流階層のドイツ人のネットワークになったが、のちにアンチ・リベラル集団として機能することとなった¹⁰¹。1873年の経済危機から続いた不況期に、生活が困窮したドイツ人中下流階層の間で、「無策な」ドイツ・リベラル派エリートたちに対する反発が高まり、議会における彼らのプレゼンスを低下させ、代わってラディカルな社会主義者やナショナリストの台頭を許すこととなったのであった¹⁰²。

シスライタニアでは、1869年に初めて大規模な住民調査が行われたが、言語やナショナリティに関する質問項目はなかった。1873年、サンクトペテルブルクで開催された国際統計学会において、国勢調査には言語に関する質問事項を含める旨の決議が行われた。シスライタニアでは1880年から10年毎に同決議に則った国勢調査が行われることになったが、帝国統計局は、ネイション間の対立が顕著となることを恐れて、言語やナショナリティに関する質問事項を盛り込むことに抵抗した。しかし、帝国の運営上、どの程度の住民がどの言語を用いているのかを把握する必要性は高かった¹⁰³。1880年に正式な国勢調査が始まって以降、毎回の国勢調査は、「言語はネイションの魂」¹⁰⁴と考えるチェコ人ナショナリスト対ドイツ人ナショナリストの闘争の場と化し、帝国統計局が恐れた通り、強烈な言語ナショナリズムを生み出した¹⁰⁵。行政側では、調査への回答は、単に個人が日常用いる言語の報告に過ぎず、エスニシティやネイション集団への所属を宣言するものではないと繰り返し説明したが、ドイツ人とチェコ人の政治家やジャーナリストらは、国勢調査における日常言語調査が、あたかもネイション同士の勢力争いの場であるかのごとく、それぞれ宣伝工作に余念がなかった。こうして国勢調査で回答する日常言語の選択には、所属ネイションの選択という意味合いまで含まれるようになった¹⁰⁶。

チェコ人ナショナリストは、チェコ語話者の子供たちのゲルマン化を阻止するために、「チェコ学校

¹⁰¹ Cohen (1981/2006) p. 144.

¹⁰² Cohen (1981/2006) pp. 105 - 109.

¹⁰³ Cohen (1981/2006) p. 67.

¹⁰⁴ Hobsbawm (1992/ 2001) p. 122.

¹⁰⁵ Hobsbawm (1992/ 2001) p. 128.

¹⁰⁶ Hobsbawm (1992/ 2001) p. 128.

財団」などを組織して、帝国当局に働きかけてチェコ人学校を各地に設立し、地域の教育行政機関にはチェコ人の子どもはチェコ人学校へ通わせるよう強く求めた。しかし、実際のところ、学校から提供される特典あるいはドイツ語の習得により得られる将来の職業選択のメリットなどによって、相変わらず、チェコ人の親が子どもをドイツ人学校に通わせる例が後を絶たなかった。1867年に設立された帝国最高行政裁判所は、1880年代における判断においては、単にチェコ人の親が子どもをドイツ人学校へ通わせたいというだけの理由では通学は認められないが、自分たちがドイツ人コミュニティに所属することを証明できれば認められる旨判示した。同時に、同裁判所は、個人のナショナリティを決定する法的要素として重要であるのは、その個人の意思であると付言した¹⁰⁷。しかし、帝国最高行政裁判所は、1910年12月の判断では、子どもたちは国家の財産であるから、親が子どもに関して有する権利の行使は、国家の集团的利益に譲歩しなければならないと指摘したうえで、親が子どもをどちらの学校へ通わせるか選択できるのは、その子どもが両言語とも流暢である場合に限られるとして、学校選択の要件を変更した¹⁰⁸。

20世紀初頭までは、境界地域に住むチェコ系住民とドイツ系住民との間では、農繁期の働き手の融通や交易を行う目的などから子どもたちをチェコ語とドイツ語のバイリンガルにするために、私的な交換ホームステイが広く行われていた。南モラヴィア生まれのカール・レンナーも、子どもの頃、食卓には常にチェコ人の子どもがおり、その頃育まれたチェコ人とドイツ人の友情の多くは生涯にわたって続いた旨述懐したという¹⁰⁹。特に境界地域では、婚姻や生活環境によってチェコ系住民がドイツ人化したり、逆に、ドイツ系住民がチェコ人化したりすることも珍しいことではなかった。現代でも、ネーションを異にするカップルの間に生まれた子どもにとって、日常用いる（複数）言語と母語との関係、自分が何人かというアイデンティティを一義的に決することは容易ではないであろう。この時代には、

¹⁰⁷ Decision No. 130, 3 January 1881 (Zahra (2011) p. 37).

¹⁰⁸ Decision No. 6272, 11 December 1910. ドイツ語を話せない子どもでも、父親がドイツ人である場合には例外としてドイツ語学校への通学が認められた (Zahra (2011) pp. 37 - 38)。

¹⁰⁹ Zahra (2011) p. 21、小沢（1994年）p. 70.

そもそも住民個人の民族的なアイデンティティは明確ではなく、チェコ系住民とドイツ系住民との間に民族的な対立など存在しなかった。より正確に言えば、自分が何人であるかを深く考える必要がなかったこの時代の住民たちの多くは、自分たちのナショナリティには無関心であった。彼らにとっては、それよりも、宗教や階級、職業、暮らしているコミュニティといった属性による区分の方が重要であった¹¹⁰。貧しい家庭にとっては、どちらの民族学校がより魅力的な特典を提供するか（学費無料、学用品や靴・洋服などのプレゼント）によって決定されがちであり、子どもをバイリンガルにするために年度ごとに学校を変えるという例も少なくなかった。

バイリンガル地域の住民たちにとって、チェコ人かドイツ人かという問題は単に用いる言語の違いに過ぎず、それ以上の意味を持たなかった。ドイツとチェコのナショナリストたちは、自分たちのエスニシティに関心を持たない「遅れた田舎」の人々に、「近代的」で「正しい」ネイションのアイデンティティを覚醒させようという使命感に燃え、それぞれ凌ぎを削るようになった。そのため、バイリンガル地域の子どもたちは、他の地域と比べて非常に恵まれた施設で質の高い教育を受ける機会を得ることができた¹¹¹。ナショナリストたちはそれぞれプロパガンダ新聞を発行して、自分たちがいかにも洗練されていると装うために、相手方陣営やそのネイションを貶め、地域で相手方ネイションのメンバーによる暴力事件が起きたというような記事を量産した¹¹²。帝国当局がプロパガンダ記事を見つけたたびに現地調査を行うと、ほとんどが捏造記事であったことが判明した。しかし、当局の調査結果が公表されることはなかった¹¹³。こうした帝国の態度は一見中立的であったが、本心では、ネイション間に対立関係が生じ政治的な闘争として顕在化していることを認めたくなかったのである¹¹⁴。

先述した福田やザーラらの研究はいずれも、チェコ社会が、チェコ系とドイツ系に分化したことで、それぞれの社会が対抗意識を持ち始め、やがて激しい対立関係に陥ったことを示す。日常ドイツ語を

¹¹⁰ Rychlík (2012/ 2015) p. 21.

¹¹¹ Judson (2006) p. 64.

¹¹² Judson (2006) pp. 177 -218.

¹¹³ Judson (2006) pp. 183-185.

¹¹⁴ Judson (2006) p. 200, 206.

用いるなどして比較的ドイツ人社会に近かったユダヤ系住民たちは、子どもをドイツ人学校に通わせるか、それともチェコ人学校に通わせるのかを慎重に選択しなければならなくなるなど、チェコ系社会とドイツ系社会との間で非常に困難な立場に立たされた。先述の福田の研究では、体操組織に所属した一般大衆がナショナリズムの運動に巻き込まれていった状況が明らかにされている。例えば、チェコ系体操運動組織ソコル¹¹⁵の指導者らは、ドイツ語地域に居住するチェコ語話者を、「ゲルマン化の波にさらされている我々の同胞」と規定し、彼らを「救済」するためにチェコ語図書を寄贈したり、チェコ系住民が多数を占める地域のソコルから大勢で遠征に行くなど様々なキャンペーン活動を行った。

これに対し、ジャドソンやキング、ザーラらの研究で明らかになったのは、ナショナリズムをめぐる社会の断層といったものであった。双方のナショナリストたちは、それぞれ自民族の学校にできるだけ多くの人数を取り込もうと、孤児を抱え込んだり、通学の特典を提供したりと熱心に活動を行った。1900年以降、仕事のために境界地域に移り住んだ比較的階級の低いホワイトカラーのチェコ人（鉄道員、役場の職員など）は、それまでの移入者のように村のドイツ人コミュニティに同化することはなく、チェコ・ナショナリストの活動にシンパシーを示した¹¹⁶。彼らのスタンスは、チェコ語のみで学校教育を受けてきたことと無関係ではない。他方で、古くから境界地域で暮らした住民の多くは、相変わらず子どもたちをドイツ人学校とチェコ人学校を行き来して学ばせるなど、バイリンガルであり続けようとし、いずれのネイション陣営にもコミットしなかった。

ウィーンの社会教育改革者 Robert Scheu というドイツ系の人物が、第1共和国建国前夜である1918年7月から9月にかけて境界地域を回り、地元の公務員や商人、聖職者、農民らと、そしてドイツ人とチェコ人のナショナリストから話を聞いた際の記録を残している¹¹⁷。それによれば、前者の

¹¹⁵ 20世紀初頭にソコル (Sokol/ハヤブサ) はチェコ社会最大の結社となり、1912年には16万8260名のメンバーを擁した (福田 2006年 p. 2, 7)。Nolte, Claire E., “All for One! One for All! The Federation of Slavic Sokols and the Failure of Neo-Slavism”, in Judson (2005), pp. 126-140 は、ソコルは政治を超越した団体であると標榜していたものの、その指導者は青年チェコ党に深く関与しており、ソコルの活動にはネオ・スラヴ主義が影響を与えていたことを指摘する。

¹¹⁶ Judson (2006) p. 75, 87, 91. など

¹¹⁷ Judson (2006) pp. 229-232, King (2002) pp. 13-14.

グループからは、ナショナリズムの影響はまったく見られなかったという。例えば、チェコ人の農民は子どもがバイリンガルになるように双方の学校に交互に通わせていると答え、ドイツ人農民はチェコ系の銀行を利用していることに不安はないと答えた。この時期にもドイツ人とチェコ人とのインターマリッジは当たり前のように見られたし、教養のある家庭の中でひとりの子どもがほかの子どもとは異なるナショナル・アイデンティティを抱いているという例や、自分がドイツ人なのかチェコ人なのか回答できないという家族が存在することを Scheu は見聞している。一般的に抱かれるイメージとは異なり、ナショナリストたちの狂信的と言えるほどの啓蒙活動によっても、第1次世界大戦勃発後も、チェコ人とドイツ人との間でナショナリズムの対立が激化したというのはあくまで社会の一部の動向に過ぎず、境界地域の人々のネイションに関する意識はほとんど変わらなかったのであった¹¹⁸。

1918年にチェコスロヴァキア共和国が建国されると、チェコ人ナショナリストたちは、地方の教育行政や言語政策に更なる圧力をかけて、チェコ人の子どもがドイツ人学校に通うことを全力で阻止しようとした。そして、国勢調査では「正しい」ナショナリティを選択するようキャンペーンを行った。1923年、チェコスロヴァキア最高行政裁判所は、国勢調査における「疑わしいケース」に関して、ナショナリティは、母語のみを判断材料にするのではなく、他にも様々な客観的な特性を加味して判断すべきであると判示した¹¹⁹。「客観的な特性」の例としては、本人の日常語、配偶者やその他の家族の成員が用いる言語、祖先のエスニシティ、生育環境、所属する団体などとされたが、結局のところ、これらの「客観的な特性」をいかように考慮するかは役人次第であり、回答者が「疑わしいドイツ人」とであると判断されて、役人によって、国勢調査のナショナリティ欄がチェコ人あるいはユダヤ人として書き換えられたケースも相次いだ¹²⁰。境界地域の多くの住民は、半ば強制的にナショナル・アイデンティティを決定させられ、それぞれのネイション・グループに組み込まれていった。

¹¹⁸ Judson (2006) p. 220.

¹¹⁹ č. 10967/1922 Sb., 10. 02.1923 (Zahra (2011) p. 123), King (2002) p. 31. 1918年以前の調査では、ポーランド語の影響を受けたシレジア方言を話す住民はポーランド語が母語であると回答していたが、建国後は「チェコスロヴァキア人」と回答したことで、第1共和国における「ポーランド系住民」の数が激減した (Tóth (2012) p. 180)。

¹²⁰ Zahra (2011) pp. 123-126.

4. チェコ人政治勢力とドイツ人政治勢力の対立

ハプスブルク帝国の厳しい検閲制度の下では、国外から入る情報は限られており、また、文化的な体裁を取らなければ政治的な議論を公にすることができなかった¹²¹。チェコ諸領邦の政治史や法制史は蓄積されておらず、領邦議会（zemské sněmy）の議事録は公開されず、議員たちは、議会運営に関する基本的な規則についてすら知らされていなかった¹²²。かかる状況下でも、西欧思想の潮流や革命的な出来事の情報も帝国内でも知られるようになり、1830年代終わりから1840年代にかけて、ナショナル・ムーブメントは政治的なニュアンスを帯びてきた。ボヘミア貴族たちは、ウィーンの中央政府に対し、自分たちに関わる政策決定や立法過程にボヘミア領邦議会を通じて参加する権利の復活を要求した。しかし、貴族たちの思考は、あくまで旧来からのチェコ国家権〔王冠の諸領邦概念〕に基づいており、中産階級にも平等な代表権を与えることなど思いもよらないことであった¹²³。

ヨーロッパ全土で経済危機に見舞われていた1848年革命当時、帝国内でも多数の失業者が出ていた。そのうえ、記録的な凶作によって食糧価格が急騰し飢饉も起きていた。同年2月にフランスで王政が放棄され共和制が宣言された影響を受け、中欧においても様々な事態が起きていた。シスライタリアでは、個人の自由と諸権利を保障する近代的な憲法の制定を求める自由主義勢力と、ネイションの諸権利の実現を求める民族主義勢力が、それぞれの要求を掲げて実力行使に出た。3月には、ウィーンの学生らの圧力により宰相メッテルニヒが辞任に追い込まれ、皇帝が憲法の制定を約束したことで絶対主義体制に終わりが告げられようとしていた。ボヘミアでは、リピール派と呼ばれた急進派の呼びかけで、ドイツ人とチェコ人からなる「聖ヴァーツラフ委員会（のちに「国民委員会」と改称）」が発足し、王冠の諸領邦の統一や自由選挙などを求めた皇帝への請願書を起草し、大勢のプラハ市民の署名を得た¹²⁴。しかし、王冠の諸領邦の統一に関しては、諸領邦内のドイツ系住民のみならず、モラヴ

¹²¹ Pech (1969/2011) pp. 26-27.

¹²² Pech (1969/2011) p. 27.

¹²³ Pech (1969/2011) p. 34.

¹²⁴ Pech (1969/2011) pp. 43-71. リピール派の原案は、平等な選挙権に基づく選挙の実施と憲法や議会、最高行政

ィア議会のチェコ人議員も賛同しなかった¹²⁵。モラヴィアの中心都市ブルノは地理的にプラハよりもウィーンに近く、ウィーンとの歴史的な結びつきが強かったところ、鉄道の開通によってウィーンとのつながりがさらに増していた。当時のモラヴィアの人々にとっては、「チェコ人」というアイデンティティは希薄であり、モラヴィア愛郷心の方が圧倒的に強かった¹²⁶。ボヘミアに比べると保守的な土地柄という事情もあった。

その頃、フランクフルトでは、自由・民主主義を理念とするドイツ統一を目指す準備委員会が結成された。かつて神聖ローマ帝国に属しドイツ連邦の盟主であるハプスブルク帝国のリベラリストも、ドイツ国民議会への参加を要請された。しかし、ドイツ国民議会への招待を受けたパラツキーは、チェコ人は、自分たちのことをドイツ民族の一部であるとは決して考えないと明言し、かつ、多民族国家ハプスブルク帝国は欧州の安定のために存続すべきであるという考え方を示して、参加を断った¹²⁷。チェコ人の民族的な立場を初めて明確に公言したパラツキーからの返書は、関係するドイツ人たちに大きな衝撃を与えた。彼らは当然のようにチェコをドイツ人の国として捉えていたため、ドイツの学者と見做されていたパラツキーの「裏切り」に驚愕したのである。あのマルクスとエンゲルスも、反スラヴ主義感情をむき出しにし、パラツキーを「チェコ語もろくに喋れない気の狂ったドイツ人学者」と罵倒した。マルクスが発行者となっていた「新ライン新聞」は、反スラヴ主義のプロパガンダを展開しており、例えば、ウィーン革命に関する報道（1848年6月18日付）の中で、「チェコ人やルテニア人ら、卑しい犬どもはウィーンを汎スラヴ主義の首都にし、絶対主義に屈服させようとしている」、「スラヴの獣」などと罵倒した¹²⁸。エンゲルスも、かの有名な「歴史なき民」発言のほかにも、1848年におけ

府の設置など国家権的・憲政的な要求が主であり、民族的な要求としては、学校および法廷においてドイツ語の他にチェコ語を使用するという要求に限られた。これに対し民族委員会のブラウネルの草案では、すべての学校や官庁においてチェコ民族とドイツ民族の完全な同権を実現する、などの民族的な要求が前面に出ており、また国家権的な要求よりも、自治体の設置など地方自治に関する要求の方が目立った（佐藤（2010年）pp. 128-131）。

¹²⁵ Pech (1969/2011) p. 64, Marečková, Marie (2003) „K integraci Moravy v českém státě po roce 1945 [1945年以降のチェコ国家におけるモラヴィア統合]“, in Soukup, pp. 353-361, p. 355.

¹²⁶ Pech (1969/2011) p. 64.

¹²⁷ Kohn (1961/1982) p. 177. ドイツ国民議会に招かれたパラツキーの返書が資料として付されている。

¹²⁸ Pech (1969/2011) p. 280, Hobsbawm (1992/2001) p. 42.

るチェコ人の政治的覚醒を「死につつあるチェコ民族の最後のあがきである」などと口汚く罵った¹²⁹。

ボヘミアのドイツ人とチェコ人との間にも不協和音が生まれ、プラハの国民委員会を構成するのはチェコ人ばかりとなった。やがて委員数が 150 名以上に増えて機動的な活動ができなくなったこともあって、国民委員会は次第に影響力を失い、6 月には活動を休止した。

6 月上旬、中東欧のスラヴ諸民族の連携を企図したスラヴ会議がプラハで開催された。スラヴ会議は、ドイツ統一運動やハンガリーの民族運動の高揚に対抗する意味で、「オーストリア・スラヴ主義」を謳っており、ロシア人の参加は予定されなかったことから、帝国当局には好意的に受け止められた。ところが、6 月 12 日、プラハでリピール派の学生が指揮し労働者が参加した蜂起によって暴動が起こり戒厳令が敷かれたため、スラヴ会議は議事日程を消化できないまま終了となった。同日の蜂起に関わったのはほとんどがチェコ人であったが、チェコ人市民は労働者集団の暴動を恐れてこの蜂起を支持せず、農民たちも政治問題には関心を示さなかった。急進派には確たる政治的理念も十分な準備もなく、蜂起は軍隊によって間もなく鎮圧され、労働者と学生との間の一時的な関係も途切れた。スラヴ会議の方ものちに再開されることはなく、結局、具体的な成果を挙げられずに終わった。

帝国議会は、暴動が続くウィーンを避け、モラヴィアのクロムニェジーシュ¹³⁰という小さなドイツ系の町に移転し、11 月から同地で憲法制定議会が開催された。クロムニェジーシュ議会の憲法草案では、国民主権と法治国家の精神が謳われ、市民たちは自然法に由来する権利と自由、平等を保障されるはずであった¹³¹。起草者のひとりであるパラツキーは、ボヘミア国家権にこだわるボヘミア貴族議員の伝統的主張に対し、チェコ人だけの独立国家の樹立は非現実的であり、古くからボヘミアの地で共同生活を送ってきたドイツ人とは、オーストリアの連邦内で自由主義的に共生するという解決策がベストであると主張した¹³²。彼は、帝国内の 8 つの民族単位に自治を与える連邦制を創設する提言を行い、そ

¹²⁹ Pech (1969/2011) pp. 280- 283, 311- 312, Taylor (1948) pp. 256-257.

¹³⁰ Kroměříž. ドイツ名は Kremsier/クレムジール

¹³¹ Urban (1998) pp. 89-100 には 1848 年 12 月 21 日付草案 (未完了) が掲載されている。

¹³² Kohn (1961/ 1982) pp. 75 – 78.

ここでは、チェコ人とスロヴァキア人はチェコスロヴァキアという1つの連邦単位になるはずであった¹³³。しかしながら、帝国憲法はシスライタニア側のみでの適用が予定されていた¹³⁴。

ところが、帝国軍が帝国内の蜂起を完全に鎮圧し治安が回復したことで宮廷が再び権力を掌握すると、クロムニェジーシュ議会は3月7日に解散となり、完成目前だった憲法草案の審議は全うされることなく葬り去られた。既に政府は自らの手で「3月憲法（シュタディオン憲法）」を起草していたが、この憲法は結局施行されなかった¹³⁵。帝国内各地で勃発した数々の蜂起は、結果的には、軍と宮廷の力を増強させることとなり、以降、新絶対主義と呼ばれる体制の確立につながった。1848年革命で唯一利益を得たのは、革命に参加せずとも隷農制から解放されることになった農民層のみであった。1848年9月及び1849年3月に発布された隷農制廃止に関する勅令によって解放された農奴たちは、帝国が崩壊するまで真摯に皇帝を崇拜したという。大貴族は農奴解放で得た保証金を元手に資本家となり、多くの貧しい農民は与えられたわずかな土地を裕福な農民に売って、都市に出て労働者となった¹³⁶。

1867年になると、ドイツ統一の主導権をめぐって争われた普墺戦争でハプスブルク帝国が破れたことに乗じて、ハンガリーが帝国内独立を果たし、帝国は、オーストリア王国（シスライタニア）とハンガリー王国（トランスライタニア）との二重王国体制となった（Ausgleich/妥協）。両王国は同君（皇帝）を戴き、軍事と外交以外に関しては独自の権限を有した。こうして約600万人のマジャール人は民族自決権を主張して帝国内独立を果たした一方で、トランスライタニアのスロヴァキア人やルーミア人、クロアチア人など約750万人のナショナル・マイノリティの民族自決権を認めなかった。

シスライタニアでは新たに1867年憲法¹³⁷が制定され、一般市民法に関する憲法律（z. 142/1867 ř.

¹³³ Zacek (1969/ 1981) p. 148.

¹³⁴ Urban (1998) pp. 89-100, Rychlík (2012/ 2015) p. 30.

¹³⁵ その後1851年のいわゆる「大晦日勅令」以降1867年までの新絶対主義期の憲法的展開については、奥正嗣（2005年）「オーストリア（ハプスブルク帝国）における立憲主義の展開——1852年～1867年 君主制統一国家（新絶対主義）——」『国際研究論叢』18（3）pp. 17- 34. 及び同19（1）pp. 1- 20.

¹³⁶ Taylor (1948) pp. 16-17, pp. 100-101.

¹³⁷ 正確には、6つの憲法律を核とする帝国の基本法の総称である。1868年5月にさらに3つの憲法律が追加された（Schelle (2014) pp. 42-44）。

z.) によって、広汎な基本的人権の保障とともに諸民族の平等 (§ 19) も謳われた。すべての民族は、その特性と母語を保護・発展させる権利を保障され、教育及び行政においては、そのエスニック言語がドイツ語と平等の地位を有するとされた¹³⁸。同条は、ナショナル・マイノリティが言語権を主張する際の法的根拠となった。1867 年憲法は大きな改正を経ることなく帝国の崩壊まで効力を有した。

1871 年、ホーエンヴァルト＝シェフレ内閣は、1867 年にマジャー人と締結した「アウスグライヒ」と同様のものをチェコ人とも結ぼうと考えた¹³⁹。プラハでフランツ・ヨーゼフ皇帝が聖ヴァーツラフの王冠の戴冠式を行い、宣誓を行うことで「王冠の諸領邦」の権利を承認するという計画であった。しかし、ドイツ統一の影響を受けた帝国内のドイツ人、そして、トランスライタニアのスラヴ人らに与える影響を恐れたハンガリーの強い反発に遭い、内閣総辞職に至った¹⁴⁰。1873 年 4 月、帝国議会の議員は、領邦議会からの選出ではなく、有権者資格を有する市民による直接選挙によって選ばれることになったが、納税額の多いドイツ人に有利であったため、チェコ人議員は帝国議会をボイコットした。

アイルランド系ボヘミア貴族でドイツ・リベラル派を敵視するエドゥアルト・ターフェ首相が率いる「鉄の環」内閣に代わったのち、ようやく 1879 年になってチェコ人議員は帝国議会に復帰した¹⁴¹。1880 年、シュトレマイヤー法務大臣は、ボヘミアとモラヴィアの行政機関は、請願者が用いるドイツ語またはチェコ語の言語を使用するよう義務付けた（「ターフェ言語令」）。ドイツ・リベラル派は、当該言語令そのものよりも、内閣が、ポーランド保守派やチェコ・リベラル派と連携して議会運営を行っていることを問題視した¹⁴²。

1880 年代には、ボヘミアは帝国内で最も先進的な工業地域となり、帝国内でのボヘミア地域経済力の重み、ひいてはチェコ人の発言力も高まっていた。1882 年、「鉄の環」内閣が行った選挙制度改革のおかげでチェコ人の有権者資格が拡大し、チェコ人の政治勢力がさらに増すこととなった。政治環境

¹³⁸ Malý (2010 a) p. 304.

¹³⁹ Kohn (1961/ 1982) 資料 p. 222, 本文 p. 111.

¹⁴⁰ Kohn (1961/ 1982) 資料 p. 222, 本文 p. 111.

¹⁴¹ Kohn (1961/ 1982) p. 112.

¹⁴² Cohen (1981/2nd 2006) p. 107.

が大きく変化する中で、1861 年にチェコ語による初めての近代新聞である “Národní listy/民族新聞” を発刊した通称「青年チェコ党」/“Mladočeši”（正式名称は“Národní strana svobodomyslná/民族自由主義党”）は¹⁴³、教育と行政におけるチェコ語使用权を求めて闘い、知識人階級や中産階級の間で支持を伸ばした。これに対し、1848 年革命以来パラツキーが中心となってチェコのナショナル・ムーヴメントを主導し、保守主義的な貴族の支持を集めていた通称「老チェコ党」/“Staročesi”（正式名称は“Národní strana/民族党”）は、次第に党勢を失っていった。

チェコ人がボヘミアの政治行政分野で優勢になると、ドイツ人議員らは 1886 年 12 月から 1890 年 5 月までボヘミア領邦議会をボイコットして対抗した¹⁴⁴。彼らは、ボヘミアの行政区分をドイツ語圏とチェコ語圏とに分割してそれぞれが自治を行うことを求めたが、プラハなどの両言語が混在している地域では言語に基づいた分割は困難であった¹⁴⁵。チェコ人議員らは、ドイツ人議員との交渉の仲介をウィーン政府に求めた。ターフェは、2 つのネイションあるいはそれ以上のネイションが居住し複数の言語が用いられる諸州を、人種的、言語的な境界線に基づく行政区に分割する案を策定し、ネイション対立を解消しようとした¹⁴⁶。しかし、この交渉が老チェコ党とリベラル派ドイツ人議員を中心として行われたことで、蚊帳の外に置かれた青年チェコ党やドイツ人急進派が反発したため、1871 年の試みと同様、この 1890 年の妥協も成立しなかった。ターフェ内閣は、普通選挙の導入をめぐる混乱から 1893 年に辞職し¹⁴⁷、議会も機能しなくなった。

1870 年代以降、ボヘミア各地では市政が新たな民族闘争の場となっていた¹⁴⁸。ボヘミア議会においては、ドイツ人議員は 1883 年に多数派の立場を失ったが、既に市議会レベルでは、プラハで 1861 年以降、プルゼニュ/Plzeň では 1868 年以降、チェコ人議員ばかりとなっていた。1892 年、プラハの

¹⁴³ Kohn (1961/ 1982) p. 93, Kořalka (1993) p. 101.

¹⁴⁴ Kořalka (1993) p. 101.

¹⁴⁵ Kořalka (1993) p. 91, 93.

¹⁴⁶ Kohn (1961/ 1982) p. 113, Kořalka (1993) pp. 101-103.

¹⁴⁷ Kohn (1961/ 1982) p. 113.

¹⁴⁸ King (2002) p. 50. ほか

市議会は、市内の街路表示をこれまでのドイツ語とチェコ語の2言語併記からチェコ語のみの表示へと切り替える旨決議した。ドイツ人たちは、利便性の問題ではなく、プラハにおけるドイツ人の存在感やアイデンティティの問題と捉えて決議に強く反発し、コミュニティにおけるチェコ人とドイツ人の平等を訴えた。しかし、1896年、帝国最高行政裁判所はプラハのドイツ人の訴えを退けた¹⁴⁹。

1880年代以降、ドイツ・ナショナリストは、ボヘミア各地に啓蒙専制君主ヨーゼフ2世の彫像を建立した。ヨーゼフ2世は、寛容令によってプロテスタントや正教の信仰を認め、教会領を没収するなどしてイエズス会の地位を低下させた張本人であったにもかかわらず、カトリック信者の多いドイツ・ナショナリズムのシンボルとされたのは、おそらく彼の治世（1765～1790年）が、帝国内で優越的な地位を謳歌したドイツ系住民の黄金期であったという追想と、そのコンテクストにおいて「ヨーゼフ2世はドイツ語の公用語化を進めた」という歴史認識を持っていたことによると考えられる¹⁵⁰。

これに対抗して、チェコ人ナショナリストたちは、1889年に基金を設立してパラツキーや聖ヴァーツラフ、フスなどチェコ・ネイション固有の英雄のモニュメントをボヘミア各地に設置した。15世紀にラテン語に代わってチェコ語で説教を行いチェコ語文語の整備にも貢献したフスが、19世紀に言語権の絡んだ民族闘争のシンボルとなることに何らの不思議はない。しかしながら、フスは、ローマ・カトリックの聖職者を批判し宗教改革を起こした人物であったため、チェコ人のカトリック教徒の間では、フスのナショナル・シンボル化に対する困惑もあった¹⁵¹。チェコ人ナショナリストたちは、フス像は宗教的なシンボルではなく、あくまでチェコの歴史の共有を想起させるものであると主張し、プラハ当局はフス像の建立を許可した。ボヘミアのモニュメントには否応なく政治的な意味合いが込められ、ドイツ、チェコ双方のナショナリストたちの衝突が続いた。

1895年、ガリツィア出身のポーランド貴族カジミェシュ・バデーニ内閣が組閣され、バデーニは、老チェコ党に圧勝した青年チェコ党の協力を得て、議会多数派を形成した。バデーニは、1897年4月、

¹⁴⁹ Cohen (1981/2nd 2006) p. 111.

¹⁵⁰ Paces (2005) pp. 108 -112, Wingfield (2001)

¹⁵¹ Paces (2005) pp. 113 -115.

ボヘミア及びモラヴィアにおいて、外務公用語としてしか認められていなかったチェコ語に、役所内部で用いられる内務公用語としてもドイツ語と同等の地位を与える言語令を発布した（「バデーニ言語令」）。今後官吏になるためには両言語の習得が義務付けられたわけであるが、教養のあるチェコ人はドイツ語を習得していたのに対して、逆はそうではなかったため、事実上チェコ人に有利な資格変更であった。バデーニ言語令はドイツ人勢力の猛反発を招き、ドイツ系諸党は議事を妨害し、議会外では裕福なドイツ系市民によるデモや暴動が起きた。さらには、バデーニ言語令が、議会の決議に基づく法律ではなく省令として発布されたという手続上の問題を理由として、チェコ社会民主党はドイツ諸政党に同調した¹⁵²。この混乱によりバデーニは更迭され、1899年10月には言語令も撤回されたが、今度はチェコ系議員がこれに反発して議会をボイコットしたため、帝国議会は再び機能不全に陥った。

エリート層から成る従来のドイツ・リベラル派が、1867年憲法が保障する言語権などの市民的権利はあくまで個々人に付与されたものであり集団的権利ではないという立場をとる、いわばアンチ・ナショナリストであったところ¹⁵³、彼らに対抗する新たなラディカル勢力は、ドイツ語やドイツ人の血統といった「ドイツ性」を強調し、農業不況や産業構造の変化に苦しむ中下層のドイツ系市民たちを取り込んでいった。ドイツ・リベラル派の凋落とともに、チェコ・リベラル派である青年チェコ党も、選挙権拡大に伴い進出してきた大衆政党との競争に敗れるようになった。1898年には青年チェコ党から離党したグループが、農業従事者の利益を擁護する農業党を結成した。桐生（2012年）によれば、1870年代の農業不況を契機として、ボヘミアにおける農業結社が急増するとともに農村における公共圏も拡大し、より多くの農村住民がハイ・ポリティクスをめぐる議論に参加するようになった。それに伴い、従来、ネイションの代表を標榜して政治を主導してきたチェコ・リベラル派（老チェコ党、青年チェコ党）と農村住民との利害対立が激しくなり、ついには、政治的意思決定への影響力をめぐるヘゲモニー争いに発展したのであった。

¹⁵² King (2002) p. 93.

¹⁵³ Judson (2006) pp. 12-13 ほか

「ハプスブルク帝国」は、1804 年から 1867 年までの間は「オーストリア帝国」、それ以降は「オーストリア＝ハンガリー（二重）帝国」という名称が半ば公式のものとなっていたものの、それらが正式名称ではなかった点に関連して、篠原（2012 年）は次のように指摘する¹⁵⁴。「オーストリア皇帝」は、同時に、「ハンガリー、ボヘミア国王、ダルマチア、クロアチア、スラヴォニア、ガリツィア、ロドメリア、イリリア国王、イェルサレム国王」でもあり、その他諸地域の「大公」や「公」でもあった。このような延々と続く皇帝の称号リストは、同帝国が滅亡するまで保持していた複合的な国制を物語っている。すなわち、彼の統治の正統性は、身分制議会との協約や諸地域の様々な歴史的権利の承認を根拠としていた。したがって、啓蒙改革以降続けられた帝国の集権化の試みは、必然的に、皇帝の権力の正統性を掘り崩すことにもなった。しかし、1848 年革命の鎮圧によって初めて領邦議会との歴史的な協約が破棄され、各領邦の君主としてではなく、オーストリア皇帝として支配を確立することができたのであった。これに対し、リベラル派は、その後も民族的主張の根拠として領邦の歴史的権利に固執していたという皮肉な構図となっていた。1899 年は 69 歳のフランツ・ヨーゼフ皇帝の即位 50 周年であった。皇帝には、ハプスブルク王朝の維持という以外には明確な理念や思想はなく、人民のためにたゆまず善良に働いたものの、諸民族の覚醒の時代においても、何が人民にとって幸福なのか想像しようとしなかった¹⁵⁵。コーンは、諸民族の忠誠の基礎となるべき帝国の理念あるいは歴史に対する理解を、市民たちの間に育てようとしなかったことが失敗であったと評する¹⁵⁶。しかしそうではあっても、貴族や官僚らは皇帝および帝国に忠誠を誓っており、シスライタニアの民衆も、チェコ人ナショナリストでさえ、帝国の終焉を願った者はほとんどいなかった¹⁵⁷。

ウィーン政府は、1897 年以降激化した政治の場におけるチェコ人とドイツ人のナショナリズム闘争の仲裁者たろうとした。1900 年 1 月、チェコ人とドイツ人の商工業者 6,000 人あまりが共に、帝国議

¹⁵⁴ 篠原（2012 年）pp. 3- 4. 馬場優（2016）「連邦国家か国家連合か：『複雑な生き物』 オーストリア＝ハンガリー」、松尾秀哉ら編『連邦制の逆説？効果的な統治制度か』ナカニシヤ出版、pp. 158-190 も同趣旨。

¹⁵⁵ Kohn（1961/ 1982）p. 73, Taylor（1948）pp. 107- 109.

¹⁵⁶ Kohn（1961/ 1982）p. 27, 75,

¹⁵⁷ Judson（2006）p. 220.

会や地方議会における政治的なネーション対立によって経済活動や立法行政活動が損なわれているとして抗議集会を開いた。それを受けて政府はチェコ人・ドイツ人会議を開催したが、事態の改善には至らなかった¹⁵⁸。その後も、政府はあらゆる機会に民族主義勢力の政治的対立の解消を模索した。皇帝は、1905年にシレジアでチェコ人やポーランド人に不利な選挙法改正が行われると、ネーション間の不均等を理由として署名を拒んだ¹⁵⁹。1911年にボヘミア総督に就任したボヘミア貴族のトゥーン伯爵は、ボヘミア議会の選挙制度や言語の使用、教育などに関する様々な委員会を設置して、両ネーションの妥協点を模索した。しかし、トゥーン総督による複数ネーションの政治的共存への努力は、ドイツ帝国の影響を受けたドイツ人政党が民族主義的傾向を一層強めたことで、より困難なものとなっていた。

ボヘミア議会をボイコットしたドイツ人議員たちは、議会不全により予算案が決議されずに行政機関が資金不足に陥ることで、チェコ人側には、ドイツ人側が要求するドイツ人自治区構想を受け入れるよりほかに選択肢がなくなるだろうと踏んでいた¹⁶⁰。果たして行政機関では職員への給料が支払えなくなった。ウィーン政府が両者の仲裁に入ったが、ドイツ人の要求は、自治区の設立のみならず議会での拒否権付与などエスカレートし、妥協点を見出すことは困難であった。唯一モラヴィアでは、1905年、領邦議会の議席をチェコ人37名、ドイツ人40名という固定定員にし、地域を多数派住民の言語に従って区分し、チェコ語地域の住民はチェコ人候補者に、ドイツ語地域の住民はドイツ人候補者に投票するという妥協策が合意された¹⁶¹。

1907年、帝国議会の不全に業を煮やした皇帝は、一般大衆が、中産階級の政治指導者ほどには民族主義的ではないという望みを持って、帝国議会下院の選挙制度について男子普通選挙を導入するイニシアティブをとった¹⁶²。領邦毎に割り当てられた議員数は、人口比だけではなく、経済的、文化的、歴

¹⁵⁸ Kořalka (1993) p. 110.

¹⁵⁹ Kořalka (1993) pp. 109-110.

¹⁶⁰ Konirsh (1955) p. 243.

¹⁶¹ Taylor (1948) p. 290. なお、当該合意は英語では "Moravian Compromise" と表記するのが一般的であるが (Zahra は "Lex Moravia" とする)、チェコ史では „Moravské vyrovnání /モラヴィアの均等化“ または „Moravský pakt/モラヴィア協定“ と表現されている。

¹⁶² Kohn (1961/1982) p. 123.

史的な重要性を総合的に判断された。領邦毎の議員定数は、さらに、ネイション毎に分け合うこととなったが、この分割については、ウィーン政府は関与せず、ネイション同士の話し合いで決められた¹⁶³。5月に行われた帝国選挙の際、チェコ地域に関しては、ドイツ人もチェコ人も、人口比よりも幾分多くの議員を帝国議会に送り込むことができた¹⁶⁴。大土地所有者やブルジョワジーに支えられていた青年チェコ党は完敗し、代わって大衆政党である農業党や社会民主党が議席を奪った。

1914年6月に第1次世界大戦が開戦したのちも、帝国議会におけるチェコ人政党の中で第1党であった農業党、第2党の社会民主党、第3党の青年チェコ党は、いずれも党全体としてはハプスブルク帝国の存続を前提としていた¹⁶⁵。しかし、青年チェコ党の指導者カレル・クラマーシュ（Karel Kramář）は、当初はロシアのロマノフ家のもとにスラヴ諸国が結集するという汎ロシア主義に基づく「スラヴ連邦」の形成を望んでいた。哲学者であり「進歩党（現実党）」という名の小党出身の帝国議会議員でもあったトマーシュ・ガリグ・マサリク（Tomáš Garrigue Masaryk¹⁶⁶）は、古代チェコ文学の存在を示すとされた手稿を検証してそれが近年捏造されたものであることを見破ったり（手稿論争）、無実の罪を負わされたユダヤ人を弁護するなど、行き過ぎたチェコ・ナショナリズムの風潮に与しない態度を貫いていた。彼も、初めのうちは、ハプスブルク帝国の連邦化を望んでいたが、開戦後、ドイツ帝国への依存を強めていくハプスブルク帝国の将来に見切りをつけて、公然と帝国の方針を批判するようになった。マサリクは、ロシアの関心が正教徒のスラヴ民族に限られていることも看破していた¹⁶⁷。国外で独立運動を展開することを決断したマサリクは、エドヴァルト・ベネシュ（Edward Beneš）らとパリで国外委員会を結成したが、この時点では、独立を目論む勢力はまだ少数派であり、独立の実現可能

¹⁶³ Konirsh (1955) p. 232.

¹⁶⁴ 1910年時点のシスライタニアにおける言語別人口構成比率は次の通りである。ドイツ：35.6%、チェコ：23.0%、ポーランド：17.8%、ルテニア：12.6%、スロヴェニア：4.5%、セルビア・クロアチア：2.8%、イタリア：2.7%、ルーマニア：1.0%（Kann, Robert A. (1964) *The Multinational Empire: Nationalism and National Reform in the Habsburg Monarchy 1848-1918*, Octagon Books INC., New York, p. 302 参照）

¹⁶⁵ 林（1990年）p. 28.

¹⁶⁶ Garrigue はアメリカ人の妻の姓。チェコでは、彼を唯一無二の存在として“T. G. M.”と略称することがある。

¹⁶⁷ 矢田（1977年）p. 261.

性は低いと考えられていた。1915年5月、クラマーシュと青年チェコ党の副代表アロイス・ラシーン（Alois Rašín）はマサリクが結成した秘密組織に合流した¹⁶⁸。フランス国籍と勲爵士を得ていたスロヴァキア人のミラン・シュテファークが参加¹⁶⁹したことにより、1916年2月、マサリクらの国外委員会は「チェコスロヴァキア民族評議会/Československý národní výbor」に組織替えした。

1916年11月19日、超党派のチェコ人帝国議會議員からなる議会内統一組織「チェコ同盟/Český svaz」とやはり超党派のチェコ人議員や有識者からなる「民族委員会/Národní výbor」がプラハで組織された。この時点では、チェコ人指導者たちは帝国の存続を前提としてチェコ諸領邦の自治獲得を求めているが、スロヴァキア人のヴァヴロ・シュロバルらの働きかけによってスロヴァキアも自治要求の対象に含めた。チェコ同盟は、帝国憲法の改正と民族自決原理の実現を要求したが、チェコ領邦内に居住するドイツ人らは、自らの自治区構想を侵食するようなチェコ人の自治権獲得には当然のごとく猛反対しており、ハンガリーにしても、スロヴァキアの自治は受け入れられるものではなかった。

長期化する戦争によって帝国内では急激な物価の上昇や食糧不足が発生して国民の間に不満が募っていた。疲弊した市民たちの怒りは、ウィーン政府へと向けられた。市民らはロシア革命の報を聞くと、「平和とパン」、「民族自決」というスローガンのもと、各地でストライキやデモを起こすようになった¹⁷⁰。この頃、西部戦線への移動の際にロシアで足止めされていた「チェコスロヴァキア軍団」が、シベリア鉄道の相当部分を占領していた。マサリクはロシア革命による戦局の変化を読んで、軍団が連合国に従軍する見返りとして、連合国から軍団を指揮するチェコスロヴァキア民族評議会に対する独立への支援を獲得することに成功した。マサリクらは、アメリカに移住したチェコ人やスロヴァキア人の組織からも資金援助を受けた。その際、マサリクはチェコスロヴァキズムについて口にせず¹⁷¹、スロヴァキア人組織との間で、将来のスロヴァキアにおけるスロヴァキア語の公用語化、固有の立法

¹⁶⁸ Heimann (2011) pp. 24- 25. 1916年7月、クラマーシュらはウィーンの軍事裁判所で大逆罪の嫌で死刑を宣告されたものの、のちに釈放された (Kohn (1961/ 1982) p. 148、矢田 (1977年) p. 259)。

¹⁶⁹ Heimann (2011) pp. 28- 29.

¹⁷⁰ 高橋 (1990年) pp. 49- 53.

¹⁷¹ Schelle (2014) p. 100.

府と行政府、司法府の設置を約したとされる（ピッツバーグ協定）。建国後、上記協定内容は一切実施されず、スロヴァキア人との関係に禍根を残した。

1918年10月14日、パリのチェコスロヴァキア民族評議会は、チェコスロヴァキア臨時政府を樹立し、同月18日、アメリカにいたマサリクはチェコスロヴァキアの独立を宣言した。その2日前、カール皇帝はシスライタニアの連邦化を宣言したもののハンガリー政府の強い反発を受け、帝国の解体は必至となっていた。帝国政府は権力の引き継ぎに協力的であったが¹⁷²、ボヘミアのドイツ人帝国議会議員たちは翌日ウィーンに集まり、ボヘミアのうちドイツ系住民が多く住む地域をオーストリアに帰属させると宣言した¹⁷³。モラヴィアとシレジアのドイツ人議員たちもそれにならい、それぞれ臨時政府を樹立した。それはオーストリアが近いうちに大ドイツに加わるという予測と期待からの行動であった。しかし、ドイツとオーストリアとの合邦はサン＝ジェルマン条約によって禁じられ、敗戦国として天文学的な額の賠償義務を負ったドイツには、ズデーテン・ドイツ人問題に関与する余裕もなかった。もっとも、ズデーテンラント全体で見れば、チェコスロヴァキア軍が同地域を占領した際には、ドイツ系住民の抵抗はほとんどなく、むしろ進んで協力するドイツ系自治体も少なくなかった¹⁷⁴。

建国直後から、市民や行政の手によって街中のドイツ語標識がチェコ語表記に変えられ、ドイツ名で呼ばれていた街路や公園の名称はチェコ語のものに変えられた¹⁷⁵。1918年11月初旬、25万人のチェコ人が、1620年にフス派のチェコ人貴族らがハプスブルクのカトリック軍に完敗したプラハ郊外の古戦場ビーラー・ホラに集まって、ハプスブルク家支配の終焉を祝った¹⁷⁶。一部の者たちはその足で旧市街広場まで行進し、30年戦争におけるプロテスタント・スウェーデンの敗退を記念して1650年に

¹⁷² Heimann (2011) pp. 36- 39. このため、Křen (1986/2013) p. 396 は、1918年のチェコスロヴァキア共和国建国を „Rakouskem úředně povolená revoluce/オーストリア当局に許可された革命“ と表現した。

¹⁷³ Rothchild (1994) p. 76.

¹⁷⁴ Bruegel (1973) pp. 24-29.

¹⁷⁵ 「市町村および街路の名称に関する法 (č. 266/1920 Sb.)」、「不適切な名称の除去に関する法 (č. 267/1920 Sb.)」

¹⁷⁶ この騒動の発生日は文献により異なる。Glassheim (2000) p. 468 では「独立宣言の翌日」(10月29日)、Paces (2005) p. 116 はビーラー・ホラの戦いの記念日として11月3日に起きたとするが、実際の記念日は11月8日である。Heimann (2011) pp. 39 では、この騒動は11月4日に起きたとする。同書によると、マサリクとベネシュは、チェコの象徴的な記念日である11月8日にハプスブルク帝国から権限の引き継ぎを行おうと計画していたようである。

建立された聖母マリア柱を、ハプスブルク家およびカトリックの象徴と見做して引き倒した。首謀者は芸術品破壊行為の咎で告訴されたが、公訴時効の経過によって実際に処罰されることはなかった¹⁷⁷。1920年代になっても、ナショナリストによるモニュメントへの襲撃は続いた。17世紀にイエズス会による対抗宗教改革の際に生み出された「ネポムツキー伝説」のネポムツキー像のみならず、ヨーゼフ2世の彫像も、ハプスブルク支配、ひいては長らく優越的地位にあったドイツ系住民によるチェコ民族・チェコ文化の抑圧の象徴と捉えられ、襲撃の対象となった。これらのモニュメントの破壊は、概ねチェコ・ネイション解放の表れと受け止められ、自治体や行政機関が自らモニュメントの撤去に関与したり、派遣された軍隊がチェコ人ナショナリストたちの行為をガードするということもあった¹⁷⁸。1923年、帝国時代のモニュメントを撤去する行為に関して、基本的にはチェコスロヴァキア共和国を護る行為に該当するとして正当化する法令が制定された¹⁷⁹。これらの行為に対するドイツ系住民の反発は強く、チェコ人学校への襲撃やその報復といった連鎖を生み、双方の衝突によって死者や怪我人が出る事態に発展した。

第2章 チェコスロヴァキア共和国（第1共和国）の建国

1. 暫定国民議会

(1) 政治勢力

国内超党派組織の「民族委員会/Národní výbor」は1918年7月に組織替えして、「チェコスロヴァキア国民委員会/ Národní výbor československý」と名乗っていたが、クラマーシュを委員長とする同委員会も、10月28日に独立宣言を行い、チェコにおける権力を掌握した。スロヴァキアの各会派から構成されたスロヴァキア民族評議会も、同月30日、マルティンの街でチェコスロヴァキア共和国への参加を正式に表明した（「マルティン宣言」）。しかし、スロヴァキア民族評議会は資金や軍隊などのリソースと行政の知識や経験を欠いており、北部ハンガリー（スロヴァキア）の領有権を主張して臨時

¹⁷⁷ Paces (2005) p. 117.

¹⁷⁸ Paces (2005) pp. 117-121.

¹⁷⁹ Paces (2005) p. 121, 125. Zákon na ochranu republiky /共和国防衛法 (č. 50/ 1923 Sb.)

政府を立ち上げて占領を続けるハンガリーの共産主義勢力に対抗することは不可能であったため、プラハの国民委員会が任命したスロヴァキア全権大臣シュロバルの差配に従うより他なかった¹⁸⁰。翌年 7 月までにハンガリー軍がスロヴァキアから撤退する頃には、一時的に樹立が宣言されたスロヴァキア民族評議会共和国も消滅した。

第 1 共和国建国時に政治勢力を有していたのは、次の 4 つのグループであった。第 1 のグループは、パリのチェコスロヴァキア民族評議会に結集したマサリク、ベネシュら亡命政治家であった。第 2 は、チェコで活動し、プラハのチェコスロヴァキア国民委員会の中心となったクラマーシュらの国民民主党、第 3 は、農業党のグループ並びに民族主義的傾向を強めていたチェコ人の社会主義勢力であった。そして、第 4 のグループは、チェコ人に合流したシュロバルやシュテファークらスロヴァキア人指導者たちのグループであった。ベネシュとクラマーシュらはジュネーヴで会談し、マサリクを大統領に、クラマーシュを首相に、ベネシュを外相に据える新政府の構成に合意した。

チェコ人社会においては、1890 年代以降政治が大衆化したことで、農村と都市、教権と反教権、階層の違いという 3 つの社会的クリーヴィッジに沿って、社会の部分利益が分節化、組織化され、固有の政党に結集していた¹⁸¹。政党の力は議会のみならず、中央・地方行政にも及んでいた。各政党は、日刊紙や定期刊行物などのメディアを擁して世論を形成する機能も果たし、それぞれ青年・婦人組織や文化・教育組織、スポーツ組織などを持ち、支持者の日常生活にも深く浸透していた¹⁸²。クラマーシュが率いる国民民主党は青年チェコ党の後継政党とされ、都市を基盤として裕福なブルジョアを支持層とし、右派は民族主義的主張を唱え、左派は産業利益を代表しリベラルな性格を有するという二面性があったが、やがて党勢が衰えていった。1899 年に青年チェコ党から離党したグループが設立した農業党は、農業結社を基盤とし地主や富農が党の中核的支持層となっていたが、1900 年代にアントニン・シュヴェフラが農業党の指導者となると、支持基盤が小農にも拡大した。そのため、党内では大農と小農の

¹⁸⁰ Tímea (2011) p. 201, Rychlík (2012/2015) pp. 72-74.

¹⁸¹ Seton-Watson (1962) pp. 178- 180, 中田 (2012 年) p. 23.

¹⁸² Táborský (1945) p. 94, 中田 (2012 年) pp. 23- 26.

利害が対立するようになったが、支持層は拡大し、第1共和国において主要勢力であり続けた。シュラーメクが率いるチェコスロヴァキア人民党は、民主主義政治を肯定しつつ穏健な民族主義的性質も併せ持つカトリック政党であり、モラヴィアを本拠地として農村部から都市部まで様々な社会階層の支持層を有した。同党は、ヴァチカンや国内の保守派からの教権主義的な要求に屈することなく現実路線を維持して第1共和国政治に参加した¹⁸³。第1共和国で党勢を増したのは社会主義勢力であったが、労働者を支持基盤とする社会民主党はのちに共産主義勢力と分裂した。青年チェコ党と社会民主党に対する反対勢力として19世紀末に結成された国民社会党は、ホワイトカラーや商工業者などの中間層を代表し、ベネシュ外相などの知識人政治家を輩出した。

スロヴァキアについては、そもそもトランスライタニア全体の有権者数が総人口の6%程度しかおらず、選挙権を持つスロヴァキア人は少なかった。そのためハンガリー議会におけるスロヴァキア人議員の数は最大で7名（1906年）にとどまっており、第1共和国建国当時のスロヴァキアでは、複数政党の競合は明白ではなく、政治の大衆化も見られなかった。スロヴァキア人民党も農業組合運動や社会主義運動も、スロヴァキア初の民族政党「スロヴァキア民族党/Slovenská národná strana (SNS)」指導部との関係を保っていた¹⁸⁴。建国後は、チェコスロヴァキア社会民主党や農業党がスロヴァキア支部を設立し、第1共和国時代を通じてスロヴァキアの有権者の一定の支持を集めた。特にプロテストントのスロヴァキア人の多くはこれら2つの政党、とりわけ農業党に投票する傾向が見られた¹⁸⁵。

第1共和国は比例代表制を採用し、ナショナル・マイノリティにも等しく選挙権が与えられた。チェコ人と同様、ドイツ系、マジャール系社会では、それぞれ複数の政党が競合していた。ドイツ人やマ

¹⁸³ Trapl (1995) pp. 12-15.

¹⁸⁴ 香坂（2010年）p. 131、福田（2012年）pp. 51-52.

なお、香坂も福田も「国民党」と訳す SNS について、福田は同党だけで7議席を獲得したとするが（2012年 p. 52）、Havránek (1991) p. 257 は、所属政党を明記せずに、「7名のスロヴァキア人議員のうち4名が聖職者（うち3名はカトリック、1名はルター派）であった」旨記載する。これに対し、Johnson (1985) pp. 45-46 では、「スロヴァキア人民党は、1906年に選挙で15名の候補者中6名を当選させたのに対して、スロヴァキア民族党（SNS）は3名の候補者中1名を当選させたに過ぎ」ない旨記載するなど、1906年選挙におけるスロヴァキア人議員の所属政党の認識には混乱がある。このこともスロヴァキアにおける複数政党の競合性を疑わせる理由である。

¹⁸⁵ Rychlík (2012/2015) p. 129.

ジャーナル人等をも取り込むネーション横断的な政党は共産党しかなく、多くの人々が自ネーション政党に投票したため、チェコスロヴァキア政治は極端な小党分立状態にあった。1920 年に行われた第 1 回国民議会選挙においては、23 政党が立候補し、17 党（うち 6 党がドイツ系、3 党がハンガリー系）が議席を獲得した。1925 年の第 2 回議会選挙では、29 党が立候補し 16 党（うち 5 党がドイツ系、1 党がハンガリー系、1 党がポーランド系、そして共産党インターナショナル）が議席を獲得した。1929 年の第 3 回選挙以降になると、立候補した政党数は 19 党、16 党と漸減していった¹⁸⁶。第 1 共和国の議会選挙においては、第 1 党でも下院の 300 議席中 40 議席程度しか獲得できないのが普通であり、単独政党が政権を獲得することはなかった。政権運営を安定させるためには、必然的に複数（4～5）政党からなる連立政権として組閣されることとなり、いかにして安定した多数派連合を形成するかが課題であった¹⁸⁷。なお、共産党は連立パートナー候補とはみなされていなかった。

(2) 暫定憲法の制定

新国家最初の立法作業は、独立宣言当日付「独立国家チェコスロヴァキアの体制に関する法/ Zákon o zřízení samostatného státu Československého」(Zákon č. 11/1918 Sb. いわゆる “Recepční zákon”/「継受法」)の制定であった¹⁸⁸。継受法は、「国家の主権者たるチェコスロヴァキア・ネーションの名のもと国民委員会¹⁸⁹が」国家の意思決定及び執行を担うこと（§ 1）、帝国及び諸領邦の法令の法的効力は、暫定的に継続すること（§ 2）、すべての国家及び地方機関はチェコスロヴァキア国民委員会の管轄のもとに入り、有効な現行法令に従って職務を行うこと（§ 3）等を宣言した。法的な混乱を避け、

¹⁸⁶ 以上の選挙結果については Táborický (1945) pp. 39-40. ハンガリー系政党にはハンガリー・ドイツ系を含む (Tóth (2012) p. 254)。

¹⁸⁷ Táborický (1945) p. 40.

¹⁸⁸ Malý (2010a) p. 40. なお、同年の法令番号 1 番 (Zákon č.1/1918 Sb.) となった法令は、11 月 2 日付「法令及び政令の公布に関する法」であった (Schelle (2014) p. 137)。

¹⁸⁹ 当時国民委員会は、František Soukup (社会民主党), Antoš Švehla (農業党), Jiří Stříbrný (国民社会党), Alois Rašín (国民民主党), Vavro Šrobár (スロヴァキア・フラス派) の 5 名で構成された。

「あたかも革命など無かったかの如く」¹⁹⁰スムーズな新体制への移行を実現させるために、既存の法的秩序や行政組織などはそのまま新国家へ承継されとしたのであった。

国外で活動していたマサリクやベネシュらはまだ帰国できておらず、新国家の枠組作りは、立法機関であり政府機能をも有した国民委員会と、行政分野を差配する国民委員会事務局に参与したチェコの諸政党、とりわけ農業党が中心となっていた。国民委員会は、11月9日付国民議会議員の免責・不逮捕特権に関する立法 (Zákon č. 35/1918 Sb.)、11月13日付暫定憲法 (Zákon č. 37/1918 Sb.) など、合わせて17の法律と23の政令を公布した¹⁹¹。

暫定憲法は、社会民主党の議員マイスネル (Alfred Meissner) が数日間で起草した全21条で構成される簡素な法典である。彼らは、暫定憲法は国民議会が正式な憲法を制定するまでの数週間もしくは長くても数ヶ月の効力を予測していたが¹⁹²、実際には1年以上最高法規であり続けた。暫定憲法が規定する内容は、正式な憲法が制定されたのちに選挙が実施されて新たな議会が設置されるまでの間の暫定的な国民議会の設置について (§ 1~6)、その暫定国民議会が選出する共和国大統領について (§ 7~12)、裁判所の判決および決定は共和国の名の下に行われること (§ 13)、執行権を持つ内閣について (§ 14~20)、最後に、当該暫定憲法は公布の日から効力を有することなどが規定されている。暫定憲法には前文はなく、ネーションに関する規定も置かれていない。

11月14日、憲法制定会議となる一院制の暫定国民議会¹⁹³が設置された。暫定国民議会は、チェコスロヴァキア共和国の独立を改めて正式に宣言し、大統領にはマサリクを指名し、クラマーシュを首相、ベネシュを外相とする暫定政権が承認された。この暫定国民議会には、ドイツ人やマジャール人らのナショナル・マイノリティの代表はひとりもいなかった。彼らは、チェコ人とスロヴァキア人のネイシ

¹⁹⁰ 継受法起草者のラシーン (Alois Rašín) の言葉。Schelle (2014) p. 135, Cohen (2007) p. 278.

¹⁹¹ Schelle (2014) p. 137. Zákon č. 37/1918 Sb.については Malý (2010 a) pp. 53-56.

¹⁹² Schelle (2014) p. 139.

¹⁹³ 当該議会については、のちに正式な選挙によって選出された議員で構成された「チェコスロヴァキア共和国国民議会」との区別から、「革命国民議会/Revoluční národní shromáždění」と呼ばれることがあるが、暫定憲法 (§ 1) 上は「国民委員会は、その結成の方法に従って構成員を256名に拡大する。この構成体は国民議会と称される。」と規定されているように (下線は筆者)、「革命国民議会」は正式名称ではない。本稿では「暫定国民議会」と表記する。

ジョン・ステイトとなるチェコスロヴァキア共和国の独立を認めず、本国との合邦、またはチェコスロヴァキア共和国の連邦化あるいは自治区の設立といった、あくまで自分たちのネイションが中心となる政治領域を要求し、暫定国民議会への参加を拒否したのであった。

暫定国民議会議員の選出については、チェコでは、1911年の帝国議会選挙時の政党の勢力比に基づく議席が各党に割り振られ、各政党が自党から議会に送り込む議員を決定するという方式が採用され、国民民主党、人民党、農業党、国民社会党、チェコ進歩党、社会民主党が参加した。この時点ではスロヴァキア全土の制圧が完了していなかったのであるが、前述のようにハンガリー議会におけるスロヴァキア人議員は僅かであったため、暫定国民議会には、シュヴェフラの信任を得たスロヴァキア人——ほとんどがチェコスロヴァキズムに賛同を示す者——が国民委員会に指名されて加わった。シュヴェフラ自身は名目的にはカトリック信者であったが、指名されたスロヴァキア人議員の4分の3はルター派であったという¹⁹⁴。この時点でスロヴァキア人議員は、全議員256名中41名しかいなかった。

暫定憲法が大統領に認めた政治的権限は、軍隊の最高司令官としての地位や外交使節の接受、恩赦等々の儀礼的なものを除くと、暫定国民議会を通過した法案を議会に差し戻すことができるというのが、ほぼ唯一のものであった。初代大統領に就任するマサリクの功績や絶大な人気に鑑みれば、暫定憲法が彼に付与した権限は極めて小さなものであった。その理由として、国民委員会を構成する諸政党が、大統領の干渉によってその微妙なバランスを崩されることを嫌ったとされる¹⁹⁵。マサリクはアメリカから帰国するとさっそう大統領権限の拡大を求めた。翌年、暫定憲法の改正により、国民議会の定数が270名に変更され（Zákon č. 138/ 1919 Sb.）、14名のスロヴァキア人議員が加わった¹⁹⁶。次いで、5月23日付改正で大統領権限が拡大され、政府の任命および解任、条約交渉権の付加や内閣の閣議への臨席、必要に応じた議会への登壇、助言を行うことが大統領に認められた（Zákon č. 271/ 1919 Sb.）。

¹⁹⁴ Johnson (1985) pp. 66-67.

¹⁹⁵ 中田 (2012 年) p. 35.

¹⁹⁶ スロヴァキア人議員クラブが結成されスロヴァキア行政などに関わる要求を集団的に行ったが、クラブは1920年までに消滅し、その後スロヴァキア人議員を包括するグループの形成は成功しなかった (Leff (1988) pp. 69-70, Schelle (2014) pp. 216-221, Rychlík (2012/2015) pp.78-79)。

1919年6月に行われた地方選挙では、労働者階級の支持を集めた社会民主党が得票率30.1%を獲得して第1党となり、クラマーシュの国民民主党は8.2%しか獲得できなかったため、クラマーシュ首相は退き、社会民主党のトゥサルが首相に就任した。トゥサルは農業党を連立パートナーに選び、「赤緑連合/ rudo-zelené koalice」と呼ばれた彼の政権が、新国家の運営の中心となった。

(3) 土地改革

建国当時、チェコスロヴァキアの土地の所有は大地主（貴族大領主や広大な教会領）に集中しており、シュヴァルツェンベルク家（24万8000ha）、リヒテンシュタイン家（17万3000ha）といったわずかに31家族が、国土の5分の1を所有していた¹⁹⁷。暫定憲法の公布よりも早く1918年11月9日には、大土地所有者による土地の処分を制限する措置が取られ¹⁹⁸、1919年1月9日の政府宣言で、土地改革の実施が公約された。早期に大胆な土地改革が予告された背景には、経済発展の妨げとなっていたいびつな大土地所有形態を流動化させてロシアのボルシェヴィキ革命の波及を阻止しようとする意図があったのと同時に、大土地所有者の多くがドイツ人やマジャール人であったというネーション間不均衡を解消するという側面もあった¹⁹⁹。大土地所有を制限するレトリックは、1620年のビーラー・ホラの戦いの後、ドイツ人貴族らはチェコ人の犠牲のもとで土地を取得したのであるから、封建的身分制社会を終わらせるためにもその是正が行われる必要があるというものであり²⁰⁰、「その土地は本来『我々チェコ人のもの』である」という理屈でもあった²⁰¹。

それと同時に、爵位制度も廃止されたが（Zákon č. 61/ 1918 Sb.）、貴族のほとんどはドイツ人かマジャール人であった。ドイツ人やマジャール人政党が民族自決権を主張して新国家の建設に参加するのを拒んだことで、これらの政策は速やかに実施された。ズデーテン・ドイツ人は国際連盟に対する不

¹⁹⁷ 林（1982年）p. 141.

¹⁹⁸ 林（1982年）p. 141. この「大所領の仮差押に関する法（č. 32/1918 Sb.）」は全3条から成る簡素な法令である。

¹⁹⁹ 矢田（1978年）p. 168、林（1982年）p. 141、Attila（2011）p. 228.

²⁰⁰ 国有地管理局の局長ヴィシュコフスキーの発言など（Houžvička 2015, pp. 162-164）、Holý（1996）pp. 121-122, Glassheim（2000）pp. 468-469.

²⁰¹ Holý（1996）p. 123.

服申立てを行い、オーストリアとドイツの新聞や議員らも、第1共和国の土地改革は、完全にドイツ人のものであった領地を奪ってチェコ化する「農地ボルシェヴィズム」であると批判キャンペーンを展開した²⁰²。しかしながら、一連の土地改革法（č. 215/ 1919 Sb, č. 81/1920 Sb.）の条文はナショナル・マイノリティを差別するものではない²⁰³。実際にボヘミアのドイツ語圏においては、土地改革によって分配された土地をより多く獲得したのはチェコ人ではなくドイツ人であった²⁰⁴。

収用された土地の活用については、社会民主党は、土地を国有化もしくは協同組合化して社会主義改革を行いたいと考えていた。しかし、農業党は、富裕農家層のみならず小作農まで支持層を広げて大衆化した政党ではあったが、土地の行きすぎた細分化によって経営効率が損なわれることを懸念し、社会主義者の主張を警戒した²⁰⁵。1920年4月以降、「赤緑連合」のトゥサル政権のもとで土地改革関連諸法が成立したが、主導権を握っていたのは、それまでに土地の分配を管理する土地局の人事を完全に掌握していた農業党であった。1経営主体あたり150ha以上の農地または250ha以上の農地以外の土地が収用の対象となり、インフレが起こる以前の戦前価格によって補償がなされた。1932年までに84万6,000haの土地が収用されてドイツ人を含む中小農に分配された。これにより、中小農は農業党の安定した支持基盤にもなった²⁰⁶。教会領については、チェコスロヴァキア人民党のシュラーメクの活躍によりほとんど手がつけられず、結局のところ、土地改革の実施は不完全なままに終わった。

2. チェコスロヴァキア共和国憲法（1920年憲法）

(1) 司法制度

1920年2月29日、チェコスロヴァキア共和国憲法（Zákon č. 121/ 1920 Sb.）が制定された。この正式な憲法が制定されるまでの道のりは想定されたよりも困難であった。1920年憲法のコンセプトは

²⁰² Tóth (2012) p. 236, Houžvička (2015) p. 163.

²⁰³ Attila (2011) pp. 228-229 は、土地改革を管轄する国有地管理局がネイション差別を行ったため、スロヴァキア南部のハンガリー系住民は土地改革の恩恵をほとんど受けられなかったとする。

²⁰⁴ 同地域の主な土地分配によってチェコ人は2937ha、ドイツ人は5527haの土地を得た（Houžvička 2015, p. 165）。

²⁰⁵ 林（1982年）p. 141.

²⁰⁶ 中田（2012年）pp. 50-51.

カレル大学（プラハ大学）の行政法教授イジー・ホーツェル（Jiří Hoetzel）を座長とする内務省のチームが中心となって準備した²⁰⁷。暫定国民議会では、社会民主党のマイスネルを憲法委員会委員長として、農業党と国民民主党から1名ずつ副委員長が選任され、さらに4つのワーキンググループが設置され、政府案や議員案に関する様々な問題点を議論した。最終の憲法草案は、議会本会議での数十時間に及ぶ審議の後、全員一致で採択された。

1920年憲法には、前文に先立ちイントロダクション部分が置かれている点が特徴的である。その内容は、憲法典に反したり憲法典に規定のない形でこれを改正する法律は効力を有しないこと（第1項）、憲法裁判所はチェコスロヴァキア共和国の法律並びにポトカルパツカー・ルスの議会が制定した法律に関して²⁰⁸違憲審査権を持つこと（第2項）、憲法裁判所の構成や裁判官の選任方法（第3項）、現行の国民評議会議員や大統領はその職にとどまること（第4、5項）などの10項目である。

チェコスロヴァキアはオーストリアと並んで、ハンス・ケルゼンの理念を具現化した世界で初めての憲法裁判所を設置した国である。先述の通り、憲法裁判所に関する規定は、憲法典のイントロダクション10項目のうち第2項及び第3項に置かれており、憲法起草者らが憲法裁判所に寄せた期待の大きさが伺われる。その第3項では憲法裁判所の判事の定員は7名とされ、最高裁判所及び最高行政裁判所から2名ずつ選任され、共和国大統領が憲法裁判所長官を含む3名を任命することが規定されている。1920年3月9日、第3項第2項に基づく憲法裁判所法（Zákon č. 162/1920 Sb.）が制定された。ただ、当時国際的にも前例のなかったチェコスロヴァキア憲法裁判所の活動は、議会と他の上級裁判

²⁰⁷ Schelle (2014) pp. 143- 145, Kuklík (2015) p. 109. 1920年憲法の制定当時、国民民主党議員として憲法委員会の副委員長を務めた František Weyr 教授は Hoetzel 教授と共に、のちの1948年憲法の制定にも関与した（Kaplan (1993) p. 348）。Zákon č. 121/1920 Sb. については Malý (2010 a) pp. 71-106.

²⁰⁸ ポトカルパツカー・ルス（Podkarpatská Rus/カルパチア・ルテニア）地方に暮らすスラヴ系のルテニア人は、チェコ人やスロヴァキア人とは歴史的、文化的なつながりを持たないにも関わらず、第1次世界大戦後のサン＝ジェルマン条約およびトリانون条約によってチェコスロヴァキア共和国の領土に編入された。そこで第1共和国では、同地については例外的に言語や教育、宗教に限って独自の立法権限と行政権を付与する予定であった。しかし、後進的で識字率も極めて低く、貧困にあえぐ農村であったこの地域に早急な自治を許すと政治的破壊主義者が暗躍する恐れが強かったことから、自治の実施は見送られていた。同地は、第2次世界大戦後チェコスロヴァキア解放への貢献に対する見返りとしてソ連に割譲された。以上、Rothchild (1994) p. 80, 117 ほか。

所の理解や協力を得ることができず、実際には、ただの1度も法令違憲審査を行うことがなかった。

第1共和国において個人の権利や自由を保護したのは、行政救済法上の最終審として政令や行政処分
分の適法性、行政機関同士の権限争い等を審査した最高行政裁判所 (Zákon č. 3/1918 Sb.) であった。

同裁判所は、先に触れたように、子どもの学校選択問題についても判断を示したほか、憲法上保障され
た政治的権利が侵害されたという市民の訴えも扱った。最高行政裁判所の判断のクオリティは非常に
高く、行政からも市民からも信頼されていたが、年間 6000 件あまりの事件を処理していたために訴訟
遅延の問題があった²⁰⁹。

第1共和国には、フランスやアメリカにはなかった、もうひとつの上級裁判所である選挙裁判所が
存在した。憲法第 19 条 1 項は、「議会選挙の効力については選挙裁判所によって審議される」旨規定
するが、それ以上の詳細は語らず、具体化は法令に委ねられた (同 2 項)。選挙裁判所法 (Zákon č. 125/
1920 Sb.) によって、選挙裁判所は最高行政裁判所長官と同裁判所の裁判官、下院議員らで構成される
こととなった。ターボルスキーは、判事の構成に関して、理論上、司法省に司法行政を握られている職
業裁判官が行政寄りになる可能性があるとして指摘した。そして、評決は過半数で決せられるところ、陪審
判事となる下院議員は政党間の協議により選出され、小法廷においては職業裁判官 2 名に対し陪審判
事 3 名の構成であり、大法廷になると陪審判事が職業裁判官を人数で上回ることで、選挙裁判所の判
断には常に政党の意向が反映されることも懸念した²¹⁰。実際、1923 年に国民社会党から選出された 4
議員が、共和国防衛法案に反対して離党した際、選挙裁判所はこの 4 名の議席を剥奪して同党から別
の 4 名が空席を埋めることを認めた²¹¹。選挙裁判所の判断は、比例代表選挙に基づく選出結果を尊重
して政党の議席割合を維持したものと評価できるが、ターボルスキーの懸念が的中したとも言える。

第1共和国では、オーストリア＝ハンガリー二重帝国の法制度を継受したため、チェコ側ではオー

²⁰⁹ Táborický (1945) pp.134-135. 憲法裁判所の活動やハプスブルク帝国時代や第1共和国時代の司法制度や法文化と
現在のチェコ共和国のそれらとの間には連続性が見られる件に関して、拙著 (2012 年) pp. 318- 324, 拙著 Oba
(2015) pp. 81- 101.

²¹⁰ Táborický (1945) p. 52, pp. 78-80.

²¹¹ 中田 (2012 年) p. 76.

ストリア法、スロヴァキアとポトカルパツカー・ルス側ではハンガリー法という、それぞれ背景の異なる法制度が継続していた。1927年にスロヴァキア統治全権大臣を廃止して設立された統一省が、一国二法制度の早急な解消を目指したが²¹²、統一法典の編集は容易な作業ではなく、チェコ側で施行されていたオーストリア民法典（1811年 ABGB）とスロヴァキア側で施行されていたハンガリー民法（1894年）が統一されたのは、社会主義時代になってからであった。ただし、家族法については、地域によって婚姻関係の規定が異なるのは不都合であったため、1919年のうちに統一婚姻関係法（č.320/ 1919 Sb.）が制定された。刑事法典については、チェコ地域では、オーストリアの刑事法典（1852年）や軍刑法典（1855年）、刑事手続法典（1873年）が引き続き施行されていた。これに対し、スロヴァキアおよびポトカルパツカー・ルスでは、ハンガリー刑法典（1878年）や軽犯罪法典（1879年）が引き続き有効であった²¹³。1923年に財務大臣のラシーンが共産主義者によって暗殺された事件をきっかけに、共和国の独立や領土、民主主義に関する制度、政治家などを保護する共和国防衛法（č. 50/1923 Sb.）が制定され、その刑事手続のための国家裁判所の設立、1936年にはチェコスロヴァキア共和国の国家体制をファシズムの脅威から守るという立法趣旨を有する国家防衛法（č.131/1936 Sb.）などが制定に至った²¹⁴ことで、部分的にはあったが刑法法の統一が実現した。

しかしながら、結局のところ、チェコスロヴァキアにおける法制度の完全な統一は、1993年1月に連邦が分離に至るまで達成できなかった²¹⁵。

(2) 1920年憲法上の“národ (ナーロト)” 概念

英語の“nation”に対応する“národ”というチェコ語は、標準チェコ語辞書 *Slovník spisovné češtiny*, Academia Praha, 2006によれば、「共通の言語や、通常は領域や経済、精神的基盤や文化によ

²¹² Johnson (1985) p. 70.

²¹³ Kuklík (2015) p. 107.

²¹⁴ Kuklík (2015) p. 108.

²¹⁵ Hendrych (1995) p. 282.

って結びついている人々の共同体²¹⁶」であると定義づけられている。実際、“národ” は、日本語の「国民」という訳語よりも、「民族」という意味合いの方が強いように思われる。

1920 年第 1 共和国憲法前文は、“My, národ československý ①, chtějící upevniti dokonalou jednotu národa ②, zavéstí spravedlivé řády v republice, zajistiti pokojný rozvoj domoviny československé …” という文章から始まる。“národ ①” は新国家の主権者を明確にするものであり、本来であれば、「我々、チェコスロヴァキア国民は」と訳出するのがふさわしいはずである。しかしながら、以下で論じるように、前文全体の趣旨を考慮すれば、建国の主体たる “národ”、すなわち「建国民族/ státoporný národ」としての宣言であると考えられるので、「我々、チェコスロヴァキア民族は」と訳す方が適切であろう。“národ ②” は、「共和国における公正な秩序を確立し、祖国チェコスロヴァキアの平和的發展を確保 …」すべく「確固たる真の“národ” の統合を希求」すると述べるが、ここでも「『国民』の統合」というよりは、「祖国チェコスロヴァキア」以外に他に本国を持たないチェコ人およびスロヴァキア人の「確固たる真の民族の統合」が念頭に置かれていると考えられる。しかし、新国家チェコスロヴァキアでは非スラヴ系のドイツ人やマジャール人も、チェコスロヴァキアの「真の『国民』」として「統合」を希求しようという呼びかけであると理解して、上記 ①、②を「国民」と訳す余地はあるので、さらに検討を進める²¹⁷。

1920 年憲法前文を読み進めると、先に抽出した箇所が続いて、“prospěti obecnému blahu všech občanů tohoto státu …” と続く。この“občan（オブチャン）”という言葉は、前記辞書では「国家や

²¹⁶ “společenství lidí spjatých společnou řečí a zprav. územím a hospodářstvím, psychickým založením a kulturou.” 抽象名詞 “národnost” は、辞書では「“národ” のメンバーシップ」を意味し、「ナショナリティ」とも「シティズンシップ」とも訳出でき、エスニック・マイノリティを表す際にも用いられる多義的な単語とされるが、チェコの歴史家 Jan Rychlík は、「英語の “nationality” やフランス語の “nationalité” は、“národnost” とは異なり、国籍 (státní příslušnost) を意味する」と述べており (2012/2015, p. 18)、やはり “národnost” も「民族」の意味合いが強い言葉であることが分かる。

²¹⁷ 林 (1998 年) は、“národ” が「言語という要素で規定される側面が強く、『民族』という表現に極めて近い意味合いで使われて」いることを指摘しつつ、「チェコ人とスロヴァキア人が国家形成の基本的な主体と位置づけられることで “národ” という語は強い国家性を帯びる」ことになったとして、当該箇所を「『国民』の完全な一体性」と訳出する。(pp. 90-91)。なお、後述するように、1920 年憲法第 106 条や第 6 章「マイノリティ保護」等の規定においては、「チェコスロヴァキア国民」にはナショナル・マイノリティも包含されていた。

地方自治体のメンバー」とされる²¹⁸。“občan”は「国民」や「市民」を意味するものの、エスニックなニュアンスの薄い単語であり、ここでいう“občan”には、多数派たる「チェコスロヴァキア人」以外のナショナル・マイノリティもチェコスロヴァキア社会に包含するという、近代市民社会思想の発現であると解される。したがって、このくだりは「この国家のすべての市民の公共の福祉を促進する…」と訳されよう。さらに、平等条項について規定する第106条第2項に目を転じると、「すべてのチェコスロヴァキア共和国の『住民/obyvatelé』は、出身や「国籍/státní příslušnost」、言語、人種、宗教の違いにかかわらず、「本共和国の『国民/státní občané』として」等しく自由と権利を享受するものと定めている。同条項は“národ”という単語を用いずに、ニュートラルな意味合いの“občan”に「国家の/státní」という形容詞を付して「国民」と表現しており、憲法起草者は、エスニシティを意識しながら「市民」や「国民」という言葉を使い分けていることが分かる。

以上を勘案すると、憲法起草者は、チェコ人とスロヴァキア人を「統合」された単一の「チェコスロヴァキア民族 (národ)」であると見做し [チェコスロヴァキズム]²¹⁹、チェコスロヴァキア共和国はチェコスロヴァキア民族のネイション・ステイトとして建国されたという解釈が読み取れる。そして、領土内のナショナル・マイノリティについては、マサリクを始めとする政治指導者らの人道主義的自由主義観や第1共和国も批准したナショナル・マイノリティ保護条約にしたがって、法的には、チェコスロヴァキア共和国の「国民/státní občan」の一員として、チェコスロヴァキア人と同等の権利義務の帰属主体として扱われるものの、国家の精神としては、建国の主体たる「建国民族」ではなく、チェコスロヴァキア国家を構成する「市民/občan」に過ぎないと認識されたのであった。

その証拠に、1918年12月18日に帰国したマサリクは、同月22日に議会で行われた大統領演説において、新国家は「土着の」チェコ人のものであり、「移民」、「入植者」に過ぎないドイツ人らの憲法

²¹⁸ “příslušník státu, obce.” “občan”は村や市などの自治体やコミュニティといった意味のある“obec”の派生語である。その抽象名詞は「シティズンシップ」を表す“občanství”である。

²¹⁹ 第1共和国においてはチェコスロヴァキアズムにより、例えば各種統計においては、チェコ人とスロヴァキア人とは区別されなかった。

上の地位は異なるはずであるという趣旨の発言をしている²²⁰。さらに、1919 年新年の演説においても、マサリクは、「我々チェコ人とスロヴァキア人とは同質のネーションである」のに対して、「我々のドイツ人たちは定住した入植者に過ぎず、ドイツ・ネーション全体を代表するものでもないから、民族自決権の適用に違いがあつて当然である旨述べた²²¹。講和会議前におけるこうしたマサリクの発言は、自治や独立を求めるドイツ人ナショナリスト勢力への牽制であつたと考えられる。

(3) 言語法とナショナル・マイノリティの保護

「言語法」とは、「民法や刑法といった意味での、通常の法治国家で整備された法体系のことではなく、憲法や訴訟法から民族的少数者関連の法律やマスメディア関連の法律にいたるまで、様々な実定法における言語関連法規の総体を指すもの」²²²と理解される。本稿における言語法とは、ある言語を公用語または国語と定め、行政機関や裁判所、学校、道路標識等々における当該言語の使用を指示する、あるいはナショナル・マイノリティの言語使用に関して規定する法令の総称として捉えている。

1920 年憲法では、チェコスロヴァキア人という 1 つのネーションの自決権の発現として単一不可分のチェコスロヴァキア共和国が生まれたというコンセプトが強調されており、スロヴァキアやモラヴィア、シレジアの自治は認められず、中央集権的な地方自治制度が採用された。1920 年憲法の制定に先立ち、スロヴァキア人民党の議員でカトリック神父の Juriga は、スロヴァキアの自治を超えた連邦共和国化の可能性に触れた議会演説を行った。しかし、こうした考え方は、演説者自身が時期尚早であると自覚していたものであり、スロヴァキア議員クラブにおいてすら賛同されなかった²²³。1920 年憲法起草者のひとりであるボウチェク (Václav Bouček) は、自治や連邦の制度はネーション相互の不和をもたらしかねない要素であると考えており、彼は 1920 年 2 月、「モラヴィア人とスロヴァキア人との間に生まれたマサリクは我々の統合のために働き・・・チェコスロヴァキア・ネーションの大部分も

²²⁰ Masaryk (1920/2016) p. 180, 216, 220, Bruegel (1973) p. 19, Heimann (2011) p. 57.

²²¹ Masaryk (1920/2016) pp. 99-102, 167- 168, Bruegel (1973) p. 20, Heimann (2011) p. 57.

²²² 渋谷 (2005) p. 12.

²²³ Rychlík (2012/2015) pp. 83-84.

統合を望んでいる。したがって、連邦形成のインセンティブもその根拠もまったく存在しない」と議会で言明した²²⁴。国民民主党のラシーンも、「単一国家の創設こそが、諸領邦の歴史的な発展の相違を克服し、均質な国家行政を促進する唯一の方法である」と述べた²²⁵。

第1次世界大戦後、ドイツとオーストリアは両国の合邦化を求め、さらにオーストリアはズデーテンランツの領有も要求した²²⁶。片やチェコ人が民族自決の原則を主張して独立国家を建国したのに対し、ズデーテン・ドイツ人の民族自決権はズデーテンランツのオーストリアまたはドイツへの領土的帰属によって実現するという主張は、あながち不当とは言えないはずである。1919年1月に始まったパリ講和会議において、クラマーシュやベネシュは、チェコ人とスロヴァキア人の民族自決権の行使を主張しながらも、ズデーテン・ドイツ人の存在はドイツ・ネイションのごく一部に過ぎず、しかも彼らは、集団的なアイデンティティを共有するわけではないから民族自決権は適用されないと弁明した²²⁷。ベネシュらは、民族自決権に加えて、チェコ王冠の諸領邦概念があらわす歴史的権利についても熱弁をふるったが、アメリカ代表団は歴史的権利なるものを重視しなかった。ウィルソン主義を謳うアメリカは、ドイツ人が多数居住するズデーテンランツを含めたチェコスロヴァキア国家を容認すると、ポーランドが、かつて領有した非ポーランド住民を擁する地域の割譲を要求するのを拒否できなくなることを恐れていた²²⁸。会議では、ズデーテンランツの一部をドイツに割譲することでズデーテン・ドイツ人の数を減らす案も出た²²⁹。しかし最終的には、ドイツの国力を極力弱体化させたいフランスとの利害の一致により、チェコスロヴァキアの領土要求はほぼ全面的に認められ²³⁰、チェコスロヴァキアは

²²⁴ Hendrych (1995) p. 280, Leff (1988) p. 134.

²²⁵ Hendrych (1995) pp. 279-280.

²²⁶ Křen (1986/2013) pp. 388-389. なお、1918年11月11日～1919年10月21日までのオーストリアの正式国名は「ドイツ＝オーストリア共和国」であった。

²²⁷ Houžvička (2015) p. 108.

²²⁸ Houžvička (2015) pp. 113-114. ウッドロウ・ウィルソン・アメリカ大統領が提案した14か条の平和原則は、オーストリア＝ハンガリー帝国統治下の諸民族の自治の保障を求めた (Masaryk (1920/2016) pp. 31-35, 守川正道 (1983年)『第一次大戦とパリ講和会議』柳原書店、pp. 56-91)。

²²⁹ Houžvička (2015) pp. 111-112.

²³⁰ チェコ代表団が行った唐突でおよそ実現可能性の低い領土要求として、オーストリアとハンガリーを分断するようにブラチスラヴァからユーゴスラヴィアに抜ける、いわゆる「チェコ回廊」の建設案がある。このパン・スラヴ主義

ズデーテンラントを含むチェコ王冠の諸領邦とスロヴァキアを確保し、さらにはポトカルパツカー・ルスを獲得した。

ヴェルサイユ条約（連合国とドイツ）およびサン・ジェルマン条約（連合国とオーストリア）の締結によって、ドイツとオーストリア合邦の実現可能性はなくなり、ズデーテンラントのチェコスロヴァキアへの帰属が明確になったことで、ズデーテン・ドイツ人は、自分たちが第1共和国に帰属することを認めざるを得なくなった。既に、条約締結に先立つ1918年6月に行われた最初の地方選挙において、第1共和国と距離を置く闘争的なドイツ人政党の得票率は伸びなかった²³¹。ズデーテンラントの指導者らは1920年憲法制定への関与を求めたが、チェコ人との相互不信から合意形成できなかった²³²。

チェコスロヴァキア共和国は「チェコスロヴァキア民族」のネイション・ステイトであるとする1920年憲法ではあるが、「チェコスロヴァキア人」に特権的地位を与えるような条項は一切ない。憲法上、マイノリティの地位は慎重に保障されている。先述した平等原則（第5章、§106(2)）が「すべてのチェコスロヴァキア共和国の住民（obyvatelé）は、出身や国籍（státní příslušnost）、言語、人種、宗教の違いにかかわらず、本共和国の国民（státní občané）として等しく自由と権利を享受する」ものと定めるのに加えて、民族的、宗教的、人種的マイノリティの保護を謳う第6章の中で、第128条も、「すべてのチェコスロヴァキア共和国の国民（státní občané）は、人種、言語、宗教の違いにかかわらず、法の下において、完全に平等であり、等しく市民的・政治的権利を享受する」ものと重ねて定める。さらに、第134条は同化の強制を禁じ、その強制は別途の法律において犯罪を構成する旨規定する。逆に、帰化に関しては、国籍に関する憲法律（Ústavní zákon č. 236/1920 Sb.）によって、チェコスロヴァキア共和国に居住するナショナル・マイノリティは、近隣諸国の国籍を求めないという条件のもと

の夢物語は却下された。このほか、チェコはポーランドとの間でシレジアの Těšín 地域の帰属を巡って対立していた。歴史的に同地域はチェコ王冠の諸領邦に属したが、境界を接するポーランド系の住民が多数を占める、経済的に重要な炭鉱地域であったことから、ポーランドは強硬に同地域の割譲を求めている。パリ講話会議では投票の結果、鉄道や炭田地帯を含めて Těšín の紛争領域の半分以上がチェコスロヴァキアに帰属することになった（Heimann (2011) pp. 58-64, Tóth (2012) pp. 177-178）。

²³¹ Tóth (2012) pp. 36-37, Houžvička (2015) p. 125.

²³² Houžvička (2015) p. 136.

で、チェコスロヴァキア国籍 (státní občanství) を取得できた²³³。

憲法制定と同時に、同第 129 条によって憲法典の一部を構成する「言語権に関する法律 (Zákon č. 122/ 1920 Sb.)」が制定され、1920 年 3 月 6 日に施行された²³⁴。同法第 1 条は、「チェコスロヴァキア語」が、共和国における国語・公用語 (státní, oficiální jazyk) であると規定する。この点、ベネシュやトゥサルらはサン・ジェルマン条約の精神に従って、チェコスロヴァキア語の位置付けを「公用語」ととどめたかったのに対して、ハプスブルク帝国末期に反逆罪の容疑で死刑宣告を受けたクラマーシュはドイツ人に対する敵対的な傾向を隠さず、明確に「国語」と規定することを求めた。憲法委員会の議決は 5 対 5 に分かれ、議会本会議においても議論が紛糾したため法文には妥協的に両方併記されたのであった²³⁵。言語法の制定過程においては、ドイツ語を第 2 公用語とする案やバイリンガル国家と規定する案もあったが、クラマーシュらの反発もあって、いずれの構想も実現しなかった²³⁶。それでも、サン・ジェルマン条約は単に裁判所におけるナショナル・マイノリティ言語の使用について触れるに留まるところ、第 1 共和国の言語法は、それを超えてさまざまな公務所での使用を認めており、例えば、ナショナル・マイノリティ議員の母語による議会活動は広範に保障されていた²³⁷。

言語法の制定以前である 1919 年 3 月 19 日に下された最高行政裁判所の判決 (č.73/ 1918. Boh. č. V) は、第 1 共和国がチェコスロヴァキア人のネイション・ステイトであることに鑑みれば、ナショナル

²³³ Kuklík (2015) p. 95.

²³⁴ Malý (2010a) pp. 107- 109.

²³⁵ Tóth (2012) pp. 27-28, Schelle (2014) p. 149. スロヴァキア人議員クラブは、「チェコスロヴァキア語」は存在しないとして、「チェコ語およびスロヴァキア語」と明記するよう求めたが、シュヴェフラは憲法全体のコンセプトに関わるとして拒否した。スロヴァキア人はスロヴァキア語がチェコ語の方言ではなく別個の言語であることの承認を求めたのであるが、シュヴェフラは「チェコスロヴァキア語」がいずれ形成されるだろうと述べた (Rychlík (2012/ 2015) p.89-92)。スロヴァキアに関する暫定規則 (č. 64/ 1918 Sb.) 第 3 条ではスロヴァキアの行政語として基本的にはスロヴァキア語を用いることが規定されていたが、1920 年言語法第 4 条では、行政は申請者が用いた言語 (チェコ語またはスロヴァキア語) によって対応すると規定され、実際にスロヴァキアに派遣されたチェコ人公務員は専らチェコ語を用いたことにより、SNS などの反発を招いた (Schelle (2014) p. 92)。

²³⁶ Houžvička (2015) p. 124.

²³⁷ ドイツ、マジャール、ルテニア、ポーランド系議員は、上下両院において母語で演説、質疑応答、法案提出などを行うことができ、通訳は議会事務局が手配した (č. 325, 326/ 1920 Sb.)。戦間期の欧州諸国の議会において国語以外の言語を用いることが許されたのは、他にはフィンランド、リトアニアのみであった (Tóth (2012) pp. 256-257)。

ル・マイノリティはすべての事柄においてチェコスロヴァキア人と完全に平等な権利を主張することはできないと判示し、ハプスブルク帝国時代の言語法を、ドイツ語およびマジャール語の優位性をチェコスロヴァキア語に読み替えた上で継受し、公務所での少数言語の使用については住民の 50%以上がその言語を用いている場合に認められるとした²³⁸。ところが、帝国時代から極めてセンシティブな言語問題に直面していた行政実務では、裁判所の管轄区域毎に 25%あるいは 20%の地域住民がドイツ語あるいはマジャール語を母語とする場合には、当該言語で対応できるようにしていた。果たして、新言語法第 2 条では、あるナショナル・マイノリティが地域住民の 20%以上を占める場合、その民族に属する住民には、公務所において自分たちの母語を用いる権利が付与された。しかしながら、ナショナル・マイノリティ住民が 20%に達しない地域に居住するドイツ人は合わせて 13 万 4000 人もおり、彼らと同様にマジャール人 5 万 1000 人、ポーランド人 1 万 2000 人らの言語権の保障は不十分であったとも言える²³⁹。

1920 年言語法は、第 1 次世界大戦の講和条約に沿ってナショナル・マイノリティの言語権を認めたものではあったが、同時期に建国されたセルビア・クロアチア・スロヴェニア王国では、ナショナル・マイノリティの言語権は保障されず、ナショナル・マイノリティであったドイツ語話者の住民に対して、自分たちに同化するかもしくは他国へ移民するかの選択を突き付けた²⁴⁰。チェコスロヴァキアでは対照的に、数多くのドイツ語メディアが存在し、公立のチェコ人普通学校が約 6,000 あったところドイツ人普通学校は人口比を上回る約 3,300 も存在した²⁴¹。これまでドイツ人学校が 1 校もなかったスロヴァキアでは、幾つかのドイツ人学校が建設された²⁴²。

少なからぬチェコ人政治家や官僚らは、公務所でドイツ語使用が可能な地域に居住するチェコ人や

²³⁸ Petráš (2010) pp. 502- 503, Tóth (2012) p. 29.

²³⁹ Petráš (2010) pp. 505.

²⁴⁰ Judson (2006) p. 240.

²⁴¹ Houžvička (2015) p. 144.

²⁴² Bruegel (1973) p. 66.

スロヴァキア人までもがドイツ語を使うようになるのではないかと危惧していた²⁴³。世界的に話者数が圧倒的に多い国際言語であるドイツ語が、国際的にはマイナー言語に過ぎないチェコ語をいつか駆逐するという白昼夢は、歴史に鑑みればあながち杞憂ではなかった。大枠しか定めていない言語法の解釈適用に疑義が生じるようになったため、1926年に補完的な政令 (č. 17/1926 Sb. z. a. n.) が公布されたが、憲法第 128 条第 4 項が、公の秩序や安全保障上の理由に伴いマイノリティの言語権や宗教の自由は別法により制限され得ると定めていることを根拠として、行政機関による執行の場面において「国語」たるチェコスロヴァキア語を事実上優越させる適用を可能にした²⁴⁴。例えば、商務省では帝国時代の商法規定 (z. 227/1859 ř. z. § 54 (2)) を変更して、ドイツ語圏にあるパブでは店のサインやメニューなどにチェコスロヴァキア語を用いるものと定めたが、同地でチェコ人が経営するパブに対してはドイツ語表記を義務付けなかったため、同省の決定はドイツ人の反発を招いた²⁴⁵。最高行政裁判所は同政令の適用について何度も違憲判断を示し²⁴⁶、1920 年代の終わり頃までに状況は改善した²⁴⁷。

1920 年憲法は、フランス人権宣言やアメリカ合衆国憲法に埋め込まれた基本的権利および自由の不可侵性、重要性を学んでいる。基本的人権に関する第 5 章で明記されたものは、平等原則のほか、個人的自由、財産権、領土内における居住の自由及びそこでの不動産取得の権利、人身の自由（適正手続）、租税法律主義、出版（報道）・集会・結社の自由、請願権、信書の秘密、教育の自由、言論及び学問研究の自由、良心及び信仰の自由、婚姻・家族・母性の保護など、近代的な人権カタログをほぼ網羅していた²⁴⁸。1920 年憲法は女性にも参政権を付与し、財産制限のない完全普通選挙を制度化している。病気や老齢などの場合には除外とされたが、有権者には投票の義務があった。国民の義務としては、こ

²⁴³ Petráš (2010) p. 502, 504.

²⁴⁴ Petráš (2010) pp. 504-505.

²⁴⁵ Tauchen (2008) p. 527.

²⁴⁶ Petráš (2010) p. 505.

²⁴⁷ Tauchen (2008) p. 527.

²⁴⁸ ハプスブルク帝国時代の出版法 (z. 6/1863 ř.z.z.) では、新聞等の発行につき遅くとも 24 時間前に検閲を受ける必要があったが、同法を継受した第 1 共和国において、憲法第 113 条第 1 項第 2 文において事前の検閲は禁止された。しかし、共和国防衛法 (č. 50/1923 Sb.) の制定により、主に、「虚偽の事実の拡散」に当たるとされた共産主義者やドイツ系、マジャール系民族主義者による出版物が規制（没収）された (Tóth (2012) pp. 288-297)。

のほかにも、本章最後の条項（§ 127）において、国家の防衛が挙げられ、国民には兵役訓練並びに徴兵制度に従う義務があることが明記された。

ナショナル・マイノリティの権利は法的に手厚く保護され、すべての市民には私的空間ならびに出版や集会などの公的活動においてどの言語でも用いる自由が保障されていた。しかし、公的セクターではドイツ人よりもチェコ人志願者の方が好まれ、公共調達の間でもドイツ人商人は苦戦を強いられた²⁴⁹。ズデーテン・ドイツ人たちは、ハプスブルク帝国時代にはナショナル・マイノリティに過ぎなかったネーション集団によるスラヴ人国家が誕生し、そこにマジョリティであった自分たちが組み込まれてマイノリティの存在に陥ったことに不快感を抱いていた。そのような中で、ドイツ文化協会/Deutscher Kulturverband、ドイツ人同盟/Bund der Deutschen などのアソシエーション活動によるコミュニティ内の文化活動や相互扶助システムの構築、また、チェコ人に対する憎悪を煽る複数のドイツ人政党のプロパガンダ——1926 年の言語法政令によって、ズデーテンラントでは 3 万 3,000 人ものドイツ人がポストを失ったという言説が流布された——などによって、ズデーテン・ドイツ人としての集団的なアイデンティティや一体感が共有されるようになっていた²⁵⁰。

チェコ人とドイツ人との民族的な政治闘争が帝国内で繰り広げられていた 1915 年 7 月 6 日には、コンスタンツ公会議によって火刑に処されたヤン・フスの没後 500 年記念行事が行われた²⁵¹。1925 年、第 1 共和国はフスが処刑された 7 月 6 日を国民の祝日と定め、追悼記念行事を執り行った。第 1 共和国では、カトリックとの結びつきが深かったハプスブルク帝国の治世との決別を意図して、憲法上政教分離が要請されると考えられていた²⁵²。また、カトリックの権威に公然と反旗を翻したフスの記念日

²⁴⁹ King (2002) p. 169.

²⁵⁰ Houžvička (2015) pp. 142-154.

²⁵¹ Heimann (2011) p. 26.

²⁵² 当時、公式には国民の 9 割がローマ・カトリックを信仰するとされたが、実際には多くのチェコ人がカトリックでは異端視されるフス派を支持していた。1920 年憲法（§ 121～125）では信教の自由が謳われているものの、直接的に政教分離を規定する条項はない。Schelle は、憲法制定議会においては全会派が政教分離原則に賛成し、憲法起草者の中心人物 Hoetzel も同原則の採用を一度は明言したものの、途中で、「別法令で規定する」旨説明を変えた。結局、政教分離規定は憲法に盛り込まれず、別法も制定されなかったが、その変節の理由は不明であるという（Schelle (2014) p. 148）。そのため、第 1 共和国における政教分離原則については、「良心および信仰告白の自由」（§ 121）の中に、公

を祝うことに抵抗を感じるチェコ人市民は少なくなく、スロヴァキア人やドイツ系市民らにとってはフスに何らのシンパシーも感じられなかった。そうした事情にもかかわらず、極力宗教色を排除した上とはいえ、チェコのナショナル・ムーブメントの象徴となった15世紀の宗教家フスを、国家を挙げてシンボル化したのは、国民の多数派であるチェコ・ネイションの正統性を顕示し一体感を醸成するためであったと考えられる²⁵³。チェコ人市民は、ヴァチカンがフスの追悼行事に抗議したことに反発し、ヴァチカンに駐在していたチェコスロヴァキア代表の召喚問題にまで発展した。これらの一連の出来事により、スロヴァキアの敬虔なカトリック信者たちとの関係に摩擦が生じたため²⁵⁴、カトリック勢力との和解を図るべくスロヴァキア人民党が連立政権に加えられることになった²⁵⁵。

次いで政府は、フス記念行事よりも大規模な聖ヴァーツラフの千年紀祝賀行事を計画した。聖ヴァーツラフの明らかなカトリック性や近隣のドイツ諸侯らと妥協しながら統治していたという歴史的実実は薄められ、祖国を守るために勇敢に闘った守護聖人として理想化された。1929年、聖ヴァーツラフの命日である9月28日は国民の祝日と定められ、1週間におよぶ大規模な記念行事が執り行われた。完全には宗教色を払拭できない聖ヴァーツラフの記念式典の取り扱いについては1年以上協議された結果、大統領や政府関係者はプラハ城内にある大聖堂で行われる行事には出席せず、国家シンボルとしての記念行事はプラハ中心部にある聖ヴァーツラフ広場で行われることになった²⁵⁶。

権力による介入からの自由として政教分離の要請が化体されていると解された。Horák, Zábaj (2011) *Čírkve a české školství* [チェコの教育と教会], Grada, Praha, p.122. Jäger, P. Svoboda (2009) „vyznání a právní poměry církví a náboženských společností v letech 1948–1989 [1948年から1989年までの宗教、教会および宗教社会の法律関係]“, in Bobek, M. - Molek, P. - Šimíček, V. (eds.) *Komunistické právo v Československu* [チェコスロヴァキアの社会主義法], Kapitoly z dějin bezpráví. Mezinárodní politologický ústav, Masarykova univerzita: Brno, pp. 769-810, p. 776.

Heimann (2011) は、マサリクは伝統的なカトリック政党の勢力やスロヴァキア自治論を削ぐためにも完全な政教分離を実施しなかったが、キリスト教勢力（スロヴァキアの人民党、チェコスロヴァキア人民党など）によって阻止されたとする (p. 67)。また、Johnson (1985) は、オーストリア＝ハンガリー二重帝国時代にいたわずかな数のスロヴァキア人政治家のほとんどが聖職者であり、第1共和国建国期にも、宗教教育を重視する彼らの活動はスロヴァキアでは重んじられており、スロヴァキア人民党以外のスロヴァキア政党組織も、民衆の宗教感情に配慮すれば表立って政教分離規定に賛同することは困難であったと推察する (p.319)。

²⁵³ Paces (2001) p. 210.

²⁵⁴ Seton – Watson (1962) p. 182.

²⁵⁵ Leff (1988) p. 76.

²⁵⁶ Holý (1996) p. 41, Paces (2001) pp. 228–229.

憲法慣習上の政教分離原則にもかかわらず、宗教性の強いフスと聖ヴァーツラフが第1共和国において公的にもシンボル化されたのは、彼らがチェコの歴史上の重要人物であり、かつ、チェコ史固有の存在であったためである。例えば、神聖ローマ帝国の首都としてプラハが最も繁栄した時期に統治したボヘミア王カレル1世はチェコ史における偉人として敬愛され、橋や広場、大学などにその名を冠されているが、神聖ローマ帝国皇帝カール4世でもあったためチェコ固有のシンボルとは言えなかった²⁵⁷。このように第1共和国ではチェコ人中心の国家観を暗示するメッセージが度々発せられた。チェコ人とは歴史を共有しないスロヴァキア人やナショナル・マイノリティには、居心地の悪さや社会から排除された感覚を与え、各々のネーション意識の刺激につながったものと考えられる。

3. チェコスロヴァキアの議会政治

(1) 大統領と内閣、議会

1920年憲法起草者は、フランス第3共和国憲法やアメリカ合衆国憲法、ワイマール憲法などを参照し、権力分立の思想に基づいて立法・行政・司法の三権を分立させた。憲法上、チェコスロヴァキア大統領は国家元首であるが行政府の長ではない。行政府の長は内閣総理大臣とされ、アメリカ型の大統領制ではなく、英仏の伝統的な立法府と行政府の関係である議院内閣制が採用された²⁵⁸。憲法は、チェコスロヴァキア国家が民主主義に基づく共和国であること、その元首は選挙によって選ばれる大統領であると定める（§2）。大統領に付与された権限は、首相をはじめとする閣僚の任命と解任、議会の解散以外には条約締結権限（多くの分野について議会の同意を要する）等に過ぎず、形式的、儀礼的な権限がほとんどである（§64(1)1～11号）。フランス第3共和国憲法とは異なり、法案提出権は内閣と議会が独占し、大統領には認められていない（§41参照）。大統領は、議会で可決された法案に署名するか、あるいは「拒否権」を行使して議会に差し戻すことができるのみであった（§64(1)5号、§47、§51）。暫定憲法と同様、1920年憲法も大統領の権限を制限したのは、先に挙げたように、大統領の干

²⁵⁷ Paces (2001) p. 231.

²⁵⁸ Táborský (1945) p. 5, 13-14.

渉により諸政党間の微妙なバランスが崩れることを嫌ったとされる事情に加えて、大統領の君主化、独裁化を恐れたためと言われている²⁵⁹。実は、議会に提出された憲法草案には、行政分野に関する大統領令を発布する権限が盛り込まれていたが、採用には至らなかったという経緯があった²⁶⁰。結局、1920年憲法は大統領に対し軍の最高司令官という地位に基づく命令を発令する権限のみを与えた。

マサリクは、大統領の権限が大きく制約されたことに不満を持っていたが、憲法起草者のひとりであるホーツェルは、「憲法が初代マサリク大統領のみに適用されるのであれば、大統領権限に関する規定はもっと寛大なものになっていたであろう。しかし、憲法は永続的な観点をもって平均的な大統領に当てはまるようにしなくてはならない。我々は、君主制を連想させるようなあらゆる要素は排除されるよう努めた。したがって、内閣には十分な統治権力が付与され、大統領の権限は憲法上規定されたものに止まるべきということになった。」と制定趣旨を説明している²⁶¹。

もっとも、建国の父と呼ばれた初代大統領マサリクの政治的立場の強さは、憲法上の権限以上のものであった。マサリクは、1918年の建国と同時に大統領に就任してから3度再選され、1935年まで大統領であり続けた。また、ベネシュは、マサリクの希望で17年間にわたって外務大臣を務め、1935年にはマサリクの後を継いで大統領に就任した。ベネシュの外相時代に秘書を務め、のちにアメリカに亡命して法学教授となったエドヴァルド・ターボルスキー（Edward Táborský）によると、第1共和国時代に大統領の拒否権が行使されたのは11法案に対してであるが、そのうち4法案は建国から4年の間に集中していた²⁶²。内閣はマサリクと頻繁に意見交換し、議会を通過した法案に対して大統領の拒否権が発動されることを回避するようになった²⁶³。大統領が拒否権を発動した場合には、両議院の過半数または下院の5分の3の議員の賛成によって再可決すれば法律として制定されることになっていたが、大統領が拒否権を行使した法案が議会で再可決されたケースはなく、大統領の意見に従って文言など

²⁵⁹ Táborský (1945) p. 18.

²⁶⁰ Táborský (1945) p. 23.

²⁶¹ Táborský (1945) pp. 18-19.

²⁶² Táborský (1945) p. 68.

²⁶³ Táborský (1945) p. 25.

を変更するか廃案にされたという²⁶⁴。

内閣は下院に対して責任を負い、下院は内閣不信任決議を行うことができた（§ 75）が、戦間期においては、事実上大統領が内閣を退陣させたため、内閣不信任決議が採決されたことはいちどもなかった²⁶⁵。1918 年 11 月にクラマーシュ内閣が発足してから 1937 年 7 月に第 1 共和国最後の政府となるホジャ内閣が誕生するまでの間、両内閣を含めて実に 17 内閣が誕生しては消滅した。平均在籍期間は 14 か月であったが、在籍した首相の数は 8 名であり、ほとんどの場合、首相は交代せずに連立パートナーを変えるか、あるいは連立パートナーはそのまま首相が変わるという、調整型の内閣改造パターンであった²⁶⁶。また、内閣提案の法案が議会で否決された場合、内閣はレファレンダムを発議することができ、そこで国民の賛成を得られれば立法化することが可能であった。憲法は大統領に対しては、議会解散権限を与えながらも内閣と議会が対立した場合のレファレンダム発議権を付与しなかったのである。なお、第 1 共和国時代を通じてレファレンダムが実施されたことはなかった。

中田は、チェコスロヴァキア議会制民主主義が安定していた理由を、マサリクの類稀なるリーダーシップ（「マサリク神話」）に全面的に帰するのは正しくないと指摘する。憲法制度上、大統領のリーダーシップのみによって民主主義体制が維持できる仕組みとはなっておらず、大統領が民主主義体制の安定化、維持に何らかの影響を与えたとすれば、それは議会の政党との関わりの中でしかありえなかったからである²⁶⁷。確かに、マサリクが第 1 共和国の政治に影響力を発揮したのは、先に述べた範囲でも、議会外での意思決定というよりは議会政治そのものへの関与によってであった。そうではあるものの、自他共に認める自由民主主義の啓蒙者であったマサリク、その右腕のベネシュを始めとする中道派の政治家やカレル・チャペック等の知識人、実業家などマサリクに近い者たちで構成された「フラト・グループ」²⁶⁸が、政党・議会政治とは別の強い政治的影響力を有していたことは事実である。ベネ

²⁶⁴ Táborický (1945) p. 68.

²⁶⁵ Kuklík (2015) p. 99.

²⁶⁶ Leff (1988) pp. 59-60.

²⁶⁷ 中田 (2012 年) p. 10.

²⁶⁸ フラト (hrad) は「城」を意味する。大統領府はブラハ城に置かれていることから、現在に至るまで大統領や大統

シュが 17 年間にわたって外相を務めたのは、ベネシュ自身の卓越した外交能力への評価が高かったことは勿論のことであるが、フラト・グループの影響力を抜きにしては語れない。1935 年にマサリクが健康上の理由で引退を決意した際、政党間ではベネシュよりも立場の弱い大統領候補を立てることが模索され、農業党もこの機会にさらに権勢を拡大しようとしたが、政党は、ベネシュ大統領を待望する民衆からの強い声を見做すことができなかった²⁶⁹。このこともフラト・グループの政治的影響力が強かったことの証左であろう。

立法府に関しては、ハプスブルク帝国時代に置かれていたボヘミア・モラヴィア・シレジアの 3 つの領邦議会が廃止され、新たにチェコスロヴァキア国民議会 (Národní shromáždění) が設立された。国民議会は、300 議席の下院 (sněmovna poslanecká / 代議院, § 8) と 150 議席の上院 (senát, § 13) の 2 院制であり、選挙権は、下院が 21 歳以上で、上院は 26 歳以上、被選挙権は下院が 30 歳以上、上院が 45 歳以上、任期はそれぞれ 6 年と 8 年という違いがあったものの、議員の選出方法はいずれも比例代表制が採用されていた²⁷⁰。議員に立候補したい者は政党に属し、候補者リストに掲載されなくてはならなかった。ただし、1933 年の選挙法改正により、一定の制約はあったものの地方選挙において有権者が候補者個人に投票することができるようになった²⁷¹。

比例代表制が採用されたのは、小党からも議員が選出されやすくして、議会が大政党に支配されないようにするためであった。憲法は、左右幅広く市民のニーズを汲みあげたいくつもの政党が議会に関与することで、多数派政党と少数派政党による話し合いと妥協のプロセスを必須のものとし、拙速に物事が決められることを避けようとしたのであった。しかし、比例代表制には、小党乱立傾向に加えて、議員の活動が所属政党に拘束されるという難点もあった。上下両院同時選挙で、かつ、どちらも比

領府に関する慣用語として Hrad という言葉が用いられる。ex. Koho chcete na Hradě? 「誰が大統領 (prezident) になってほしいですか?」(直訳すると、「城に居て欲しいのは誰ですか?」)。

²⁶⁹ Táborický (1945) pp. 50, 中田 (2012 年) pp. 353-354.

²⁷⁰ Táborický (1945) p. 37, Kuklík (2015) p. 96. なお、Táborický (1945) によれば、比例代表制というアイデアを中欧で初めて支持したのは、1875 年チェコ人の Sladkovský であったという (p. 37)。

²⁷¹ Táborický (1945) p. 43.

例代表制により議員が選出される両院の議員構成には大きな違いはなく、上院議員も下院議員と同様、所属政党のルールに縛られ、良識の府として期待された上院の特徴や独自性を打ち出すことができなかった。実は、憲法起草当時から上院不要論が出ていたが、暫定国民議会は全会一致にこだわったため、左派と中道派、右派の妥協の産物として、最終的に上院の設置が決定したのであった²⁷²。

(2) 超党派議会外調整組織「ピェトカ」

帝国時代、広大な領土を効率的に支配するためにシスライタニアではかなり行き届いた官僚システムを有していた。新国家においても、1914年のオーストリア公務員法典が継受され、既存の官僚国家的なシステムが温存された²⁷³。行政機関で働くチェコ人の中には、ウィーンの中央官庁で働いた経験を持つ者もあり、その者たちが新国家における行政の中核となった。公務員は高給ではなかったが、安定性に加え、健康保険や将来の年金が保障されていたこと、社会的ステイタスが比較的高かったことなどから人気の職業であった。上級公務員となる人材は専らカレル大学法学部から供給された。スロヴァキア人の人材は不足しており、ドイツ人、マジャール人、ルテニア人らにとっては、公用語である「チェコスロヴァキア語」の能力の問題があったため、公務員の多くはチェコ人で占められていた。全人口の4分の1を占めたドイツ人が公的機関の職員数に占める割合は、1936年になっても、郵便事業および裁判所において13%、鉄道12%、教育23%、軍隊では5%に過ぎなかった²⁷⁴。

新国家の体制構築は、独立以前から、それぞれの主義主張を抑えて協調関係を維持していたチェコ諸政党の協力によって、かなりスムーズに行われた。しかし、建国時のハネムーン期はすぐに終わり、社会経済問題が国政上の課題に上ると、各政党がそれぞれ異なるチェコ社会の部分利益を代表していることにより、各党全体で協調行動をとることが難しくなってきた。建国直後の第1共和国では、戦時中から続いた食糧や生活物資の不足などによって、都市生活者は非常に困窮していた。チェコ人政党

²⁷² Rothchild (1994) p. 90.

²⁷³ Táborský (1945) p. 136.

²⁷⁴ Petráš (2010) p. 499.

の間ではある程度の社会改革が行われることへの合意があり、失業給付金の支給や労働時間の規制、土地改革などが実行された。しかし社会民主党内では、1917年のロシア革命の影響を受けて急増した労働組合員を背景に影響力を強めていた左派が、さらなる社会改革を求めている。食糧問題の解決を求める労働者らのデモも頻発し一部は暴徒化した。1919年5月、国民民主党は、社会民主党が労働者を扇動し諸政党の連合を妨げているにもかかわらず政府が毅然とした対応を取らなかったと批判して、政権からの離脱を表明した²⁷⁵。

1919年6月の地方選挙の結果、国民民主党が得票を減らしたのに対し、社会民主党及び国民社会党は合わせて45.7%もの得票率を得て、チェコスロヴァキアにおける社会主義勢力の伸張を印象付けた。選挙の結果を受けて、クラマーシュ内閣は辞職し、新たに社会民主党のヴラデミール・トゥサルを首相とする、同党と農業党のいわゆる「赤緑連合」政権が発足した。トゥサル政権では、農業党を始めとする非社会主義勢力が重しとなり、急進的な社会主義勢力が望むような社会改革は実行されなかった。

1920年4月、建国後初の国政選挙が行われ、諸政党の中で最大の74議席を獲得した社会民主党を中心として、第2次トゥサル政権が発足した。しかし、同党は党員74名中24名がマルクス主義左派への支持を表明するなど不安定な状況にあり、パートナーの農業党会派も40議席しか獲得できなかった。さらに、ドイツ系、ハンガリー系、スロヴァキアの諸党が議席を獲得し、共和国の立憲体制に反対する原理的野党勢力が合計3分の1の議席を占めたことにより、共和国の議会政治は複雑化した²⁷⁶。

第2次トゥサル政権は社会民主党左派の離反という党内問題を契機として崩壊したが、社会民主党を除外した多数派連合の形成は困難であったため、トゥサルと農業党のシュヴェフラらが協議して、1920年9月、官僚を中心としたチェルニー内閣が発足し1922年10月までその役目を果たした²⁷⁷。1921年5月に社会民主党から離反した左派が結成した共産党、ドイツ人政党やフリンカのスロヴァキ

²⁷⁵ 中田（2012年）pp. 44-48.

²⁷⁶ 中田（2012年）p. 57.

²⁷⁷ 現代チェコ政治においても官僚等の非政治家を首班とする内閣を暫定的に樹立することによって、政治的空白を乗り切る事態が見られる（1997.12.17- 1998.7.17 Tošovský 政権、2009.5.8- 2010.7.13 Fischer 政権、2013.7.10- 2014.1.29 Rusnok 政権）。

ア人民党は、「インターナショナル」やドイツ国歌等、自党にゆかりのある歌を放歌したり机を叩くなどの議事妨害を行ったり、議会外で労働者を扇動してデモを行うなど議会運営には非協力的で、正常な審議が困難であった²⁷⁸。1921年1月以降、官僚内閣の運営を支えるべく、従来からの主要5政党（農業党、社会民主党、国民民主党、国民社会党、チェコスロヴァキア人民党）は、根回しや妥協策を練る議会外での会合を恒常的に持つようになり、財政問題や食糧問題等について5政党間で合意を形成した。このシステムないし会合は「ピェトカ/Pětka/The Five」と呼ばれた²⁷⁹。左右幅広くカバーした主要5党が実質的な政策審議を行ったピェトカは、チェコスロヴァキア政治に不可欠の存在となった。

この時期ピェトカが機能した要因としては、建国以前から個人的信頼関係を育んでいた各党の指導者たちの協力関係の存在と、拘束名簿方式による比例代表制という選挙制度によって、政党が、自党の議員に対して強い支配力を持っていたこと、官僚内閣が政治責任を負っていたことで政党連合の負担が軽減されていた点が挙げられる。しかし、政党間の勢力関係の変化によって、次第に、ピェトカによる政党間の政策調整も行き詰まるようになり、1925年10月にはもはやピェトカにおける合意形成が不可能となった²⁸⁰。1925年11月の解散総選挙の結果、社会民主党の退潮は明らかで、代わって農業党が第1党に、社会民主党の票を奪った共産党が第2党となった。ピェトカを構成していた主要5党が得た議席数は300議席中146議席で過半数を獲得することができず、組閣にあたっては、伸張した人民党と農業党との対立も目立つようになった。ピェトカは解散し、第2次シュヴェフラ内閣も4ヶ月と持たずに倒れた。ピェトカが、憲法外の非公式で閉鎖的な組織でありながら実質的な政策決定を行ったことや、チェコ人のみで構成されたことに関しては、当時から批判の声があった。しかしながら、1920年代にはハンガリー、ポーランド、ユーゴスラヴィアで、1930年代になるとドイツ、オーストリア、バルト諸国で次々と議会制民主主義体制が倒れた。第1共和国政府も、一方では、ドイツ人やスロヴァキア人の民族主義的な政治勢力から、他方では、マルクス主義を信奉する社会主義勢力から、それ

²⁷⁸ 中田（2012年）pp. 68-83.

²⁷⁹ ピェトカに関しては、林（1982）、中田（2012年）pp. 66-70、Táborský（1945）p. 46, 104-105などを参照した。

²⁸⁰ 中田（2012年）p. 80.

ぞれ強い政治圧力にさらされていた。ピェトカが機能したのは約4年半に過ぎなかったが、この政治的に不安定な時期に、チェコスロヴァキアの議会政治を延命できたのは、ピェトカという安定装置のおかげであったと言えよう。

(3) ナショナリズムの高揚

第1共和国時代では、工業と農業の産業バランスが良く、極端な貧富の差はほとんどなく、労働者、農民、職人、商人、公務員などから成る厚みのある中産階級が育っていた。チェコ人のターボルスキーは、国内に複数のナショナル・マイノリティを抱え、彼らが建国当初はチェコスロヴァキアの独立に反対していたことで、チェコ人とスロヴァキア人が結束することにつながったと分析する²⁸¹。しかし、早い段階からスロヴァキア人指導者たちは、プラハを中心に置く中央集権的な国家体制に賛同する与党派と、スロヴァキアの自治を強く主張する野党派の2派に分かれており、両ネイションが結束していたというのはチェコ人の幻想でしかなかった。

マサリクのスロヴァキア人門下生たちが結集したフラス派に属していたイヴァン・デーレルは、第1共和国においては社会民主党の議員として、議会制民主主義への絶対的な信頼やチェコ人とスロヴァキア人との間の民族的連帯感を政治観としていた。彼は、スロヴァキアの分離独立につながる自治論については、スロヴァキア民族の消滅を招く恐れがあるとして批判的であり、多くの領域でスロヴァキア人の人材不足のためにチェコ人の補助を必要としている現状では、スロヴァキア自治という政治体制は現実的ではないと主張していた²⁸²。のちに農業党に加わったミラン・ホジャは、チェコとスロヴァキアとの間の法制度や社会的条件の相違を踏まえて、チェコ諸地域と同一の行政制度ではなく、スロヴァキア地域を統括する行政機関に一定の決定権を付与する案を立案した²⁸³。

スロヴァキア野党派の自治要求はいずれも、スロヴァキア民族の自決権とピッツバーグ協定の存在

²⁸¹ Táborický (1945) p. 155.

²⁸² 香坂 (2006 年) pp. 14- 15.

²⁸³ 香坂 (2006 年) pp. 13- 14.

を根拠としていた²⁸⁴。カトリックの民族主義政党であったスロヴァキア人民党の党首アンドレイ・フリンカは、チェコ共和国とスロヴァキア共和国並びにポトカルパツカー・ルス²⁸⁵の3地域からなる国家連合案や、国家体制は変更せずにスロヴァキア地域への自治権を付与する案などを提案した²⁸⁵。スロヴァキア人民党は、初めチェコスロヴァキア人民党と連携していたものの、後者が連立政権に加わったことで方向性の違いが明白となり、1921年11月に提携を解消し、1925年には党名を「フリンカのスロヴァキア人民党」に変更した²⁸⁶。同党の機関紙「Slovák/スロヴァキア人」の編集長を務めていたトゥカは、プラハ中心の政治体制への不満を訴え、ラディカルな分離主義を唱えてスロヴァキア人活動家たちを扇動した²⁸⁷。トゥカは、「1918年10月30日付けのマルティン宣言には秘密条項が付帯しており、それによれば、スロヴァキアは10年後にチェコスロヴァキア共和国に参加するか否かを再考できることになっており、1928年10月末日をもってスロヴァキアでは第1共和国の法律は失効する」との虚言を流布したことにより、議員の不逮捕特権を剥奪されて国家転覆活動の罪で逮捕、起訴された。トゥカは懲役15年の判決を受けた。

スロヴァキアの自治を主張したのは主に少数派政党であったこともあり、自治構想をめぐる議論は発展しなかった。チェコ人と協働して新国家を運営していこうというスロヴァキア国民農業党（のちに農業党に吸収）や社会民主党、そして、ネイション横断的な共産党の得票を合わせると、フリンカのスロヴァキア人民党に対抗することは当面可能であった²⁸⁸。他方で、イデオロギー的にはチェコスロヴァキアの社会民主党に対応するドイツ系の社会民主党は、ドイツ人の自治独立を求め、これが叶わなければ、チェコスロヴァキアのドイツ人地域をオーストリアに併合させることを主張していた。しか

²⁸⁴ 香坂（2006年）p. 8.

²⁸⁵ 香坂（2006年）p. 8.

²⁸⁶ Trapl (1995) p. 14, Schelle (2014) pp. 220-221.

²⁸⁷ Heimann (2011) pp. 71-73. スロヴァキア語を流暢に話せないトゥカは1918年のセンサスでは自らをマジャール人であると回答した。トゥカに関してはハンガリーのスパイではないかとの疑惑が常にもたれていた。しかし、フリンカはトゥカを非常に信頼しており、マルティン宣言事件においても彼を擁護した（Leff (1988) pp. 82-83, Tímea (2011) pp. 211-220）。

²⁸⁸ 林（1998年）p. 94.

し次第に、ドイツ人諸政党は、議事妨害や議会ボイコットを行うよりも政権に参加する方にメリットがあると考えようになった²⁸⁹。彼らの態度の変化には、ドイツやオーストリアが、敗戦国として莫大な賠償義務を負い高進するインフレに苦しんでいる状況にあったのに対し、チェコスロヴァキアは経済的に恵まれていたという現状認識も作用した²⁹⁰。

1926年3月、再びチェルニー官僚内閣が組閣された。前回とは異なり、ピェトカのような内閣を支える政党間協議の場がない中での運営であったが、チェルニー首相は、政策ごとにアド・ホックな多数派形成を行い、ドイツ人やマジャール人政党をも議会運営に引き込むことに成功した。同年6月に成立したシュヴェフラ第3次内閣では、ドイツ系のキリスト教社会党が連立政権の一翼を担うようになり、その後もドイツ人政党が連立パートナーとして政権に参加した²⁹¹。フリンカのスロヴァキア人民党も1927年1月から1929年までの間、2人の閣僚を輩出した²⁹²。その結果、同党はヴァチカンの同意を得てスロヴァキアのカトリック教会の管轄をハンガリーのエステルゴム大司教からプラハの法王大使に移管し、司祭の給与を国家予算から支払わせることに成功した。さらに、ハンガリー時代から続く、スロヴァキアを6つの行政区域（župy）に分割していた制度を廃止し、スロヴァキアをボヘミアやモラヴィア、シレジアと同等の1つの地域とみなす地方制度に変更することができた²⁹³。しかし、フリンカのスロヴァキア人民党は、前述のトゥカ事件を契機として連立政権を離脱した²⁹⁴。

この時期、政治の場におけるネイション間の融和が見られるようになり、議会内で国家体制に反対する原理的野党は、ドイツ国民党及びドイツ国民社会主義労働者党（DNSAP）、共産党のみとなり、第1共和国の議会政治は安定化へ向かうかと思われた。しかし、1930年代になってチェコスロヴァキア

²⁸⁹ 中田（2012年）p. 77, Houžvička (2015) pp. 146-147.

²⁹⁰ Rothchild (1994) pp. 78-79, 84.

²⁹¹ 林（1998年）p. 94.

²⁹² 香坂（2010年）p. 144. そのうちの1人は厚生大臣を務めたヨゼフ・ティソである（Heimann (2011) p. 72）。

²⁹³ Heimann (2011) pp. 72-73.

²⁹⁴ 同党が連立政権から離脱した理由はほかにもあり、1925年の国政選挙ではスロヴァキアにおいて約50万票（34%）を獲得して大勝したが、1927年の地方選挙においてはその5分の1まで落ち込んだのは、有権者が与党となった同党に失望したのではないかと危機感を抱いたという事情があった。しかし、同党が野党に転じた後も選挙結果は芳しくなかった（Leff (1988) pp. 80-81, 83）。

に世界恐慌の影響が顕著に現れるようになると、財政問題や社会・経済問題の解決にあたっての政党間の利害調整が著しく困難となっていった。第1共和国でも、国家の経済介入の必要性やドイツやオーストリアの権威主義体制と競合可能な実行力のある「強い民主主義」を求める声が高まり、特定の分野において内閣の政令による立法を可能とする授權法が制定された（č. 95/1933 Sb. ほか）²⁹⁵。実効性ある迅速な立法手続を実現するための方策ではあったが、第1共和国の授權法では首相ひとりに決定権があるのではなく、内閣全体に権限が与えられ閣僚の全員一致が要件となっており、政党間コンセンサスを求める姿勢はここにきて一応維持されていた²⁹⁶。この頃、授權法の導入のほか共和国防衛法等の法改正による非常事態諸法が整備された。

世界恐慌の影響による経済的損失は、産業構造の違いによりチェコ人よりもドイツ系住民の方が深刻であった。政府は、ズデーテン地域の失業対策などにチェコ地域を上回る多額の支援を行ったが、大不況はドイツ・ナショナリズムの急進化につながった。1933年1月にドイツ本国でナチス政権が誕生すると、ズデーテンラント分離主義を謳う DNSAP の活動が活発化し、チェコ人およびスロヴァキア人と協調していたドイツ系諸政党への支持率が減少した。DNSAP の活動は、コンラート・ヘンラインが率いるカトリック系ファシスト政党のズデーテン・ドイツ人党（SdP）に引き継がれた。1935年5月の選挙では、スロヴァキアの自治・分離を求めるフリンカのスロヴァキア人民党はさほど伸張を見せなかったのに対して、SdP は若者を中心としたドイツ系選挙民の60%もの支持を獲得し、チェコスロヴァキア議会における第2位の政党となった²⁹⁷。もはや議会内で部分利益の調整にもとづく政策決定を行うことは困難となり、議会審議は膠着状態に陥った。

ズデーテンラントの様々な団体は、国際連盟に対し、チェコスロヴァキア政府による自分たちナショナル・マイノリティへの「圧政」に関して次々と不服申立てを行ったが、1件を除いていずれも申立て

²⁹⁵ 授權法は時限立法であったが4度延長され1937年6月まで効力を有した。授權の対象となったのは、物価や関税の修正、国家予算の均衡を図るために不可欠な問題とされた（中田（2012年）p. 207, 209）。

²⁹⁶ 中田（2012年）pp. 212-213.

²⁹⁷ Bruegel (1973) pp. 123-124, 林（1998年）pp. 94-95、中田（2012年）pp. 368-369.

の理由がないと判断された²⁹⁸。国際連盟が唯一取り上げたのは、1937 年 4 月に SdP のヘンラインらが申立てた「マフニーク令/ Machníkův výnos」に関する問題であった。「マフニーク令」は、1936 年 1 月にマフニーク防衛大臣が、チェコスロヴァキア軍の調達に関して、調達先の会社について、在籍する「チェコスロヴァキア人」社員の割合が少なくとも当該地域の人口のネイション比率に匹敵していること、そして、非友好的な政党に所属する外国人社員の排除を条件とした指令であった²⁹⁹。国際連盟の調査を受けたチェコスロヴァキア政府は、マフニーク令はあくまで内部通達であって正式な法令ではないことと、また、同指令はすでに撤回され問題は速やかに解消されたことでひとりのドイツ人も解雇されていない旨回答したことで、SdP によるさらなる申立てにもかかわらず、国際連盟は当該事件の係属を打ち切った³⁰⁰。

ズデーテン・ドイツ人問題は第 1 共和国の喫緊の政治課題となっていた。ベネシュ大統領は状況把握のために、1936 年 8 月にボヘミア北西部の大掛かりな視察を行い、その際にドイツ人地域の経済政策の見直しや地方分権の促進を約束したが、ズデーテン地域の自治や連邦化の要求はファシストや全体主義者あるいは коммуニストの言説に過ぎないと一蹴した³⁰¹。1937 年 2 月、ホジャ連立政権はドイツ・キリスト教社会党などの急進派 3 党からの要求を受けて協議した結果、ドイツ人の公務員数を、現状の 10%程度から人口比に近づけた 23%程度まで増加させるべくクォータ制度を採用すること、ドイツ文化の促進を助成することなどに合意した³⁰²。しかしながら、政府としては、単にズデーテン地域のドイツ人公務員の人数を増やすことは SdP の台頭につながるだけであるとの警戒から、ドイツ人の公務員を採用するにあたって「チェコスロヴァキア語」の試験を平易化することは認めず、ドイツ人混在地域に配置するチェコ人公務員のドイツ語能力を必須とする案にも反対した³⁰³。内閣は合意の内容を

²⁹⁸ Houžvička (2015) pp. 161, 166.

²⁹⁹ Petráš (2010) p. 495.

³⁰⁰ Houžvička (2015) p. 168.

³⁰¹ Šebek (2010) p. 558.

³⁰² Šebek (2010) pp. 559-560. 1938 年 1 月末時点で公務員約 30 万人のうちドイツ系は約 3 万人であった (Kuklík (2013) p. 23)。

³⁰³ Šebek (2010) p. 560.

直ちに実施するよう通達を発し、ベネシュ大統領はマサリクの 87 歳の誕生日を祝して政治犯などに対する恩赦を実施するなど、ドイツ人問題への取り組みをアピールした³⁰⁴。1937 年後半までに、新たに 750 名のドイツ人公務員が誕生し 4800 名のドイツ人労働者が職を得たが、郵便や鉄道などの下級公務員のカテゴリーについてはチェコ人組織の抵抗が強く、目標数値の早期達成は困難であった³⁰⁵。

SdP は自らの存在意義を誇示するために、ドイツ民族の保護やズデーテン地域の自治のための法改正を次々と要求したが³⁰⁶、政府は、憲法上ナショナル・マイノリティの権利は個々人に付与されており集団的権利は容認されないことを理由として提案を拒絶した。1937 年春以降、SdP は政府への攻撃を強めたが、党首ヘンラインは議員にならなかったように SdP の活動の中心は議会に置かれていなかった³⁰⁷。次第に、SdP はズデーテン地域の自治ではなくドイツ第三帝国への帰属方針を採るようになり³⁰⁸、同党の最終目的はチェコスロヴァキア共和国の破壊へと転化した。“Grundplanung O.A.”として知られるプログラムの文書には、チェコ人とドイツ人との民族対立を解消するためにチェコ語とチェコ文化を消滅させ、チェコ民族を希釈化してドイツ化する計画が示されていた³⁰⁹。1938 年 3 月に独逸合邦が実現すると、チェコスロヴァキアのドイツ系政党の農業者同盟とキリスト教社会党は連立政権を離脱して SdP に合流した。議席を持つドイツ系政党は 55 議席を擁する SdP とドイツ社会民主党の 11 議席だけとなった³¹⁰。

スロヴァキア人のホジャ首相は、国内のナショナル・マイノリティの地位向上と権利の拡大を企図した、いわゆるネイション法 (Národnostní statut) の制定に向けた努力を続けるなど、事態の改善を

³⁰⁴ Šebek (2010) p. 561.

³⁰⁵ Šebek (2010) p. 561. もともと現業部門の公務員については「チェコスロヴァキア語」の能力は要求されていなかったところ、1923 年、鉄道と郵政の 2 事業が独自に、職員の「チェコスロヴァキア語」能力を必須と定めた。然るに、ドイツ語圏で働く職員のドイツ語能力は不問であった (Tauchen (2008) p. 529)。

³⁰⁶ この頃の SdP の要求事項は、言語法の改正および言語権に関する憲法異議申立の権利付与のための憲法裁判所法の改正など、1918 年の建国以来ドイツ人政党がズデーテン地域の自治を求めて要求してきた事項を事実上修正したものに過ぎなかった (Kuklík (2013) p. 26)。

³⁰⁷ 中田 (2012 年) p. 345.

³⁰⁸ Kuklík (2013) p. 27.

³⁰⁹ Houžvička (2015) p. 275. 戦後の SdP 幹部に対する裁判における証拠書類となった (同書 p. 276)。

³¹⁰ 中田 (2012 年) p. 333, 362.

図った。1938 年 4 月に公表されたネイション法案は、地方政府および立法権限を有する地方議会の設置を定めた。フリンカのスロヴァキア人民党はこれを評価したが、ズデーテンラントのチェコ人協会などは懸念や反発を示し、ズデーテンラントやドイツ第三帝国の新聞各紙は法案を酷評した³¹¹。政府は、ネイション法案を成立させるために SdP の同意を取り付ける必要があったが、SdP のヘンラインは、ヒットラーと会談した際にチェコスロヴァキア政府に対し闘争的な要求を続ける方針を確認していた。SdP は、地方選挙の早期実施やメンバーの釈放など自分たちの要求を受け容れた政府の懐柔策に対して不十分であると回答して、ネイション法案への同意を拒否した。SdP は、ズデーテンラントの完全な自治や建国以来ズデーテン・ドイツ人たちが被ってきた損害の賠償など要求項目を次々と増していった³¹²。ドイツ社会民主党のヤークシュ党首は、「ドイツ系住民はネイション法案を具現化する政策の実行について懐疑的である。とはいえ、チェコ人市民の良識に期待する余地は残っているのだから、SdP が同法案を却下したのは間違いである」として SdP の対応を批判した³¹³。

1938 年 5 月の地方選で、SdP は 85%もの得票率を獲得し、大多数のズデーテン・ドイツ人が第 1 共和国政府に不満を抱いていたことは明白であった。しかし他方で、同年 8 月最後の日曜日、政府が SdP やナチス・ドイツの強迫に屈しないようにと願うチェコ人とドイツ人による共同のデモンストレーションが各地で行われていた³¹⁴。政府は、地方分権をより深め、地方議会のネイション別クーリエの設置にも言及した改定案の準備を進めていたが、1938 年 9 月 18 日付の最終版は、後述する政変発生のため議会に提出されなかった³¹⁵。

³¹¹ Němeček (2010) p. 580.

³¹² Němeček (2010) p. 584-586.

³¹³ Němeček (2010) p. 581-582, Houžvička (2015) pp. 186-189.

³¹⁴ Houžvička (2015) pp. 186-187.

³¹⁵ Němeček (2010) p. 586-588. ネイション法案をめぐる政治的駆け引きの詳細は Tóth (2012) pp. 331-589.

第3章 ナチス・ドイツの侵攻とその余波

1. 第2共和国の成立と崩壊（1938年～1939年）

ズデーテン・ドイツ人問題については、チェコスロヴァキア政府があくまで内政問題と捉えていたのに対して、ナチス・ドイツはこれを国際問題のひとつとして英仏政府に提起し、揺さぶりをかけていた。1938年9月下旬、英仏独伊4国による首脳会議がミュンヘンで開催され、ズデーテンラントのドイツへの割譲が合意された。協議への参加を許されなかったチェコスロヴァキアが、そこで成立した合意（ミュンヘン協定）の受諾を拒むことは宣戦布告を意味した。チェコスロヴァキアは、ポーランドとハンガリー系住民が暮らす国境付近の領土も一部割譲させられたため、合わせて約3分の1の領土および国民を失った。10月5日、ベネシュ大統領は辞任し、アメリカに亡命した。11月30日、ベネシュの後任には、最高行政裁判所長官であったエミル・ハーハ（Emil Hácha）が就任した。

11月18日、チェコ地域では、ネイション勢力の結集を目的としてすべての政党が解散した。国民社会党や人民党、商工中産党などの党员たちは、「共和国と民主主義を守る権威主義的民主主義体制」を標榜する「挙国一致党/ Strana národní jednoty」に集結した。社会民主党は、解党して与党勢力に加わるのではなく、新たに「国民労働党」として野党になることを選択した。共産党は非合法化され解散させられた。チェコ地域でもファシスト集団の活動が活発化し、チェコ・ナショナリズムを掲げる国民民主党と連携したが、大衆の支持はほとんど得られなかった³¹⁶。

伝統的にハンガリー市場に深く依存していたスロヴァキア農業は、1930年代に実施された高関税政策によってそこから締め出された。スロヴァキアの農民たちはハンガリーに出稼ぎに行くこともできなくなり、同時に、農産物価格が低落し大きな打撃を受けていた。チェコよりもはるかに高い出生率と失業率がスロヴァキア経済をさらなる苦境に陥れた³¹⁷。フリンカは1937年8月に死去し、カトリックの聖職者であったヨゼフ・ティソ（Jozef Tiso）がフリンカのスロヴァキア人民党の代表に就任した。ティソは、ミュンヘン協定によって「スロヴァキアの領土」たる国境地帯がハンガリーに割譲されたこ

³¹⁶ Ripka (1939/1969) pp. 248-249, Frommer (2005a) pp. 20-21, 中田 (2012年) pp. 185-187.

³¹⁷ Seton-Watson (1962) pp. 178-179, Seton-Watson (1977) pp. 173-174.

とについてチェコ側を強く非難した³¹⁸。スロヴァキアではチェコよりも早く 11 月 8 日に、共産党と社会民主党を除いた諸政党が「フリンカのスロヴァキア人民党－スロヴァキア挙国一致党」に合併した。

1938 年 10 月、ティソはチェコスロヴァキアが置かれた苦境に乗じてピッツバーグ協定の履行を要求し、連邦制の採用、スロヴァキア独自の議会と政府の設置などをチェコ人議員たちに認めさせた(Žilinská dohoda/ジリナ合意)。そして、チェコ人とスロヴァキア人との対等性を示すべく、国名表記を「チェコ＝スロヴァキア共和国(いわゆる "Druhá republika"/「第 2 共和国」)」に変更させた(Ústavní zákon č. 299/1938 Sb.)³¹⁹。12 月 18 日、スロヴァキア議会(snem)選挙が行われたが、ティソが認めない者は巧みなやり方で立候補を阻まれた。有権者たちは、個々の候補者に対してではなく単一の指名候補者名簿に投票するといったやり方で実施されたため、スロヴァキア挙国一致党は 97.5%もの信任を獲得した³²⁰。1939 年 2 月 21 日、ティソは唐突に、スロヴァキア人の国家を建国する旨演説した。共和国政府とスロヴァキア自治政府との対立は頂点に達した。3 月 9 日、ハーハ大統領は、大統領令を發布してスロヴァキア自治政府の閣僚たちを解任し、同時に戒厳令を敷いた³²¹。スロヴァキア単独で独立国家を運営していくことは財政的に不可能であると思われたが、同月 11 日、首相を解任されたティソはナチス・ドイツにスロヴァキアの保護を求め、14 日にはスロヴァキア議会がスロヴァキアの独立を正式に宣言した。こうして第 2 共和国は半年と持たずに崩壊した。23 日、ナチス・ドイツはスロヴァキアとは保護条約を締結し、独立したスロヴァキア国³²²はドイツの保護国となった。

³¹⁸ Heimann (2011) p. 90.

³¹⁹ Adamová (1994) p. 57, Rychlík (2012/2015) pp. 162-165.

³²⁰ Heimann (2011) p. 97.

³²¹ Heimann (2011) p. 103.

³²² 1939 年 3 月 14 日付「独立したスロヴァキア国に関する法律」(č. 1/1939 Sl.z.) は新国家を「スロヴァキア国/Slovenský štát」と呼称したが、同年 7 月 21 日付憲法は正式国名を「スロヴァキア共和国/Slovenská republika」と称した。長興(2001 年)によれば、のちのマルクス史観において同国の名称は、語頭を小文字にした「スロヴァキア国/slovenský štát」や「いわゆる/takzvaný」、「ファシスト的/fašistický」、「教権ファシスト的/klérofašistický」という形容詞が付されることが多かった。1993 年 1 月に誕生した現在のスロヴァキア共和国と区別するために、当該国家を「第 1 スロヴァキア共和国/prvá Slovenská republika」と表記する論者もいるが、多くの場合は、「スロヴァキア国/S(s)lovenský štát」または「スロヴァキア共和国/S(s)lovenská republika」と表記される(同書 p. 81 注 1)。本稿では「スロヴァキア国」と表記する。

スロヴァキア国では 7 月 21 日にカトリック教権主義とファシズムが混合した憲法 (Úst. zák.č. 185/1939 Sl.z.) が制定され、10 月にはティソが大統領に就任したが、スロヴァキア国はナチスの傀儡国家であり、軍事・外交・経済に関してはドイツ第三帝国と一体化していた。それでも、「チェコフォビア (チェコ人嫌い)」政策によって 9,000 人以上のチェコ人が解職され³²³、第 2 次世界大戦開戦後には戦争特需による経済的な繁栄もある程度もたらされたことで、若いインテリ層を中心として多くのスロヴァキア人が新たに職を得た。マスメディアや教育分野において、チェコ語の使用やチェコの文化・歴史への言及が排除され、スロヴァキア語への「浄化」や宗教性の強い歴史と文化の強調が行われた³²⁴。ハンガリー王国時代の抑圧を知らない若者は、チェコ人の助力がなければスロヴァキア人はマジョーリタ化され、現在のような文化・経済の発展もなかったであろうことは夢想だにしなかった³²⁵。

ナチス・ドイツによって「解放」されたズデーテンラントでは、チェコの農村地帯と切り離され、ドイツ本国の経済圏に組み込まれて本国と同じ通貨基準が適用されたことで、食糧価格などの物価が急激に上昇した。チェコスロヴァキアの比較的恵まれた社会保障や労働基準の適用がなくなり、さらには徴兵制度や道路建設などのための強制労働制度も導入されたことで、労働者階級の不満が高まりストライキなどが頻発したが、造反分子は直ちに強制収容所送りとなった³²⁶。

ズデーテンラントがドイツに割譲されることになったとき、その地で暮らしてきた住民の一部は故郷を捨てることを選んだ³²⁷。チェコの社会保障統計によれば、1938 年 9 月から 1939 年 3 月までの間に 13 万 9,000 人のチェコ人および 1 万 500 人のドイツ人、そして 1 万 8000 人のユダヤ人がズデーテンラントからチェコに逃れてきた³²⁸。反ドイツ、反ユダヤ主義的雰囲気の下、共和国政府は、1918 年

³²³ Ripka (1939/1969) pp. 256-257, Rychlík (2012/2015) pp. 209-211. 親チェコ派と看做されたプロテスタントや農業党、社会民主党のメンバーらもスロヴァキア国のメイン・ストリームから排斥されたことにより、彼らの中からレジスタンス運動が生まれた (同書 p. 191)。

³²⁴ Leff (1988) p. 90.

³²⁵ Ripka (1939/1969) pp. 257-258.

³²⁶ Ripka (1939/1969) pp. 268-269.

³²⁷ Judson (2006) p. 255.

³²⁸ Pešek (2002) p. 198, なお、Ripka (1939/1969) p. 252 では、1939 年 1 月末までにズデーテン地域からチェコの街に逃れてきた人数は全体で約 17 万人、そのうち約 1 万 2,000 人が反ナチのドイツ人であり、約 7,000 人がユダヤ人で

から 1938 年までの間にチェコスロヴァキアに帰化した者のうち、真にチェコ人またはスロヴァキア人、もしくはルテニア人とは認められない者については、国籍を剥奪され国外追放される可能性がある旨アナウンスした³²⁹。その逆に、ナチス・ドイツがチェコを支配した期間を通じて、チェコ全体で約 2% のチェコ人たちがチェコ国籍を捨ててドイツ人となることを選んだ。ズデーテンラントに含まれるチェスケー・ブヂェヨヴィツェ周辺ではその割合は 11% にも及んだが、その中にはドイツ語を全く話せない者たちも含まれていたという³³⁰。

1939 年 3 月 15 日、ナチス・ドイツは一方的にミュンヘン協定を破棄し、ズデーテン地域を超えてチェコに侵攻してきた。無抵抗のチェコはナチス・ドイツに併合され、第三帝国の保護領となった。ハーハはそのまま保護領の大統領として留まり、チェコスロヴァキア議会と全政党を解散させたが、彼自身、いつ何時ナチス・ドイツによって解職され、場合によっては処刑されるかもしれない身分であった。チェコ地域の行政権限は占領軍に引き渡された。チェコスロヴァキアの法令は概ね存続したが、保護領内に居住するドイツ系住民は自動的に第三帝国の国民となり治外法権の対象とされ、その他のネイションは保護領の属民として二流市民扱いされた³³¹。ナチス・ドイツ占領中、約 7 万人ものユダヤ人と約 7,000 人のロマが強制収容所に送られて落命した。虐殺は人種的な偏見だけではなく、ユダヤ系市民が有していた金融資本や工場、その他の豊かな財産を奪取するという動機にも基づいていた。チェコ人については、ナチス・ドイツの「人種基準」に基づき「ゲルマン化にふさわしい」と考えられる半数ほどをドイツ人に組み込み、残りの半数は領域外へ追放する予定であったが、戦時中は労働力確保の必要性から追放計画は凍結されていたと言われる³³²。チェコの高い工業生産力はナチス・ドイツに

あったとされる。

³²⁹ Heimann (2011) p. 99.

³³⁰ King (2002) p. 184. Frommer (2005b)は、この時期にドイツ人となったチェコ人の実数に関して、バイリンガル住民やドイツ人とチェコ人とのインターマリッジが少なくないためその算出は容易ではないと留保した上で、ある研究では推計 7 万人が「自主的に」転向したとされ、1946 年の政府推計では 30 万人の国境地域に住むチェコ人が「強制的に」ドイツ人にさせられたという報告を挙げる。

³³¹ Rychlík (2012/2015) pp. 184-18

³³² Frommer (2005a) p. 17.

にとって大きな魅力であり、チェコの保護領化は経済搾取の手段でもあった。プルゼニウのシュコダはドイツの兵器工場として稼働させられ、また、有力な輸出品として重要な外貨獲得手段ともなった。のべ数十万人におよぶチェコ人が戦争のため人手不足に陥っていた第三帝国に労働力として送り込まれた。

1939 年 10 月 28 日にチェコスロヴァキア共和国の建国 21 周年を祝うデモンストレーションが起きると、首謀者とされた学生たち 9 名は処刑され、1,000 名以上の学生が強制労働収容所へ送られた³³³。そして、チェコ人の大学やメディア、劇場は閉鎖された。ボヘミア・モラヴィア保護領副総督のラインハルト・ハイドリヒは戒厳令を敷き、チェコの反体制派を次々と処刑していった。ハイドリヒは、1942 年 5 月 27 日にイギリス諜報機関の支援を得たとされるチェコの亡命軍人パラシュート部隊によって襲撃され、8 日後に死亡した。ナチス・ドイツは暗殺者を割り出し、直ちに報復として、暗殺部隊をかくまったとされたリディツェ (Lidice) 村の住民男性全員を虐殺し、村を焼き払った。女性と子どもたちは強制収容所へ送致され、「アーリア人」にふさわしいと見做された一部の子どもたちは養子縁組のためドイツ本国に送られた³³⁴。レジャーキ (Ležáky) 村の人々も同様の運命を辿った。これら 2 村の住民以外にも、ハイドリヒ暗殺に関連して実に 1,357 名ものチェコ人が処刑され、ナチス・ドイツに対するレジスタンス活動は根絶やしにされた³³⁵。ナチス・ドイツの占領期を通じて何万人ものチェコ人がゲシュタポによって殺害され、次第にチェコの人々は非力な抵抗を諦めるようになった。

チェコ人政治家の一部はイギリスやフランスに亡命し、「チェコスロヴァキア国民委員会」を設立した。大統領退任後沈黙していたベネシュは、ドイツがミュンヘン協定を破棄してチェコに侵攻すると同協定の法的有効性を否定し、アメリカからロンドンに渡り第 1 共和国の再興を目指すようになった³³⁶。ズデーテン・ドイツから逃れたドイツ社会民主党のヤークシュ党首をはじめ、数千人のドイツ人社

³³³ Frommer (2005a) p. 16, Heimann (2011) p. 126.

³³⁴ Frommer (2005a) p. 19-20.

³³⁵ Heimann (2011) p. 139.

³³⁶ Heimann (2011) p. 96, Kuklík (2015) pp. 121 -122.

会主義者たちはミュンヘン協定以前の国境線を承認していたが、連邦制の導入を心に描いていた。ベネシュはヤークシュと将来のチェコスロヴァキア体制について協議したが、チェコ本国ではドイツ人に対する憎悪が拡大していたこと、階級原理に根ざす同党が将来ズデーテンラントの大衆政党になるのか疑問があったことで³³⁷、ベネシュは第 1 共和国再興の機会を、積年のドイツ人問題を解決する好機として捉えるようになった。残されている覚書によれば、ベネシュは、1939 年 5 月には、「ドイツ語話者をチェコスロヴァキアから完全に排除することは困難であろうが、チェコスロヴァキアを守ろうとしたことを証明できないズデーテン・ドイツ人は全員追放する」との考えを示していた³³⁸。国際紛争の主要な要因となっていたドイツ人マイノリティ集団を中東欧から排除しようという議論をリードしていたのはロンドンのポーランド亡命政府であったが、その構想はイギリスの政治家の間でも将来の平和維持のために有用であるとして優勢になった³³⁹。イギリス外務省が設置した専門家チームは、亡命東欧政府と密接な協力関係のもと、ナショナル・マイノリティのいないドイツならびにドイツ人マイノリティのいない諸国というポスト・ヒットラー体制の構築をコンセンサスとし、そうした均質化された諸国家の構築には大規模な人口移動が必要になると想定していた³⁴⁰。

一方、パリでスロヴァキア国民評議会を設置したホジャやフランス大使であったオススキーらは、中央集権的な第 1 共和国体制を否定し、ミュンヘン協定前に検討されていたネイション法案を新国家が導入することを当然の前提としていた³⁴¹。ホジャは、新生「チェコ＝スロヴァキア」連邦国家では、スロヴァキア議会が強い権限を持つ自治形態は勿論のこと、連邦構成体が主権を持つ国家連合の形成さえ考えていた。さらに新国家は、ソ連とドイツの中間地帯にあるポーランド、オーストリア、ハンガリー、ルーマニア、ブルガリア、ユーゴスラヴィア、ギリシアとともに連邦を形成するという壮大な構

³³⁷ Heimann (2011) p. 122, Houžvička (2015) pp. 295-296.

³³⁸ Houžvička (2015) p. 290.

³³⁹ Houžvička (2015) p. 270, 291.

³⁴⁰ Houžvička (2015) p. 291.

³⁴¹ Kuklík (2013) pp. 272-276.

想も抱いていた³⁴²。これに対しベネシュは、ネイション法案は SdP と折り合って第 1 共和国を維持していくためのやむを得ない妥協策であって、ミュンヘン協定以降は同法案を法制化する意味を失ったと考えていた³⁴³。彼は、ホジャらの「スロヴァキア第 1 主義」への嫌悪感を隠そうとしなかったが、それでもスロヴァキアとの共同国家の再生を当然視していた³⁴⁴。英仏政府は、東欧の小国が復興することで戦後の国際秩序が再び不安定になることを恐れており、大戦初期には、イギリス外務省は中央ヨーロッパに新たに幾つかの連邦を形成するプランを熱心に検討し、フランス政府はハプスブルク帝国の再興という構想さえ検討した³⁴⁵。ベネシュらもポーランド亡命政府との間で国家連合構想について検討し始めたが、東欧諸国の連携を嫌ったソ連の意向を受けるなどして、協議は進展せずに終了した。1940 年 6 月のパリ陥落を受けて、ベネシュらは亡命政府（臨時政府）をロンドンで組織し、翌年以降イギリスやソ連、アメリカなどによって承認されることとなった。国際的にも知名度の高いベネシュや、1937 年に亡くなったマサリクの息子であるヤン・マサリクがいたチェコ人亡命政治家グループは、スロヴァキア・グループよりも政治力・外交力で優位にあった。彼らと対立したホジャはアメリカに渡り、1944 年同地で客死した。

法的観点から興味深い問題は、ベネシュが、1940 年 10 月 15 日付「大統領憲法令」を発令し、これにより有事立法権限を獲得したとして、ロンドンで、そして解放されたチェコスロヴァキアにおいて暫定国民議会が設置されるまでの間、次々と発布した大統領令（これらを「ロンドン憲法」と総称する場合もある³⁴⁶）の法的有効性である。ベネシュらのロジックは次のようなものであった。イギリスおよびフランスはミュンヘン協定の趣旨に反してチェコの国境を防衛しなかったため、同協定は遡及的に無効となる。したがって、ミュンヘン協定実施後に生じたチェコスロヴァキア国家に関わるあらゆる

³⁴² 林（1994 年）pp. 373- 374, 林（2008 年）pp. 107-110. ホジャの構想については、福田宏（2012 年）。

³⁴³ Kuklík (2013) pp. 272-276.

³⁴⁴ Leff (1988) pp. 89- 98, Heimann (2011) p. 122-124.

³⁴⁵ Houžvička (2015) p. 291, 林（2008 年）pp. 107-110.

³⁴⁶ Hendrych (1995) p. 284.

出来事も——領土の割譲やスロヴァキアの独立、ベネシュ大統領の辞任等々——同様に無効である³⁴⁷。すなわち、チェコスロヴァキア共和国は法的に継続しており、ベネシュの大統領としての地位にも変わりはない。そして、現状は 1920 年憲法に基づく憲法機関が機能していない憲法危機の状態にある。故に、ベネシュには大統領令を発布する権限と責務があるというものである。本国がナチス・ドイツの占領下にあるという非常事態に鑑みてかかる法的擬制が成り立つと仮定しても、そもそも 1920 年憲法は大統領に大統領令を発布する権限を与えていない。そこで、1944 年 8 月 3 日付大統領令(č. 11/1944) 第 2 条 2 項は、チェコスロヴァキアが自由と独立を取り戻した際には、議会は移行期間中に「ロンドン憲法」を立法し直す旨規定した。果たして終戦後の 1946 年 3 月 28 日、暫定国民議会は、「立法権の暫定的行使に関する憲法令(1940-1944 年)」という憲法律(č. 57/1946 Sb.)を制定して、この間に発布された全ての大統領令を追認した上で改めて法律として公布し、また、憲法令については、憲法律としての効力を追認・公布することで、「ロンドン憲法」の法的問題の解決を図った³⁴⁸。

チェコ本国では多くの議員が逮捕され、また、議会機能も停止していたので、代わって常任議会委員会が設立された。憲法裁判所は、ナチスの占領後も細々と機能していたが、この常任議会委員会の合憲性について疑問を投げかけた³⁴⁹。ロンドンでは、1940 年 7 月 23 日付大統領令によって大統領や亡命政府の諮問機関としての国家評議会が、1942 年 2 月 4 日付大統領令によって司法評議会が設立されるなどして、非常事態における国家の体を保つ努力が続けられていた³⁵⁰。司法評議会は、5 名の構成員によって最高行政裁判所の機能を代替しようとするものであったが、構成員は裁判官の資格を持つものではなく、共和国から法令集や法律書をすべて持ち出せたわけでもなかったため、無論その判断には拘束力はなく、助言的な役割を果たすにとどまった。それでも、3 年間で 85 件の事件を処理し、うち 16 件については行政行為の違法性を認めたが、多くの場合、行政庁はその判断を尊重したという³⁵¹。

³⁴⁷ Heimann (2011) pp. 121- 122.

³⁴⁸ Táborický (1945) pp. 149-153, Kuklík (2015) p. 132, pp. 143- 144.

³⁴⁹ Táborický (1945) p. 148.

³⁵⁰ Táborický (1945) pp. 149-153.

³⁵¹ Táborický (1945) p. 152.

スロヴァキア国では、人事案を巡ってティソがベルリンに召喚されたのちナチス・ドイツの意向に従うことになるなど、スロヴァキア国はナチスの操り人形に過ぎない状況に、次第に人々の間で反ドイツ感情が鬱積した。やがてナチス・ドイツによる直接支配の危機が迫り、さらには、枢軸国側のドイツと共に敗戦国となるおそれが高まったことで大衆の熱狂は急速に冷めた³⁵²。ミュンヘン協定後、非法化されたチェコスロヴァキア共産党のスロヴァキア支部は、第2共和国解体後、モスクワやコミンテルンの承認のもと独立組織スロヴァキア共産党として地下活動を続けた。1939年8月に独ソ不可侵条約が調印されると、ソ連はミュンヘン協定以後の既成事実を承認したため、共産党も、ベネシュらの亡命政府を「英仏資本主義の走狗」と非難せざるを得なくなり、国内の抵抗運動に分裂をもたらした³⁵³。しかし、1941年6月に独ソ戦が始まると、ソ連はロンドンのベネシュ亡命政府を承認し、以後ベネシュは коммуニストと協調した。1943年12月には、共産党から反ティソ派右派までを含む広汎な反ファシズム共同戦線としてスロヴァキア国民評議会が設立され、一部正規軍と共にパルティザン闘争が始まった。翌年8月には、「スロヴァキア国民蜂起/Slovenské národné povstanie」が組織されたものの統一行動がとられず、スロヴァキア全土にも広がらなかったため、結局は不成功に終わった³⁵⁴。

チェコでも、ナチス・ドイツの厳しい弾圧をかいぐって、1945年はじめにチェコ国民評議会が組織されたが、共産党の影響が強い同組織を嫌ってその枠外で活動する抵抗組織もあった³⁵⁵。

2. 第3共和国（1945年～1948年）

(1) 戦後処理

ヨーロッパ戦勝記念の日とされた1945年5月8日の翌日、ソ連軍によって首都プラハが解放され、チェコスロヴァキア共和国が再興した。その日から1948年の「2月クーデター」によってチェコスロヴァキア共産党が国政を完全に掌握するまでの3年弱のチェコスロヴァキアは「第3共和国」と呼ば

³⁵² Zacek (1969/1981) p. 161, Rychlík (2012/2015) pp. 198-199.

³⁵³ Skilling (1976) p. 7, 林 (1994年) p. 374、林 (1998年) p. 96.

³⁵⁴ Zacek (1969/1981) p. 161. 蜂起が始まった8月29日は、現在スロヴァキアの祝日とされている。

³⁵⁵ 林 (1994年) p. 374.

れている。第3共和国時代に関して、社会主義時代の公式史観では「民族民主革命」の時代でありその後の「社会主義革命」へと至る発展期とされた³⁵⁶。他方、亡命者を中心とする西欧の研究では、この時代は「民主主義者」と「共産主義者」との間の闘争の時代ととらえられ、コミュニストたちの権力機関への浸透が、2月クーデターとその後の共産党独裁の準備となったと評されている³⁵⁷。

1945年11月には連合軍もソ連軍もチェコスロヴァキアから撤退し、チェコスロヴァキアの戦後処理は、自らの手で行われることになった³⁵⁸。終戦以前からコミュニストたちは、ナチス・ドイツ保護領およびティソ・ファシスト政権に協力した者は誰しも処罰されるべきであるとし、占領行政に関与した公務員や軍事ビジネスに関わった商人までをも処罰対象に含めるよう主張したのに対し、ベネシュらは、市民の連帯感を破壊するほどの報復措置を望まなかった³⁵⁹。他方で、亡命スロヴァキア人政治家たちは、チェコ人中心の統一国家の再現を警戒し、加えてベネシュらの、「チェコ人よりもスロヴァキア人の対独協力者の数の方が多いであろう」との見通しに不安を抱いた。実際、亡命スロヴァキア人政治家の中には一時的にはあれ、ティソ政権に関与した者がいたのであった。このようにロンドンおよびモスクワの亡命リーダーたちの思惑は様々であったが、唯一、ドイツ系市民は集団処罰されるべきであるという点に関しては、誰にも異存はなかった³⁶⁰。

1945年3月、ベネシュらロンドン亡命政府の代表は、モスクワにおいて共産党と戦後体制に関する最終的な交渉を行い、そこでの合意に基づき、4月4日、スロヴァキア東部の町コシツェにおいて国民戦線政府の樹立が宣言された³⁶¹。そして翌日、いわゆる「コシツェ綱領」³⁶²が発表された。ベネシュら

³⁵⁶ 林（1944年）p. 371.

³⁵⁷ これに対し、すでに先進工業国となっていたチェコスロヴァキアに適した民主主義的な「独自の社会主義モデル」の模索の時代として、この時代に積極的な意義を見出そうとする立場がある。「独自の社会主義モデル論」と呼ばれるこの立場は、ソ連の影響力を決定的なものと捉えず、戦前の同国の民主主義的な伝統という歴史の連続性や先進工業国という独自の国内要因を重視する（林 1944年 p. 371）。

³⁵⁸ 林（1994年）pp. 378- 379, Kuklík (2015) pp. 142- 143.

³⁵⁹ Frommer (2005b) pp. 68-69.

³⁶⁰ Frommer (2005b) pp. 68-70.

³⁶¹ 林（1994年）p. 377.

³⁶² 正式名称は「チェコ人およびスロヴァキア人国民戦線チェコスロヴァキア政府綱領」（林 1998年 p. 97）、Kuklík (2011) pp. 11-14.

は、第 2 共和国時代の連邦化を含め、ミュンヘン協定以降の国家体制や法令の改変などを既成事実として認めるわけにはいかなかったが、コシツェ綱領では、チェコスロヴァキズムという机上の空論を放棄し、チェコとスロヴァキアの 2 つの民族の対等な関係をうたい、スロヴァキア人に対し一定の自己決定権を与えることに合意した³⁶³。その一環として、反ファシズム共同戦線であったチェコ国民評議会とは解散させられたが、スロヴァキア国民評議会はスロヴァキアの立法機関として残され、行政機関の役割を担う行政委員会とともにスロヴァキア地方政府を形成することになった。スロヴァキア民主党が強く求めた連邦国家化については、それに反対するチェコ人勢力との妥協によって見送られた。

同年 5 月、ロンドン亡命政府のメンバーがチェコスロヴァキアに帰国した。国民戦線政府はコミュニストの強い影響下にあり、チェコスロヴァキア共産党またはスロヴァキア共産党の党员である閣僚は、人数では 25 名中 9 名と過半数に達していなかったものの、農業大臣、情報教育大臣、内務大臣、労働大臣など共産党のプロパガンダを喧伝するに際し重要な省庁が押さえられていた。コシツェ綱領では早期の自由選挙の実施が謳われていたが、8 月 25 日付政令に基づいて行われた暫定国民議会選挙は、反ファシズム闘争に参加しその後共に国民戦線政府を構成したチェコスロヴァキア共産党、チェコスロヴァキア社会民主党、チェコスロヴァキア国民社会党、チェコスロヴァキア人民党、そして、スロヴァキア共産党とスロヴァキア民主党以外のすべての政党の活動が禁じられた中で行われた間接選挙であり³⁶⁴、ドイツ人やマジャール人等には選挙権が与えられなかった。チェコには 200 議席、スロヴァキアには人口比よりも少し多い 100 議席が配分された³⁶⁵。

(2) ナショナル・クレンジング

連合軍によって解放されたチェコスロヴァキアで布告された大統領令の数は 98 にも及び、その内容は法秩序の回復、経済や財政の問題に関わるものから大学の設置や労働法に関するものまで様々であ

³⁶³ Mathernova (1993) p. 59, Cutler (1991) p. 518.

³⁶⁴ 戦前の有力政党農業党とスロヴァキア独立の旗振り役であったフリンカのスロヴァキア人民党の活動は、対独協力を理由として禁止された (Kuklík (2015) p. 137)。農業党は共産党の非合法化に関与したことで恨みを買った。

³⁶⁵ 林 (1998 年) p. 99. 林によれば、選挙の際にはスロヴァキア労働党と自由党も加わった (同書 p. 100)。

った³⁶⁶。ドイツ系住民や対独協力者とされたチェコ人たちの処遇に関わる大統領令の中で鍵となるのは、ドイツ系やハンガリー系住民のチェコスロヴァキア国籍の剥奪に関する 1945 年 10 月 2 日付憲法令 (č. 33/1945 Sb.) である。新体制下では、1939 年 3 月 15 日のミュンヘン協定以降に行われた法令の変更は是認されないものの、同日以降にチェコスロヴァキアと戦争関係にあった国（実質的にはドイツとハンガリー）の国籍を得た住民はチェコスロヴァキアを裏切ったというレトリックで、これらの者のチェコスロヴァキア市民権が剥奪されることとなった。ただし、占領されたチェコスロヴァキアに対して忠誠を尽くした者、例えば、レジスタンス活動などによってナチズムと闘った者やそれを支援した者等については、チェコスロヴァキア国籍を再申請できるとされ、その基準などの詳細は内務省令で規定された。こうして、ズデーテンランドのドイツ第三帝国への併合により自動的にドイツ第三帝国臣民となった住民のほとんどが、爾後チェコスロヴァキアに居住する資格を失った。ナチス・ドイツへのレジスタンス活動を続けていたドイツ社会民主党員の多くも、ドイツ人排斥感情が高まっていたチェコスロヴァキアに住み続けることを諦め、アメリカやドイツに移住せざるを得なかった³⁶⁷。

前述の通り、チェコスロヴァキアからズデーテン・ドイツ人らを排除する方針は早い段階から既定路線となっており、「住民移送」政策³⁶⁸についてはコシツェ綱領にも組み込まれていた。しかし、ズデーテン・ドイツ人らの国外退去は、連合国が主導する戦後処理スキームの実行として、法的根拠はあくまで 1945 年 8 月のポツダム合意第 12 条にあり、移送そのものに関する大統領令は存在しない。また、チェコスロヴァキアにおけるドイツ人や対独協力者の財産没収や処罰などに関する一連の大統領令についても、アメリカやイギリス、ロシアなどの大国間の戦後処理に関する協議やポツダム会議の結果

³⁶⁶ Kuklík (2002) p. 238.

³⁶⁷ Houžvička (2015) pp. 312-313. ただし、炭鉱夫や技術者など国家経済の再生に必要と判断されたドイツ人は移送対象から除外され (Kuklík (2011) p. 70 ほか)、約 15 万人の技術者やインターマリッジをしたドイツ系住民がチェコスロヴァキアに残った (Mlynárik, Ján (1989) “The National Question in Czechoslovakia and the 1938 Munich Agreement”, in Stone, Norman & Strouhal Eduard eds. (1989) *Czechoslovakia: Crossroads and Crises, 1918-88*, British Broadcasting Corporation, London, pp. 89-100, p. 99)。

³⁶⁸ チェコでは通常、ドイツ人の「追放」ではなく「移送/odsun」と表現される。

にしたがい、他のヨーロッパ諸国の法制とも歩調を合わせたものであった³⁶⁹。

1946 年 1 月以降、連合国の監視のもとで組織的な「住民移送」が実施され、同年末までに 217～226 万人とも言われるドイツ系住民がチェコスロヴァキアから追放された。この間ドイツ系住民は識別のため白い帯の着用を義務付けられ、買い物が可能な時間帯や公共の場への立ち寄りなどが制限されたが、これらはナチス・ドイツがユダヤ人に対して行った嫌がらせでもあった³⁷⁰。公式の「住民移送」以前に、「革命警備隊」や「人民裁判所」などを名乗る暴力的なチェコ人市民らによって、ドイツ人兵士や市民らが数万人規模で私刑に処され、65 万人以上が国外に迫害された (divoký odsun/wild transfer)³⁷¹。迫害された人々の中にはナチス・ドイツ幹部も多数おり、さらには、刑事手続の途中で被疑者・被告人のドイツ人が「移送」された結果、手続終了となったケースが 1947 年春までの間に 14,879 件に上った³⁷²。ファシスト集団のメンバーやユダヤ人迫害に加担するなどしてナチス・ドイツの協力者と見做されたチェコ人たちも多数殺害された。米軍がチェコ人のドイツ人らに対するリンチを止めたのに対し、規律の緩いソ連軍兵士たちはレイプや暴行、殺人に加わり、略奪行為も行った³⁷³。

Frommer は、こうした無法状態はチェコ特有のものではなく、フランスやポーランドなど他の欧州諸国においても生じていたとしつつ、国民戦線政府が、ドイツ人や「裏切り者」のチェコ人に対する民

³⁶⁹ Kuklík (2002), Rychetský (2002). ポーランド、ハンガリー、ユーゴスラヴィア、オランダ、ベルギー、フランス、イタリアにおけるドイツ系住民の法的処遇に関して；Pešek, Jiří, et kol. (2006), *Německé menšiny v právních normách 1938-1948: Československo ve srovnání s vybranými evropskými zeměmi* [1938 年～1948 年の法制におけるドイツ人マイノリティ：欧州諸国との比較におけるチェコスロヴァキア], Nakladatelství Doplněk a Ústav pro soudobé dějiny AV ČR, Praha.

³⁷⁰ Kuklík (2011) p. 25.

³⁷¹ 「チェコ人およびスロヴァキア人の自由奪還の闘争に関連する行為の適法性に関する法律」(č. 115/ 19456 Sb.) において同法の趣旨を逸脱した暴力行為に対する罰則規定を設けていなかったことで、こうした非人道的行為の放置につながったとされる (Kuklík (2011) p. 15-16, Gronský (2006) pp. 203-204)。これらの行為に起因する犠牲者を 25 万人と推定する論者もいる (前掲 Mlynárik (1989) p. 99)。チェコスロヴァキアから追われたドイツ系住民の総数は 300 万人に及ぶとされるが、正確な人数は不明である。欧州諸国から追放されたドイツ人たちが味わった筆舌に尽くしがたい屈辱の行程およびドイツに辿り着いてからも続いた苦しみの日々については、ベン・シェファード著、忠平美幸訳『遠すぎた家路 戦後ヨーロッパの難民たち』河出書房新社 (2015)。

³⁷² Frommer (2005 b) p. 259, Kuklík (2015) p. 143.

³⁷³ Frommer (2005b) pp. 44-45.

衆の報復行為を事実上容認していたことを指摘する³⁷⁴。国民戦線政府のフィエルリング首相は、ラジオを通じて、チェコの市民に対して無実のドイツ人たちを襲うのをやめさせたいと訴えたが、他の閣僚たちは取り合わなかった³⁷⁵。大統領令（č. 18/ 1944 Sb.）に基づいて戦後設置された各地の「国民委員会」によってカオスは一時的に深まった。終戦直後の国内権力の空白地帯に根を張った国民委員会組織は、ナチス・ドイツ占領期に生じた社会秩序の混乱の回復および報復措置を実行すべく、捜査、訴追、裁判、時には刑罰の執行権限までをも一手に担う准司法機関であり、パスポートの発行や財産回復手続などにも関与する行政機関でもあった³⁷⁶。一部の国民委員会組織はしばしば政令を無視し、恣意的に振る舞った。例えば、国民戦線政府は繰り返しインターマリッジの家族への配慮を求めたのに対し、地域の国民委員会の中には、彼らに離婚を勧告し、離婚したチェコ人の親が子どもと国内に残る場合にはその子はチェコ人として扱われ、そうでなければドイツ人としてドイツ人の親と共に追放したり、他にも差別的な取扱いや虐待を行うところもあった³⁷⁷。しかし、当時まだ脆弱であった中央機関は、国民委員会の行き過ぎを阻止できなかった。

1945年5月19日付大統領令（č. 5/ 1945 Sb.）は、ナチス占領期の取引の一部無効と、チェコスロヴァキアに対して忠誠を尽くしたことが証明された者以外のドイツ系とハンガリー系住民、そしてチェコ人とスロヴァキア人のナチス協力者、転向者（ドイツ国籍を申請した者）らの財産の没収と国有化に関して定めた。農地や農業用財産に関しては、同様の大統領令（č. 12/ 1945 Sb.）が公布され、チェコ人とスロヴァキア人に分配された（č. 28/ 1945 Sb.）。こうした措置については、ナチス・ドイツが、チェコスロヴァキアの国有財産やズデーテン地方から排除したチェコ人の土地や財産を没収して自己の用に供したことの是正という側面もあった³⁷⁸。

コシツェ綱領が詳細に規定した対独協力者たちが犯した戦争犯罪の処罰については、1945年6月19

³⁷⁴ Frommer (2005b) p. 2, pp. 60- 61.

³⁷⁵ Heimann (2011) pp. 156 -157.

³⁷⁶ Frommer (2005b) pp. 47- 56, Kuklík (2011) pp. 38-44, 65-69.

³⁷⁷ Zahra (2011) p. 254, Frommer (2005b) p. 49.

³⁷⁸ Kuklík (2002) p. 242.

日付いわゆる「大応報令/velký retribuční dekret」(č. 16/ 1945 Sb.)を始めとするいくつかの大統領令によって実施された。大衆の耳目を集める人物の裁判を扱う特別法廷がプラハに(č. 17/ 1945 Sb.)、その他の地域には合計 24 の人民法廷が設置された³⁷⁹。「大応報令」は、すでにロンドンで公布されていた 1945 年 2 月 1 日付大統領令(č. 6/ 1945 Sb.)の内容とほぼ同じであったが、亡命政府内のコミュニストたちの後押しにより、大応報令はスロヴァキアを除外したチェコ地域のみを施行対象とし、情報提供者も処罰する規定(§ 11)を追加した³⁸⁰。

スロヴァキアについては、スロヴァキア国民評議会が独自に制定した「決定/nařízení」(č. 33/ 1945 Sb.n.SNR)が適用されることとなった。チェコでは内外のファシスト集団のメンバーであった者は 5 年以上 20 年以下の期間で収監されたのに対し、スロヴァキアの場合、積極的な活動を行っていたのであれば、これらのメンバーであったこと自体は罪に問われなかった³⁸¹。その反対に、スロヴァキアだけで犯罪化されたのは、「スロヴァキア国民蜂起」への裏切り行為であり、最も訴追された類型であった³⁸²。最終的に、スロヴァキアの家裁所および人民法廷において有罪判決を受けたマジャール人が 3,722 名であったのに対して、スロヴァキア人は 1,609 名に過ぎなかった³⁸³。スロヴァキアでは 55 名が死刑宣告を受けたが、実際に執行されたのは 29 名であり、通常判決から数時間以内に極刑を執行したチェコの手続とは異なり、スロヴァキアの被告人は判決後に執行猶予を得る可能性があった。スロヴァキアにおけるナショナル・クレンジングは、ほぼドイツ人やマジャール人などのナショナル・マイノリティだけを効率的に排除する機能を果たしたのであった。然るに、スロヴァキア右派勢力は、スロヴァキア国のティソ大統領には死刑宣告されたのに対して、保護領下のチェコ政府関係者に対する量刑が軽いと不満を抱いた³⁸⁴。

³⁷⁹ Kuklík (2015) p. 142.

³⁸⁰ Gronský (2006) p. 54.

³⁸¹ Rychlík (2012/2015) p. 328.

³⁸² Rychlík (2012/2015) p. 328.

³⁸³ Kuklík (2002) pp. 250-251, Frommer (2005b) pp. 75-76.

³⁸⁴ Seton-Watson (1985) pp. 184- 185, 林 (1994 年) p. 379.

ティソの裁判は 1946 年 12 月 2 日に開廷し、聖人歴による彼の聖名祝日である翌年 3 月 19 日が判決前最後の公判期日であった。ティソの処遇に関しては、ヴァチカンやスロヴァキアの聖職者グループが彼を刑務所ではなく修道院に収容すべきであると要求したのみならず、ティソによって強制収容所に送られた経験を持つ民主党のレトリフ代表でさえ、ティソの死刑宣告の回避を司法大臣に嘆願した³⁸⁵。ティソ裁判に反発するデモンストレーションがスロヴァキア全土で生じ、ブラチスラヴァで開催されたチェコのサッカーチームとの対戦の際、スロヴァキア市民は、スロヴァキア国の国歌を斉唱し、反チェコのスローガンやティソの釈放を叫んだという³⁸⁶。しかし、4 月 15 日、国家裁判所はティソに対する死刑判決を宣告した。そして、多くの市民の予想と希望に反し、18 日に死刑が執行された。

ナチス・ドイツ占領下でレジスタンス活動に身を投じ、強制収容所に送られた過酷な経験を持つ者たちと比較して、占領期を比較的安全な国外で過ごしていたと決めつけて亡命政治家たちを冷ややかに見る者も少なくなかった。ロンドン亡命政府のメンバーたちも、ナチス支持者でも「転向者」でもない保護領下のハーハ大統領らが、ネイションのためにナチス・ドイツとの妥協を選択し、その不名誉な役職にとどまったことに敬意を感じていたはずである³⁸⁷。ハーハの処罰については閣僚の意見も世論も割れていた。だが、彼の処遇が決まる前の 6 月に、重篤な状態に陥っていた高齢のハーハは刑務所内の病院で死亡した。他にも主役級の 2 名の閣僚が自殺を図ったため、特別法廷で裁かれたのは 5 名の官僚大臣だけとなった³⁸⁸。 коммуニストたちは、彼らを極刑に処すべきであると主張したが、実権を持たなかった官僚大臣らに対する宥恕を求める世論の声も大きく、職業裁判官 1 名および各政党から選ばれた 6 名の陪審員で構成される特別法廷は、いずれの被告人に対しても死刑判決を回避した³⁸⁹。ゴットヴァルトら коммуニストは判決への不満を示した。彼らは、第 2 共和国時代に共産党を非合法とした農業党に強い恨みを抱いており、1938 年 12 月から 1939 年 3 月まで首相を務めていた農業党党首

³⁸⁵ Heimann (2011) p. 169.

³⁸⁶ Heimann (2011) p. 169.

³⁸⁷ Frommer (2005a) p. 19.

³⁸⁸ Frommer (2005b) pp. 280-281.

³⁸⁹ Frommer (2005b) pp. 282-286.

のペランに対する裁判は政治的正義を正す機会であると喧伝した。ペランは 1942 年にベルリンの裁判所において国家反逆罪で禁固 10 年の判決を受け、2 年間服役後釈放されていた³⁹⁰。1947 年 4 月、プラハの裁判所は検察官によって起訴された公訴事実のほとんどを認定せず、共産党を非合法化した判断もその時期にはやむを得なかったとさえ判示したにもかかわらず、1939 年 3 月 16 日にナチスの幹部をプラハ城に招き、占領前にナチス・ドイツに兵器を売却したという 2 件について有罪とし、懲役 20 年の刑を言い渡した³⁹¹。

「大応報令」では、「共和国に対する危険の高まった」1938 年 5 月 21 日から政令が定める日まで（ちに 1946 年 12 月末日までと定められた³⁹²）の間に行われた、ナチスやファシスト組織（チェコ人やスロヴァキア人による組織を含む）への参加行為や、これらの組織を宣伝する活動、ナチス・ドイツへの密告行為などについて遡及的に処罰の対象となった。チェコ地域では、13 万 2000 人が告訴され、うち 3 万 8316 人が訴追され、そのうち 778 人が特別法廷において死刑を宣告され、741 人が無期懲役、2 万 4673 人がその他の懲役判決を受ける結果となった³⁹³。被告人の防御権は著しく制限され、上訴権さえ剥奪されていた。1945 年 9 月 5 日、特別法廷最初の死刑判決は親ナチのドイツ人教授に対して下され、直ちにパンクラーツ刑務所前の広場で行われた死刑執行には 3 万人以上の見物人を集めた³⁹⁴。明らかにやり過ぎであると感じた政府は以後の公開処刑を禁じたが、7 年前のその日にチェコが保護領とされた 1946 年 3 月 15 日には、SdP の元幹部でナチス・ドイツの親衛隊大将としてボヘミア・モラヴィア占領統治の実権を握っていたカール・ヘルマン・フランクに対する裁判はラジオ中継され、パンクラーツの広場で行われた死刑執行には数千人の見物人を集めた³⁹⁵。

10 月 27 日付「小応報令/ malý retribuční dekret」（č. 138/ 1945 Sb.）は、第 1 共和国の独立記念日で

³⁹⁰ Heimann (2011) pp. 294.

³⁹¹ Heimann (2011) pp. 293-295.

³⁹² Kuklík (2002) p. 248.

³⁹³ Kuklík (2002) p. 250.

³⁹⁴ Frommer (2005b) pp. 97- 99.

³⁹⁵ Heimann (2011) p. 162.

ある 10 月 28 日に議会が開会されるまさに前日に、共産党の主導のもと急遽追加的に制定された 23 もの大統領令のうちのひとつである。「小応報令」制定の背景としては、国内の拘置施設はどこもおびただしい収容者数で限界寸前であったが、各地の人民法廷では訴追された事案の処理が捗っていなかったこと、他方で、検察官が収容者の事案を精査すると「大応報令」上は違法性のない行為に関して不当に拘束されていることがしばしばあったものの、その者を釈放することに民衆が納得しない場合があるということであった³⁹⁶。全 4 条からなる「小応報令」ではその構成要件が不明瞭な「国民感情侮辱罪」の具体例については、別途内務省令によって明らかにされた。主として、戦時中のチェコ人市民の「裏切り行為」、例えば、ドイツ国籍を取得しようとした³⁹⁷、子どもをドイツ人学校に登録した、ドイツ系住民と頻繁に交流した等々、およそ犯罪とは言えないような行為の訴追に法的根拠が与えられた。「小応報令」も、1938 年 5 月 21 日から 1946 年 12 月末日までの行為を処罰範囲とした。チェコの人々は、終戦から 18 ヶ月後まで「国民感情侮辱罪」に問われる可能性があったことで、地域のドイツ人が一層孤立し、結果的にドイツ人の国外移動が促進されたという側面もある³⁹⁸。

「小応報令」によって、最終的には約 18 万人もの一般市民が国民委員会によって訴追された³⁹⁹。「大応報令」に基づく起訴につき人民法廷において無罪と判断された者についても、「小応報令」における「国民感情侮辱罪」に関しては一事不再理という刑事手続の原則は適用されなかった。1946 年、ベルテルマン（Karel Bertelmann）は、国民委員会によって同一事件について有罪認定され、懲役や罰金を科された者は 8,000 名にも及ぶと推計した⁴⁰⁰。国民委員会は、何ら法的根拠のない「国民信頼性証明

³⁹⁶ Frommer (2005b) pp.187- 189.

³⁹⁷ 戦時中の資料によると、10 万人以上のチェコ人がドイツ国籍を申請していたという (Frommer (2005a) p. 272)。

³⁹⁸ Frommer (2005b) pp. 239-242.

³⁹⁹ Frommer (2005a) は、チェコの小説家ボフミル・フラバルが 1989 年に出版した『わたしは英国王に給仕した / Obsluhoval jsem anglického krále』(のちに映画化)の中で、主人公が何の説明なしに「戦時中にドイツ人女性と結婚するためにナチスの『人種検査』を受けたことに関して、戦後『小応報令』によって 6 ヶ月間収監された」とごく軽く告白する場面を取り上げ、これにはチェコ人読者ですら混乱したであろうと指摘する。Frommer によれば、1948 年の 2 月クーデターから 1989 年の体制転換までの間、「国民感情侮辱罪」に関して執筆された文献資料はただの 1 つもなく、長い間埋もれていた事実であったためである。

⁴⁰⁰ Frommer (2005b) p. 195.

書」なる書類の発行権限を持ったため、「国民感情侮辱罪」を犯した廉で同証明書の交付を受けられず仕事に就けないなどの不利益を被る者もいた⁴⁰¹。ドイツ国籍を得たチェコ人のほぼ全員が、戦後チェコ国籍の回復を求めたが、当初は彼らもドイツへの「移送」対象とされ、のちには「国民感情侮辱罪」を犯したとして処罰された。国籍再取得の手續自体も、憎悪の目に晒され容易に進まない茨の道であった⁴⁰²。ただ、月日の経過とともに人々の報復感情が冷めたことで、人民法廷や国民委員会における有罪認定率は下がり、宣告される量刑も軽いものとなっていった⁴⁰³。

第1部小括——ネイション・ステイトとアイデンティティ

第1共和国のジャーナリストで政治家でもあり、ロンドン亡命政府においても閣僚を務めた H. Ripka は、チェコスロヴァキア政府が、ズデーテン地域におけるテロ活動に対する毅然とした措置を講じ、ズデーテン・ドイツ人の少なくとも3分の1は支持したであろうズデーテン・ドイツ人党 (SdP) への対抗キャンペーンを積極的に行なっていれば、1935年5月の国民議会選挙において、SdP がドイツ人有権者の60%もの支持を獲得するような事態にはならなかったであろうと回顧する⁴⁰⁴。確かに、ナチス・ドイツは、ズデーテン・ドイツ人たちの熱狂的な支持を足掛かりとしてズデーテンラントを併合し、チェコスロヴァキアに侵攻した。しかし、当事者であるチェコスロヴァキアの意向を無視して列強が結んだミュンヘン協定とドイツの一方的な同協定の破棄、そして第2次世界大戦への突入という歴史経過に鑑みれば、仮に、Ripka が述べるような方策につきネイション横断的な政党間合意がまとまり、その結果としてズデーテン・ドイツ人の大半が第1共和国を支持することになったとしても、小国1国の力ではナチス・ドイツの暴走を止めることなどできなかったであろう。歴史の流れはズデーテ

⁴⁰¹ Frommer (2005a) pp. 274- 276.

⁴⁰² King (2002) p. 195, 197, 201. Dekret č. 33/ 1945 Sb. によって、このような「元チェコ人」たちは仮に国籍を再取得できなかったとしても、ドイツへの追放は免れることとなった。

⁴⁰³ Frommer (2005b) p. 95, 132, 227.

⁴⁰⁴ Ripka (1939/ 1969) pp 19- 20.

ン・ドイツ人たちの支持の多寡に関わらず進んでいったに違いない。

戦後ズデーテン・ドイツ人を追放したことで、チェコは積年のドイツ人問題から事実上解放されることとなったが、「住民移送」にまつわる問題は、現在に至るまで国家および国民につきまとっている。社会主義体制の下で自由化の兆しが見えた 1967 年に、チェコの歴史家ヤン・クシェン (Jan Křen) が、この問題に関して、チェコスロヴァキア国内において初めてイデオロギーや感情的な意見の類ではない、資料に基づいた歴史研究の成果を発表した。その中でクシェンは、この問題が単にチェコスロヴァキアとドイツとの 2 国間問題だったのではなく、当時の様々な国際的プロセスの一環であったことを指摘した⁴⁰⁵。1970 年代の終わりになると、チェコやスロヴァキアの異論派知識人サークル内で、ズデーテン・ドイツ人追放問題に関する活発な議論が行われた。彼らの主張をまとめると、「チェコスロヴァキア社会は、『プラハの春』ののちの『正常化』に見られるように現代において道徳的観念が退廃した原因を特定するためにも、過去を分析する政治的、社会的な必要性がある」といったものであったが、専ら倫理的な主張であったこともあり、それ以上の広がりを持たなかった⁴⁰⁶。

イデオロギーの制約がなくなった 1990 年代になると、チェコとドイツの歴史研究者が委員会を結成して、19 世紀から 20 世紀にかけての両ネイションの歴史について共同研究を行った。1996 年、同委員会は、集団犯罪という観念に基づくズデーテン・ドイツ人の追放に関して、「追放や強制的な移住は間違いなく人権侵害にあたるものの、50 年前においては、ドイツ人の政治指導者たちによって引き起こされた戦争の結果の一部であり、戦争の結果に基づいて行われた住民移動作戦およびコミュニティの流動化の結果であった」との見解を示した⁴⁰⁷。しかし、オーストリア政府とドイツ・バイエルン地方

⁴⁰⁵ Jan Křen (1967), *Odsun Němců ve světle nových pramenů* [新たな資料から見たドイツ人移送], Beneš (2002) p. 277.

⁴⁰⁶ Beneš (2002) pp. 277-278. 異論派サークルの中心人物であったハヴェルは、体制転換期の 1989 年 11 月上旬、ズデーテン・ドイツ人追放問題に言及して追放措置を非難する演説を行ったが、この問題に関する聴衆の反応は極めて冷淡であった。ハヴェルは同年 12 月にもチェコ人は追放されたドイツ人らに対して謝罪すべきであると演説した (Houžvička (2015) p. 9, 395 など)。実際に、ハヴェルは大統領就任後初の外遊先に東西ドイツを選び、国家を代表して正式な謝罪を行っている。ハヴェルの人気は高かったが、チェコ国内では彼のこうした行為はおよそ売国奴扱いされた。

⁴⁰⁷ Beneš (2002) pp. 279-280.

政府、そして、オルバン・ハンガリー首相は、チェコの EU 加盟手続の最終段階において「ベネシュ大統領令」の撤回を繰り返し求めた。EU は、大統領令の撤回がもたらす法的問題が極めて多岐にわたることやポーランドやデンマークでも同様の法令が存在することなどを考慮して現状維持を選んだ⁴⁰⁸。

2013 年のチェコ大統領選挙においても、ズデーテン・ドイツ人の追放問題は踏み絵のように扱われた。この選挙で決選投票に残ったカレル・シュヴァルツェンベルク外相（当時）⁴⁰⁹が、「今日の法規範に照らせばドイツ系住民の追放には道義的問題がある」との見解を表明したのに対し、対抗馬のミロシュ・ゼマン元首相（ユダヤ系チェコ人）は、「追放は正当な措置であるどころか、穏健な対抗手段であった」と反論して、シュヴァルツェンベルクの発言や暗にその出自を攻撃した。この論争の結果、チェコ人の古傷が刺激され、ゼマンの勝利を許すことにつながったとも言われている。

小さなコミュニティ内で暮らしていた中世の身分制社会では、隣のコミュニティで話される言葉（方言）が自分たちのものとは異なるのはごく自然なことであり、人々は自己や他者のエスニシティをそれほど意識しなかった。時代が進み、学校教育の普及によって子どもたちが所属するネイションの歴史や「標準語」を学ぶようになると、人々の間でネイション意識が少しずつ醸成された。そして、文化や言語、歴史などの学術的な研究を通して「民族性」なるものにスポットライトが当たると、エスニシティを基準とした「我々」対「彼ら（他集団）」という集団的な峻別意識が明瞭化してきた。やがて、「他集団と比べて我々に許される権利は少なく、我々は政治的に虐げられている」ことに気付いた者たちが、ナショナリストとして積極的に、時として過激で暴力的な活動を行うようになった。こうしてチェ

⁴⁰⁸ Příbání (2005) pp. 141–142, Houžvička (2015) pp. 325–326, 396–400. なお、現代においても、「ベネシュ大統領令（ロンドン憲法）」の法的有効性が、没収された財産の返還などに関する訴訟において問題にされることがあるが、チェコ憲法裁判所は、1995 年 3 月、ベネシュが発令した大統領令が現代においても法的有効性を有することを認めている (Pl ÚS čj. 5/1995 Sb.). Pavlíček, Václav, „O dekretch presidenta republiky v kontinuitě státu a práva [国家及び法の連続性における共和国大統領令について]”, in Soukup (2003) pp. 97–141, p. 98.

⁴⁰⁹ シュヴァルツェンベルクはボヘミアの大貴族の家系の出身で、社会主義時代はオーストリアに亡命していた。彼のドイツ語訛りのあるチェコ語や妻がオーストリア人であることも誹謗中傷の対象となった。しかし彼は、プラハや都市部の学生やエリート層を中心に人気があった。親中・親露派で人権問題よりも経済を重視する姿勢を隠さないゼマンを嫌い、“Volím Karla（私はカレルに投票する）”とのバッチやイラストを身につけたり、大統領選挙直後にボイコット運動をした若者も少なくなかった。

コ人がネイション・ステイトを建国すると、一方で、マイノリティの地位に転落したズデーテン・ドイツ人は、「我々の」集団は政治的に虐げられていると感じ、他方で、「チェコスロヴァキア人」に取り込まれることを警戒したスロヴァキア人指導者は、「我々の」集団は共和国のナショナル・マイノリティであると認識し、それぞれ自分たちだけの政治領域を求めたのであった。

何故ナショナル・マイノリティは集団的権利を欲するのか、何故シティズンシップのような個々人の権利保障のみでは満足しないのであろうか⁴¹⁰。キムリッカは、歴史的にナショナル・マイノリティが居住してきた地域への入植政策の例、ナショナル・マイノリティの力を削ぐように政治的下位単位の境界線が引かれてきた例、公用語政策の例という、「国民形成」プログラムに関わる3つの政策を取り上げ、これらがいかに民族文化的正義を侵害してきたのかを挙げて、集団的権利の必要性を論じる⁴¹¹。

第1共和国の例に引きなおしてみると、ズデーテンラントやスロヴァキア地域にチェコ人を入植させたり、ネイションを分断するよう境界線を引き直したということもない。ドイツ系住民にとって、ドイツ人学校やドイツ語メディアなどは十分アクセス可能であり、コミュニティ内ではドイツ語で生活できた。しかし、公用語の「チェコスロヴァキア語」を使いこなせない者は公務員になれないなど、就業上不利な立場に置かれたことは否めない。また、公的な場面や文化面においては、スロヴァキア語よりもチェコ語が優勢であり、スロヴァキア語がチェコ語の方言のように扱われたことは事実であり、こうしたことから「言語的同質性を押し付けられた」と感じるスロヴァキア人がいても不思議ではない。

第1共和国時代の上記3つの政策例については、ナショナル・マイノリティに対する民族文化的正義の侵害はなかったとまでは言い切れないものの、集団的権利を必須のものとする議論の証左とするにはやや説得力が弱い。こうした問題に関して、ネイションの自己決定権を、ある独特な文化的実体としての存在を保持する権利と捉えるタミールの見解が別の示唆を与える。タミールは、リベラルな国家で暮らすエスニック・マイノリティの不満が増大し、ネイション集団が独自の政治的領域を求める

⁴¹⁰ Kymlicka (2001a) p. 28.

⁴¹¹ Kymlicka (2001a) pp. 101-116.

傾向について、リベラルな国家も決して中立ではないという主張の根拠となっていると見る。エスニック・マイノリティには、公民的な自由や権利を保障されているにもかかわらず、自分たちのものではない文化に染め上げられた政治制度や政治文化に支配されることで、自分たちが二義的で疎外されているという感情を抱くようになるのである⁴¹²。ミラーもまた、マイノリティ集団が、政治の場で自分たちが本質的な要求とみなす事柄が受容されなかった場合、彼らは自分たちのアイデンティティが公的に傷つけられたと感じ、政治的疎外感を抱く傾向があることを指摘する⁴¹³。タミールは、エスニック・マイノリティは、自分たちの文化が、ただ自分たちのみに適しているという考えを持ち、そのために、彼らは、自分たち以外の人々からの分離を求めるのだと説明する。

本稿第1部を振り返ると、タミールやミラーの指摘は、第1共和国におけるドイツ人やスロヴァキア人のチェコ人に対する不満をよく言い表していることが分かる。第1共和国は、当時としては先進的なナショナル・マイノリティ保護の法制度を持ち、実際上も彼らは多様な民族メディアや民族組織、民族学校などの選択肢を有しており、民族政党も不当な制約なく議会政治に参加できた。しかしながら、表面的には多様性を尊重する「シヴィックな法治国家」⁴¹⁴であった第1共和国は、その裏ではチェコ人固有の英雄たちを積極的に国家シンボル化（像の建設、式典の挙行、祝日化等）していた。そして良くも悪くも、ネイション横断的な「チェコスロヴァキア国民」あるいは「チェコスロヴァキア人」意識を醸成するような公的政策は、採られていなかった。指導者たちは、スロヴァキア人に関しては、「いずれチェコの文化に追い付き、チェコ人と一体化するだろう」と漫然と考えていた。ここにも、チェコ・ネイション中心の国家というメッセージが読み取れ、スロヴァキア人は「建国民族」とされているながら、国家から二義的に扱われていると感じたことであろう。

ナショナリズムは、他のネイション集団を敵視したり、同胞とみなされる者たちの同調を当然視し、それに従わない者を許さないという性質も有する。ハプスブルク帝国時代に行われた国勢調査では、

⁴¹² Tamir (1993/1995) p. 153, 178, 303.

⁴¹³ Miller (1995) p. 265. 急進的多文化主義者が支持するアイデンティティの政治を批判する文脈における記述。

⁴¹⁴ 富沢 (2012 年) p. 14.

「日常用いる言語」について尋ねられたが、1921 年、1930 年に実施された第 1 共和国の国勢調査では、「母語」を選択する形式となり、公的にも、回答者らが所属するネイションの宣言および登録という性質に変容した。国境地域のバイリンガル環境下では、相変わらずどちらのネイション集団に属するのか自明ではない者が多数存在したが、彼らは国勢調査や子どもの通学問題を通じて、半ば強制的に特定のネイション集団への帰属を決せられた。それでも内心ではネイション意識が曖昧だったバイリンガル住民についても、遅くとも戦後 1945 年から始まるナショナル・クレンジングの時期までには、どちらのネイションとして生きていくのかという選択を迫られた。

パンドラの箱を開けてしまった我々はネイションの呪縛に囚われ、他集団を排斥したが、ついにはネイションの名において命を賭すまでに至ったのである。チェコ・ネイションを守るために主権を犠牲にしたと評価しうる保護領下のチェコ人政治家についても、生命をかけてナチス・ドイツに抵抗したレジスタンス活動との比較では、「ネイションのために戦わなかった」との糾弾を免れなかった。その論理に従えば、占領期を国外で過ごした亡命政治家たちが戦後政界に復帰したことについても、その正統性には危ういところがあった。「チェコ人でありながら」ナチス・ドイツに協力したり、故郷ズデーテンラントに住み続けるために、あるいは勝ち馬に乗るべくしてドイツ国籍の申請をした者たちは、「ネイションの裏切り者」として厳しい報復手続にかけられ、処刑される場合さえあった。なぜ、我々は特定のネイション集団への帰属を求められ、同胞たちと特定のアイデンティティを共有することを当然視され、問答無用でそのネイションへの揺るぎない忠誠心と集団に対する責任を負うことまで要求されるのであろうか。

これまでの考察を通じて、ネイションとは、歴史や言語、社会規範、生活様式等々の公的文化を共有することを相互に承認している人々によって構成され、ある程度の流動性を持ちながらも、遠い過去からその公的文化の多くを連綿と受け継ぎ、未来永劫持続させるべきことが当然視されているという幾つかの特徴が浮かび上がってきた。ただし、ブルベーカーは、社会科学研究が陥りがちな「集団主義/groupism」、すなわちエスニック集団、ネイション、人種について、それらがあたかも他集団との境

界が明確で均質な集団として捉えられがちであることを批判する。民族紛争についても、民族集団そのものの同士の紛争ではなく、様々な形で組織化された者たちによる「民族化された」あるいは「民族的フレームを持つ」紛争として理解されるべきであると指摘する⁴¹⁵。確かに、こうした組織のリーダーたちによるネイションをかたる言動やパフォーマンス性の強いエスノポリティクス上のレトリックといったものが、ネイション集団それ自体の意思を体現しているとは言い難いはずである。ヨーゼフ 2 世像を建立したドイツたちとそれらを引き倒したチェコ人たち、そしてその逆の攻防も、各々あたかも自ネイションを代表するかのように振る舞ったが、チェコのドイツ人グループそのものとチェコ人グループそのものによる紛争と捉えるべきではなかろう。

しかし、現実問題として「集団主義」は現在まで根深く残っている。ネイション自体は統一された意思を持ち得ず、ネイションの名をかたるナショナリストは、自分たちのネイション集団の構成員全員を真に代表できるわけでもない。民主的な選挙によって選出されたナショナリストが権力を握る時でさえ、彼らの意思はネイション全体の意思を体現するとは言い難い。選挙においてズデーテン・ドイツ人の圧倒的な支持を得た SdP についても、ドイツ系住民集団そのものとは同視できないことも間違いない。それに、ネイション集団の独自のアイデンティティと連帯を旗印とする閉鎖的なナショナリズム集団内の討論は集団極性化⁴¹⁶して、他集団への憎悪を先鋭化させるのも常である。暴走したナショナリストがもたらす結果は、最終的に、ネイション集団全体の運命とし甘受せざるを得なくなる。ズデーテン・ドイツ人たちは、SdP とナチスの行為によって「我々チェコ人の」共和国が破壊されたという重大案件に関して「推定有罪」の予断の下、レジスタンス活動に関与したという抗弁が認められなければ、ドイツ人であることのみを理由として集団処罰され、身包み剥がされ手荒く故郷を追われたのであった。抗弁が認められたところで、ドイツ系住民はドイツ人であるという理由のみで白眼視された

⁴¹⁵ Brubaker (2002) p. 166, 172, 176.

⁴¹⁶ 閉鎖的な集団内で行われる意思決定が、個々人で行う意思決定と比べて極端な傾向に振れやすいという現象。集団分極化とも言う。Sunstein, Cass R. (2002), "The Law of Group Polarization", *the Journal of Political Philosophy*, Vol. 10, No. 2, pp. 175- 195 など。

ため、戦後チェコスロヴァキアで暮らし続けることは容易ではなかった。

これに対しスロヴァキアでは、ナチス・ドイツの保護を仰ぎその傀儡国家となったことに関して、ネイションとしての集団責任が問われることはなかった。戦間期の選挙では、チェコとの分離を唱えるフリンカのスロヴァキア人民党を支持するスロヴァキアの有権者は過半数を超えることはなかったが、そのネイション意識——チェコスロヴァキア人ではなくスロヴァキア人であるという意識は明確になってきていた。そして、彼らは自分たちのネイション・ステイトを手に入れ、満足することになった。スロヴァキア国時代、ナチズムの思想はうわべだけのものであり徹底されていなかった。スロヴァキアのリーダーは強い「身内意識」を共有し、政敵ですら過酷に処遇することはなかった⁴¹⁷。チェコの場合とは異なり、ネイションの本望を遂げたスロヴァキア人の中では、スロヴァキア国における「加害者」と「被害者」の構造は顕著ではなかったのである。戦後スロヴァキアにおける報復手続の対象は、スロヴァキアのナショナル・マイノリティであるマジャール人が中心となり、同胞のスロヴァキア人に対しては低調であったのは、そのためである。その後の社会主義体制においても、1989年秋以降の体制転換期においても、スロヴァキア人は、スロヴァキア人の、スロヴァキア人による、スロヴァキア人のための政治領域を渴望し続け、チェコ人は、スロヴァキア人が自発的にチェコスロヴァキアに戻ってきたにもかかわらず、強い「身内意識」と自治への強烈な拘りを持ち続けていることに辟易とした。

続く第2部では、近似性を持つはずのチェコ人とスロヴァキア人との間の根源的な国家観の不一致や両ネイション間の利害対立に焦点を当てて、公的文化を完全には共有することができなかった2つのネイション集団の相克を考察しながら、チェコスロヴァキア共和国の再建から連邦解体までの軌跡を辿る。

⁴¹⁷ Seton-Watson (1977) p. 174.

《第2部 チェコ人とスロヴァキア人——なぜチェコスロヴァキア連邦は分離したのか》

第4章 スロヴァキア人のネーション意識

1. ハンガリー王国下のスロヴァキア人

スロヴァキアは、ハンガリー王国内で単一の行政単位を構成したことはなかった⁴¹⁸。現在のスロヴァキア共和国の北部国境は、かつてのハンガリー王国領の北部国境と重なるが、南部の国境線については、1918年のチェコスロヴァキア建国時にハンガリーとの武力紛争を経て確定したものである。1920年6月、トリアノン条約によって、第1次世界大戦の敗戦国であるハンガリーの領土のうち北部のスロヴァキア地域が正式にチェコスロヴァキアに割譲・編入された。スロヴァキア南部に取り残されたマジャール人たちは、チェコスロヴァキア共和国の独立に反対し、ハンガリー本国が領土を奪還することを願ったがその願いは叶わず、スロヴァキア最大のマイノリティ集団となった。

スロヴァキア人の中にも、18世紀以後、オーストリア＝ハンガリー帝国の植民政策や宗教上の迫害により、現在のハンガリー領土やセルビアのヴォイヴォディナ周辺、ルーマニアの山地などに移住したり、アメリカに移民した者も少なくない⁴¹⁹。ハンガリーに居住するスロヴァキア人は文化や言語が同化し、ハンガリー社会に統合される傾向が強かった⁴²⁰。第2次世界大戦後、ハンガリーのスロヴァキア系住民とスロヴァキアに居住するマジャール人住民との住民交換が行われる予定であったが、計画が途中で頓挫し、両国間のナショナル・マイノリティ問題は未解決のままとなっている⁴²¹。

チェコ・ナショナリズムが、「チェコ王冠の諸領邦」という古くから明確であったコンセプトに依拠し得たのに対し、ハンガリー王国支配下の19世紀に生まれたスロヴァキアのナショナリズムは、その固有の歴史やテリトリーが明確ではなかったことから、他集団と自分たちとの違いをより識別しやす

⁴¹⁸ 林 (2010 年 a) p. 166.

⁴¹⁹ 川崎 (2007 年) pp. 12- 13.

⁴²⁰ ファルチャン (2007 年) pp. 35 -36.

⁴²¹ Seton-Watson (1985) p. 344. スロヴァキアのマジャール人は減少傾向にあり、2011 年の国勢調査においては 8.5% (約 46 万人)。人口約 980 万人のハンガリーにおけるスロヴァキア人の割合は 1 % にも満たない。外務省基礎データ参照 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/slovak/data.html>、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/hungary/data.html>

イエスニック言語としてのスロヴァキア語に強いアイデンティティを抱いている⁴²²。1780 年、ユライ・パパーニェクは、9 世紀から 10 世紀に存在したとされる大モラヴィア国はスラヴ文明の祖国であり、その君主スヴェトプルク公はスロヴァキア人であったとして、そこにスロヴァキア民族の栄光と言語の起源を求めた⁴²³。大モラヴィア国はマジャール人に滅ぼされ、王国の民はハンガリーに支配され同化していったが、北部ハンガリーで暮らした人々がスロヴァキアの文化と言語を守り続けたとされた。

しかしながら、そもそも伝統的な公用語であったラテン語にも俗語のスラヴ語においてすら、北部ハンガリーのスラヴ人たちを表す特定の名称は存在しなかった⁴²⁴。中澤によれば、1787 年にカトリック司祭で言語学者でもあるベルノラークが、北部ハンガリーのスラヴ人を表す概念として「ゲンス・スラヴォニカ（スロヴァキア種族）」概念を構築したが、農民などの非特権階層を包括する概念ではなかった⁴²⁵。1817 年に、ルター派の牧師で詩人のタブリツが“Slováci (Slovák の複数形/スロヴァキア人たち)”という言葉初めて使用し⁴²⁶、その後、北部ハンガリーのスラヴ人を表す言葉として定着した。

啓蒙主義の影響を受けたスロヴァキア知識人の多くは、ハンガリーを大モラヴィア国からの自然な連続体として捉えた⁴²⁷。しかし、19 世紀に入ると一部の知識人の間で、ハンガリーと大モラヴィア国との間には本質的な分断があることが意識され始め、1848 年末にスロヴァキア人の政治家によって初めて公然と、スロヴァキアに対する千年にわたる抑圧のシンボルとしてのハンガリーが語られるようになった⁴²⁸。そして知識人たちは、シクヴァルナの言葉を借りれば、「盗賊団と関わるシンボルやタトラ山脈などの自然を強調するシンボル、牧畜文化の諸事象と一体化したシンボル」をスロヴァキアの表象として構築したが、これらのシンボルが大衆に広がりスロヴァキア社会に深く浸透したのは、チ

⁴²² Daschke (1985) p. 203.

⁴²³ シクヴァルナ (2012 年) pp. 165-166.

⁴²⁴ 中澤 (2009 年) pp. 111-112.

⁴²⁵ 中澤 (2009 年) p. 109.

⁴²⁶ 中澤 (2009 年) pp. 114-115.

⁴²⁷ シクヴァルナ (2012 年) p. 166.

⁴²⁸ シクヴァルナ (2012 年) pp. 166-168.

ェコスロヴァキア共和国建国後のことであった⁴²⁹。

18 世紀末、マジャーリ化政策に対抗するために、主としてルター派の少数の知識人がスロヴァキア語の文語を作り出そうとしたことが、スロヴァキアにおける最初のナショナル・ムーブメントとされている。伝統的にチェコ人に親近感を抱いていたスロヴァキア人は、カトリック信者が大多数であるスロヴァキア人の中では 18% に過ぎないプロテスタント系住民であった⁴³⁰。プロテスタントであるルター派のスロヴァキア人たちは、古くからフス派のチェコ人たちとの交流があり、16 世紀半ばから 19 世紀初めころまで、彼らの教会ではチェコ語を用いて儀式を行っていた⁴³¹。チェコとは異なり、スロヴァキアの初等教育は主に教会によって行われていた。ヨーゼフ 2 世らの啓蒙改革を契機として学校教育を重視するようになったプロテスタント系住民の教育水準は、カトリックや東方正教の信者と比べて総じて高かった⁴³²。国外の大学で学んだ知識人も多く、とりわけプラハ大学で教鞭を取っていたマサリクのもとには多くのスロヴァキアの若者が集まり、リベラル派として文化や経済活動の発展に寄与した⁴³³。1898 年にシュロバルらによってスロヴァキア語の月刊誌「フラス (Hlas/声)」が発行されるようになると、彼ら親チェコ派は「フラス派」と呼ばれるようになった⁴³⁴。

カトリック集団がスロヴァキア西部の方言に基づく文語整備に着手したのに対し、プロテスタントの知識人たちは、スロヴァキア語とチェコ語は同一の言語であると考え、教会チェコ語を参照したスロヴァキア文語の整備を行ったが、いずれも定着しなかった⁴³⁵。スロヴァキア語の文語整備は、1840 年代にプロテスタントのルドヴィート・シュトゥールが、中部スロヴァキア方言を基にして作り出した文語が定着したことで完成を見た。シュトゥールは、1845 年に「スロヴァキア民族新聞/Slovenskije narodňje novini」の発行を開始して、スロヴァキア文語使用の媒体とし、同時に、スロヴァキアのプロ

⁴²⁹ シクヴァルナ (2012 年) pp. 177-180.

⁴³⁰ Rychlík (2012/2015) p. 27.

⁴³¹ Holotik (1967) p. 377, Seton-Watson (1977) p. 170.

⁴³² Havránek (1991) pp. 252 -253.

⁴³³ Johnson (1985) p. 43.

⁴³⁴ Rothchild (1994) p. 79, Holotik (1967) p. 381.

⁴³⁵ Seton-Watson (1977) p. 170.

テストントとカトリックの架け橋にもなった⁴³⁶。ルター派を中心としてウィーンやドイツ各地の大学で学んだスロヴァキアの知識人が増えるに従い、スロヴァキアにギムナジウム（中高一貫校）を設立しようという機運が高まった⁴³⁷。

1830年代以降、ハンガリー議会ではマジャール語の公用語化に関する法律が相次いで制定され、スロヴァキア語の使用やスロヴァキア文化を称揚する記事の発表が困難な状況となっていた⁴³⁸。スロヴァキアのリーダーたちは、チェコ語やドイツ語の媒体を利用して自分たちの立場を訴えた。1842年、プロテスタントの知識人や聖職者が中心となって、皇帝（ハンガリー国王）に対する請願書を起草した。請願書の内容は極めて控えめなもので、スロヴァキア人に対して抑圧的なハンガリーの法令規則を並べあげた上で、ペスト大学にスロヴァキア語の教授を置くことを求めるなどといったものであった。帝国当局は請願書を受領し友好的な聞き取り調査を行ったが、実効的な政策は何ら取られなかった。1844、48、61年に行われた一連の請願も同様の展開を辿った。帝国当局は、諸民族に対して強硬なマジャール化を押し進めるハンガリーの態度を懸念してはいたものの、オーストリアにとってハンガリーとの関係は歴史的に微妙なものであり、帝国にとって政治的、経済的な重要度が低いスロヴァキア民族のために、あえてハンガリーに対し規制的な態度に出ることはなかったのである⁴³⁹。

1848年5月、シュトゥールらは3度目の請願において、皇帝とハンガリー当局の両方に対し、ハンガリー王国内の諸民族とスロヴァキア民族の同権、スロヴァキア語の使用権などの民族的要求や集会・結社・出版の自由などの市民的権利、そして、普通選挙の実施とスロヴァキア議会の設置、独自の警察権力の導入といった自治要求を初めて明確にした。しかし、ハンガリー当局はこれらの要求が反逆罪を構成するとして、シュトゥールらを刑事訴追したため、彼らはプラハに逃亡した⁴⁴⁰。同年6月、プラ

⁴³⁶ Beneš (1967) p. 347, Seton-Watson (1977) p. 171.

⁴³⁷ Johnson (1985) pp. 29-30.

⁴³⁸ Beneš (1967) pp. 342-343.

⁴³⁹ Beneš (1967) pp. 344-347.

⁴⁴⁰ Beneš (1967) p. 350. 14項目からなる「スロヴァキア民族の要求/Žiadosti slovenského národa」（佐藤（2010年）pp. 135-136）。

ハで開催されたスラヴ会議において、シュトゥールらは、チェコ人リベラル派が行ったオーストリア・スラヴ主義的な主張、すなわち、チェコとスロヴァキアの政治的統一といった主張には反対し、あくまでハンガリー内において民族的平等を求めるという立場を明らかにした⁴⁴¹。

1861、65 年の選挙ではスロヴァキア人議員は 1 人も選出されなかったが、1860 年代には民族文化団体マチツァ・スロヴェンスカー (Matica slovenská) とスロヴァキア人ギムナジウムを 3 校設立することができた。しかし、1867 年のアウスグライヒ以降、わずかに残っていたオーストリア当局の介入への望みは完全についえ、ハンガリーによるスロヴァキア・ナショナル・ムーヴメントへの弾圧は一層強まった。ハンガリー当局は、1874 年にスロヴァキアのギムナジウムを、1875 年にはマチツァ・スロヴェンスカーを、非国民的な汎スラヴ主義を唱道したとしてそれぞれ閉鎖した⁴⁴²。そして、非マジャール人の教育もマジャール語で行うよう各教育機関に求め、そのための補助金を支給した⁴⁴³。1875 年、ハンガリー議会において、ティサ内務大臣 (ハンガリー首相) は、「ハンガリー法の下ではスロヴァキア民族なるものは存在しない」とさえ言明した⁴⁴⁴。

1871 年に誕生した初のスロヴァキア人政党であるスロヴァキア民族党 (SNS) は、伝統的にチェコのモラヴィアとの交流があるスロヴァキア西部の知識人層に支持されたフラス派の文化活動 (フラス派は政党を持たなかった) とは対照的に、スロヴァキア中央部の農村地域とウィーンのスロヴァキア移民たちの間で支持された⁴⁴⁵。SNS は、ハンガリー王国内におけるスロヴァキア人の集団的権利の獲得を目指したものの、1875 年および 1878 年の選挙では 1 議席も獲得できなかったこともあって、1896 年の選挙までハンガリー議会政治に背を向けていた⁴⁴⁶。SNS は、1901 年選挙では 3 議席を獲得したも

⁴⁴¹ Beneš (1967) p. 348, Pech (2011) p. 247, Rychlík (2012/2015) p. 28.

⁴⁴² Cohen (2007) p.262, Rychlík (2012/2015) p. 36.

⁴⁴³ Cohen (2007) p.262.

⁴⁴⁴ Hroch (1985) p. 99, Kohn (1961/ 1982) p. 88, Beneš (1967) p. 363. 1868 年「民族集団法 (国民体法)」により、「ハンガリーのすべての市民は、政治的に単一不可分の統一したハンガリー国民を構成する」とされた。同法では、国民はすべて同権とされ、部分的に、教育や行政におけるマイノリティ言語の使用も認められたものの徹底されなかった (福田(2012 年) p. 50、小沢 (1994 年) p. 78)。

⁴⁴⁵ Johnson (1985) p. 44.

⁴⁴⁶ Johnson (1985) p. 43.

の、1905 年の選挙ではハンガリーやセルビアの政党と連携して得た 2 議席以外には独自の議席を得ることができなかった。

他方で、農作物の不作や農産物価格の低迷などが重なり行き詰まりを感じていたスロヴァキアの農民の一部は、反ユダヤ人感情を煽るカトリック団体のハンガリー人民党に参加するようになった⁴⁴⁷。1905 年、ハンガリー人民党から分裂したアンドレイ・フリンカが率いるスロヴァキア人民党が設立された。同党は農村地域のカトリック農民をターゲットとしており、その支持層は SNS と重なった。スロヴァキア人民党は、1906 年選挙で 15 名の候補者中 6 名を当選させたのに対して、SNS は 3 名の候補者中 1 名を当選させたに過ぎず、1910 年選挙でも、当選したスロヴァキア人議員 3 名全員がスロヴァキア人民党から出馬していた⁴⁴⁸。ただ、スロヴァキア人の政治力が弱かったこの時期には、1904 年にハンガリー社会民主党から分裂した勢力を除いて、各党は協調して、学校教育や行政、司法におけるスロヴァキア語の使用やマジャール人と同等の政治的権利を要求した⁴⁴⁹。

ハンガリーのマジャール化政策は、1900 年代に入ると一層厳しさを増した。1907 年にハンガリー文化教育省が発布した Apponyi 令は、以後教会が運営する学校の教師も公務員とみなし、教師はマジャール語で授業を行うこと、非マジャール人の生徒たちは第 4 学年終了時にマジャール語の能力を審査され、その成績によって彼らを教えた教師の昇進を連動させることを定めた⁴⁵⁰。ただでさえ少なかったスロヴァキア人教師は、Apponyi 令の影響により、ハンガリー語の能力不足や汎スラヴ活動などを理由として駆逐されていった⁴⁵¹。1910 年代には、クロアチアを除くトランスライタニアの 78% の初等学校および 90% の中等学校で、マジャール語による教育が行われるようになった⁴⁵²。

一面ではマジャール化政策の影響により、他面ではナショナリティに関する無関心ゆえに、1919 年

⁴⁴⁷ Johnson (1985) p. 43.

⁴⁴⁸ Johnson (1985) pp. 45-46. ただし、脚註 184 の通り、彼らの所属政党名については文献によって認識が異なる。

⁴⁴⁹ Johnson (1985) p. 46, Johnson (1998) pp. 294-295.

⁴⁵⁰ Johnson (1985) p. 34.

⁴⁵¹ Havránek (1991) pp. 254 -257.

⁴⁵² Cohen (2007) pp. 262 -263.

の国勢調査においては、多くのスロヴァキア人農民が、自分は「スロヴァキア人でありマジャール人でもある」、「ハンガリー系スロヴァキア人」、「どちらでも良い」などと回答し、マジャール人の上役などが同席する場合には、ほとんどの農民は「自分はマジャール人である」と回答したという⁴⁵³。しかし、1930年のセンサスでは、スロヴァキア人の人口が16%増えたのに対して、マジャール人の人口は10%減少した。その理由としては、スロヴァキア人の出生率が高いこと、他国への移民が減少したこと、そして、「マジャール人」から「スロヴァキア人」に転向した者が少なくなかったことが考えられる⁴⁵⁴。

2. チェコスロヴァキズムとスロヴァキア人

チェコスロヴァキズムという概念は、18世紀後半のチェコ人と北部ハンガリーのスラヴ人の文語・文芸の統一を目指す思潮であった「チェコスラヴィズム（チェコスラヴ主義）」に系譜を持つ⁴⁵⁵。チェコスラヴィストたちは、チェコ人の援助を受けながら聖書チェコ語を基礎として北部ハンガリーのスラヴ方言の諸要素を取り入れようとした。「スロヴァキア人」という名称が定着するにつれて、「チェコスラヴィズム」は「チェコスロヴァキズム」へと変容し、「チェコ人とスロヴァキア人の言語的、文化的共通性を強調し、その特性を共同して維持することによって、マジャール人やドイツ人と同等の文化空間を創造しようとする思潮」となり、チェコ人とスロヴァキア人とは一つの民族「チェコスロヴァキア種族」であるとされた⁴⁵⁶。単一のチェコスロヴァキア・ネイションが、チェコ人とスロヴァキア人という2つの部族に分かれて存在しているというチェコスロヴァキズムは、主に、ハンガリー政府の圧力に対する抵抗とスロヴァキア民族運動の活性化のためにチェコ側の支援を必要としたスロヴァキア人勢力が手段として依拠した概念であった⁴⁵⁷。チェコスロヴァキズムを支持したのは、シュトゥール、シュロバル、シュテファーニク、ヤン・コラールらスロヴァキアの主要な知識人・政治リーダー

⁴⁵³ Johnson (1985) p. 80.

⁴⁵⁴ Johnson (1985) p. 81.

⁴⁵⁵ 中澤 (2009 年) pp. 112-113.

⁴⁵⁶ 中澤 (2009 年) pp. 114-117. なお、ここで中澤は「民族」ではなく「ゲンス/gens」という概念で表記する (p. 117)。“gens” は古代ローマにおいて形成された氏族集団。

⁴⁵⁷ 香坂 (2010 年) p. 124.

のほか、パラツキーやマサリク、1840 年代に「プラハ新聞/ Pražské noviny」の編集者、「民族新聞/ Národní noviny」の発行者として活躍したカレル・ハヴリーチェクらチェコの知識人たちであった⁴⁵⁸。

第 1 次世界大戦が開戦した 1914 年時点でも、スロヴァキアの大多数の人々は民族的自覚に乏しかったところ⁴⁵⁹、ハンガリー王国内におけるネイションの地位向上を求めているスロヴァキア人指導者たちが、独立を決意したチェコ人についていくことを決め、無関心な大衆を率いてチェコスロヴァキアの建国に合流したのであった⁴⁶⁰。

正確には、はじめに政治的なアクションを起こしたのは、当時およそ 40 万人のスロヴァキア移民が暮らすアメリカで組織された「スロヴァキア同盟」であった。本国の民衆とは異なりネイション意識と政治意識を強く抱いていた彼らは、1914 年 9 月にハンガリー政府に対しスロヴァキア人の政治的解放を求める書簡を送り⁴⁶¹、1915 年 10 月には、スロヴァキアの自治を前提としたチェコスロヴァキア連邦国家の形成を目指して、アメリカのチェコ移民組織「チェコ民族協会」と共同宣言を行った。スロヴァキア同盟内部では、スロヴァキア人のみの国家を樹立することは不可能と考え、ハンガリーとの連邦形成を模索する以外に、可能性としてポーランドやロシアとの連邦案が俎上に上がったものの、大きなネイションにスロヴァキア人が飲み込まれることは必至であるとして却下された⁴⁶²。言語的にも近似するチェコ人との合同国家の建設が現実的であるとの考えに至ったのであるが、それまでスロヴァキア同盟とチェコ民族協会との間に連携はなかった。1918 年にマサリクとピッツバーグ協定を締結したのは、スロヴァキア人がチェコ人に支配されないための言質であったが⁴⁶³、マサリクが協定を重視しなかったのは明白である。1921 年、マサリクはフランスのジャーナリストに対して、「スロヴァキ

⁴⁵⁸ Zacek (1969/ 1981) p. 154, Masaryk (2016/1918) p. 43, 99, 220 など。

⁴⁵⁹ Seton-Watson (1962) p. 175, Zacek (1969/ 1981) p. 151.

⁴⁶⁰ Zacek (1969/ 1981) p. 154.

⁴⁶¹ Tímea (2011) p. 198. 1870 年から 1914 年までの間にアメリカかカナダに移民したチェコ人は約 25 万人のところ、スロヴァキア人は約 65 万人とされるのに対し、1945 年以降チェコスロヴァキアから主にアメリカへ出国した移民の数は約 50 万人である（以上、Kraus eds. (2000) p. 2）。

⁴⁶² Tímea (2011) p. 199.

⁴⁶³ Tímea (2011) p. 199, Rychlík (1997/2015) pp. 47-49.

ア・ネイションは存在しない（中略）チェコ人とスロヴァキア人とは兄弟であり、ただ単に文化レベルが異なっているだけである。（中略）我々はスロヴァキアに学校を建設している。次世代では、2つのブランチの間の違いは全くなくなっているであろう」と話した⁴⁶⁴。

第1次世界大戦の開戦により当局の監視が一層厳しくなっていたこともあって、シュロバルとシュテファーニクラが、チェコ人政治勢力のリーダー的存在であったシュヴェフラを初めて訪ねたのは1917年4月になってからであった⁴⁶⁵。彼らはマジャーリ化にさらされているスロヴァキアの人々の窮状を訴え、チェコ人とスロヴァキア人との政治的連携に関してシュヴェフラの賛同を得た。しかし当時、大部分のチェコ人にとっては、「タトラ山脈の麓で暮らす文明の遅れた、チェコ人と同族のスロヴァキア族」という程度の認識しかなく、チェコ政界でもスロヴァキアに関する正確な認識を持つ者は少なかった⁴⁶⁶。1918年4月、スロヴァキア社会民主運動組織の大集会で、シュロバルは、チェコスロヴァキズムという概念の承認を求め、公式の場において初めてチェコスロヴァキア国家の建設を表明した⁴⁶⁷。SNSの24名も、スロヴァキア人がチェコ人とともに独立を目指すことを決議した⁴⁶⁸。同じ頃、マサリクはアメリカのスロヴァキア人組織との間で、スロヴァキアの自治を前提とするピッツバーグ協定を締結していた。同年10月27日、当局によって投獄されていたシュロバルは敗戦に伴い釈放されたその足でプラハへ向かったところ、折よくプラハの国民委員会の5人中唯一のスロヴァキア人として、独立宣言書に署名することとなった。同月30日、スロヴァキア人指導者や活動家ら106名が、トゥルチアンスキ・スヴェティ・マルティンという町に集まってスロヴァキア民族会議を開催し、チェコスロヴァキア共和国への参加を正式に表明した（「マルティン宣言」）⁴⁶⁹。同宣言では、「スロヴァキア民族は、言語的にも文化・歴史的にも、単一のチェコスロヴァキア民族の一部である」こと

⁴⁶⁴ Leff (1997) p. 26.

⁴⁶⁵ Johnson (1985) pp. 47-48.

⁴⁶⁶ Tímea (2011) p. 208.

⁴⁶⁷ 長與（1990年）pp. 64-65.

⁴⁶⁸ Johnson (1985) p. 48.

⁴⁶⁹ 長與（1990年）p. 68.

や「このチェコスロヴァキア民族のために、我々もまた完全な独立に基づく無制限の自治権を要求する」ことなどが確認された⁴⁷⁰。

1919年2月初旬、スロヴァキア統治全権大臣に任命されたシュロバルは、ハンガリー王国北西部最大の都市であり、オーストリアとハンガリーとの三国国境があるプレシュブルク（Prešpurk/Preßburg）に本拠地を移転し、街の名をブラチスラヴァと定めた。当時の住民の多くはドイツ系とハンガリー系であり、建国に反対する彼らとチェコスロヴァキア軍との間で衝突が起こり、死者が出た⁴⁷¹。ハンガリーのカーロイ政権は、「チェコ人との単一国家のもとではスロヴァキア人のナショナル・アイデンティティは消滅するだろう」とスロヴァキア人の不安を煽り、「スロヴァキア人はハンガリーに復帰すれば自治を与えられる」とのプロパガンダを流布していたため、チェコスロヴァキアの指導者たちは、スロヴァキアに自治を認めることでハンガリーの付け入る隙を与えるのは危険であるとの考え方を強めた⁴⁷²。

第1共和国が掲げたチェコスロヴァキズムは、マサリク大統領の政治的信念によるところが大きかったが⁴⁷³、マルティン宣言にも見られるように、当初は多くのスロヴァキア人指導者たちが賛同したネイション概念であり、建国時点では成功する可能性が十分にあったのである。シュロバルはチェコスロヴァキズムへの支持を生涯変えず、スロヴァキアの自立よりも地方分権の拡充を求めた⁴⁷⁴。ホジャやデーレルの考え方は、「チェコスロヴァキア人」という「政治的に統合された民族」でありつつ、文

⁴⁷⁰ 長與（1990年）p. 68.

⁴⁷¹ 香坂（2010年）p. 137.

⁴⁷² Holý (1996) p. 97.

⁴⁷³ スロヴァキアと境界を接しオーストリア領域にもほど近いモラヴィアの町 Hodonín で生まれ育ったマサリクの生い立ちはいささか複雑である。彼の母親はチェコ人であったがドイツ語の女学校に通い、結婚するまでドイツ語しか話せなかった。マサリクの父親はスロヴァキア人で、貴族の館に仕えていたが文盲で教育に意義を認めていなかった。両親のこうしたバックグラウンドの違いや、母親が父親よりも10歳年上で、妊娠中に結婚したことなどから、マサリクの実父はドイツ人の高官なのではないかと噂されていた（家田裕子（1994年）in Shillinglaw (1978) あとがき pp. 197-206 参照）。チェコ人とスロヴァキア人が共生する環境で育ったマサリクは、当初は、「チェコ人とスロヴァキア人にはエスニシティ、言語、文化的な違いのない、1つのネイションである」と心から信じていたが、少しずつ「政治的に一体のネイションを創出する」という考え方に变化した（Rychlík (1997/2015) pp. 38-39）。

⁴⁷⁴ Seton- Watson (1962) p. 175, 長與（1990年）p. 79.

化的、言語的相違を保持したいという立場であった⁴⁷⁵。しかしスロヴァキアでは、チェコスロヴァキズムを、スロヴァキア民族の存在を否定する概念として受け止める勢力が存在した⁴⁷⁶。スロヴァキア人民党を主宰するアンドレイ・フリンカは、チェコ人とスロヴァキア人の合同国家の建国には賛成していたが、チェコスロヴァキズムには異議を唱え⁴⁷⁷、第1共和国崩壊へと導くキーパーソンとなった。シュロバルは就任後しばらくの間、専らプロテスタントと接触していたことでフリンカを激怒させたとされるが⁴⁷⁸、一方で、カトリック勢力を取りまとめるポジションへの就任を要請されたフリンカは、人民党の党勢拡大に集中したいとして断っていた⁴⁷⁹。1919年8月、フリンカは、マサリクがアメリカのスロヴァキア人組織と締結したピッツバーグ協定の存在を初めて知り、「スロヴァキア問題」をパリ講話会議の議題に上げるため、偽造したポーランド旅券を用いてフランス・ヴェルサイユへ渡った。列強の代表団とは面会できずに帰国したフリンカは、国家転覆活動容疑で翌年4月まで収監され、議員資格を剥奪された⁴⁸⁰。

ハプスブルク家の支配とカトリック信仰が深く結びついていたことから、第1共和国は反ハプスブルク感情を反映した極めて世俗的な国家であった。これに対し、敬虔なカトリック教徒が多いスロヴァキア人の中には、教権主義的な国づくりを求める声も少なくなく、反民主主義・反ユダヤ主義、社会主義への対抗勢力であったフリンカのスロヴァキア人民党を支える基盤となっていた⁴⁸¹。初めはチェコスロヴァキズムを支持していたカトリック聖職者たちも、世俗的なチェコ人が醸し出すキリスト教的価値観への脅威に直面し、スロヴァキア分離主義に共感しだした⁴⁸²。しかし、選挙では必ずしもスロヴァキアの自治や分離が争点となったわけではなかったが、スロヴァキア・ネイションの代弁者を自

⁴⁷⁵ Rychlík (1997/2015) pp. 132-133.

⁴⁷⁶ スロヴァキア人研究者の論稿において、「スロヴァキア人は一度たりとも『チェコスロヴァキア人』という考え方を受け入れたことがない」と強い調子で断言するものもある (Mathernova 1993 p. 59)。

⁴⁷⁷ Seton-Watson (1977) p. 173, Heimann (2011) pp. 33-34.

⁴⁷⁸ Heimann (2011) p. 56.

⁴⁷⁹ Tímea (2011) p. 202.

⁴⁸⁰ Johnson (1985) p. 69, Heimann (2011) pp. 61-62.

⁴⁸¹ Seton-Watson (1962) pp. 176-177.

⁴⁸² Wolchik (2000) p. 92.

負するフリンカの人民党が、スロヴァキアの有権者の過半数の支持を獲得することは最後までなかった。然るに、フリンカの人民党はナチス・ドイツの台頭に乗じて 1938 年に第 1 共和国を崩壊させ、翌年にはスロヴァキアの独立を実現したのであった。

チェコはスロヴァキアの 2 倍の人口を有しただけではなく、中世の頃からプラハやブルノ、オロモウツ等々で高度な都市文化が繁栄し、19 世紀には帝国内屈指の工業先進地域として幅広い分野で工業力を有するなど総じて豊かな地域であった。対するスロヴァキアは山がちで、住民の 6 割が第 1 次産業に従事する貧しい農業地域であり、ハンガリーの厳しいマジャール化政策もあってスロヴァキア独自の文化を発展させることができなかった。1900 年時点でチェコ人の非識字率はわずか 2.6 % に過ぎなかったのに対し、スロヴァキアでは地域によってばらつきがあったものの、32~38 % と比較的高い数字を示していた⁴⁸³。一般的にチェコ人はスロヴァキア人に対するネガティブな感情は持たないが、「スロヴァキアには独自の言語も、歴史上の偉人も、神話も、文学もなく、守護聖人すらいらない」という評価⁴⁸⁴に見られるように、当時からスロヴァキアをまだ若く経験の少ない末弟のような存在として認識しがちであった。芸術文化や政治経済などあらゆる面において圧倒的に優位な立場にあったチェコは、同胞として「遅れた」スロヴァキアに対して進んで手を差し伸べた。第 1 共和国建国後に学校の数が増えたことで、スロヴァキアの識字率は急激に向上した。チェコ人はスロヴァキア系の新聞や文化活動を支援した。政府もスロヴァキアのインフラ整備のため社会資本を重点的に投資した⁴⁸⁵。

しかし、チェコの鉄道や道路がウィーンとの連絡の便宜を最優先に建設されていたのに対し、スロヴァキアやポトカルパツカー・ルスの場合はブダペストへの連絡が最優先となっていた。そのためスロヴァキア地域内の行き来でさえ非常に不便で、スロヴァキア全域をひとつのマーケットにすることができなかったことも、チェコとの社会的、経済的不均衡の固定化につながる要因のひとつとなった

⁴⁸³ Havránek (1991) pp. 236 -237, 252.

⁴⁸⁴ Stein (1992) p. 435. 個人的な会話の中で、カレル大学のある著名な学者が「スロヴァキア人とは何か」と尋ねられてそう答えたという。

⁴⁸⁵ ロスチャイルド (1994 年) pp. 115- 116.

⁴⁸⁶。建国後もチェコとスロヴァキアの間では人の往来は活発化せず、両地域をカバーする新聞等のメディアはなく、お互いのことを理解しようという気運もなく、それぞれ別個のコミュニティのままであった。スロヴァキア人の中には、チェコ人の後見人的な態度に憤慨し、チェコ人に支配・搾取されているという被害者意識を抱く者も少なくなかったが⁴⁸⁷、チェコ人は概してスロヴァキア人の屈折した感情に無理解であった。チェコスロヴァキズムの賛同者たちは、「時が経つにつれてチェコ人とスロヴァキア人との間には相違はなくなるだろう。何故ならば、我々はもともと1つのネーションなのだから」と楽観視していた。ドイツ人やマジャール人らのナショナル・マイノリティに対する同化政策が採られなかったのと同様に、チェコスロヴァキズムを推進する政策も特には実施されなかった。

この点に関して、キャロル・スカルニック・レフは、第1共和国および社会主義時代のいずれの体制下でも、社会経済の発展がチェコスロヴァキア社会の均質化とナショナリズムの抑制に資するとの思い込みがあったと指摘する⁴⁸⁸。レフによれば、かかる想定は大きな間違いである。近代化政策の恩恵によってリソースを得た、より老練で複雑化したナショナリストの抵抗勢力が生み出され、ますます彼らに政策への過剰な期待を抱かせることにつながっただけであった。

3. スロヴァキア人は冷遇されていたのか

第1共和国時代、プラハの官庁で働くスロヴァキア人の数が少ない、あるいは国家の意思決定に関与するスロヴァキア人が少ないなど、スロヴァキア人は冷遇、抑圧されていたというしばしば聞かれ

⁴⁸⁶ Rothchild (1974) pp. 84-85, Heimann (2011) p. 53, Rychlík (1997/2015) pp. 104-106.

⁴⁸⁷ Daschke (1985) p. 10, Stein (2000) p. 30, Rychlík (1997/2015) pp. 131-133.

⁴⁸⁸ Leff (1988) p. 148, Leff (2000) p. 35. なお塩川は、「かつて社会主義が民族問題を解決し、諸民族の平等を実現したと唱えられていた時期があった」ことへの反発から、それを裏返して「社会主義政権のもとで民族問題は単純に放置されていた、あるいはむしろ支配民族による少数民族抑圧が継続・強化されている」という安易なステレオタイプの理解が広まっていることに警鐘を鳴らした。「社会主義イデオロギーの独自性として・・・社会主義政権は少なくともあからさまな特定民族優遇や差別政策をとることはできなかった」が、地域間格差を是正するために「後進地域」はむしろ優先的投資の対象とされることが多かった。しかし、量的近代化政策の実施はきめ細かさを欠き、歪んだ経済構造を作り出すことで、現地には不満が残り、「先進地域」の側では「自分たちの方が損をしている」という不満を生じさせ、地域間対立感情を強める効果を持っていたという塩川の指摘は、チェコスロヴァキアの場合にもよく当てはまる（塩川伸明（1999年）pp. 239-240, 244-245）。

る言説について、オーウェン V. ジョンソンは、第1共和国時代のスロヴァキアにおける教育の実態とインテリ階層の分布などを分析した上で、かかる主張を裏付ける証拠はほとんどないと退ける⁴⁸⁹。

ハプスブルク帝国時代、スロヴァキアの教育や行政、司法などはマジャール人が担っていた。第1共和国の建国後、彼らは共和国への忠誠を誓わされた上で業務を継続したが、チェコスロヴァキア語の習得が必須となったことなどから職場を去ったマジャール人の代替要員としては、高等教育を受けたスロヴァキア人が少なかったため、多くのチェコ人の教師や官僚、軍人などがスロヴァキアに派遣され、その空席を埋めた⁴⁹⁰。彼らはスロヴァキア語を話さず、「リベラルで世俗的な彼らのメンタリティは、信心深いスロヴァキアの人々のものとは大きく異なっており、両者の間には軋轢が生じた」とシートン＝ワトソンは指摘する⁴⁹¹。Glaser (1861) *Czecho-Slovakia: A Critical History* は、「スロヴァキアの教師の半数はチェコ人であり、彼らの反教権主義はスロヴァキア人保護者たちをしばしば苛立たせた」と述べる (p. 30)。例えば、「派遣されたチェコ人の小学校教師たちは教室の壁に掛けられていたキリスト受難の像を片付け、一部のチェコ人兵士は聖人の像を打ち壊」したことで、信心深いスロヴァキアの民衆は驚愕したという⁴⁹²。一方スロヴァキア人は、スロヴァキアにいるチェコ人が国民の休日となったフスの命日を祝うのを妨害し、自分たちはキリルとメトディオスの記念日を祝った⁴⁹³。

これに対し、ジョンソンによれば、1919年9月時点におけるスロヴァキアの初等学校の教師6,178人のうち、チェコ地域から派遣された教師（チェコ人に限らない）は424人に過ぎず、なお教師が不足したことにより、5,500人もの児童が学校に通うことができなかった⁴⁹⁴。チェコからスロヴァキアの公立学校へ派遣された教師の数がスロヴァキアの教師全体数に占める割合は、1921年度には22.51%、1924年度には13-14%に減り、私立学校においてはわずか2.56%に過ぎなかった。ただし、中高等教

⁴⁸⁹ Johnson (1985) pp. 266- 267. Rychlík (2012/ 2015) も、1930年には郵便、鉄道、教育などの部門では、チェコ人よりもスロヴァキア人の職員数の方が圧倒的に多かったことを指摘する（同書 pp. 96- 101）。

⁴⁹⁰ Stein (1992) p. 436.

⁴⁹¹ Seton- Watson (1962) p. 175.

⁴⁹² Tímea (2011) p. 204.

⁴⁹³ Holý (1996) p. 100.

⁴⁹⁴ Johnson (1985) p. 273.

育になるとスロヴァキア人教師の不足が顕著であり、1921 年度には 78%の教師がチェコ地域から派遣されていたが、1927 年度になるとその割合は 48.2%にまで下がった⁴⁹⁵。少なくとも、チェコ人教師がスロヴァキア人の職を奪い、支配したといった言説には大きな疑問が残る。ジョンソンは、スロヴァキア側のネガティブな反応の一因として、スロヴァキアに一時的に居住するチェコ人の二重生活の負担を軽減するために赴任手当が給付されていた点を指摘する⁴⁹⁶。

1921 年頃にはスロヴァキアに必要な公務員の数はいくぶん不足していたが、教育を受けたスロヴァキア人が増えるにつれて定員を充足するようになった。1931 年 3 月になると、文化教育省は、スロヴァキアにおける教育にはスロヴァキア人教師の採用を優先するという指令を発した⁴⁹⁷。文化教育相のデーレルはチェコスロヴァキズムを強く支持するスロヴァキア人ではあったが、フリンカのスロヴァキア人民党が扇動するスロヴァキア・ナショナリズムには勝てなかったのであった⁴⁹⁸。

スロヴァキアの歴史家 Čulen による *Slováci a Češi v štátných službách ČSR* [チェコスロヴァキア共和国の行政サービス部門におけるスロヴァキア人とチェコ人] (1944) では、1930 年時点で第 1 共和国の中央機関で働いていたスロヴァキア人は 16 人しかおらず、しかも、彼らの業務は意思決定レベルではなかったことや、中央機関で雇用された多くのスロヴァキア人公務員の職場はプラハではなく、ハンガリー語の知識が必要な国境地帯であったとされる。これに対してジョンソンは、チュレンが挙げた数字の根拠を疑問視しつつ、中央機関では高学歴の職員が十分に経験を積んでから意思決定レベルのポジションを得るというキャリアパスを無視していると批判する⁴⁹⁹。建国から 10 年あまりでそのレベルに達したスロヴァキア人エリートが少なかったのに対して、チェコでは帝国時代から厚いエリート層が存在し、ウィーンやプラハの中央機関での勤務経験を持つようなチェコ人が国家機関の中枢を占めたのはやむを得ないことであろう。さらにジョンソンは、スロヴァキア人知識人階級（その多く

⁴⁹⁵ Johnson (1985) p. 274.

⁴⁹⁶ Johnson (1985) p. 277.

⁴⁹⁷ Johnson (1985) p. 275.

⁴⁹⁸ Johnson (1985) p. 276.

⁴⁹⁹ Johnson (1985) p. 299.

は教師)には、チェコの都市で働くよりも自分の生まれ育ったスロヴァキアの村での生活を好む傾向が明らかにあったと指摘する⁵⁰⁰。1934年のデータでは、スロヴァキア人インテリ層のうちわずか22.7%が人口5,000人以上の町を拠点とし、そのほかのインテリはそれよりも小さな村落で暮らしていた⁵⁰¹。

現代のチェコでも縁故主義が問題となっているが⁵⁰²、第1共和国においても、公務員の雇用には政党の影響が顕著に現れていた。すなわち、公務員の雇用にあたっては、求職者がチェコ人かスロヴァキア人なのかではなく、どの政党の支持者であるのかという点が重視されたのである。例えば、農業党は農業省や司法省、国民社会党は鉄道省、社会民主党は郵政に影響力を有していたことから、それぞれの省庁に関連するポジションはそれぞれの支持者たちに分配される傾向があった。ジョンソンは、フリンカのスロヴァキア人民党には影響力を行使できる国家行政分野がなかったため、国家レベルでは情実人事を行うことができない同党が、声高にスロヴァキア人の採用差別という言説を広めたと指摘する⁵⁰³。ブラチスラヴァのブリティッシュ・カウンシルがプラハの英国大使館に報告したところによると、フリンカのスロヴァキア人民党が連立与党に加わっていた1927年から1929年までの間に、同党がプラハの国家機関におけるスロヴァキア人の雇用を増やそうと努力した形跡は見受けられなかった⁵⁰⁴。フリンカは、スロヴァキアの自治がすぐには実現しそうにないことは承知しており、当面は、世俗主義のチェコ人や政府を糾弾し続けることで党の存在感を増大させる戦略であった⁵⁰⁵。フリンカの関心事は、カトリック教会が学校教育に関与し続けることで、カトリック信仰の裾野を手堅く維持することであり、彼にとっては、経験豊かな無宗教のチェコ人教師よりも、むしろマジヤール語しか話せないス

⁵⁰⁰ Johnson (1985) pp. 301-303.

⁵⁰¹ Johnson (1985) p. 303.

⁵⁰² EU加盟に際して、公務員の採用や労働条件を整備する法律の制定が条件とされたため、チェコは2002年に公務員法を制定しEUへの加盟を果たしたが、実際には同法が施行されることはなかった。諸政党が公務員の採用や異動に関して行使できる影響力を失うことを恐れたためと言われている。紆余曲折の末、ようやく2014年になって改正国家公務員法(č. 234/2014 Sb.)が制定され、2015年1月1日に施行された。

⁵⁰³ Johnson (1985) pp. 300-301. スロヴァキア人民党は、地域レベルでは雇用に関する影響力を行使できたため、批判は常に中央機関における雇用を問題にしていたという(同書 p. 301)。

⁵⁰⁴ Johnson (1985) p. 302.

⁵⁰⁵ Tímea (2011) p. 213.

ロヴァキア人やカトリックのマジャー人教師の方が好ましい存在であった⁵⁰⁶。

第5章 社会主義時代

1. 社会主義国家への道

(1) チェコスロヴァキア共産党の台頭

終戦直前の1945年3月、ベネシュら亡命政府側と共産党側が合意した、戦後のチェコスロヴァキアの体制に関するコシツェ綱領においては、企業の国有化政策が掲げられていた。同年10月24日付大統領令によって広範な国有化が実施された結果、被雇用者の62.1%が国有セクターで働くことになった⁵⁰⁷。国民戦線内の右派勢力は、コシツェ綱領の漠然とした規定の範囲を超えて国有化が進められたこと、しかもそれが暫定国民議会の開会直前に大統領令によって実施されることに不満を持っていた。しかしながら、国民の間では、1929年の世界大恐慌が工業製品の輸出に頼るチェコスロヴァキア経済に深刻な影響を及ぼしたことや、そのことがナチス・ドイツの侵攻・占領につながったという認識に基づいて、資本主義経済に対する不信感が広がっていたため、当時、広範な国有化政策は広い支持を得ていた⁵⁰⁸。占領下でのソ連軍の後ろ盾もあり、解放後10ヶ月間でチェコスロヴァキア共産党の党員数は、戦前の10万人から100万人を超えるまでに急増した⁵⁰⁹。もともと、共産党の強力な支持基盤は工場労働者層であったが、ズデーテン地方への入植事業が共産党の農業大臣の指揮のもとで行われていたことも、農民層に支持を広げるチャンスとなった⁵¹⁰。さらに、共産党は、戦前の議会では常に野党の立場であったことから、戦前の政治に責任を持たなかったことも同党にプラスに働いた。

戦後初の国政選挙は1946年5月26日に行われたが、同年2月に共産党の主導で制定された選挙法により国民戦線政党内で争われたものであり、ドイツ人とマジャー人、その他占領期の閣僚全員と

⁵⁰⁶ Tímea (2011) pp. 204-205.

⁵⁰⁷ 林 (1994 年) p. 382.

⁵⁰⁸ 林 (1994 年) pp. 382- 383.

⁵⁰⁹ 林 (1994 年) p. 384. さらに、政権掌握後の1948年には、人口1240万人のところ、共産党員数は250万人にも達した (林 1996 年 p. 230)。

⁵¹⁰ Seton-Watson (1985) p. 180, 182, 林 (1994 年) p. 385.

37 のファシスト団体メンバーなどの「裏切り者」は投票できなかった⁵¹¹。こうした応報手続中の者は誰も公民権の行使を一時停止されたことから、悪意のある告発によって——共産党の政敵への嫌がらせにより——数十万人もの市民の投票が妨げられたと言われる⁵¹²。チェコスロヴァキア共産党は、チェコで 40.17% の得票を得て第 1 党となり 93 議席を得たが、スロヴァキアでは、民主党が政治的取引により右派を取り込んだこともあって、戦後活動が禁止された農業党やフリンカの人民党の支持層からも票を集め、62.0 % の得票を集めて第 1 党となり 43 議席を獲得した⁵¹³。スロヴァキア共産党が得た得票率は 30.04 % で 21 議席の獲得という結果に終わった。コシツェ綱領では、スロヴァキアに関する意思決定はスロヴァキア人が行うのが原則とされていたが、スロヴァキアにおける共産党の敗北に不安を抱いたチェコスロヴァキア共産党指導部は、中央集権的な国家体制を構築することを決めた。そして、カトリック教権主義を標榜しスロヴァキアの自治を主張する民主党に対し対決姿勢をとった⁵¹⁴。

1946 年の選挙後、チェコスロヴァキア共産党党首クレメント・ゴットヴァルト (Klement Gottwald) を首相とする、国民社会党、チェコスロヴァキア人民党、社会民主党、スロヴァキア民主党からなる連立内閣が発足した⁵¹⁵。留任したヤン・マサリク外相とスヴォボダ国防相は無所属であった。6 月 8 日、ゴットヴァルト内閣は綱領を発表し、政府が憲法草案を策定して議会へ提出する方針を示したが、直ちに社会民主党が憲法草案は議会委員会で検討されるべきであると主張した。政府はこれを受け入れて議会委員会を設置した。新憲法のコンセプトに関する各党の思惑の相違は当初から顕著であった。1920 年憲法を改正すべきであるという意見に対して、共産党は、戦後のチェコスロヴァキアで起きている変化に見合ったまったく新しい憲法典を起草すべきであると主張した⁵¹⁶。各党が、憲法草案あるいは基本原理に関するスキームを用意し、委員会での議論は、ほぼ条文ごとに激しい議論となり、当初の

⁵¹¹ 林 (1994 年) p. 387, Frommer (2005) pp. 211-214, Heimann (2011) p. 166.

⁵¹² Frommer (2005) pp. 214-216.

⁵¹³ 林 (1998 年) p. 100, Heimann (2011) pp. 166- 167.

⁵¹⁴ Seton-Watson (1985) p. 183, Heimann (2011) p. 168.

⁵¹⁵ 林 (1994 年) p. 388.

⁵¹⁶ Kaplan (1993) p. 346.

目標であった 1948 年初頭までに委員会内で合意に達することは困難な状況となっていた⁵¹⁷。

チェコスロヴァキアは、解放直後から、国連救済復興機関（UNRRA）を通じて主にアメリカから物資の供給を受けていたが、1947 年 6 月末にこの支援の打ち切りが発表された⁵¹⁸。前年には、アメリカからの信用供与と輸出入銀行からの借款を供与される予定であったところ、チェコスロヴァキア代表団がソ連の激しい対米批判に同調したことから、アメリカ国務省は援助予定を撤回していた⁵¹⁹。1947 年 7 月 4 日、チェコスロヴァキアは、アメリカが打ち出した欧州経済復興援助計画（マーシャル・プラン）への参加を表明したが、ソ連の干渉により断念した。チェコスロヴァキアではミュンヘン会議以来、左派も右派も西欧諸国に対する不信感を抱いており、安全保障はソ連に依存せざるを得ないと考えられていた⁵²⁰。しかし、共産党以外の国民戦線諸党は、ソ連の後ろ盾がある共産党が内務省や警察、軍など主要な国家組織に対する支配や影響力を強めていることに不満と警戒感を募らせていた。彼らは、共産党が議席を減らすことを期待して、まずは選挙を行って新たに選出された議員によって憲法を制定すべきであると主張したが、共産党は、新憲法を採択した後に選挙を行うべきであると反対していた⁵²¹。非共産党諸党は、国民戦線の中で共産党と様々な問題で対立したが、中心となるべき有力な指導者を欠いており、必ずしも結束していなかった。ベネシュ大統領は、非マルクス主義的な社会民主主義思想の持ち主であったが、大統領という自身の地位を意識し、政党政治とは距離を置いていた⁵²²。またベネシュは、マサリクほどのカリスマ性を備えてもいなかった。

(2) 2 月クーデターと 1948 年憲法

1948 年 2 月 12 日、プラハの警察署長 8 名が更迭され、代わりに共産党系の人物にポストが割り当てられた。これに反発して、同月 20 日、チェコスロヴァキア人民党、国民社会党、スロヴァキア民主

⁵¹⁷ Kaplan (1993) p. 346.

⁵¹⁸ 林 (1994 年) p. 389.

⁵¹⁹ 林 (1994 年) p. 389.

⁵²⁰ 林 (1994 年) p. 390.

⁵²¹ Kaplan (1993) pp. 346-347.

⁵²² 林 (1994 年) p. 387.

党に所属する全閣僚が、ベネシュ大統領に辞表を提出した。閣僚の過半数が辞職した場合、内閣は総辞職に追い込まれるので、彼らは来るべき総選挙に命運を託したのであった。共産党は直ちに、傘下の労働組合を動員して大衆デモ隊を組織し、民兵組織にも武装のうえ示威行進させてこれに威嚇、対抗した。結局、社会民主党出身の閣僚や無所属のヤン・マサリクらが同調しなかったため、内閣の過半数の辞職には至らなかった。スロヴァキア共産党のグスタフ・フサーク（Gustav Husák）は、スロヴァキア政府内の非共産党閣僚に対して、「プラハの同僚たちが辞職したのだから」と辞職を迫った⁵²³。警察も軍隊も коммуニストに押さえられていた。病身のベネシュは内乱やソ連の反発を恐れて、ゴットヴァルトを首班とする新内閣を発足させざるを得なかった（「2月クーデター」または「勝利の2月」）⁵²⁴。共産党の政敵や体制に異議を唱えた市民や学生らは、抑圧や粛清の対象となった⁵²⁵。

チェコスロヴァキアの解放から3度目の記念日である1948年5月9日に、ゴットヴァルト新内閣のもとで、ソ連のスターリン憲法をモデルにした新憲法（Úst. zák. č. 150/1948 Sb.）が公布された⁵²⁶。ベネシュ大統領は、非民主的な手続によって成立したこの憲法への署名を拒み、憲法の非民主的条項の削除を求めるなど精一杯の抵抗を行ったが、6月7日に大統領職を辞した⁵²⁷。1920年憲法は、1948年憲法の第174条に従って、同憲法の発効（6月9日）をもって失効した。ベネシュは同年9月3日に失意のまま亡くなった。ヤン・マサリクも同年3月に謎の転落死を遂げていた。憲法にはベネシュの後任となるゴットヴァルトが署名を行った。

1948年憲法では、チェコスロヴァキア共和国は「人民民主主義共和国」と宣言されたが、国名は変更されなかった。通常の憲法前文にあたる「宣言」の箇所において、マルクス史観に基づくチェコスロヴァキアの歴史、すなわち、搾取者としての封建領主やドイツ系のハプスブルク帝国との何世

⁵²³ Heimann (2011) p. 172.

⁵²⁴ Seton-Watson (1985) p. 180, 林 (1994 年) pp. 392-393, Kuklík (2015) pp. 145-146.

⁵²⁵ Kuklík (2015) pp. 174-176.

⁵²⁶ Gronský (2006) pp. 329-368. “Ústava 9. května”/「5月9日憲法」とも呼ばれるが、本稿では「1948年憲法」とする。

⁵²⁷ Gronský (2006) pp. 327-328, Rychlík (2012/2015) p. 372.

紀にもわたる闘いの末、ようやくチェコスロヴァキア共和国として独立したものの、第 1 共和国は資本家と富農が搾取する国家であったこと、ミュンヘン協定以降チェコスロヴァキアが経験した苦難は、西側に裏切られた結果であったが、ソ連の援助と共産主義者たちのレジスタンス活動によって、最終的に、市民民主主義革命が勝利したことなどが縷々述べられている。1948 年憲法は、労働の重視や明らかなソ連志向を示しているものの、のちの 1960 年憲法や 1968 年憲法律と比較するとイデオロギー色は薄い。なお、「宣言」は、今日までのチェコ人とスロヴァキア人の葛藤には一切触れておらず、なぜスロヴァキアにのみ国民評議会が設置されるのか（第 5 章）についての説明もなされていない。

「宣言」に続く「基本的憲法条項」の部、第 2 条 1 項において、「チェコスロヴァキア共和国は、2 つの対等なスラヴ民族であるチェコ人とスロヴァキア人から成る単一国家である」と規定され、1920 年憲法で打ち出されたチェコスロヴァキズムは公式に放棄されている。しかしながら、続く第 2 項で「国家の領土は、単一かつ非分離の単位として構成される」とされるなど、あくまでチェコスロヴァキアが単一国家であることが随所で強調されている。

「基本的憲法条項」の部に続く「憲法規定の詳細」の部、第 1 章は市民の権利及び義務に関する規定である。一見すると 1920 年憲法がベースとなっているようであるが、1948 年憲法では、1920 年憲法とは異なりナショナル・マイノリティに関する保護規定は置かれていない⁵²⁸。また、個人の権利や自由の遂行よりも国家や社会全体の利益が優先されるような憲法観も透けて見える（ex. 「国家および社会に対する市民の基本的義務」 § 30～§ 34）。実際上も、憲法上保障された市民の権利や自由は、法令によって容易く制限もしくは否定された。結社の自由や報道・表現の自由、移動の自由などは著しく制約され、学問の自由も制限された。そして第 1 共和国時代、ほぼ存在感のなかった憲法裁判所に代わり市民たちの権利と自由を保障した最高行政裁判所も、まずは権限縮小され、ついには 1952 年に廃止されるに至った。

司法制度について規定する第 7 章では、裁判官は、憲法及び人民民主主義体制の原理に照らして法

⁵²⁸ Kuklík (2015) p. 149.

と秩序を解釈すべきと規定されている。人民民主主義は、専門化した司法を「大衆化」することを目指しており、法廷は、職業裁判官よりも非法律家裁判官の数が勝るようになり、職業裁判官の養成についても、労働者階級出身者のための修業期間 1 年のロースクールが開講された。下級裁判官は選挙によって選ばれるようになり、1920 年憲法で保障されていた終身雇用は、3 年間の任期制へと変更された。司法省は、マリア・テレジアの時代までさかのぼるオーストリア法の遺産が残る既存の法制度を、新たな政治的・イデオロギー的要求を満たすよう 1950 年 9 月までの 2 年間で法典化する計画を打ち立てた⁵²⁹。社会主義法では、公法と私法との区別をなくし、法制度を大衆にもわかりやすくシンプルなものとするのが求められた。この社会主義法典化計画によって、ようやくチェコとスロヴァキアにおける統一民法典（č. 141/1950 Sb.）が制定されることとなった。

スロヴァキアの共産主義者は、2 月クーデター以前から、新憲法におけるスロヴァキアの地位について構想を練っていた。彼らは、スロヴァキアの自治機構の権限制約は撤廃されるべきとの確信を持って党中央委員会幹部会に提案を行い、党の憲法草案の変更を求めた。しかし、チェコスロヴァキア共産党指導部は、1946 年選挙におけるスロヴァキアでの大敗を受けてスロヴァキアの民族主義を抑え込もうとしており、スロヴァキア自治論は封殺された⁵³⁰。スロヴァキア共産党は、共産主義勢力を増強するために国民戦線内でチェコスロヴァキア共産党とは別の独立組織として扱われていたが、1948 年 9 月にはチェコスロヴァキア共産党に事実上吸収され、同党の地域的な下部組織に格下げされた。

ズデーテン・ドイツ人の追放や国内のナチス協力者に対する投獄や処罰、処刑を推し進めた「ナショナル・クレンジング」は、1947 年 5 月 4 日に人民法廷が閉廷して終了した、と国民の多くが安堵したのも束の間、1948 年の 2 月クーデターによって権力を握った共産党は、直ちに、党に批判的だと思われる 2 万 8,000 人以上を国家機関から追放した⁵³¹。4 月には、クーデター以前に行われた応報手続のうち、無罪あるいは「寛大な判決」を得た元被告人たちに、再度同じ事案につき審判を受けさせるべく大

⁵²⁹ Kuklík (2011) pp. 87-92, 拙著 (2012 年) pp. 272-274, Kuklík (2015) p. 160.

⁵³⁰ Kaplan (1993) p. 347.

⁵³¹ Frommer (2005b) p. 330.

応報令と小応報令が改正された(č. 33, 34/ 1948 Sb.)。改正後の両法令はチェコスロヴァキア全体に適用されることになった⁵³²。5 月以降、「階級の敵」や「ブルジョア的民族主義」に染まっているとされたユダヤ人やスロヴァキア民主黨員、社会主義者、聖職者らに対する迫害が始まった。

さらに、共産党はスターリニズムの影響を受けて党内部の粛清も始めた。1952 年頃までに、帝国主義、トロツキー・チトー主義、ブルジョア・ナショナリズムとの共謀といったでっち上げによる「反国家的行為」を理由として、共産黨員が次々と逮捕された⁵³³。スロヴァキア民主党的議員を民族主義的陰謀のかどで失脚させていたスロヴァキア共産党のフサークやクレメンティス外相も、ゴットヴァルトの側近であったルドルフ・スランスキー書記長によって告発され、粛清の対象となった。ところが、スランスキー自身も国家転覆を図ったとして逮捕され、皮肉にもクレメンティスらとともにショー・トライアルにかけられ死刑判決を受けた。スランスキー裁判で訴追された 14 名のうち、彼自身を含む 11 名がユダヤ系でありシオニズムと共謀したという罪状であった⁵³⁴。チェコスロヴァキアの粛清は近隣諸国をはるかに凌駕する勢いで行われ、1952 年末までに、国民の約 5 人に 1 人に当たる 267 万人にまで膨れ上がっていた共産黨員のうち 100 万人余りが党籍を剥奪され、2 万 7,000 人が起訴され、そして 178 名が処刑された⁵³⁵。

終戦から 8 年近く続いた一連の「ナショナル・クレンジング」は、ナチス・ドイツ占領期の「ネイションの敵」に対する司法手続の体裁を整えた報復措置という当初の趣旨を逸脱して、共産党独裁体制の強化、さらには党の高級幹部がライバル排除の手段として用いるなど権謀術数的な性質へと変容していった。市民の間には、「悪意ある誰かの密告により、自分もいつ捕まるかわからない」という恐怖

⁵³² Frommer (2005b) p. 330. 実際にはゴットヴァルト大統領が 6 月に恩赦を出したため、再審されたケースは総計 1 万 5,000 件ほどで、有罪認定率も低かったようである (同書 pp. 335-338)。

⁵³³ Heimann (2011) pp. 177- 203.

⁵³⁴ Heimann (2011) pp. 201. 林 (1991 年) p. 23 や南塚 (1999 年) p. 373 ではユダヤ系は 12 名とされている。スランスキー裁判において終身刑の判決を受けた貿易副大臣レブルは、のちに回想録を執筆し同裁判の内情を明らかにした (Loebl, Eugen (1976) *My Mind on Trial*, A Helen and Kurt Wolff Book, New York, London. レブル、ユーゲン著、南塚信吾・稲野強訳 (1982 年)『裁かれた良心：あるチェコスロヴァキア高官の回想』日本放送出版協会)。

⁵³⁵ 南塚 (1999 年) pp. 373-374.

や相互不信の感情が植え付けられ、チェコスロヴァキア社会に深い傷跡を残した。

(3) 1960 年憲法

1953 年 3 月のスターリンの死後も、チェコスロヴァキアではスターリン主義が継続していた。スターリンの死去から程なくして頑迷なスターリン主義者ゴットヴァルトも死去したのち、チェコスロヴァキア共産党中央委員会第 1 書記の座に就いたのはアントニン・ノヴォトニー (Antonín Novotný) であった。1950 年代半ばになると、極端な官僚主義や中央集権システムに対する批判が高まり、また、1948 年憲法上規定されているスロヴァキア国民評議会の権限が實際上機能していないことが問題にされ始め、憲法改正が検討されるようになった⁵³⁶。1956 年 7 月、国民議会において上記 2 点に関する憲法改正が議論されたが、11 月頃には風向きが変わり、結局、1948 年憲法改正の憲法律には、スロヴァキア国民評議会の権限強化などスロヴァキア自治へつながる規定は一切盛り込まれなかった (Úst. zák. č. 33/1956 Sb.)。

1957 年 11 月、ノヴォトニーは、ゴットヴァルトの後を継いだザーボトツキーの死去に伴い大統領職を兼任することになった。1959 年の終わりに、共産党の指導的地位を明記すべく新憲法制定が日程に上り、1960 年 7 月 11 日付「チェコスロヴァキア社会主義共和国憲法 (Úst. zák. č. 100/1960 Sb.)」が制定された。新憲法では、1948 年憲法がかりうじて保っていた第 1 共和国からのデモクラシーの名残りは見事に拭い取られ、共産党のイデオロギーが色濃く反映された。国名には「社会主義」の文字が挿入され、憲法上初めて国家と社会における共産党の指導的地位が明記され (§ 4)、マルクス・レーニン主義が科学や文化、教育の指針となることも明記された (§ 16)。

1960 年憲法の前文にあたる「宣言」では、労働者の名において人民民主主義による社会主義の勝利宣言がほぼ 2 頁にわたって展開され、共産主義という更なる高みへ向かうことが力強く謳われている

⁵³⁷。第 1 章は社会主義的秩序に関する規定を取り扱っており、「チェコスロヴァキア社会主義共和国は、

⁵³⁶ Rychlík (2012/ 2015) pp. 420-425.

⁵³⁷ Gronský (2007) は、人権保障や権力分立、政治的多元主義などの諸原則を一応掲げていた 1948 年憲法と比べる

労働者及び農民、知識人の堅固な結びつきから成る社会主義国家であり、労働階級によって先導されている」国家であると規定された。1948 年憲法第 1 条 2 項が「人民がすべての国家権力の唯一の源泉である」と規定したのに対し、1960 年憲法第 2 条 1 項では、「共和国のすべての国家権力の源泉は労働者である」となった。第 2 章は市民の権利義務について規定しており、労働に関する社会権については、例えば、労働及び報酬を受ける権利、終業後の休息や健康に関する規定があるなど奇妙に充実している（§ 21～23）。精神的自由に関しては、文字通りの「人権カタログ」、すなわち「画餅」であった。市民の義務として、憲法及び法令を遵守し社会主義国及び労働者社会の関心事に配慮して行動する義務、国家や社会主義秩序を守る義務などが規定され（§ 34～38）、個人の権利や自由よりも共同体の利益が優先される構造となっている。

チェコ人とスロヴァキア人との関係については、「チェコスロヴァキア社会主義共和国は、対等な兄弟民族であるチェコ人とスロヴァキア人の単一国家である」（§ 1（2））と規定する以外に特に深入りしていない点は、1948 年憲法とほとんど変わらない。ノヴォトニーは、スロヴァキアに自治を与えることはスロヴァキア国の再興につながると考え、チェコスロヴァキアを維持するためには中央集権制度が必要不可欠であると確信していた⁵³⁸。これまで 19 あった地方自治体を 10 に減らした上で中央の権限を各自治体の国民委員会に分配する形式を用いて、スロヴァキア国民評議会の権限を 1948 年憲法の規定よりもさらに限定的なものとし、その存在をほとんど形骸化させた⁵³⁹。しかも、実権を握ったのは地方の国民委員会ではなく、共産党の地方機関の書記らであった⁵⁴⁰。

その一方で、ナショナル・マイノリティの保護に関する諸規定が復活し、マジャール人及びウクライナ人、ポーランド人に関してのみ、母語での教育環境や文化的発展の権利を付与された（§ 25）。そして、スロヴァキア国民評議会の活動範囲のひとつに「マジャール及びウクライナ民族である市民たち

と、いわゆる「社会主義的立憲概念」に基づいた 1960 年憲法は、「より虚構性が低」くなったとコメントする（pp. 20- 52）。

⁵³⁸ Rychlík (2012/ 2015) p. 433.

⁵³⁹ Rychlík (2012/ 2015) pp. 426-427, 431, Seton-Watson (1985) p. 340.

⁵⁴⁰ Rychlík (2012/ 2015) p. 430.

の生活の全面的な発展のために必要な環境を平等の精神をもって保障すること」 (§ 74 g) という保護義務が規定された⁵⁴¹。プラハの中央機関で働くスロヴァキア人が極めて少ないことも問題視され、繰り返し政令 (č. 643/1960 Sb., č. 220/1966 Sb.) によって、スロヴァキア人の応募が勧誘されたが、彼らにとっては家族や住宅の問題が重要であり、状況に大きな変化はなかった⁵⁴²。

1960 年憲法の制定に伴い 1950 年民法典との整合性が問題となり、新たな民法典の制定が必要となった。1964 年に制定された新民法典では、1950 年民法典よりも一層ローマ法・大陸法の伝統から外れていき、占有や地役権、賃貸借といった法律概念が変容または消滅させられた⁵⁴³。家族法や経済法、国際貿易法、労働法の部門が民法典から切り離され、それぞれ別個独立の法律とされた (脱法典化)。

2. 「プラハの春」と 1968 年憲法律

1960 年代に入って停滞した経済に関して、経済の専門家たちが、それまで採用されてきた重化学工業の偏重と拡大路線に基づく 5 ヶ年計画を批判し始めた。中でも、科学アカデミー経済研究所所長のオタ・シク (Ota Šik) は、中央集権的計画経済の生産性の低さやチェコスロヴァキアの工業製品の国際競争力の低下を問題にし、改革提言を発信し続けた⁵⁴⁴。党や政府の指導者の中でシクの発言に注目する者もいたが、保守的な官僚主義の障壁のため、シクの改革案は採用されなかった。シクらは党内グループを作って政治システムそのものを批判し始めたが、それは政策決定システムにテクノクラートらが一定の影響を持ち始めたことを意味した⁵⁴⁵。共産党中央委員会は、それ自体が大きな官僚機構であったが、戦中ないし戦後に入党した幹部候補生たちがモスクワの幹部養成学校の教育を受け、1950 年代の粛清で生じたポストの空席を埋める形で、政府の要職や党の中央・地方組織の責任者に次々と昇

⁵⁴¹ マジャール系住民とハンガリーのスロヴァキア系住民との交換措置が頓挫したことにより、マジャール系住民のチェコスロヴァキア市民権は 1948 年に集団的に回復され (č. 245/ 1948 Sb.)、1949 年 3 月にはハンガリー系文化団体の国民戦線への加入も認められた (Kuklík (2011) p. 325)。

⁵⁴² Rychlík (2012/ 2015) p. 432.

⁵⁴³ Kuklík (2015) p. 197.

⁵⁴⁴ 林 (1996 年) pp. 233-234.

⁵⁴⁵ 林 (1996 年) p. 234.

進していった⁵⁴⁶。こうした共産党の若手エリートたちが来る「プラハの春」の担い手となった。

チェコスロヴァキアにおけるスターリニズムの残滓を一掃する最終段階として、1950年代に行われたショー・トライアルに関する検証委員会が設置された。1963年2月、同委員会は、スランスキー裁判などでは捏造された証拠が用いられ、自白の強要が行われていたことを報告した⁵⁴⁷。委員のひとりであったスロヴァキア共産党のアレクサンデル・ドゥプチェク (Alexander Dubček) は、検証作業を通じて、当時ノヴォトニーが一連のショー・トライアルに関与していたことを知った。「ブルジョア・ナショナリズム」の廉で処罰された当時のスロヴァキア共産党幹部ノヴォメンスキーらの市民権は回復していたが、党籍は完全には回復していなかった。彼は、スロヴァキア作家同盟大会において、スランスキー裁判とノヴォトニーと側近たちの独裁体制を批判した⁵⁴⁸。同様に、フサークもスロヴァキア問題に関する投稿を活発に行っていた⁵⁴⁹。スロヴァキア共産党は、チェコよりも5年早い1963年から検閲を部分的に緩和していた⁵⁵⁰。ノヴォトニーは、スロヴァキア共産党のトップに就いたドゥプチェクに対して、スロヴァキアの緩やかな検閲制度への異議を述べたが、幼少期をソ連で過ごしたため流暢なロシア語を操り、モスクワ留学経験もあるドゥプチェクは、「ソ連と比べるとチェコスロヴァキアの名誉回復は遅れている」と答えて、古参の叩き上げ共産党員ノヴォトニー同志の反論を封じた⁵⁵¹。1965年10月には、スロヴァキア語の文語を確立させたシュトゥールの生誕150周年式典が開催され、ドゥプチェクも出席した。

スロヴァキア共産党内では、ドゥプチェクを始めとして60年代初頭に入れ替えが行われた幹部の発言力が増していた。彼らは、チェコ人のノヴォトニーが10年以上も最高位を独占していることや、実

⁵⁴⁶ 林 (1996年) p. 232.

⁵⁴⁷ Heimann (2011) pp. 218-219. 同報告書の内容およびスランスキー裁判の顛末については：Pelikán, Jiří (1971) *The Czechoslovak Political Trials 1950-1954: The Suppressed Report of the Dubček Government's Commission of Inquiry*, 1968, Stanford University Press.

⁵⁴⁸ Heimann (2011) p. 219.

⁵⁴⁹ Heimann (2011) p. 222.

⁵⁵⁰ Heimann (2011) p. 211.

⁵⁵¹ Heimann (2011) pp. 219-220.

質的な権限は僅かではあったにせよ、1948 年憲法のスロヴァキア地方政府機構に関する規定が 1960 年憲法で排除されるなど、1945 年のコシツェ綱領で明言されていたスロヴァキアの自治が全く実現していないことを問題視した。また、社会主義体制下でスロヴァキア経済は以前よりも発展していたが、チェコとスロヴァキアの間には未だ経済格差があることにも不満を募らせていた。スロヴァキアの指導者らは、自立したスロヴァキア政府があれば、中央機関と連携してスロヴァキアの問題に集中的に取り組むことができ、チェコとスロヴァキアは真に平等になると考えていた⁵⁵²。1967 年頃まではこうした問題意識が公に語られることはほとんどなかったが、スロヴァキア・ナショナリズムを嫌悪するノヴォトニーと、ドゥプチェクらスロヴァキア共産党との対立が目立つようになった⁵⁵³。

1967 年 6 月、コミュニストが多いチェコスロヴァキア作家同盟大会で、やはりコミュニストだったミラン・クンデラやルドヴィーク・ヴァツリークなどの作家たちや、非共産党員で劇作家として名を上げていたヴァーツラフ・ハヴェルらが、公然と共産党および政権を批判したことで、知識人やテクノクラート、若手共産党員など立場の異なる改革派が緩やかに集結し「プラハの春」に向かう狼煙となった⁵⁵⁴。先の発言により党から除名されたヴァツリークは、1968 年 6 月に発表された、ソ連の介入と共産党保守派の妨害を批判しチェコスロヴァキアの民主化を訴えた「二千語宣言」を起草したことで知られている。

1967 年 10 月、12 月に開催された共産党中央委員会総会では、強権的、抑圧的で、未だスターリニ

⁵⁵² Skilling (1976) p. 52.

⁵⁵³ Skilling (1976) pp. 54- 56. 1967 年 8 月下旬、スロヴァキアのマルティンにある民族文化団体マチツァ・スロヴェンスカーを訪問したノヴォトニーは、カナダのスロヴァキア移民団体がスロヴァキアの独立を訴える展示物にたまたま気づき、マチツァがスロヴァキア分離主義を助長していると激昂し、用意されていた贈答品を受け取らずに立ち去った。後日マチツァからの謝罪の書簡も大統領府から送り返された。スロヴァキアではこれらのノヴォトニーの行為をスロヴァキア人全体への侮辱として受け止められた。その後ドゥプチェクらスロヴァキアの代表はノヴォトニーの政治方針に対する批判を公にし始めた (Rychlík (2012/ 2015) pp. 461-463)。

⁵⁵⁴ スロヴァキア作家同盟はチェコ作家同盟への支持を公式には表明しなかった。スロヴァキア作家同盟の「民族派」はスロヴァキア問題に関するチェコ人の無関心さに憤りを感じており、Mináč に至っては「第 1 共和国はスロヴァキア人にとってはジェノサイド同然であった」と記して物議を醸した。一方で、「民主主義を伴わない民族自決ならば、人民党の『スロヴァキア国』時代に経験した」などと際どい発言をする者もいるなど、スロヴァキア作家同盟内は一枚岩ではなかった (Skilling (1976) pp. 244- 247, Rychlík (2012/ 2015) pp. 479-480) 。

スト的なノヴォトニー体制への批判が噴出し、その後党内の権力体制に大きな変化が生じた。1968年1月5日、党中央委員会は書記長と大統領という2つの要職は分離されているのが論理的に正しいとの決議を行い、ノヴォトニー大統領の「個人的な要請に基づいて」、彼を第1書記の職から解くことを承認した。代わってドゥプチェクが第1書記の座に就いた。彼は慎重に新幹部会と書記局メンバーを中央委員会総会で選出した。3月にはノヴォトニーの大統領辞任表明に伴い、大戦期に祖国解放に寄与したルドヴィーク・スヴォボダ将軍が後任に就いた。4月には「人間の顔をした社会主義」を標榜する、党の新たな行動綱領が採択され、従来の政治的枠組を堅持しながらも、共産党の指導的役割は「支配」ではなく国民への「説得」で果たされるべきであるとし、党と国家の分離、市民的自由の擁護、計画経済をベースとしながらも一定の自由市場経済を加味する社会主義的市場経済の導入、スロヴァキアの経済発展の促進などを謳った⁵⁵⁵。1968年3月には事実上検閲が廃止され、各種の民間世論調査が行われたが、国民のほとんどは社会主義を前提としたドゥプチェクの改革案を支持しており、資本主義への回帰を望んだ回答者はわずか5%に過ぎなかった⁵⁵⁶。4月に発足したオルドジーフ・チェルニーク（Oldřich Černík）内閣には、経済改革担当副首相にシクが、政界復帰したフサークは憲法改正担当副首相として迎えられ、国民議会議長と国民戦線議長には急進改革派とみなされた人物が就任した⁵⁵⁷。

しかし、政治や文化面での自由化・民主化、すなわち個人の権利の実質的な保障を求めるチェコの人々に対し、スロヴァキア人は、民主的な政治体制の前提としてスロヴァキアのことにはスロヴァキアで決めるべきであるとの信念を持ち、スロヴァキア・ネイションの集団的権利とチェコ人との平等・対等性の実現を欲した。1960年代、チェコスロヴァキアの行政機関の役人のうちスロヴァキア人の割合は、外務省職員で14%、55名の在外大使のうち10名、武官の20%、その他の省庁職員の10%以下という状況であり⁵⁵⁸、スロヴァキア人が占める割合は人口比に満たなかった。1968年時点で中央機関

⁵⁵⁵ 林（1991年）pp.44-45, 林（1996年）p.236.

⁵⁵⁶ Piekalkiewicz (1972) pp. 3-5, 14-19.

⁵⁵⁷ 林（1996年）p.236.

⁵⁵⁸ Daschke (1985) p.138.

の全職員 1 万 4,000 人のうちスロヴァキア人であると答えた者は 521 人に過ぎないという調査結果もある⁵⁵⁹。スロヴァキア人は、自分たちは冷遇されていると感じていた。彼らは、いまや 1918 年のピッツバーグ協定ではなく 1945 年のコシツェ綱領を根拠として、同綱領の精神に立ち返るべきであると主張した。ノヴォトニーの力が弱まるにつれて、スロヴァキアでは連邦制の導入を求める声が高まっていた。スロヴァキア共産党は、10 月 28 日の独立記念日に連邦化を施行できるよう憲法律制定の準備を進め、スロヴァキア国民評議会では連邦化を前提としたスロヴァキアの国家機関の制度設計準備が行われた⁵⁶⁰。これに対し、連邦化にメリットを感じないチェコ市民の関心は概して薄く、一部でスロヴァキア・ナショナリズムへの警戒や自分たちが経済、財政的にスロヴァキアに利用されることになるという不満、「官僚主義が無駄に増長するだけ」という冷めた見方があるばかりで、連邦化を歓迎する声は聞かれなかった。

ドゥプチェク政権は共産党による統制と両共和国の自治は両立すると考え、連邦制度の導入を模索した⁵⁶¹。専門家委員会では少なくとも 5 つの連邦制度案が検討されたが、モラヴィアやシレジアも自治の主体とする 2 案については早い段階で却下され、最終的に、スロヴァキア国民評議会の専門家委員会案とチェコ人憲法学者のズデニェク・イチーンスキー (Zdeněk Jičínský) らが提案した 2 つの案が精査された⁵⁶²。スロヴァキア案は、主権を有する諸国家の連合体である国家連合 (confederation) に近い連邦制度を目指すもので、連邦構成国の強い権限に力点が置かれたのに対し、チェコの 2 案では連邦の一体性が重視され、チェコとスロヴァキアが持つ権限は連邦機関によってコントロールされ得るというような緩やかな連邦制案であった。また、スロヴァキア側は、政治行政機構においては人口比に基づいて選出された議員の多数決で議決するのではなく、チェコとスロヴァキアの議決権は同等にすべ

⁵⁵⁹ Rychlík (2012/ 2015) p. 432.

⁵⁶⁰ Skilling (1976) pp. 242, 454-456, Rychlík (2012/ 2015) p. 477. 現在もチェコ共和国では 10 月 28 日はチェコスロヴァキア独立記念日として祝日とされているが、スロヴァキアでは祝日ではない。

⁵⁶¹ Skilling (1976) pp. 456 – 465.

⁵⁶² Skilling (1976) pp. 478 – 481, Rychlík (2012/ 2015) pp. 487-488.

きであると強く求め、チェコ側では議会や行政機関の意思決定が停滞する恐れがあると反対した⁵⁶³。

ドゥプチェク新体制は、何よりもネーションの平等と自治を強く求めるスロヴァキア・グループ、経済改革を促進するために大胆な政治改革が必要であるとするチェコ改革派、党や官僚の保守派や中間派を含む様々な勢力を内包しており、政治闘争は静かに継続していた。そのため、ドゥプチェクら改革派は、世論の支持を背景に一般党員を改革路線に結集して、9月に予定された党大会において新たな中央委員会を選出して一気に改革を進める予定でいた⁵⁶⁴。ところが、チェコスロヴァキアの改革の影響が自国へ波及するのを恐れたソ連をはじめとするワルシャワ条約機構に加盟する5カ国の軍隊が、1968年8月20日、チェコスロヴァキアに侵攻した。スヴォボダ大統領はソ連に対し精一杯抵抗し、中間派が親ソ派の指導者たちの新政権樹立を支持しなかったことで、ソ連もドゥプチェク政権の正統性を容認せざるを得なかった⁵⁶⁵。しかし、ドゥプチェクもソ連側の要求を飲まざるを得なくなり、その後フサークが権力を掌握したことで、改革運動「プラハの春」はわずか7ヶ月で消滅した。共産党内に芽生えた自主的な改革の芽はあっさりと摘み取られ、以後1980年代後半まで党内で改革の動きが表立つことはなかった。

連邦制導入を検討する議会委員会を率いるフサークが、ソ連の軍事介入後にスロヴァキア共産党第1書記に選出されチェコスロヴァキア共産党の中枢に残ったことで、第1共和国の独立記念日に合わせて憲法律を制定する計画は予定通り進められたが、議会で十分に審議する時間は残っていなかった⁵⁶⁶。時間的プレッシャーの下で「チェコスロヴァキア連邦に関する憲法律」(Úst. zák. č. 143/1968 Sb. 以下「1968年憲法律」とする)は、1968年10月28日日曜日に開催された国民議会において成立し、マルティン宣言50周年記念の日である同月30日に大統領が署名し、1969年1月1日に施行された。

1968年憲法律は、1960年憲法の統治機構部門にのみ関わる憲法改正であり、1960年憲法は人権部

⁵⁶³ Skilling (1976) pp. 481-484, 864.

⁵⁶⁴ 林 (1996年) pp. 236-237.

⁵⁶⁵ 林 (1991年) pp. 52-54.

⁵⁶⁶ Skilling (1976) pp. 858-867, Rychlík (2012/2015) pp. 509-515.

門を規定する最高法規として引き続き法的効力を有した⁵⁶⁷。連邦制の導入によって、チェコ社会主義共和国とスロヴァキア社会主義共和国という 2 つの共和国による任意の結合体としてのチェコスロヴァキア連邦が誕生した。1968 年憲法律前文には、合意に基づく連邦化が行われた背景として、これまで 50 年間ひとつの共同国家内で友好的な関係を築いてきたチェコとスロヴァキアではあるが、奪うことのできない民族自決権の表れとしてそれぞれの民族区分が必要であり、それが各共和国の十分な発展のみならず自立や主権の保障にとって最善の方法である旨述べられている⁵⁶⁸。連邦は両共和国による「任意の結合」とされたが、憲法上、連邦から共和国が分離することを認める条項はない。国名は、チェコ人たちがなぜか「連邦」の文字を入れることに反対したため「チェコスロヴァキア社会主義共和国」のままとなった⁵⁶⁹。

チェコ側にも国民評議会が設置され (č. 77/1968 Sb.)、6 月には初めての選挙も行われた。チェコとスロヴァキアとの「非対称性」を解消した結果、チェコスロヴァキアには 3 つの政府 (中央政府、チェコ政府、スロヴァキア政府) と 3 つの議会 (2 院制の連邦議会と 1 院制のチェコ、スロヴァキア国民評議会) が存在することとなった。両共和国はそれぞれの憲法を制定することになっていたが、社会主義時代には進展しなかった。連邦議会は、人口比例によって選出される下院の「人民院/ Sněmovna lidu」に対して、上院の位置付けとなる「民族院/ Sněmovna národů」については、スロヴァキア側の要求を取り入れ、対等な関係にあるチェコ部会 (定員 75 名) とスロヴァキア部会 (定員 75 名) とに分け、いわゆる「多数決の禁止/ Zákaz majorizace/ prohibition of outnumbering」が採用された⁵⁷⁰。すなわち、憲法改正等に関しては民族院の各部会でそれぞれ 5 分の 3 以上の賛成が必要とされ (§ 41)、その他予算や租税、国内外の経済事案、国籍等々多くの議案に関しては、各部会においてそれぞれ絶対多数の賛

⁵⁶⁷ そのため、1968 年憲法は「小憲法/malá ústava」とも呼ばれた (Kuklík 2011 p. 221)。

⁵⁶⁸ Gronský (2007) pp. 167–168.

⁵⁶⁹ Daschke (1985) p. 150, Rychlík (2012/ 2015) p. 514.

⁵⁷⁰ 1968 年憲法律第 41 条乃至 43 条を抜粋すると、下院および上院の 2 つの部会それぞれにおいて絶対多数によって採決しなければならないのは次のような場合である； 租税、物価政策、関税、技術投資、労働、賃金および社会政策、報道、経済運営、国家行政に関わる連邦機関の設置、外国との経済関係、予算関連、公民権関連の各法案。

成が必要となった (§ 42)。チェコの約半分の人口しかいないスロヴァキアに対しても、チェコとまったく同等の、事実上の「拒否権」を与えたことは、スロヴァキア人に対する一種の優遇策であるとも言えるが、共産党中央委員会の統制が連邦議会に対しても及んでいた間は、「拒否権」の行使が法案審議に影響を与えることはなかった。スロヴァキア部会の「拒否権」が実効性を伴うようになったのは、1989 年 12 月以降のポスト社会主義体制においてであった。

チェコ人とスロヴァキア人との関係では、市民権に関して、「両共和国それぞれの国民(státní občan)は、同時に、チェコスロヴァキア社会主義共和国の国民(státní občan)であり (§ 5 (1))、「一方の共和国の市民(občan)は、他方の共和国の領土において、その市民と同等の権利及び同等の義務を有する」(同(2))と規定されている。つまりナショナリティの基礎は、連邦構成国たるそれぞれの共和国にあり、そこから連邦の市民権に派生するという、ボトムアップ的な構成が採用された⁵⁷¹。

1968 年憲法律と同時に制定された、「チェコスロヴァキア社会主義共和国における民族の地位に関する憲法律」(Úst. zák. č. 144/1968 Sb.)において、チェコスロヴァキア社会主義共和国は、チェコ民族とスロヴァキア民族との共同国家ではあるが、社会民主主義及びインターナショナリズムの精神で、国内のマジャールおよびドイツ、ポーランド、ウクライナ(ルテニア)系住民に対し、全面的な発展の手段を保障することが規定された (§ 1) ⁵⁷²。1960 年憲法ではナショナル・マイノリティとしての法的保護の対象から除外されたドイツ人も保護対象に含まれることになった。そして、上記 4 民族の言語・文化権(教育、文化発展、官公庁での言語使用、出版情報活動)が保障され、連邦議会や国民評議会の議席配分も行われることになった (§ 3) ⁵⁷³。

連邦制導入以外の「プラハの春」の名残は、1968 年憲法律第 6 章において、憲法裁判所の設立が謳われていた点に見られる。連邦憲法裁判所は、連邦議会が制定した法令、チェコとスロヴァキアの国民

⁵⁷¹ 林(1998 年) p. 105, Gronský(2007) p. 170. なお、林は同条 1 項・2 項とも「市民」と訳出しているが、第 1 項は státní občan、第 2 項では občan という異なる語が用いられていることに鑑み、本稿では上記の通り「国民」、「市民」と日本語訳を区別した。

⁵⁷² Gronský(2007) pp. 215- 217.

⁵⁷³ 林(1998 年) p.131.

評議会が制定した憲法律や法律等について違憲審査権を持つことが規定されるなど、第 86 条から第 101 条まで比較的詳細な規定が盛り込まれているが、社会主義体制下で憲法裁判所が再興されることはなかった⁵⁷⁴。なお、1968 年憲法律起草者のひとりであるイチーンスキーは、その後、共産党を離れて異論派に転じ、体制転換期の 1990 年に連邦議会の副議長に就任したのであるが、その彼が 1968 年憲法律に憲法裁判所の設立を盛り込んだと言われている⁵⁷⁵。

1968 年憲法律は、チェコ人にとっては「プラハの春」を弾圧したソ連のお墨付き憲法であり、国家におけるチェコ人の優位性を覆したものとして苦々しく受け止められ、その正統性は大きく損なわれていた⁵⁷⁶。他方スロヴァキア人は、同胞のフサーク第 1 書記が、ソ連の意向を受けて党中央委員会のコントロールを強め、共和国への分権化とは逆行する中央集権的な政策を行うことに不満を持った。

3. 「正常化」の時代

(1) フサーク体制とページ

1969 年 3 月、チェコスロヴァキアのアイスホッケー・チームがソ連チームに勝利したことに歓喜した群衆がアエロフロート事務所を襲撃した。ソ連軍はチェコスロヴァキア全土に駐留し威嚇を続けていたところ、各地で反ソ連を掲げる抗議行動が頻発した。4 月 17 日、ドゥプチェクと 12 名の改革派エリートはこれらの出来事の責任を取る形で辞表を提出し、5 月 28 日に共産党を除名された。後任のチェコスロヴァキア共産党第 1 書記フサークは、第 2 次世界大戦期から共産黨員として活動し、戦後はスロヴァキア国民評議会の議長を務めていたが、1955 年に「ブルジョア民族主義」的な活動が反逆罪を構成するとして終身刑を宣告され、投獄された。しかし、1960 年にノヴォトニーの恩赦によって釈放され、1963 年に名誉回復し政界に復帰した人物であった。フサークは「プラハの春」では改革派

⁵⁷⁴ チェコスロヴァキア憲法裁判所は、1939 年のナチス・ドイツの侵攻以降活動を休止していたが、正式に廃止されたわけではなかった。なお、実現しなかった 1968 年憲法裁判所の詳細については、早川弘道、佐藤史人、高田知子（2004 年）『チェコ共和国憲法裁判所試論—その歴史と現在によせて—』、「比較法学」第 38 巻第 1 号、pp. 23- 71.

⁵⁷⁵ Cutler (1991) p. 538.

⁵⁷⁶ Elster (1991) p.109.

のひとりと目されたが、その後ソ連と緊密な関係を築き、1987年12月17日まで第1書記の地位にとどまり、1975年5月29日から1989年の体制転換後に退任するまでの間、大統領職も兼任した。

フサーク体制下においても、ドゥプチェク政権内のスロヴァキア人グループが重用されたのに対し、チェコ人とスロヴァキア人の対等性の具現化を図る1968年憲法律の精神と「プラハの春」の後始末としての「正常化」によって、それまで国家機関内で人数的に優位であったチェコ人の多くが排除された。連邦各省では大臣などのポストをチェコ人とスロヴァキア人とで分け合い、連邦委員会も、チェコ人委員とスロヴァキア人委員とは同数で構成されるようになった。その結果、両共和国間で意見が対立した場合には、連邦としての意思決定を速やかに行うことができないという弊害が生じた⁵⁷⁷。

しかし、1968年憲法律によって導入された連邦制度は、早くも1970年12月20日付憲法律 (Úst. zák. č. 125/1970 Sb., č. 126/1970 Sb., č. 133/1970 Sb., č. 134/1970 Sb.) によって大幅に改変された⁵⁷⁸。憲法律改正のポイントは、分権的な連邦制度の創出という1968年憲法律のコンセプトを根本的に否定し、共和国に付与された重要な権限を剥奪して連邦政府に取り戻し、中央集権的な連邦制を志向するものであった⁵⁷⁹。ナショナリティの概念についても、その基礎を連邦構成国たる各共和国に置くことをやめ、連邦国家に基礎を置く規定に改正された (§ 5) ⁵⁸⁰。他方で、体制側はアメとムチを使い分け、市民たちの支持を得るために年金の増額や、出生率の向上を意図した家族手当や特別ローンを充実させるなど、市民生活に関する政策を実施した⁵⁸¹。順調な経済のおかげで国民は比較的豊かな生活を送ることができたため、多くの国民は政治に関しては無関心でいた。

スロヴァキア人のフサークは、早々に分権と自治を謳う連邦制度を潰したが、党や国家機関人事に

⁵⁷⁷ 林 (1998 年) p. 119.

⁵⁷⁸ Rychlík (2000) p. 50, 64, Rychlík (2012/ 2015) p. 544.

⁵⁷⁹ Gronský (2000) p. 141. コンメンタール部分

⁵⁸⁰ Gronský (2007) p. 249, 林 (1998 年) p. 105. 第 5 条 1 項: 「チェコスロヴァキアの国籍 (státní občanství) は単一である」。同条 3 項 「すべてのチェコスロヴァキア国民 (státní občan. 林は「市民」の訳語を当てる) は同時にチェコ社会主義共和国もしくはスロヴァキア社会主義共和国の市民 (občan) である」。

⁵⁸¹ 当該政策は短期的には功を奏し、1973 年から 1976 年までチェコスロヴァキアではベビーブームが起きた。この期間に生まれた世代は「フサーク子ども達/Husákovy děti」と呼ばれている。しかし、財政難に陥った政府が手当を削減すると、出生率も低下した。

おける露骨なスロヴァキア人優遇策やスロヴァキアへの不均衡な投資を実施した。その結果、チェコとスロヴァキアとの経済格差は劇的に縮小した。しかしそれは、中央集権的、全体主義的な連邦政府の方針として行われたものであり、フサークは、連邦は共和国で成立した法を破棄する権限があるとさえ主張していた⁵⁸²。チェコ人は、チェコが稼いだ金がスロヴァキアへのマネー・パイプライン（peněžovod）で流出しているという不満を持ったが、多くのスロヴァキア人は、連邦内では自分たちこそがチェコに補助金を出している、あるいはチェコ人に搾取されている、またはチェコ人エコノミストたちが連邦予算をチェコに有利に分配しており自分たちが犠牲になっていると信じており、それにもかかわらず、スロヴァキアに関する問題がプラハで決められていると不満を持っていた⁵⁸³。

1970年2月から1980年代にかけて、いわゆる「正常化」の時代が続いた。「正常化」とは、主に検閲によって現実的・潜在的な反対派を違法化し、処罰する形をとった迫害であった⁵⁸⁴。初めは、ワルシャワ条約機構軍の駐留および「プラハの春」の終了に抗議する市民たちの活動を封じるために用いられた。駐留開始から1年が経過した1969年8月には、連邦議会議長による、反対派に対する臨時措置法によって警察における勾留期間が最大3週間延長された。この特別法による迫害の第1波は1,526名に及び、これとは別に刑法第1章が規定する「国家に対する罪」で609名に有罪宣告がなされた⁵⁸⁵。

「正常化」の時期に行われたパージについては、正確な全容は不明であるが、当時の公式発表によれば⁵⁸⁶、67,147名の共産党員が追放され、259,670人が党員資格の更新を認められなかったという。ただ、「プラハの春」に参加し処罰を受けた者たちの全てが恒久的に放逐されたわけではない。多くのパージでは、一定期間「閑職送り/internal exile」にされただけであった。例えば、1989年の円卓会議に異論派側で参加し、1993年から1997年までチェコ共和国の首相、2003年から2013年まで同大統領

⁵⁸² Cutler (1991) p. 520.

⁵⁸³ Elster (1995) pp. 132-133 ほか。Stein (1992) p. 449. スロヴァキアで根強く流布していたこの種の言説を否定すべく、ステインは脚註78において、チェコは1991年の連邦予算の93%にあたる支出を負担し、スロヴァキアは7%しか貢献していないが、人口比でいうと、本来スロヴァキアの負担は33%であったことを指摘している。

⁵⁸⁴ Kuklík (2015) p. 210.

⁵⁸⁵ Kuklík (2015) pp. 210-211.

⁵⁸⁶ Eyal (2003) p. 41.

を務めたヴァーツラフ・クラウス（Václav Klaus）のキャリアパスが典型例である。彼は、プラハ経済大学で国際貿易を専攻し 1963 年に卒業したのち、1965 年からチェコスロヴァキア科学アカデミー経済研究所に研究員として勤務し、1966 年にはイタリア・フェデリコ 2 世大学および 1969 年にはアメリカ・コーネル大学へ留学した。彼は「プラハの春」そのものに参加したわけではなかったが、フリードリヒ・ハイエクとミルトン・フリードマンに心酔し、西側の自由経済主義への親和性を隠さなかったため、1970 年「政治的な理由」により研究所を解雇され、1971 年から 1982 年まで国営銀行の事務員として勤務することとなった。その後も、彼は経済問題に関するセミナーを開催し続けたため、秘密警察の監視対象となっていたが、1982 年には国営銀行のエコノミストとして、1987 年からは、1985 年に設立されたチェコスロヴァキア科学アカデミー予測経済研究所の研究員として、専門職に復帰している。そしてクラウスは、1989 年 11 月 17 日の学生デモの数日後に設立された市民フォーラム（Občanské fórum, OF）に加わることとなったのである。なお、クラウスは過去に共産党員であったことはない。

スロヴァキアに関しては「正常化」の時期のページは比較的小規模であった。1968 年から 1971 年までの間に、チェコスロヴァキア共産党から排除されたチェコ人党員の割合は全党員のうち約 24%と推定されるのに対し、スロヴァキア共産党から排除された党員は推定 12.5%である⁵⁸⁷。当時のスロヴァキア共産党の公式見解では、スロヴァキア人は社会主義によるスロヴァキアの経済発展に満足しているためであるされた。1968 年の「人間の顔をした社会主義」への改革路線はチェコ人エリートたちが中心となったもので、そもそもスロヴァキア人の関与は少なかったと言える。しかし、終戦直後のナショナル・クレンジングがスロヴァキアでは極めてマイルドに実施されたのと同様、チェコと比べてエリート人材が限定的で、チェコよりもさらに人間関係の緊密なコミュニティが形成されているスロヴァキアでは、「身内意識」から厳しい処分は避けられたという事情が影響したことは間違いない。

⁵⁸⁷ Eyal (2003) p. 48.

(2) チェコの異論派とテクノクラート、スロヴァキアの改革派コミュニスト

1975 年、当時の西側諸国とソ連やチェコスロヴァキア等の東側諸国は、ヘルシンキで開催された全欧安全保障会議（CSCE）で一堂に会し、国境線不可侵や内政不干涉、人権の尊重等に関して、最終合意文書に調印した。チェコスロヴァキアも連邦議会において同協定を批准し、外務省令として法令集に掲載した（č. 120/1976 Sb.）⁵⁸⁸。OSCE がヘルシンキ宣言の履行状況を確認する 1977 年 6 月の会議に向けて、チェコの著名な哲学者のヤン・パトチカやヴァーツラフ・ベンダ、劇作家のハヴェルらが呼びかけ人となって、チェコスロヴァキア政府の「正常化」体制下での人権侵害状況をアピールする文書を作成した。当該文書およびハヴェルらのグループは“Charta 77 / 憲章 77”と呼ばれるようになった。チェコスロヴァキア政府の憲法および国連の国際人権規約、ヘルシンキ宣言の不遵守等に関して非難した「憲章 77」は 243 名の署名とともに、西ドイツの新聞紙上で発表された。

“dissidents（チェコ語では disident）”と呼ばれた「憲章 77」のメンバーの多くは、「プラハの春」ののち「正常化」によって職を失ったカレル大学哲学部や法学部の学者たちであった。そのほかハヴェルのような作家やジャーナリスト、芸術家、牧師らがいた。“dissident”という英単語は「反体制派」と訳されることがあるが、チェコの“disident”は、政府の転覆、体制奪取を企図した、いわゆる「反政府活動」を行っていたわけではない。のちに見るように、彼らは必ずしも共産党や社会主義体制を否定していたわけではなかった。彼らを「反体制派」と称することは、「憲章 77」の性質に対する誤解ないし先入観をもたらしかねない。彼らが個人的に追求してきたものが、たまたま体制側の方針と相容れなかっただけであるという理解のもと⁵⁸⁹、本稿では、“disident”には「異論派」という訳語を当てている。

異論派の多くがボイラー技士や夜警、清掃作業員などのブルーカラー・ワークに従事していたことはよく知られた話であるが⁵⁹⁰、彼らの職業選択において、肉体労働しか選ぶ余地がなかったというわけ

⁵⁸⁸ Kuklík (2011) p. 227.

⁵⁸⁹ Havel (1985) pp. 46-49, 55-61.

⁵⁹⁰ 1975 年作ハヴェルの不条理劇“Audience”では、知識人である主人公はビール工場で働く。そこには彼自身の同様の体験が投影されている。

ではないようである。むしろ、ホワイトカラーの組織内で手足を縛られるよりも、時間的拘束が少なかったりプライベートを詮索されにくいため、精神の安定を保ち、思索的活動を行うには好都合であるという事情から、自らブルーカラー・ワークを選択した場合もあるようである⁵⁹¹。「憲章 77」グループは、1978 年から地下出版 (samizdat) を始め、80 年代を通じて、経済や哲学、政治学、社会学、国際関係など数百タイトルを出版した。体制側は、異論派たちの行動を、反国家的、反逆的な行為であるとして不当に身柄を拘束したり収監したが、「憲章 77」らの活動は、ヴォイス・オブ・アメリカやラジオ・フリー・ヨーロッパなどの西側メディアを通じて、チェコスロヴァキアの民主化要求運動として広く報道され、国際的に大きく評価されていた。しかし、「プラハの春」のトラウマが深い一般市民にとっては、体制側を刺激する異論派たちの行為は必ずしも共感を呼ぶものではなく、むしろ無関心や「迷惑」といったネガティブな反応が示されていた⁵⁹²。

1980 年代、国内で経済危機の様相が高まるにつれ、強硬路線を取っていた共産党官僚の力は次第に弱まってきた。その一方で、「閑職送り/internal exile」されていたチェコ人のテクノクラートたちが、

⁵⁹¹ Eyal (2003) p. 62, 215 では、その根拠として、クラウスのインタビュー内での発言や異論派であった哲学者 Radim Palouš の発言を挙げているが、それは人文主義者の場合に限られたのではないかという筆者の感想も付されている。

⁵⁹² Kuklík (2015) p. 213 など。社会主義時代のチェコスロヴァキアにおいて、民衆が表面的には体制に従順であるかのように見えたことについて、Zacek は、よく引き合いに出される「チェコ人の民族性」——Jaroslav Hašek の“Dobry voják Švejk/善良な兵士シュヴェイク”の物語に見られる「シュヴェイク主義」——すなわち、正面切って破滅的な抵抗運動を行うのではなく消極的で地味な抵抗を好む性格——という説明は最もナンセンスであるとする。Zacek によれば、①比較的高い生活水準、②第 1 共和国以来の非暴力的な伝統、③西欧諸国は 1938 年ミュンヘン会議でチェコスロヴァキアを見捨て、1945 年の占領解放は主にソ連によって行われたこと、1948 年共産党クーデターも傍観していたこと、1956 年ハンガリー動乱を援助しなかったことなどからくる、西欧諸国への幻滅、④伝統的にロシアに対する反感の欠如、⑤戦後復興してきたドイツへの対抗、といった理由があるとされる (Zacek (1969) p. 162)。

亡命チェコ人文化人類学者の Ladislav Holý は上記「シュヴェイク主義」を引き合いに出しつつ、当時のアネクドット (小話) を取り上げて、市井の人々がいかに社会主義体制に適応して暮らしていたかを示唆する。社会主義の「6 不思議」を挙げるそのアネクドットは、①失業者は存在しないのに、働いている人もいない。②働いている人がいないのに、計画は 100% 達成される。③計画は 100% 達成しているのに、店には何もない。④店では何も売られていないのに、人々は皆充足している、⑤人々は皆満ち足りているのに、朝から晩まで体制の不満ばかり言っている。⑥人々は皆いつも不満ばかり言っているのに、選挙ではその体制を支持する——というものである。すなわち、一般的に人々は正式の雇用先ではほとんど仕事をせずに、アフターワークの副業で稼いだりヤミ市場で生活物資を揃えることで、それなりの生活レベルを保っていたため、そうしたメリットを捨ててまでわざわざ異議申立てを行う異論派のことが理解できなかったのである。さらには、異論派の中には「プラハの春」までは共産党支持者だった者が少なくなかったことから、彼らを胡散臭い「転向者」と捉えたり、ハヴェルなど国際的に有名な知識人たちについては、国際的な監視の目というセキュリティ保障があるから活動できるのだ、という冷めた見方もあった (Holý (1996) pp. 29-33)。

中央集権的計画経済に従って効率的に再配分を行うために必要な経済理論やコンピュータなどの専門知識を武器に、意思決定権力へのアクセスが可能な「新階級」として浮上してきた⁵⁹³。チェコのテクノクラートたちには、経済学等の専門知識や実務経験などといった〔政治的資本〕があった。しかし彼らは、共産党主流派ではなかったとはいえ、共産党指導体制に対する反対派としての「正統性」は低かった。何よりも彼らは無名であり、大衆の支持といった〔文化的資本〕を有していなかった。他方で、異論派知識人たちの活動は、体制移行期に入ると突如として大衆からの圧倒的な支持を得て、新たな国家体制構築に際して大衆を代表する「正統性」を備えることになった。1989年11月までに「憲章77」の宣言文書への市民の署名は2000名を超えていた⁵⁹⁴。然るに、こうした〔文化的資本〕を有する異論派知識人らは、政治の実務に携わった経験がなく〔政治的資本〕は持ち合わせていなかった。社会主義体制の終焉に際して、異論派知識人と時流に乗ったテクノクラートたちの体制改革への利害は一致した。両者が相互に補完しあう関係として連携、同盟して、「アンチ・ポリティクス」⁵⁹⁵の立場で円卓会議に臨むことになったのは自然な流れであった。もっとも、彼らの間には、1968年の「プラハの春」が人生に大きな影響を与えたという相同性はあったものの、実利を重んじるテクノクラートに対し、理想や理念といったものを重視する異論派知識人たちとの間には、完全な相互理解が生まれていたわけではなく、将来にわたる同盟関係を維持するには無理があった。彼らが1989年11月に結成した「市民フォーラム（OF）」は、方向性の違いにより1991年2月に分裂した。そして、1992年国政選挙において、テクノクラートたちが政治の主要なアクターにのし上がっていたのに対して、異論派知識人の多くは有権者からの支持を保持できずに、政界から引退してそれぞれの本業に戻ることもあった。

チェコの「アンチ・ポリティクス」が、基本的には体制側とも社会ともつながりも薄く、それまで孤立していたのに対し、「正常化」路線が低調だったスロヴァキアでは、共産党内の改革派は権力のメインストリームから外れたわけではなかった。スロヴァキアの改革派コミュニストたちは、協力者的立

⁵⁹³ Eyal (2003) p. 1-34.

⁵⁹⁴ Kuklík (2011) p. 227. しかし、スロヴァキア人の署名はわずかであった (Rychlík (2012/ 2015) p. 554)。

⁵⁹⁵ Eyal (2003) pp. 59 - 92.

場にあった国営企業の管理職クラスや知識人たちとも連携していた。スロヴァキアでは、国家の中央集権的な意思決定過程「プラハ中心主義」に対する不満が常に渦巻いており、いわば「共通の敵」に対する同盟関係を結ぶことは容易だった。しかしこちらも次第に立場の違いによる闘争が生じていった。

第6章 ポスト・コミュニズム体制の構築

1. 「ヴィロード革命」と円卓会議

1988年10月、ようやくチェコスロヴァキア共産党も、過度に中央集権的な計画経済システムによって生じていた歪みを解消する必要性を公式に認めた。新たに連邦政府首相に任命されたアダメツ（Ladislav Adamec）とその内閣は、自由市場経済の部分的導入という経済構造改革の可能性と、スロヴァキアが求める真の連邦制度構築のための憲法制度改革を検討した。新しい憲法案では、連邦憲法と連邦構成共和国の2つの憲法とが1つの憲法典にまとめられることになっており、レファレンダムや法治国家に関する規定を設け、憲法裁判所の再興なども予定された⁵⁹⁶。しかしながら、いかなる改革にも反対の立場を堅持する旧態依然の共産党エリートの力がまだ強く、政治・経済改革の見通しは立っていなかった。

1988年になると、チェコでは、象徴的な記念日である8月21日（1968年のワルシャワ条約機構軍の侵攻）、10月28日（独立記念日）、1月19日（ヤン・パラフの死亡日）などに向けた「憲章77」グループや若者らが関与したデモンストレーションが見られるようになっていたが、政府の退陣要求や一党独裁体制批判を声高に叫ぶものではなかった⁵⁹⁷。

1989年11月17日、プラハでは学生たちによるデモ行進が行われた。当局に対しては、1939年の反ナチスデモに参加中にナチスに射殺されたカレル大学の学生 Jan Opletal（ヤン・オプレタル）の追

⁵⁹⁶ Kuklík (2011) p. 229.

⁵⁹⁷ デモンストレーションに関与した者たちが掲げていたのは、「自由」への渴望であり、「表現の自由」や「旅行の自由」などといった自由の対象は特定されていなかった。政治的な要求が掲げられていなかったとはいえ、ネーションにとってシンボリックな記念日を選んだ行動には、単なる個人的な異議申立てではなく、「ネーションのために」立ち上がったという意味合いを、公にも十分に印象付けるものであった（Holý (1996) pp. 42-54）。

悼とそれに続いたチェコの大学閉鎖から 50 周年の節目の国際学生デーに行進を行うということで許可を得ていたが、実体は、ポーランドやハンガリー、東ドイツで起きていた一連の民主化要求に刺激を受けた学生たちの行動であった。チェコの人々にとっては、Jan の追悼と言え、1969 年 1 月にソ連の占領と改革運動「プラハの春」の終了に抗議して焼身自殺を遂げた Jan Palach（ヤン・パラフ）を想起させ、共産党政権の抑圧に対する抗議デモであるというメッセージが伝わった⁵⁹⁸。約 1 万 5,000 人の学生集団と途中から参加した数千人の市民らがプラハ中心部に差し掛かった時、突如として、彼らは機動隊による攻撃を受け、怪我人が多数出た。翌日には、デモ隊に潜入していた秘密警察の行為により学生 1 人が死亡したという西側における報道（当該学生の氏名や所属学部も発表された）が引き金となって、市民たちの体制への不満が一気に爆発し、プラハの劇場を皮切りに各地でストライキやデモ行為が噴出した。機動隊の介入からその後の騒動への発展や当局の対応に関しては不可解な点が多く、体制内部の争いから仕組まれた策略であったという噂がある⁵⁹⁹。

11 月 19 日、ハヴェルとかつてラジオジャーナリストであったイジー・ディーンストビール (Jiří Dienstbier) らは、プラハで「市民フォーラム (OF)」を立ち上げた。1936 年生まれハヴェルも 1937 年生まれディーンストビールも、反体制活動を理由としてそれぞれ 3、4 年ほど投獄された経験があった。1989 年 11 月当時、ディーンストビールはボイラー技士として働いており、後日、新政府の外務大臣に就任した晩もその職場に戻って働いたという逸話がある。他にも、1941 年生まれの政治学者・法律家であったペトル・ピトハルト (Petr Pithart) やクラウスらテクノクラートも OF に加わった。政治活動家でロック歌手のミハエル・コツァーブ (Michael Kocáb) が 1989 年夏に結成した「モスト (Most/橋) グループ」とジャーナリストのミハル・ホラーチェク (Michal Horáček) らは、OF

⁵⁹⁸ Leff (1999) p. 79.

⁵⁹⁹ Calda (1996) p. 172 脚注 4, Leff (1999) p. 79. 報道内容に該当する学生は 2 名いたが、いずれも生存しており、後日インタビューに応じた (ČTK (1989) p. 10)。のちに議会委員会による調査では、学生らは警察の工作員にデモ行進への参加を勧誘されたこと、学生らが襲われていた時にデモ隊の最前列にいたひとりの私服警官が「死体役」を演じ、その「死体」が救急車によって運び出されていたことが明らかになった (Holý (1996) p. 133)。

メンバーと政権側とを引き合わせた⁶⁰⁰。

ブラチスラヴァでは11月20日に、異論派知識人や聖職者らによる「暴力に反対する公衆/Verejnosť proti násiliu, VPN」が結成され、OFと連携して体制側との円卓会議に臨んだ。VPNのメンバーの中には、プラハの春ののち失脚し表舞台から消えていたドゥプチェクもいた。

ハーバーマスは、一般的には「東欧革命」と総称される1989年の一連の出来事およびその獲得事項には目新しさや創造性などが見当たらず、社会主義の歴史を清算して西側社会からの「遅れを取り戻す=やり直す」ための、彼が言うところの「未完のプロジェクトである“modernity”」の一環としての、現代的な意味での「革命」であると見做した⁶⁰¹。これに対し、アラトーは、「共産革命に対する革命」というには、社会主義憲法の継続性の下で国家体制の根本的な改革が行われる奇妙さを指摘し、円卓会議を伴った一連の体制転換を“coordinated transition, negotiated transition”と称したキシュに賛同する⁶⁰²。キシュは、1989年の東欧における体制転換は、国家体制の正統性の断絶という点で「改革/reform」とは区別され、法的継続性があることで「革命/revolution」とは区別されると解する⁶⁰³。チェコスロヴァキアでは一滴の血も流れず、スムーズに旧体制から新体制への移行が行われたということとで、本国でも「ヴィロード革命/Sametová revoluce」と呼ばれているが、本稿では、キシュやアラトーの考えにしたがい、1989年11月17日以降のチェコスロヴァキア政治における一連の経過を、「革命」ではなく「話し合いによる体制移行」と理解する。

「円卓会議/Jednání u kulatého stolu/ Roundtable Talk, RT」とは、エルスターの定義によれば、「共産主義体制の指導者と異論派や反体制派らのグループのスポークスマンとの間で行われる、前憲法的

⁶⁰⁰ Calda (1996) p. 136.

⁶⁰¹ Habermas (1990) pp. 184-185, 豊泉周治 (2000 年)『ハーバーマスの社会理論』世界思想社 p. 192, Arato (2000) p. 10.

⁶⁰² Arato (2000) p. 140, 174. 同 (2016) p. 20, 97. など。Krapel, James (2013) *Revolution with a Human Face: Politics, Culture, and Community in Czechoslovakia, 1989-1992*, Cornell University Press では、1918 年秋の出来事を「革命」と位置付ける歴史家 Charles Tilly の見解と「革命」ではないと見做す歴史家 Jaroslav Krejčí の見解を紹介した上で、「革命」の定義が論者により異なるためにこうした見解の違いが生じていることを指摘する (p. 11)。

⁶⁰³ Kis, János (1998). 東ヨーロッパにおける 1989 年の一連の出来事を“refolution”という造語で表す立場もある。
<http://digitalcommons.wcl.american.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=1385&context=auilr>

(pre-constitutional) もしくは準憲法的 (quasi-constitutional) な性質を有するセミフォーマルな会談」である⁶⁰⁴。エルスターは、RT が、両者の通常の関係では決して行われることのない交渉、すなわち「政府と社会との間の取引」であって、奇妙な政治現象であるとする⁶⁰⁵。東ドイツの場合を除いて、RT では、共産党の指導的立場を謳う憲法条項の削除などには合意したが、憲法の内容についてまでは議論になっていない。RT での議論の焦点は、いかなる条件のもとで新憲法が起草されるかであった⁶⁰⁶。なぜならば、RT の参加者たちは、自分たちは正統な市民の代表ではないと自覚し、拘束力を持つ意思決定を行う権原を持たないと自制したからである。彼らは、憲法を制定するのは、後日民主主義的な選挙によって選ばれることになる議会の役割であると考えた。第 1 共和国建国時には、「非民主主義的」な互選による合議体に過ぎなかった国民委員会が暫定憲法を、暫定国民議会が 1920 年憲法を制定することに、その正統性が問題視されなかったのとは対照的に、「話し合いによる体制移行」においては、「非民主主義的」な互選による会議に過ぎない RT は憲法制定権力とはなり得ないと考えられたのである。

チェコの最初の RT は、1989 年 11 月 26 日から同年 12 月 9 日までの間に 10 回開催され、「アンチ・ポリティクス」らのほか、学生、労働者の代表も参加した⁶⁰⁷。RT の内容については、ほぼ毎回コミュニケが発表されたが、のちにハヴェルの個人秘書を務めたハンゼル (Vladimír Hanzel) が、円卓会議 9 回分の内容を 1991 年に出版した⁶⁰⁸。未収録の 1 回分については、秘密保持のため記録が取られなかったという⁶⁰⁹。カレル大学のツアルダは、新体制における初のチェコ共和国首相を務めたピトハルトへのインタビューを行うなどして RT の模様をさらに詳らかにしている。以下では、RT の交渉経過や決定事項に関して Calda (1996) から一部抜粋して、出席者たちの関心事項を明らかにする。

第 1 回 RT は、1989 年 11 月 17 日の学生デモから 10 日ほど経った同月 26 日に開催された。この時

⁶⁰⁴ Elster (1996) pp. 3-4.

⁶⁰⁵ Elster (1996) p. 3.

⁶⁰⁶ Elster (1996) p. 4.

⁶⁰⁷ Eyal (2003) p. 12, 32, 147

⁶⁰⁸ Hanzel, Vladimír (1991), *Zrychlený tep dějin: reálné drama o 10 jednáních; autentické záznamy představitelů státní moci s delegacemi hnutí Občanské fórum a Verejnost' proti násilí v listopadu a prosinci 1989*, OK Centrum, Praha.

⁶⁰⁹ Calda (1996) p. 135.

点での OF 側の要求は、①フサーク大統領と共産党指導者であるシュチェパーン (Miroslav Štěpán)、キンツル内務大臣 (František Kíncl) らの辞任および連邦議会の再構築、②11 月 17 日の事件について、誰が、学生デモ隊を攻撃する命令を機動隊員に下したのかを調査する議会委員会の設置、③政治犯の釈放と刑の宣告の取消、④報道や情報の自由を宣言し、国家が誤った情報を流すのをやめること、といった控えめなものであった⁶¹⁰。OF 側は RT の最中、体制側の交渉上の地位を過大評価していたか、あるいは自分たちの力を過小評価したままであった。アダメツツら体制側は、あらゆる決定や変更は法律に従って行われなければならない——例えば、フサークの辞任について自分たちが答えを出すことができない——などと時間稼ぎ的な態度に終始した⁶¹¹。この時点では、体制側は、市民デモなど反体制活動は異常事態ではあるが、短期的に収束するのではないかという期待を持っていたのであった。

2 回目の RT (11 月 28 日) では、OF 側の要求に対する体制側の妥協可能点が明らかになった。国家や社会における共産党の指導的地位およびマルクス・レーニン主義を国家イデオロギーとして規定する憲法条項については、連邦議会で削除されることとなった⁶¹²。しかし、体制側は、共産党の衛星政党連合である「国民戦線」に対する同党の指導的地位に関する規定の削除には難色を示した。この日の会議の後半、アダメツツ首相は、OF 側に閣僚候補者をリスト化するように求めた。そもそも OF 側では政治に関与する意図はなかったが、OF も政権の一翼を担うことで国家体制変革の責任を取るべきであると迫られた。この日以降、「アンチ・ポリティクス」たちも、チェコスロヴァキアの政治の一端を担う覚悟を決めることになった。のちに発表されるコミュニケや、ハヴェルあるいは体制側のテレビ演説などを通じて、交渉の推移を注視していた市民たちは、RT における体制側の緩慢な対応に苛立ちを覚えていた。OF の活動は、市民たちから強く支持されていたものの、ハヴェルらは、市民や労働者、学生たちの過激化しつつある抗議行動を自分たちが抑えることには限界があると体制側に警告した。

⁶¹⁰ Calda (1996) p. 137. 林忠行・長與進 (1991 年)「チェコスロヴァキア『民主革命』とその後」、藤本和貴夫・加藤一夫編『ソ連・東欧の体制変動：ドキュメント 1988-1991』、インパクト出版会 には「われわれの求めるもの——市民フォーラムの綱領的諸原則 (1989 年 11 月 26 日付)」という邦語訳資料 (pp. 238-243) が添付されている。

⁶¹¹ Calda (1996) pp. 136- 137.

⁶¹² 11 月 29 日付憲法律 č. 135/1989 Sb.

4 回目の RT (12 月 5 日) の直前、アダメッツ首相はモスクワを訪れた。おそらくゴルバチョフと会談を持ち、ソ連には介入の意思がないことを知ったはずである⁶¹³。この日の RT での主な議題は、連邦新政府の人事であった。ハヴェルは、共産党員のテクノクラートであるドロウヒー (Vladimír Dlouhý) を経済担当の副首相に推薦し、立法や安全保障担当の副首相は、チェコとスロヴァキアとのバランスを考えて、スロヴァキア人から任命すべきであるとの意見を述べた。さらにハヴェルは、ディーンストビールを外相に、クラウスを経済大臣に、プラハ最大の工場のストライキ委員会のリーダーである労働者出身のミレル (Petr Miller) を労働・社会関係大臣に、のちにチェコ憲法裁判所の判事および長官を長きにわたって務めることになるパヴェル・リヘツキー (Pavel Rychetský) を内務大臣に推薦した。

アダメッツは、ハヴェルらの提案ではスロヴァキア人の割合が少ないことに警告を発した。そして、次の連邦政府首相としてウルバン (Bohumil Urban) の名を挙げて、OF 側メンバーらを驚かせた⁶¹⁴。ハヴェルらは、政治体制に急激な変革を起こすことよりも、むしろ、アダメッツが連邦政府首相として続投することで、これまでの政策と一定の継続性をもたせた漸進的な改革が行われることを望んでいた⁶¹⁵。体制側の中では比較的好感を持たれていたアダメッツの辞任と、ウルバンの就任に市民が納得しなかった場合、OF 側では、次の交渉相手をどのように探し出せば良いのか不安を覚えた⁶¹⁶。ハヴェルは、自分たちは国内の 170 万人の共産党員を処罰することは全く考えていないと強調し⁶¹⁷、また OF は、将来的に北大西洋条約機構 (NATO) やワルシャワ条約機構が解散することを望むが、現時点では、チェコスロヴァキアがワルシャワ条約機構を脱退することも考えていないとも述べている⁶¹⁸。

アダメッツは、依然として連邦政府首相にはウルバンが就任することを希望していたが、次善の策として、マリアーン・チャルファ (Marián Čalfa) を代替候補に提案した。チャルファは、立法担当の

⁶¹³ Calda (1996) p. 145.

⁶¹⁴ Calda (1996) p. 146.

⁶¹⁵ Calda (1996) p. 150.

⁶¹⁶ Calda (1996) p. 146.

⁶¹⁷ Calda (1996) p. 150.

⁶¹⁸ Calda (1996) p. 151, 152.

副首相であり、すでにペレストロイカ型の改革を実行するために憲法改正作業に着手していた。彼は、1970年代の「正常化」には関与していない若手の共産党官僚で、イメージとしては無色であった。そして、彼はスロヴァキア人であった。

第8回（12月8日）では、連邦新政府の任期は次の連邦議会議員選挙までと決まった。次期大統領については、スロヴァキア人のドゥプチェクの名が挙がったが、チェコ人共産党員のモホリタ（Vasil Mohorita）が、「これまで14年間スロヴァキア人大統領が続いているのだから、次はチェコ人の番である」と異議を唱えた⁶¹⁹。この日、「国民戦線」の弱小政党のひとつ「スロヴァキア再生党/Strana slovenskej obrody」のキスツキー（Kysucký）が、将来のチェコスロヴァキア連邦の性格に関して初めて問題提起した。キスツキーは、連邦は2つの独立した共和国から構成されるべきであること、2つの共和国のために連邦憲法ひとつだけを制定することには反対であり、それぞれの共和国が各々憲法を持つべきであると主張した⁶²⁰。しかし、彼の提言はRTの議論としては深められなかったようである。

フサークの退任に関する議論の中で、クラウスは、憲法危機や社会不安を抑えるためにも法的手続は守られるべきであり、そうすると連邦新政府は、フサークの退任前に大統領たる彼の任命を受ける必要があるから、組閣を急ぐ必要があると指摘した⁶²¹。スロヴァキア VPN から参加していたチャルノグルスキー（Ján Čarnogurský）は、連邦新政府は次の選挙までの間はできる限り前体制と連続性をもつべきであると主張した。VPN はチェコスロヴァキアの経済にとって、クラウスらと同じく予測研究所出身で共産党改革派のコマーレック（Valtr Komárek、チェコ人）の人事が重要だと考えていた⁶²²。

第9回（12月9日）では、チャルファを連邦政府首相とする通称「国民一致政府/Vláda národního porozumění/ Government of National Understanding」における、非共産党員と共産党員（国民戦線を含む）の構成割合が45対55となることが決まった。共産党員であったコマールと

⁶¹⁹ Calda (1996) p. 153.

⁶²⁰ Calda (1996) p. 154.

⁶²¹ Calda (1996) p. 154.

⁶²² Calda (1996) p. 155.

ドロウヒーは党内からは選ばれなかったが、彼らは共産党をやめて非共産党員として政権に加わった。チャルファ内閣には共産党員の割合が多くなったことについて、ハヴェルは「11月の反乱は人間の自由と尊厳を取り返すためのものである。反乱は共産党員に対するものではなく、全体主義的秩序に対するものであった」こと、また、非共産党員が古いやり方を行うよりも共産党員が「新体制」を発展させていくべきであるとの考えを強調した⁶²³。

チャルファは、「プラハの春」に関与し「正常化」以降メインストリームから離れていた改革派 коммуニスト、「オブロダ・グループ」(Obroda・再生の意)の中から、ツィーサシュ(Čestmír Císar)を入閣させようとした。これに対しハヴェルは、彼らは1968年の象徴ではあったが、20年経った今になって政治的地位を与えるべきではないと反論した。OFはオブロダ・グループと話し合いを持っていたが、まるで理解し合えない結果にしかならなかったのであった。OFメンバーの中には、オブロダ・グループが、OFに近づきながら、裏では秘密裏に共産党との交渉を行っていたことを批判する者もいた⁶²⁴。ハヴェルらは、現在の出来事が1968年の「プラハの春」の延長ではないことを痛感していた⁶²⁵。

スロヴァキアでは対照的に、旧政権に関与していた коммуニストたちの多くが新体制でもポジションを得ることになった。オブロダ・グループのドゥプチェクやミラン・チチュ(Milan Čič)は市民たちによく知られた存在であり、連邦政府首相となったチャルファやスロヴァキア共和国政府首相となったチチュ、そして5人の閣僚たちは、1988年時点で共産党の高級官僚であった。

Eyal(2003)によれば、1988年時点のチェコ人エリート(92名)のうち、1993年時点でも中間・高級官僚の地位にある者は51.1%、退職した者は28.2%であった。これに対し、スロヴァキア人エリート(120名)では、それぞれ68.4%と14.1%という割合であった。さらに、1993年時点のエリート(チェコ人63名、スロヴァキア人98名)のうち、1988年時点で中間・高級官僚ポストに就いていた割合は、チェコ人が63.4%のところ、スロヴァキア人は77.5%であった。また、1988年時点で労働者階

⁶²³ Calda (1996) p. 161.

⁶²⁴ Calda (1996) p. 159.

⁶²⁵ Eyal (2003) p. 144.

級であった割合はチェコ人で 19.1%、スロヴァキア人で 9.2%である⁶²⁶。この調査結果については、カテゴリー分類が必ずしも厳密ではなく調査対象の年齢構成にも触れられていないという問題があるが、少なくともチェコにおいては、新体制のもとで新たに登用されたエリートの割合が多い、つまり、新旧の人材の入れ替えがより多く行われたことが読み取れる。また、チェコとの人口比（約 1：2）に反して、スロヴァキア人エリートの人数が多いことも伺えるが、その理由としては、1969 年の連邦化によって公務員の雇用が増加し、さらに「正常化」の影響によってスロヴァキア人が重用されたためではないかと考えられる。

2. 新体制の発足

1989 年 12 月 10 日、チャルファ「国民一致政府」の発足と同時に、フサーク大統領が退任した。チャルファは、旧体制側の人間ではあったが、OF 側と理解しあえた稀有な人材であった。スロヴァキア人のチャルファは、1992 年の選挙で敗れ政界を離れたが、連邦解体後もチェコにとどまり弁護士として成功を収めた。第 6 回 RT まで連邦政府首相として旧体制側の代表を務めたアダメッツは、その後、政治の表舞台から消えた。

第 2 ラウンドとなる RT（1989 年 12 月 22 日～1990 年 1 月 31 日）では、ハヴェルをチェコスロヴァキア大統領に、ドゥプチェクを連邦議会議長に指名することが合意された。12 月 19 日付憲法律第 161 号は、大統領が欠けた場合には、40 日以内に連邦議会において新大統領を選出しなければならないと定めたことで、12 月 28 日、ハヴェルが新大統領に選出された。

議会の「浄化」問題については、「正常化」の時期に共産党改革派が議会から追放された際の手続を前例として、不都合な議員をリコールし空席の補充は互選によって行なわれることが、1 月 23 日の連邦議会で可決された⁶²⁷。これにより立法府の議員が欠けても補欠選挙は行われず、諸政党や政治運動グ

⁶²⁶ Eyal (2003) p. 55.

⁶²⁷ Elster (1991) p. 111.

ループの提案に基づいて新たな議員が選任され、定員を満たすものとされた⁶²⁸。対象者の多くは自主的に辞任した。こうして空席となった議席（102 議席）は、1 月 30 日付で OF や、既に「浄化」を済ませていた旧国民戦線のメンバーらと置き換えられた⁶²⁹。共産党員同士で置き換えられた例もある。その結果、350 名の議員の内訳は、152 名の無所属議員、138 名の共産党員、18 名の社会党員、18 名の人民党員（ほか小党出身者）となった⁶³⁰。「浄化」された連邦議会は、1 月から 5 月までの間に、13 の憲法改正を含めて 60 の新法を制定した⁶³¹。チェコ国民評議会でも同様に議員の置き換えが行われたが、OF が 50 議席（25.5%）のところ、共産党は 82 議席（41%）を占めていた⁶³²。2 月 2 日、RT の交渉をリードした OF のピトハルトが、チェコ共和国政府の首相に就任した。

第 2 ラウンドの RT において最後まで残った懸案は、内務大臣の人選についてであった。内務大臣は秘密警察（StB）を所管していたため、次節で論じる「浄化法」の対象者リストの管理にも関係する非常に重要な問題であった。チャルファ連邦政府首相は、内務大臣が非共産党員から選ばれた場合、省内の中間官僚から抵抗が起きることを懸念したが、ハヴェルらは、もし、チェコとスロヴァキアの内務大臣が、両方とも共産党員で、かつ、連邦政府の内務大臣もまた共産党員となった場合、市民たちは、OF が墮落した妥協を行ったとみなすだろうと反論した⁶³³。

ハヴェルは 12 月 28 日に大統領に就任すると、翌日、人民党のザッハー（Richard Sacher）を内務大臣に任命した⁶³⁴。ところがザッハーは、前体制のヤケシュ政権で第 1 副首相を務めていたロレンツ（Alojz Lorenc）を個人アドバイザーとして雇用し、このことで批判を受けた後も、彼を別の役職で厚遇し続けた。この件はメディアで盛んに取り上げられ、かつてロレンツが StB で果たした役割が暴か

⁶²⁸ パブリーチェック（2005 年）、p.209. なお、Jiří Pehe は共産党の 120 議席が置き換えられたとするが(RFE/RL RES. REP., March 9, 1990)、June 1, 1990 付の同レポートでは「100 以上」と記載している。

⁶²⁹ Elster (1991) p. 111.

⁶³⁰ Calda (1996) p. 164.

⁶³¹ Pehe, RFE/RL RES. REP., June 1, 1990.

⁶³² Calda (1996) p. 165.

⁶³³ Calda (1996) p. 159.

⁶³⁴ Pehe, RFE/RL RES., March 9, 1990.

れて逮捕されるに至っても、ザッハーは弁明に終始した。ザッハーに対しては、特に、OF メンバーから批判の声が強くなった。ザッハー側も対抗して、元共産党員であったが憲章 77 の署名者の 1 人であり、OF から内務省の審査委員会の委員に就任していたフロマトコ (Oldřich Hromádka) が、StB の協力者であったことを示す文書が見つかったと暴露した。OF 側は直ちに、これを「正常化」の時期にも用いられた捏造文書であると反論した⁶³⁵。1990 年 6 月、VPN のランゴシュ (Ján Langoš) が内務大臣を交代した。内務省人事が OF と人民党との政争の具となった感は否めず、結局のところ、この間に大量の StB 資料が廃棄され⁶³⁶、浄化法の実施は中途半端なものに終わるという結末をもたらした。

3. チェコの政治勢力の変化

クラウスは、1990 年 1 月、チャルファ政権の財務大臣に任命されたが、経済改革方針をめぐってコマレック第 1 副首相と対立し、改革の実施に遅れが生じていた。かつて、チェコスロヴァキア共産党指導部は経済改革には慎重な姿勢を示していたが、将来的にはそれが避けられないことを見越して、1984 年にチェコスロヴァキア科学アカデミー経済予測研究所を設立した。コマレックは、その予測経済研究所の所長であり、ドロウヒー、クラウス、そしてクラウスと同様に、のちにチェコの首相および大統領に就任するミロシュ・ゼマン (Miloš Zeman) らも同研究所の出身であった。彼らはいずれも OF に所属しており、予測研究所が体制転換の 2 年前に発表した経済改革案の一部が、新体制のもとで実行に移されようとしていた⁶³⁷。

1990 年 6 月の選挙の後、コマレックとクラウスは、チャルファ改造内閣の財務大臣のポストをめぐって争ったが、元異論派らから強い支持を得ていたクラウスが財務大臣に就任することとなった。クラウスらの急激な経済改革方針に反対の立場をとるコマレックは、改革派 коммуニストの同志らとともに、1990 年 9 月、対案としての経済改革プログラムを議会に提出した。改革派 коммуニストは、

⁶³⁵ Pehe, RFE/RL RES., May18, 1990.

⁶³⁶ Calda (1996) p. 176. 脚注 48.

⁶³⁷ Pehe, RFE/RL RES., March9, 1989.

国有財産の私有化のうち、社会主義体制において補償のないまま没収された財産を正当な所有者に返還する財産返還 (restituace / restitution) 政策について、年齢や海外在住などの事情から経営能力がないと認められる零細ビジネスについても一律に所有者に返還するのは、経済的に不合理であるなどとして反対していた。しかし、コマーレックらの漸進主義的手法に対しては、旧体制の官僚、国营企業のトップなどが国有資産を手に入れる「ノーメンクラトゥーラ私有化」を許すことになるという強い批判があった⁶³⁸。長年にわたる共産党員であり、「プラハの春」に参加したものの「正常化」の時代にも体制側に残ったコマーレックは、ハヴェルらの嫌う「時代遅れの 68 年世代」の代表とみなされた⁶³⁹。結局、議会はクラウスの案を採択し、彼の立案した急進的経済改革計画「経済改革のシナリオ」に基づいて、緊縮的財政金融政策、通貨交換制の回復、官僚支配の除去等が実施された⁶⁴⁰。財産返還の要素を持つクーポン（バウチャー）私有化（国有企業の民営化）も実施され、1992 年選挙を前に、市民たちにクラウス連邦財務大臣の名を知らしめた⁶⁴¹。

コマーレックら元改革派 коммуニストは巻き返しを図り、スロヴァキアの農業ロビーと組んで、零細農家への財産返還や大規模集団農場を解体することに激しく反対し、1991 年 2 月 4 日、財産返還法案の連邦議会通過を阻止しようとした。同月 21 日、財産返還法案は連邦議会で成立したが、同法案が不成立になりかけたことを契機として、OF は同月 23 日に分裂した。1990 年 6 月の選挙での大勝からわずか半年あまりのことであった。OF は大きな 2 つのグループと小さな 1 つのグループに分かれ、大部分の OF 議員たちは、クラウスについて市民民主党 (Občanská demokratická strana, ODS) を結成した。コマーレックやゼマンらは、当初党内に「社会民主クラブ」というグループを結成していたが、のちにチェコスロヴァキア社会民主党 (Československá sociální demokracie) ⁶⁴²に合流した。クラウス

⁶³⁸ 林 (2010 年 b) p. 80.

⁶³⁹ 林 (2010 年 b) p. 80.

⁶⁴⁰ 経済企画庁『年次世界経済報告書各国編 (平成 2 年)』参照

⁶⁴¹ 林 (2010 年 b) p. 86.

⁶⁴² ハプスブルク帝国時代から存在した同党は 1948 年に非合法化された。指導者らは亡命先を転々とし、1989 年秋の体制転換後に復活し、1993 年に「チェコ社会民主党/Česká strana sociálně demokratická, ČSSD」に名称変更した。

はこの過程において、マルキストであることをやめないオプロダ・メンバーを自己の政治集団から排除することに成功した。

ハヴェルの周囲には、ディーンストビールやリヘツキー、ピトハルトら古くからの友人や支持者らからなる知識人グループがあり、クラウスが党内で自由に政治手腕を振るう足かせとなっていた。コマレックやゼマンを党から放逐する際にも、彼らの反対によって時間がかかった。OF が分裂した際、よりリベラルな元異論派らの小勢力は、ディーンストビール外相が率いる「市民運動/Občanské hnutí, OH」に結集したが、1992 年 6 月の選挙で、OH は得票率 5% に達せず、規定により議席を獲得することができなかった。それに伴い、知識人や芸術家であった元異論派の OH メンバーの多くは政界を去り、いよいよフリーハンドを得たクラウスの時代が到来することとなった。

クラウスは、1991 年 9 月以降、財務大臣と副首相を兼務し、財産返還法に次いで浄化法 (lustrace/lustration) の成立を目指した。浄化法とは、議員や政府高官、軍人、情報機関、警察部隊、国営放送、新聞、国営企業、鉄道、銀行、大学教員、裁判官ら、あるいはこれらの職に就こうとする者たちが、過去に StB のメンバー、その情報提供者、共産党の高官、民兵組織のメンバー、国民戦線行動委員会のメンバーであった場合には、その職から排除されるという法律であった。元異論派知識人たちは、法律に基づく公職追放という断罪方法よりも、自主的な申告と公の謝罪を求めるべきであると主張した。間の悪いことに、真偽は別として、彼らの名前は「情報提供候補者」として、StB ファイルにしばしば登場することが暴露された⁶⁴³。こうして、浄化法をめぐる議論は、法制化に反対する元異論派たちを、旧体制側の協力者だったのではないかと詮索し非難する論調に変化した。チェコの浄化法に対しては、国際労働機関 (ILO) などの国際機関からも批判があった。浄化法の対象となる公的なポストは約 25

⁶⁴³ 異論派はその活動の性質から秘密警察との接触があったため、その際に強迫や拷問、あるいは知らぬ間に秘密警察の協力者となることに同意したという書面が作られることがあったようであるが、実際に「協力者」として仲間を売ったのかどうかは不明である。「東欧革命」の先鞭をつけたポーランド「連帯」の指導者レフ・ヴァウエンサ (ワレサ) についても、同様の文書が見つかったとする報告書が公表されたが、直ちにヴァウエンサ側は否定した (The New York Times, 18 February 2017) など <https://www.nytimes.com/2016/02/19/world/europe/lech-walesa-faces-new-accusations-of-communist-collaboration.html?mcubz=0>。

万もあり、同法施行により職を失うなどの影響を受ける人員は約 5 万人と推定されたためである⁶⁴⁴。

クラウスは、「過去」を国民全体が共有すべき罪であると考えた元異論派たちとの違いを演出し、旧体制を否定し断罪する姿勢を強く打ち出した。元異論派グループも「保守派」と「リベラル派」に分かれ、保守派のベンダや 1993 年から 2003 年まで憲法裁判所の判事を務めたツェプル（Vojtěch Cepl）は、クラウスに協力的であった。当初ツェプルは、浄化法は社会全体の罪を無実の市民たちに負わせるスケープゴートであるなどと批判していたが、のちに考えを変え、「rehabilitace（復権・名誉回復）、lustrace（浄化法）、restituce（財産返還）なしに体制転換はありえない」と断言するようになった⁶⁴⁵。

浄化法は、1991 年 10 月にチェコ国民評議会で成立した。制定当時、同法は 5 年間限定の時限立法とされたが、その後も 5 年ごとに期限が延長された。前述の通り、StB 資料が大量に廃棄されたために浄化法の実効性は伴わなかったものの、現在に至るまで入閣する政治家の「身体検査」の手段とされている⁶⁴⁶。また、1993 年 7 月 9 日、チェコ共和国議会は「共産主義体制の違法性およびこれに対する抵抗に関する法/ Zákon o protiprávnosti komunistického režimu a o odporu proti němu/ Act on the Lawlessness of the Communist Regime and on Resistance Against It (č.198/ 1993 Sb.)」を制定した。同法によって、1948 年 2 月 25 日から 1989 年 11 月 17 日まで続いた共産主義体制は違法なものであり、同時期の共産党は犯罪組織である旨宣言された。同法は全 9 条から成る極めて簡素な法であるが、同法を根拠として、社会主義体制において不当な処罰を受けた人々の宣告刑を免除または軽減する手続が可能になった。

クラウスは、経済の専門家であったばかりではなく、時局・政局を読み解く能力や自己アピールにも

⁶⁴⁴ Pomahač (1993) p. 62.

⁶⁴⁵ Cepl (1991) pp. 24-26, Cepl (1996) p. 119. なお、体制移行期におけるチェコおよびハンガリー、ポーランドの浄化法とその実施状況などに関して David, Roman (2011) *Lustration and Transitional Justice: Personnel Systems in the Czech Republic, Hungary, and Poland*, University of Pennsylvania Press.

⁶⁴⁶ スロヴァキア出身の大富豪でチェコの新興政党“ANO(=YES)2011”を率いるバビシュ（Andrej Babiš, 2017 年 12 月にチェコ首相に就任）が 2014 年に財務大臣に就任する際に、彼がかつて StB に関与していたとの根強い噂があることが問題視されたが、同年ブラチスラヴァ地裁はそうした証拠は認定されないと判断し、バビシュは無事入閣できた。<http://www.ceskatelevize.cz/ct24/domaci/1566194-potvrzeno-babis-ve-svazcich-stb-byt-nema>（チェコ語）

長けた有能な政治家であった。旧体制を糾弾する姿勢は、必ずしも彼の政治家としての道徳的正義の観念に基づいたものではなく、むしろいまや政敵となった改革派 коммуニストや元異論派らに政治的ダメージを与え、かつ、彼の正統性を確固たるものにするための政治手段であった。

第7章 連邦解体へのカウントダウン

1. 連邦憲法の制定準備

RT では、新憲法が制定されるまでの間は 1960 年・1968 年社会主義憲法を改正することで対応し、将来的にその改正部分を新憲法に併合するものとされた⁶⁴⁷。まず真っ先に行われたのは、1960 年憲法に明記された共産党の指導的地位の削除、共産党の衛星政党の集まりであった国民戦線の解体、公式イデオロギー「マルクス・レーニン主義」の廃止であった。さらに、1990 年 6 月の選挙の実施に向けて、政党法（1 月 23 日）や選挙法（2 月 27 日）を制定し、連邦議会の議員定数の削減（上院・下院各 200 名から各 150 名へ）、在籍議員の任期短縮など手続的な整備が行われた⁶⁴⁸。選挙法に関して、ハヴェルには、一方では OF が議会を独占してしまうほどには大勝したくないという自己抑制があり、議員の選出方法としては第 1 共和国からの伝統である比例代表制が望ましいと考えた⁶⁴⁹。他方で、その頃のハヴェルは政党政治を嫌悪しており、無所属の候補者が選出される余地を残したいとも考えていた⁶⁵⁰。こうしたハヴェルの意向も反映して、新選挙法では比例代表制を基本として、限定的に個人の立候補も認めることとなった⁶⁵¹。

1990 年 6 月の選挙で選出される連邦議会およびチェコとスロヴァキアの国民評議会の議員の任期は、憲法制定会議としての性格が付与されたため通常の半分である 2 年間とされた。連邦議会が中心となって連邦憲法を制定し、両国民評議会それぞれの共和国憲法を制定する予定であった。無論、同

⁶⁴⁷ Cutler (1991) pp. 521-522.

⁶⁴⁸ Scelle (2014) p. 330.

⁶⁴⁹ Elster (1991) p. 112.

⁶⁵⁰ Elster (1991) p. 112.

⁶⁵¹ Pehe, RFE/RL RES., March 16, 1990.

時進行で、社会主義から資本主義市場経済および民主主義国家体制に向けて、膨大な法整備も行わなければならなかった。しかし、この連邦議会の 1992 年 6 月までの任期中に、社会主義憲法改正のために制定された憲法律の数は 50 以上になったが、ついに連邦憲法が制定されることはなかった⁶⁵²。

(1) 連邦憲法私案

OF は体制転換直後に新憲法草案のリーフレットを発表した。しかし、その内容は 1968 年憲法律の改正に基づく現行の連邦制度をほとんど引き継ぐもので、スロヴァキア人の同意を得られそうになかった。また、新国家における財政上の裏付けのないまま、市民の社会・経済権を広範に認めるものであったため実現可能性が低く、政府や議会で審議されることはなかった⁶⁵³。他にも、様々な政党やグループが新たな連邦憲法の制定に関与しようとした。1991 年 2 月初旬までに、連邦議会議長のドゥプチェクのもとには 6 つの憲法私案が提出された⁶⁵⁴。このほかハヴェル大統領とリヘツキーらも、1991 年 3 月に憲法草案を作成している⁶⁵⁵。

後年ピトハルトは、これらの憲法私案に関する顛末を以下のように語っている。「1989 年春、共産党と政府が新憲法制定を準備していると新聞で読んだ。そこで、『1968 年』ののち（カレル大学）法学部を追われた我々、リヘツキー、ヴラデミール・ミクレ、ヴァーツラフ・パブリーチェク、ヴァーツラフ・メズジチュキー、イチーンスキー、フランチシェク・シャマリークが何度か集まって『憲法を起草した』。我々は、これは無意味なことに終わるだろうと予想していたが、体制反対派としては、この時に何もしないわけにはいくまい。11 月には、我々の草案はほぼ出来上がっていた。OF を立ち上げて間もなく、リヘツキーが『革命休暇』を取ると宣言して、自宅でその憲法草案を完成させた。彼とルドルフ・バトチェクが、『正式に』当時の連邦議会議長に我々の憲法草案を提出したが、結果は最悪であった。そこで、再度リヘツキーとハヴェルが、Lány（プラハ郊外にある大統領別邸）で『憲法を起草

⁶⁵² パブリーチェク（2005 年）p. 209.

⁶⁵³ Pomahač (1993) p. 56, Šemikova (2014) p. 8.

⁶⁵⁴ Stein (2000) p. 105.

⁶⁵⁵ Culter (1991) p. 527.

した』。これも結局、議会で受理されることはなかった」⁶⁵⁶。

1989 年の終わりから 1992 年までのチェコスロヴァキア連邦憲法の制定と共和国憲法の制定に関しては、未だアーカイブ資料が揃っておらず不明点が多い⁶⁵⁷。学者らの憲法起草への関与も限定的であったため、彼らは、憲法制定過程を「ブラックボックス」と評する⁶⁵⁸。本稿では、連邦憲法制定過程に関する記述は、Herman Schwartz および Lloyd N. Cutler、Eric Stein など、そのプロセスの一部に関与した外国人研究者の英語文献資料に多くを依拠した。しかしながら、これらの資料は回想録的な性格が強く、その内容は必ずしも時系列的に整理されていない。また、論者によって用いる名称や前後関係に齟齬があるなど、正確さに欠けるきらいがあったため、引用にあたってはその点に留意している。

(2) 外国人専門家委員会と政府および議会の委員会

1990 年初頭、ハヴェル大統領の発案により、新たな連邦憲法の制定に関して起草者たちをサポートするために、Schwartz および Cutler の取りまとめによる北米および西欧地域の法学者のチームが作られた。アメリカ人法律家でワシントン D.C. にあるアメリカン大学で教鞭をとっていた Schwartz は、ヘルシンキ会議へのオブザーバー出席を理由として訴追されたハヴェルの弁護を行うためにチェコスロヴァキアを訪れたことがあるなど、異論派知識人らとの交流があった⁶⁵⁹。

専門家チームのメンバーの中でも、1913 年生まれで、1939 年のナチス侵攻の際にアメリカへ亡命したチェコ人法律家ステインは特筆されるべき人物である。彼はリベラルな第 1 共和国時代を経験しており、母語であるチェコ語の能力はもちろんのこと、国際法および比較法の専門知識と国際機関等での豊かな実務経験を持つ専門家であった。ステインによれば、彼ら専門家チームの最初の検討材料は、リヘツキーの監修のもと起草された連邦憲法草案であったという⁶⁶⁰。彼らを驚かせたのは、OF をはじ

⁶⁵⁶ Schelle (2014) pp. 362- 363.

⁶⁵⁷ Schelle (2014) p. 363.

⁶⁵⁸ 筆者がブラハ・カレル大学留学中（2012～2014）に面談した研究者らの発言に基づく。

⁶⁵⁹ Halász (2006) p. 97.

⁶⁶⁰ Stein (2000) p. 13.

めとする主要な憲法草案には、連邦からの離脱権に関する規定が置かれていたことであった⁶⁶¹。ステインは、キャス・サンステインの論稿を引用し、連邦からの離脱が憲法上の権利として認められることに疑問を呈している⁶⁶²。ハヴェルも連邦からの離脱権を憲法上認めることには反対であった⁶⁶³。これに対し、スロヴァキアの 5 小党は、ハヴェルの連邦離脱権への反対意見が、憲法のみならず国連憲章や国際法に反するものであると非難する声明を発表した。彼らの言い分としては、1968 年憲法律の前文は、問答無用で民族自決権を絶対的権利として保障しているというものであった⁶⁶⁴。

いずれにしろ、海外専門家チームに求められていたのは法技術的なアドバイスであり、チェコスロヴァキア連邦のあり方といった現実的な政治問題に対する意見ではなかった⁶⁶⁵。体制転換から 1 年を過ぎる頃にはユーフォリアはすっかり消え去り、市民たちは、物価や失業率の上昇など日常生活の心配をしていた。1991 年にステインがプラハを再訪した時には、基本的権利や自由、選択肢の多様性が保障されていることはもはや当然のものとして受け止められ、「政治家は自分たちとは違う世界にいる」といった態度で、市民たちの政治への関心は再び薄れていたと感想を漏らす⁶⁶⁶。スロヴァキア・ナショナリズムが興隆し、連邦権限の分配や経済政策などに関するチェコとスロヴァキアとの間の溝が深まるにつれ、海外の法律専門家チームが果たし得る役割は自ずと低減していった。1990 年 4 月に初会合を持った専門家チームの活動の終期について、ステインらは明記していないが、1991 年 6 月のブラチスラヴァ会合を最後に自然消滅したようである。

⁶⁶¹ Stein (1992) p. 445.

⁶⁶² Stein (1992) pp. 445- 446. Sunstein, Cass R. (1991), “Constitutionalism and secession”, *University of Chicago Law Review*, No. 58, pp. 633-635, p. 654. 曰く、「設立文書上離脱の権利を規定することは、民族的、党派的紛争を増大させ、妥協や熟議への展望を減少させ、日々の政治の意思決定の掛け金を劇的に釣り上げ、それらの意思決定に見当違いで非論理的な考慮が働くようにし、ゆすりや戦略的・利己的行動への危険性を生み出し、多くの場合、長期的な自治への展望を危うくするものである。立憲主義はしばしば、プリコミットメント装置の具現化として、まさにこういった類のリスクを避けることに向けられているのである。政治的あるいは道徳的な離脱への主張は概して力強いものであるが、離脱権が憲法上容認されているという論理を正当化するものではない」。

⁶⁶³ Stein (1992) p. 445.

⁶⁶⁴ Stein (2000) p. 43.

⁶⁶⁵ Stein (2000) p. 17.

⁶⁶⁶ Stein (1992) p. 451, ナショナリズムに関して一般人の政治的無関心についての記述ではあるが、“us” – “them” distinction について：Brubaker (1998) p. 284.

前記外国人専門家チームのアドバイスを受けるチェコスロヴァキア側の連邦憲法制定委員会は、立法担当副首相であったリヘツキーが中心となっていた。委員の人数は外国人専門家よりも少なかったが、いずれも国家の要職にある者ばかりであった。メンバーのひとりであったイチーンスキーも、リヘツキーと同様、1968年までは法学教授であったが、「プラハの春」ののちカレル大学を追われ、「憲章77」の主要な署名者のひとりとなった。イチーンスキーは、ポスト社会主義体制で連邦議会の副議長に就任し、連邦憲法制定委員会の委員長となったが、1960年社会主義憲法の制定に深く関与していたことが影響して、再任されなかった⁶⁶⁷。そのほかチャルノグルスキーや最高裁判所長官など、委員会には法学者や法律実務家らが参加した。唯一の非法律家メンバーはスロヴァキア国民評議会議長ミクロシュコ（František Mikloško）であった。

リヘツキーは、憲法制定委員会とは別に、様々な省庁と外部の専門家からなる法制審議会と幾つかのワーキンググループを立ち上げ、連邦憲法の起草のみならず、極めて広範にわたる連邦法規の制定、改廃の準備に対応させた⁶⁶⁸。内閣直轄の法制部門が設置されたのは1991年になってからであった⁶⁶⁹。

連邦議会は、1990年9月に、チェコ人とスロヴァキア人からそれぞれ7名ずつ選出された連邦議会議員、チェコ、スロヴァキア両共和国国民評議会からの10名の議員らをメンバーとする、新憲法提案準備議員委員会を設置した⁶⁷⁰。そして、同議会委員会をサポートすべく、連邦議会によってチェコとスロヴァキアから同数選ばれた18名の委員が専門家委員会を構成した。多くは法学者であったが、中には役人や連邦議会議員、国民評議会議員も含まれていた⁶⁷¹。専門家委員会は、頻繁に会合を開いて1年あまり活動したが、議会委員会の方は、たった5回しか開催されなかった⁶⁷²。連邦議会議長のドゥプチェクが、異論が噴出する委員会を取り仕切ることができなかったためであるとされる⁶⁷³。1991年8月

⁶⁶⁷ Stein (1992) p. 425, Stein (2000) p. 14.

⁶⁶⁸ Stein (1992) p. 457.

⁶⁶⁹ Stein (2000) p. 51.

⁶⁷⁰ Stein (1992) p. 457.

⁶⁷¹ Stein (1992) p. 457.

⁶⁷² Stein (1992) p. 458.

⁶⁷³ Stein (2000) p. 51.

に議会委員会から連邦憲法草案が提出されたが、本会議で採択されることはなかった。しかしながら、次節で述べるように、人権憲章草案についてはこの議会委員会で採択され、制定に至った⁶⁷⁴。

1990 年春頃には、両共和国の国民評議会はそれぞれの共和国で制定されるべき憲法制定のための委員会を立ち上げた。スロヴァキアでは、のちにスロヴァキア最高裁判所長官に就任したカロール・プランクのリーダーシップのもと 40 数名が関与し、程なくして憲法草案が出来上がった⁶⁷⁵。他方、連邦憲法の制定に向けて全精力を注いでいたチェコでは、国民評議会の憲法制定委員会は、何らの成果を上げないまま 1991 年 7 月に作業終了となった⁶⁷⁶。当時、連邦議会の委員会と国民評議会の委員会との両方に所属するメンバーもいたものの、これらの委員会には相互の連携はなかった⁶⁷⁷。同時に、2 つの共和国政府は、連邦政府抜きで、連邦の将来を検討する会合を持つようになった。次第に、連邦制度の行く末を決定するイニシアティブは連邦政府と連邦議会ではなく、両共和国政府と両国民評議会が持つこととなった。後述する「大権限法」も、まずはこの会合内で議論された⁶⁷⁸。

(3) 「基本的権利と自由の憲章（人権憲章）」の制定

チェコとスロヴァキアとの間では、連邦制度設計をめぐる意見の相違が顕著であり、連邦憲法制定作業の遅滞はすぐに明白となったため、憲法の人権部分だけを切り離して、憲法典とは別個の憲章として制定することになった。「基本的権利と自由の憲章/ Listina základních práv a svobod (Úst. zák. č. 23/1991Sb. 以下「人権憲章」とする)」の起草準備を行ったのは、前述の連邦議会の新憲法提案準備議員委員会であり、両国民評議会も関与して集中的な議論が行われた。人権憲章は、1990 年 9 月になって初めて起草準備が行われたにもかかわらず、当初は象徴的な記念日である 11 月 17 日に、のちに 12 月 10 日の世界人権デーに合わせて制定される方針であったが、結局いずれにも間に合わなかつ

⁶⁷⁴ Šemikova (2014) p. 9.

⁶⁷⁵ Stein (1992) p. 458.

⁶⁷⁶ Šemikova (2014) p. 8.

⁶⁷⁷ Stein (1992) p. 458.

⁶⁷⁸ Stein (1992) p. 460.

た⁶⁷⁹。人権憲章は、制定が急がれたこともあり、その構成は寄せ集めの感が否めず、全体的に編纂や概念の重複も見受けられ体系的であるとは言い難い⁶⁸⁰。人権憲章は、1991年1月9日、連邦議会下院（定数150名）議員のうち114名が賛成、1名が反対、7名が棄権し、上院では、チェコ部会（定員75名）で、賛成54名、反対0名、棄権5名、スロヴァキア部会（定員75名）で、賛成50名、反対0名、棄権7名という圧倒的多数によって可決された⁶⁸¹。

「すべての憲法律や法令は、この人権憲章の定めるところに合致しなければならない」（§1(1)）との規定により、人権憲章は他の憲法律に優越する地位を与えられた。人権憲章は、連邦分離後のチェコ共和国議会で同国の「憲法秩序」⁶⁸²の中にそのまま取り入れられた（Úst. zák. č.23/1993 Sb.）。人権憲章の内容を逐一検討して規定を変更する時間的余裕がなかったという点が大きい。しかし、クラウス首相が、人権憲章を憲法の一部と位置付ける考えに対して、「あたかも憲法テキストに無駄な雑草が生えるようなものだ」と発言したように⁶⁸³、当初、憲法（典）第112条3項において人権憲章を通常の方法と位置づけ、その優位性を排除しようとする考えがあった。これに対しハヴェル大統領は、人権憲

⁶⁷⁹ パブリーチェック（2005年）p. 210.

⁶⁸⁰ 人権憲章は、チェコスロヴァキアが加盟を目指していた欧州審議会（1991年2月21日加盟）の欧州人権条約（European Convention on Human Rights）や、既に1976年法令第120号として公布されていた世界人権宣言などを参照している。参照元の人権カタログと比べて、当該人権憲章は社会経済権の保護がより広範囲である点に特徴がある。これは社会主義時代に労働権や無償教育、無償医療保障等の社会経済権がよく保障されていた名残りである。例えば、職業選択の自由だけではなく、適切な職業訓練を受ける権利、有給職業に就き生計を立てる権利、失業保障、十分な労働環境の保障などが、各種労働法規ではなく憲法レベルで保障されているのである。起草にあたっては、国家財政負担への懸念も生じたため、「人権憲章が定める社会経済権の一部については、それを具体化する立法が規定する範囲において行使可能である」旨規定された（§41）。また、個人の人権のみならず、エスニック・マイノリティ等の集団的権利（自分たちの権利にかかわる問題に関して参加する権利）や国家と教会の関係（§16(2)）、国家と政党等の結社との関係（§20(4)）、労働組合の位置付け（§27(2, 3)）などが盛り込まれている。

⁶⁸¹ パブリーチェック（2005年）p. 209.

⁶⁸² チェコ法における新たな概念である「憲法秩序」という文言は、憲法第3条及び第112条で言及されているが、定義付けはされていない。講学上チェコ共和国の「憲法秩序」とは、憲法典（č.1/1993 Sb.）及び人権憲章（č.23/1993 Sb.）、現在の憲法典に従って制定された憲法律、チェコスロヴァキア共和国国民議会あるいはチェコスロヴァキア社会主義共和国の連邦議会によって制定された憲法律、チェコ国民評議会によって1992年6月6日以降に制定された憲法律、現行憲法が法的効力を得た日に有効に存在していたその他の憲法律によって構成されている。チェコ憲法裁判所の見解では自身の判例も憲法秩序を形成するが、保守的な憲法学者らは、判例法を法源としない大陸法の伝統に従ってこれを認めない。Schelle (2014) p. 369 の解説でも憲法裁判所の判例を含めていない。

⁶⁸³ Šemíková (2014) p. 13.

章の重要性を鑑みたうえで憲法的な位置付けを明確にすべきであると強く主張した⁶⁸⁴。最終的に、憲法委員会の勧告もあり、人権憲章は、憲法典とともにチェコ共和国における「憲法秩序」の一部を構成するものとされた。

スロヴァキア共和国においては、1992 年スロヴァキア共和国憲法第 152 条によって、連邦時代の人権憲章はそのまま同憲法典の第 3 章に取り込まれ、その後、何度か改正を重ねている。

2. スロヴァキア・ナショナリズムの暴走

(1) スロヴァキア政治のアクターたち

チェコでは、「閑職送り/internal exile」されていたテクノクラートたちが孤立していたのに対し、その多くはスロヴァキア科学アカデミー予測経済研究所の出身であるスロヴァキアのテクノクラートたちは相互に連携して改革を目指していた。ポスト社会主義体制において、彼らは「暴力に反対する公衆/VPN」の議員となり、スロヴァキア政府における全ての経済関係の要職を占め、連邦政府の副首相に就いた者が 2 名いるなど、スロヴァキア政治の主要アクターとなった。テクノクラートではないスロヴァキアの政治エリートたちも、1970 年代の「正常化」を乗り切り、比較的早期に政治のアリーナに復帰していた。例えば、体制転換直後にスロヴァキア政府首相を務め、その後スロヴァキア憲法裁判所の長官を務めたミラン・チチュ（Milan Čič）は、1970 年に共産党から追放されたが、ほどなくコメンスキー大学に復職し、党員資格も回復した。チチュは、1978 年以降スロヴァキア科学アカデミー国家・法研究所の所長を務め、体制転換の 2 年前からは連邦政府の司法大臣を務めていた。

1990 年 6 月から 1998 年 10 月までの間、連立パートナーを変えながら断続的にスロヴァキア首相を 3 度務めたヴラヂミール・メチアル（Vladimír Mečiar）も、「プラハの春」を支持して共産党を除名されたが、コメンスキー大学法学部を卒業することができた。メチアルについては、権威主義者、ポピュリスト、ナショナリストなどと評価されることがあるが、彼自身には確固とした政治ポリシーはな

⁶⁸⁴ Šemíková (2014) p. 13.

い。メチアルは RT には出席していないが、早くから VPN の活動に加わり、ドゥプチェクの薦挙でチチュ政権の内務大臣に就任した。1991 年 5 月 5 日、VPN は分裂し、メチアルは「民主スロヴァキア運動/ Hnutie za demokratické Slovensko, HZDS」を結成し、チャルファは連邦維持派の「市民連合」に、ドゥプチェクはスロヴァキア社会民主党に参加した。

メチアルには、かつて企業内弁護士の職を得るために StB の情報提供者になったという噂があり、チチュ政権の内務大臣となった彼は、StB のリストを管理する立場を悪用して自分の不利益情報を抹消したり、他人の秘密を握ろうとしたとも言われている。1990 年 7 月から 12 月までメチアルの後任として内務大臣に就任したキリスト教民主運動 (Kresťanskodemokratické hnutie, KDH) のアンドラーシュ (Anton Andráš) がメチアルの所業を暴こうとすると、首相のメチアルは彼を大臣のポストから引きずり降ろそうとした。メチアルは批判にさらされ、かえって彼の過去が、アンドラーシュやチャルノグルスキーらによって精査されることとなり、1991 年 4 月、メチアル政権は退陣を余儀なくされた。1992 年 3 月 23 日、KDH は議会で、メチアルにまつわる噂が真実であると暴露した (メチアルは否定し続けた)⁶⁸⁵が、スロヴァキアでは浄化法が制定されなかったこともあり、真偽不明のままである。

スロヴァキア人エリートとしては例外的な軌跡を辿ったのはチャルノグルスキーである。彼は、父親共々有名なカトリック系の活動家であったが、1981 年に「憲章 77」署名者の刑事弁護を行ったことで弁護士資格を剥奪された。スロヴァキアでは数少ない「異論派」となったチャルノグルスキーは、運転手や企業内弁護士として働きながら地下出版を続け、スロヴァキアのカトリック知識人や異論派のみならず、共産党改革派たちのアイコンとなった。1989 年 8 月、違法な地下出版を理由に投獄されたチャルノグルスキーは、11 月にフサーク大統領の退任前に発布された政治犯に対する恩赦により解放され、その足でプラハの RT に加わり、「国民一致政権」の副首相となった。彼は KDH の設立者の 1 人であり、ポスト社会主義時代の 3 人目のスロヴァキア首相、連邦憲法制定委員会メンバーになった。

かつて国営企業の管理職にあった者たちはひとつの結束した集団を形成していたわけではなかった

⁶⁸⁵ Eyal (2003) p. 95, Stein (2000) p. 92.

が、新体制下でも、スロヴァキアの工業あるいは農業部門を代表し、政治的影響力を持った。彼らはロビー活動を行い、政党・政治グループの結成にも関与した。国有財産の私有化に際してもその地位を存分に利用した（ノーメンクラトゥーラ私有）という噂もある⁶⁸⁶。

スロヴァキア政治における主要アクターの最後は、スロヴァキア・ナショナリストたちである。スロヴァキア人単独での国家運営は 1938 年から 1945 年までの短期間であり、しかもナチスの傀儡国家であったという、スロヴァキア人全体が共有するコンプレックスのような感情を反映して、ナショナリストたちは、チェコスロヴァキズムやマジャール人史観に対抗する、スロヴァキアの「神話」の形成にも熱心であった⁶⁸⁷。曰く、①スロヴァキア人は 5、6 世紀に現在の地に定住し始めた。②7 世紀に出現した歴史上最古のスラヴ人国家であるサモ王国はスロヴァキアの領域にあった。ゆえにスロヴァキアには文明があった。そして、③大モラヴィア国はスロヴァキア人の国家であった。④大モラヴィア国の伝統は、国内で正教を布教し聖書をスラヴ語に翻訳するためにキリル文字を遺した聖キリルと聖メトディオス兄弟の偉業とともに、スロヴァキアの口承や民間伝承の中に生きている⁶⁸⁸、などとしてスロヴァキア民族は歴史の早い段階から存在し、文明を持っていたとする歴史観を広めた⁶⁸⁹。

1990 年 3 月、ナショナリストの歴史家や哲学者、教師らが集まり、第 2 次世界大戦以前に存在した同名の政党の後継を謳って、スロヴァキア民族党（SNS）を結成した、同党は、民族文化啓蒙団体マチ

⁶⁸⁶ Eyal (2003) p. 115.

⁶⁸⁷ スロヴァキア人の歴史家は、チェコ人歴史家のスロヴァキア史の解釈や 1935 年に設立された歴史家協会がブラハ中心であることに不満を持つようになった。1945 年以降、スロヴァキア人歴史家は独自の協会を組織し、チェコスロヴァキア史をチェコ人歴史家と協働して作成することを拒否した (Rauchová, Jitka (2017) „Vztahy českých a slovenských historiků a Československá společnost historická v období tzv. třetí republiky (1945-1948) [いわゆる第 3 共和国時代 (1945 年～1948 年) におけるチェコ人及びスロヴァキア人歴史家たちの関係およびチェコスロヴァキア歴史家協会]“, in Pospíšil, Ivo ed. (2017), *Český a slovenský kulturní a politický prostor* [チェコおよびスロヴァキアの文化政治領域], Česká asociace slavistů, Brno) pp. 163-169.

⁶⁸⁸ しかしながら、スロヴァキア語はキリル文字を用いないし、2001 年国勢調査によれば、スロヴァキアで信仰されている宗教はローマ・カトリック (68.9%)、ルター派プロテスタント (6.9%) となっており、正教の割合は 0.9% に過ぎない (<http://www.slovensko.com/about/religion>)。加えて、キリルらが考案したとされるのはグラゴル文字であり、キリル文字は、ブルガリアに逃れたキリルらの弟子が考案したとされている。グラゴル文字は、9～11 世紀頃にブルガリアの教会文書において用いられた (以上、三谷恵子 (2011 年)『スラヴ語入門』三省堂、pp.50-57 ほか)。

⁶⁸⁹ Eyal (2003) p. 129.

ツァ・スロヴェンスカーと協働して、「スロヴァキアの自治宣言」を行うなど、排外的な民族政党となった。ポスト社会主義時代のスロヴァキア政治において、改革派コミュニストとナショナリストは、一時的であれ同盟関係にあり、典型的なアンチ・チェコおよびアンチ連邦主義の立場を明確にした SNS は、第 2 期・第 3 期メチアル政権の連立パートナーとなった。

親チェコ派の VPN から分裂したメチアルの HZDS は、アンチ連邦主義の SNS と親チェコ派に近いがいずれ機が熟したところでスロヴァキアは独立すると標榜していた KDH との間で微妙な立場にあった。そのためメチアルは、単一の連邦国家ではなく 2 つの主権国家からなる国家連合という方向性を示し、一方では連邦制を維持するスタンスを見せながら、他方でより多くのスロヴァキアの自治要求を叶えようとする奇策を用いて大衆の歓心を買おうとした⁶⁹⁰。1992 年 6 月の選挙に際してメチアルは、連邦憲法の前にスロヴァキア憲法を制定すること、スロヴァキア大統領職とスロヴァキア中央銀行を設立すること、さらにはスロヴァキア独自の外交活動を行うと訴え⁶⁹¹、首相の地位に返り咲いた。

すべてのスロヴァキアの政党が、スロヴァキアの自治独立に関する綱領を掲げていたのに対し、チェコの政党は、チェコの有権者がスロヴァキア問題には関心を示さなかったため、チェコとスロヴァキアとの関係を取り上げなかった⁶⁹²。共産党も、徐々にチェコ共産党とスロヴァキア共産党の活動が分裂したことで、チェコスロヴァキア全土をカバーする全国政党はなくなった。Wolchik (2010) は、チェコスロヴァキアの 2 つの共和国をまたぐ選挙区はなく、かつ、政党もそれぞれの共和国内で結成されていたことで、各党首は専ら自ネーションの利益や不満に沿った主張を行って有権者の票を集めることができた反面、チェコとの協働を重視するスロヴァキア人の有権者には投票すべきスロヴァキアの政党がなく、チェコの政党に投票することもできなかったことを指摘する⁶⁹³。

⁶⁹⁰ Elster (1995) p. 117.

⁶⁹¹ Elster (1995) p. 117.

⁶⁹² Rychlík (2000) p. 51.

⁶⁹³ Wolchik (2010) p. 98. マスメディアについても、全国規模のテレビ局は存在したものの、チェコもスロヴァキアもカバーする新聞社は存在しなかった。チェコのメディアはチェコを、スロヴァキアのメディアはスロヴァキアを専ら取り上げた。スロヴァキア問題について継続的に取り上げたのは、チェコの知識人階層が購読する Lidové noviny 紙くらいであったが、スロヴァキア・ナショナリズムの発現に焦点が当てられがちであった (Johnson, Owen V. (2000)

1990年3月14日——第2共和国時代の1939年のその日、スロヴァキア議会が独立宣言を行った日を記念するデモンストレーションがブラチスラヴァで行われた。群衆が、「プラハはもうたくさんだ」、「もうハヴェルは結構だ」、「マジャール人はダニューヴ（ドナウ）川の向こうへ！、ユダヤ人はパレスチナへ！」などのシュプレッヒコールを繰り返す様子は、チェコのテレビ局でも放映された。チェコ人視聴者は、スロヴァキア人が本来恥ずべきファシズムの過去を称揚する様子に衝撃を受けた⁶⁹⁴。しかし、スロヴァキア社会全体で見ればこうした過激なナショナリズムの発現は一部で見られた過ぎず、デモンストレーションによる怪我人も略奪も放火も一切生じず、市民の関心も低かった⁶⁹⁵。

(2) 「ハイフン戦争」

体制移行期に噴出した最初の「憲法危機」は、国名変更についてであった。大統領に就任したハヴェルは、国名の「チェコスロヴァキア社会主義共和国」から「社会主義」という文言を外すと宣言した。連邦を構成する「スロヴァキア社会主義共和国」も「スロヴァキア共和国」へ、チェコも同様に「チェコ共和国」へとそれぞれ名称を変更した。ところがスロヴァキア人議員たちは、新国名に連邦要素を明記した「チェコスロヴァキア連邦共和国」案にも満足しなかった。彼らは、チェコ共和国とスロヴァキア共和国の対等性を明示すべく、国名の「チェコ」と「スロヴァキア」の間にハイフンを入れるべきであると主張したのであった。こうして、いわゆる「ハイフン戦争/pomlčková válka」が勃発した。

大統領もハイフン案を支持したが、多くのチェコ人にとっては、1938年のミュンヘン協定から1939年3月にスロヴァキアが独立するまでのごく短期間存在した「チェコ＝スロヴァキア共和国/Česko-slovenská republika（第2共和国）」を想起させるため強い拒否感があった。一方で、ハイフンに対する意味合いが、スロヴァキア語〔結合の意味合い〕とチェコ語〔区分の意味合い〕とでは、やや異なる

“Failing Democracy: Journalists, the Mass Media, and the Dissolution of Czechoslovakia”, in Kraus eds. (2010) pp. 163-182)。

⁶⁹⁴ Holý (1996) p. 109.

⁶⁹⁵ Wolchik (2010) p. 96.

ことから⁶⁹⁶、「チェコスロヴァキア連邦共和国」は、等価的意味合いを持つハイフンであるとするスロヴァキア人議員と、それよりも意味合いの薄いダッシュを表しているとするチェコ人議員との間で論争が生じた。1990年3月29日、妥協策として、チェコ語表記ではハイフンなしの「チェコスロヴァキア連邦共和国/Československá federativní republika」、スロヴァキア語表記ではハイフンありの「チェコスロヴァキア連邦共和国/Česko-slovenská federatívna republika」と表記されることで決着が図られ、憲法律（Úst z. č. 81/1990 Sb.）が公布された。同時に、連邦議会は審議が遅れていた1990年予算案を同日可決した⁶⁹⁷。

ところが、この妥協的な国名変更では論争が収束せず、すぐにハイフン戦争が蒸し返された。スロヴァキアでは、上記の国名案を承認したVPNを「ネイションを裏切った」と名指しするデモ行進が噴出したためである⁶⁹⁸。結局、約1ヶ月後の4月23日、連邦議会は、英語の“and”にあたる連結接続詞“a”を挿入した「チェコおよびスロヴァキア連邦共和国/Česká a Slovenská Federativní Republika」に再改正した（Úst z. č. 101/1990 Sb.）。チェコ語もスロヴァキア語も、正書法では、ひとまとまりの言葉は、最初の単語の頭文字だけが大きく、あとに続く単語の頭文字はすべて小文字で表記される。したがって、文法的には“Česká a slovenská federativní republika”と表記されるのが正しいが、スロヴァキア人議員たちの反発により、スロヴァキアを小文字表記にせず、すべての単語の頭文字が大きく表記される異例の形式となったのであった。

(3) 「大権限法」をめぐる駆け引き

次の憲法危機も、やはりスロヴァキア側の要求からもたらされた。チェコ側では、新体制がまず行うべきことは、連邦主導による自由市場経済への取り組みであると考えていたところ、スロヴァキア側は、まずは連邦機関に集中している権限を大幅に共和国に移譲することが先であると強く主張した。

⁶⁹⁶ Stein (2000) p. 59.

⁶⁹⁷ 林 (1998 年) p. 134.

⁶⁹⁸ Rychlík (2000) p. 52.

1990年6月8日・9日に行われた体制転換後初の国政選挙は、国民が社会主義に基づく国政運営を継続するか否かを選択する、いわばレファレンダムであった⁶⁹⁹。投票率は96%以上であった。連邦議会下院の300議席のうち、OFとVPNは170議席を獲得した。共産党は47議席、キリスト教民主同盟は40議席、その他小政党がそれぞれ12-16議席を獲得した。しかしながら、VPNは、連邦上院のスロヴァキア部会で過半数を獲得することができなかった⁷⁰⁰。また、チェコ国民評議会ではOFの圧倒的な勝利となり、ピトハルト首相が続投することとなったが、VPNはスロヴァキア国民評議会においても過半数を取れず、キリスト教民主運動（KDH）との連立政権となった。

7月初旬、ピトハルトは、新たにスロヴァキアの首相となったメチアルと会談し、中央集権的で官僚的な連邦システムを変革して連邦権限の多くを共和国へ移譲させることに関して意気投合した⁷⁰¹。メチアルはピトハルトとともにチャルファ連邦政府首相らと会談した。1990年8月9日から11月13日までの間に行われた、連邦とチェコ共和国とスロヴァキア共和国の3政府との話し合いには、時折、ハヴェル大統領や政党指導者、専門家らが加わった⁷⁰²。

チェコ人たちは、連邦の人口比に従ってスロヴァキア人よりも多くのチェコ人が活躍するのは当然であると考えていたのに対して、スロヴァキア人たちは、あくまで「対等」な連邦構成単位としての「平等」な処遇を求めていた。スロヴァキア人たちは、常にスロヴァキアが二番手に甘んじていることに不満を募らせていた。1990年8月9日の会談の直後、スロヴァキア政府は、スロヴァキア外務省の設立をアナウンスするなどして、交渉のイニシアティブを取ろうとした。スロヴァキアでは地方選挙を控えており、メチアルは、ライバルであるKDHや極端な国家主義政党であるSNSの追い上げを受けていたという事情があった⁷⁰³。独立記念日の10月28日、ハヴェルおよび3政府と政府与党の代表

⁶⁹⁹ Eyal (2003) p. 147.

⁷⁰⁰ Pehe, RFE/RL RES., July 13, 1990.

⁷⁰¹ Stein (2000) pp. 62- 72.

⁷⁰² Stein (2000) p. 60, Rychlík (2000) p. 53.

⁷⁰³ Stein (2000) p. 67.

者らは、チェコスロヴァキアを維持する意向を強調した声明を連名で発表した⁷⁰⁴、連邦制度設計をめぐる政治的駆け引きの中で、スロヴァキア側では次第に分離主義者の影響力が強くなっていた。

11 月初旬、連邦議会の審議日程の関係で連邦権限分配に関する憲法律の制定手続が急がれていた。両共和国政府と連邦政府が同意した法案はスロヴァキア国民評議会を通過したが、チェコ国民評議会は、この合意によって連邦政府の権限が限定されることに難色を示した。例えば、国籍やマイノリティの権利の保護については、国際条約においてチェコスロヴァキアが当事者となっているところ、これを連邦権限から共和国権限へと移管することは認められないとの異議が出された⁷⁰⁵。ピトハルトは、メチアルらスロヴァキアの指導者たちが、チェコ側との会談の席で、もし、憲法改正においてチェコ人の要求が通れば、スロヴァキア国民評議会は、連邦法に対するスロヴァキア法の優越を宣言すると脅しをかけてきたことを暴露した⁷⁰⁶。

12 月 9 日、ハヴェル大統領は連邦議会に出席して、スロヴァキアの分離主義を、国家および民主主義に対する自殺行為であると非難し、速やかな憲法裁判所の設立やレファレンダム法の制定、暫定的な大統領権限の拡大などを求めた⁷⁰⁷。メチアルやスロヴァキア国民評議会議長のミクロシュコは、ハヴェルの発言は一方的であると反発したが⁷⁰⁸、連邦議会は、30 数か所もの修正や否決を繰り返しながら、連邦政府権限をマイノリティの保護、郵便事業、石油パイプラインなどにも広げ、連邦政府が課税権限を持つ事項についても明確化した⁷⁰⁹。最終的に、この妥協案は、比較的スムーズにスロヴァキア国民評議会の承認を得て⁷¹⁰、12 月 12 日、憲法改正の憲法律として連邦議会において可決された (Úst. zák. z. č. 556/ 1990 Sb., kterým se mění ústavní zákon č. 143/1968 Sb., o československé federaci, tzv. „velký kompetenční zákon“/「チェコスロヴァキア連邦に関する 1968 年憲法律第 143 号の改正にかかる憲法

⁷⁰⁴ Rychlík (2000) p. 54.

⁷⁰⁵ Stein (1992) p. 462. 脚注 118.

⁷⁰⁶ Elster (1995) p.115, Stein (2000) pp. 68- 69.

⁷⁰⁷ Culter 1991, p. 525, Stein (1992) pp. 462- 463.

⁷⁰⁸ Stein (1992) p. 463.

⁷⁰⁹ Culter (1991) p.524, Stein (1992) p. 463, Stein (2000) p. 69.

⁷¹⁰ Culter (1991) p.524, Stein (1992) pp. 461-462.

律」いわゆる「大権限法」)⁷¹¹。

この「大権限法」によって、これまで連邦と共和国が共有した、農業、交通、治安維持などに関する権限事項が、原則的には共和国に移管され、国有財産も連邦と共和国の間で分割された。さらには、一定の範囲で、共和国が外国との協定を締結する権限も認められるなど、連邦権限は相当縮小した⁷¹²。連邦が共和国の決定を無効化できるという権限も廃止された。1968 年憲法律と同様ではあるが、「大権限法」には共和国法に対する連邦法の優先規定は置かれなかった。関税や原子力発電等の明確に専権化された事項を除いて、連邦法の実施の多くについては共和国に委ねられたが、具体的事項に関して不明瞭なところがあった。実際に、1991 年 1 月に連邦憲法裁判所が設立されて初めて判決を下した事件は、連邦通信省が申し立てた、通信網に関する不明瞭な管轄権限について大権限法の解釈を問題にするものであった (Pl. ÚS. 2/92)。また大権限法には、中央銀行の総裁はチェコ人とスロヴァキア人から毎年交互に選ばれるなど、スロヴァキア・ナショナリズムに配慮した内容も含まれていた⁷¹³。

大権限法の成立は連邦議会関係者には憲法危機の回避として歓迎されたが、内実は 1991 年予算案の承認を絡めた駆け引きのもとに成立した妥協であり、チェコ側は最大限の譲歩と感じていたのに対し、メチアルはスロヴァキア国民評議会において「大権限法は権限移譲の第 1 段階である」と強調した⁷¹⁴。

(4) 「多数決禁止」条項による議会の不機能

1968 年憲法律は、連邦議会上院にチェコ人とスロヴァキア人を同数に分かれた部会を設け、いわゆる「多数決の禁止」による「拒否権」を各々与えることで、上院における両ネーションの力を対等にした。前体制下の立法システムでは、共産党中央委員会が意思決定を行い、立法府はほぼそのままの形で

⁷¹¹ Gronsý (2007) pp. 227- 237. 「大権限法」の通称は、先に制定された、連邦政府の経済に関する権限の制約と共和国への移管について規定したいわゆる „malý kompetenční zákon / 「小権限法」 ” (č. 296/1990 Sb.) との対比による。その後、連邦解体に向けて „druhý velký kompetenční zákon / 「第 2 大権限法」 ” (č. 493/1992 Sb.) が制定された。

⁷¹² 林 (2010 年 a) p. 173.

⁷¹³ Elster (1995) p. 115. 1968 年以降、チェコ人とスロヴァキア人が交互にトップを務めるなどの慣行は随所で見られた。大統領がチェコ人であれば首相はスロヴァキア人といったバランスの取り方もされていた。

⁷¹⁴ Stein (2000) p. 71, 林 (2010 年 a) p. 173.

法制化を行っていたため、「拒否権」が問題になることはなかった⁷¹⁵。しかし、いまや上院の重要審議事項は、チェコ部会とスロヴァキア部会という両グループ間で合意が整わなければ可決できなくなった。上院部会議員の定数は各 75 名であるから、両部会で、それぞれ過半数たる 38 名以上の議員が賛成しなければ（そのカウント方法は、出席議員ではなく定数の過半数とされており、38 名の議員が反対もしくは棄権すれば）当該議案は否決される。憲法改正等については、両部会でそれぞれ 5 分の 3 以上の賛成が必要とされるので、それぞれ 45 名以上の部会議員の賛成が必要となる。すなわち、連邦議員全 300 名の 1 割に過ぎない 31 名のスロヴァキア人の上院議員が反対に回ると、新たな憲法律が制定できないということである。こうして、スロヴァキア人議員は「拒否権」を武器に、チェコ人議員に対し、予算案などへの賛成と引き換えにスロヴァキアのアイデンティティに関わる法案への妥協を迫っていたのである⁷¹⁶。

ハヴェルと連邦政府関係者たちは、連邦議会におけるチェコ人とスロヴァキア人との対立によって、あらゆる意思決定が遅滞し、連邦議会の機能が麻痺している状況を問題視した。ハヴェルは、連邦憲法の制定作業を促進するため、大統領別邸 Lány で議会外の話し合いの場を定期的に持った⁷¹⁷。就任当初ハヴェルは議会制民主主義を重んじ、議会外で重要な意思決定が行われる政党政治を好ましく思っていなかった。またハヴェルは、ドゥプチェクの連邦議会の議長としての能力に疑問を抱いており、彼らの関係は良くなかったということもあって⁷¹⁸、初めは連邦政府及び両共和国の国民評議会のトップだけを招いて会談していた⁷¹⁹。途中からハヴェルは政党の果たす役割の大きさに気づくこととなったが、時すでに遅しの状況であった。

⁷¹⁵ チェコの政治学者カレル・ヴォヂチュカ（Karel Vodička）は、1968 年憲法律の起草者は、チェコとスロヴァキアとの間で対立点が生じるような選挙が行われることは想定していなかったと述べる（Just (2014) p. 70）。

⁷¹⁶ 林 (1998 年) p. 134.

⁷¹⁷ Cutler (1991) p. 545.

⁷¹⁸ Elster (1995) p. 118.

⁷¹⁹ Elster (1995) p. 118. 会合の参加者については各文献によって相違する。Mathernova (1993) p. 69 は、「当初この会談は、政党や連邦機関が関わっていたが、徐々に共和国関係者も加わるようになった」とする。Cutler (1991) p. 545 の記述では、「連邦、共和国、政党の指導者らの定期的な会合」とされている。

ハヴェルは、連邦憲法の制定に関して、ドイツに亡命しミュンヘン大学で国法学を講じていたクロコチュカ (Vladimír Klokočka) のサポートを受けていくつもの提案を行った⁷²⁰。また、海外専門家委員会のメンバーにも助言を仰いでいた。1991 年 3 月、ハヴェルはまず、連邦議会の構成の変更や大統領の権限を強化するなど現行の政治制度に大きな変更を加えた憲法草案を、主要な政党指導者や連邦議会、両共和国政府関係者らに提示した⁷²¹。彼の憲法草案では大統領には法案拒否権はないものの、内閣不信任決議が可決された時や内閣が提案した法案を 5 ヶ月以内に可決しなかった場合などに議会を解散させる権限が認められていた。さらに大統領は、憲法改正やその他重要な政治機構の変更に関してレファレンダムを実施する権限を持つとされていた。また、連邦議会上院における「拒否権」問題に関しては、憲法改正や宣戦布告については従前どおりの議決方法とするが、非重要法案については、チェコとスロヴァキア部会で別々に賛成票を数えるのではなく、合同でカウントするという案であった⁷²²。ハヴェルの憲法草案は 1991 年 5 月 5 日に議会に提出されたが、審議すらされなかった⁷²³。ハヴェルは、同年 11 月 17 日のテレビ演説でも上記草案と同様の主張を繰り返し、国民の理解を求めた⁷²⁴。

次にハヴェルは、第 1 共和国時代から議会によって選ばれた名誉的な地位にとどまり、形式的、儀礼的な権限しか与えられていなかったチェコスロヴァキアの大統領職を、市民の直接選挙によって選出して、より大きな権限を持たせようとした。ハヴェルの提案は、チェコスロヴァキア議会政治の伝統から逸脱しており、大統領の独裁化を懸念する議会の抵抗は必至であった⁷²⁵。それでも 1992 年初め、連邦議会は、大統領と連邦議会、連邦政府との関係に関する憲法改正法案を審議し、下院では可決された

⁷²⁰ Halasz (2006) p. 97 脚注 3 参照。

⁷²¹ Elster (1995) p. 118.

⁷²² Cutler (1991) p. 549.

⁷²³ Šemíková (2014) p. 8.

⁷²⁴ Elster (1995) p. 118.

⁷²⁵ ハヴェルは一般投票を強く望んだが、クラウスは、国民による直接選挙によって選出された大統領の権威が強くなりすぎることを懸念し反対した。1992 年チェコ憲法では、従来通りの議会選出としながらも、大統領の権限を多少強化した。のちに大統領となったクラウスの後任を選出する 2013 年選挙から一般投票制度が採用され、決選投票でゼマンが選出された。就任当初ゼマンは、有権者の直接選挙によって選出された大統領である自分の正統性は従来方式で選出された前任者たちのものよりも大きいとの認識で議会等と軋轢を起こした (拙著 2015 年 p. 94)。

ものの、上院のスロヴァキア部会を通過しなかった⁷²⁶。

ついにハヴェルはスロヴァキア側に対し、連邦に残るか否かについてレファレンダムを行うよう求めた。連邦政府が策定した憲法草案では、議会代表を通じた間接民主主義の原理を重視し、レファレンダムに関する規定は置かれていなかった⁷²⁷。レファレンダムに関する大統領の強い要望は議会によって叶えられ、1991年8月、基本的憲法問題に関するレファレンダムを実施可能とする、憲法律第327号が制定された。同憲法律では、連邦議会あるいは片方又は両方の国民評議会から求められた場合、大統領はレファレンダムを実施するとされた。そして、連邦の行く末に関して行われた国民投票の結果、片方又は両方の共和国における50%以上の有権者が連邦の分離を求めた場合、連邦は1年以内に消滅するものと規定されていた。ハヴェルは、このレファレンダム法の要件に不満を持ち、連邦政府の同意があれば、連邦議会の同意を得ることなく大統領にレファレンダム実施権が付与され、また、チェコ共和国においては50万人以上、スロヴァキア共和国においては25万人以上の署名がある場合、大統領は義務的にレファレンダムを実施しなければならないという市民発議要件を盛り込んだレファレンダム法の改正提案を行った。しかし、1992年1月21日、議会は大統領の提案を否決した⁷²⁸。

連邦議会が新たな連邦憲法を採択した場合の両国民評議会における承認手続に関するハヴェルの提案は、ラディカルなスロヴァキアの政治家の要求をも満たすような内容であったにもかかわらず、1月21日、アンチ・ハヴェルの集団と化していたスロヴァキア部会の民族派議員たちが「拒否権」を行使した結果、採択されなかった。他にもハヴェルは、上下両院とも法案を可決しない場合には大統領が議会解散権を行使し、解散中は大統領が暫定的に大統領令を発布できるとする憲法改正事項を提案したが、同月28日に連邦両院において拒絶された⁷²⁹。ハヴェルは、連邦議会を200名の議員からなる1院制に変更しつつ、両国民評議会の代表30名で構成される連邦協議会を創設する提案も行ったが、国民

⁷²⁶ Mathernova (1993) pp. 68-69.

⁷²⁷ 1920年憲法では、内閣が提出した法案を議会が否決した場合に、内閣はレファレンダムを発議できるとされていたが、この内閣のレファレンダム発議権は、1960年憲法・1968年憲法律では削除された。

⁷²⁸ Mathernova (1993) p. 74.

⁷²⁹ Mathernova (1993) p. 74.

評議会の承認手続の提案およびレファレンダム法の改正案が否決されたのち、この提案を撤回した⁷³⁰。

連邦制度に関する大統領からの最後の提案は、選挙法の改正に関するものであった。大統領提案は、比例代表制と選挙区制を取り混ぜた選挙制度であったが、これに対しては、複数の議員グループが、比例代表制に基づく改正案を提出して対抗した。結局、議会はハヴェルの提案を退け、議員らが提出した対案のひとつを採択した。その理由は、スロヴァキア民族派議員らによる「反対のための反対」といったルーティーンを別とすれば、小党出身議員らが、多数代表制の導入によって比例代表制の恩恵を受けられなくなることを恐れたからであった。結果的に見れば、連邦憲法制定に向けてハヴェル大統領が果たした役割は重要ではなかった。1991年10月28日には、ブラチスラヴァで開催された独立記念日を祝う式典に参加したハヴェルが、これに反対するデモの参加者から卵を投げつけられた事件を始めとして、チェコ・デモクラシーの象徴でもあったハヴェルに対するスロヴァキア・ナショナリスト勢力による議会内外における反発は強まっていた⁷³¹。

(5) 「国家条約」交渉

1990年の「大権限法」については、チェコ人もスロヴァキア人もそれぞれに不満であった。チェコ人にとっては、連邦機構の権限が弱くなり過ぎたと感じられ、スロヴァキア人は未だ連邦に残存する権限が大きすぎると感じていた。1991年2月、大権限法の施行からわずか1ヶ月後には、連邦憲法制定委員会のチャルノグルスキーが、連邦憲法制定に先立ってチェコとスロヴァキアによる「国家条約 /státní smlouva」の締結を主張した⁷³²。彼は、スロヴァキアの自治を約束した1918年のピッツバーグ協定および1945年のコシツェ綱領の不履行、連邦制度を導入した1968年憲法律の破棄（翌年の憲法律改正）という複数の苦い経験から、連邦制度に関するチェコ側との合意については簡単には破棄できない形態を取る必要があると考えたのである。当初、チェコ国民評議会は「国家条約」の提案に強く

⁷³⁰ Mathernova (1993) p. 74.

⁷³¹ Holý (1996) p. 110.

⁷³² Mathernova (1993) pp. 69-70. 脚注 70, Stein (2000) p. 111, Gronský (2007) pp. 453- 457.

反発したものの、スロヴァキアとの協議は行うことにした。同年5月から6月にかけて集中的な話し合いが持たれたが、成果はなかった。チェコ側とスロヴァキア側では、この「国家条約」で規定されるべき内容のみならず、「国家条約」自体の法的性質や意味合いに関するコンセンサスが形成できなかったためである⁷³³。スロヴァキアの民族派議員は、2つの共和国が国際法上の主体となって締結すべきであると強硬に主張したが、リヘツキーの要請により、連邦構成国間で締結する国際条約という法律行為の性質に関して検討した海外専門家チームの意見は否定的であった⁷³⁴。

同年11月までに88の条項を含んだ条約案が起草されたが、連邦観が異なるチェコとスロヴァキアとの間で妥協点を見出すことは困難であり、22条項については合意が成立しそうになかったが、1992年2月、両共和国の国民評議会から指名を受けた合同委員会において合意に達した。しかし、チェコ側は条約案を評価したが、スロヴァキア側は、当該条約案では、締結主体が不明瞭であり国際条約とは言えないこと、将来的に法源となることが予定されず、単なる連邦議会への法的提言といった性質を持つに過ぎない点などを挙げて批判した⁷³⁵。結局、当該条約案はスロヴァキア国民評議会では採択されず、KDHも分裂した⁷³⁶。憲法制定に関する連邦議会の審議は行き詰まり、両国民評議会が主体となった連邦制度をめぐる話し合いも暗礁に乗り上げた。そこで、関係者は1992年6月の選挙まで「国家条約」交渉を中断することにした。

3. チェコスロヴァキア連邦の終焉——「ヴィロード離婚」

1992年6月5-6日に行われた議会選挙⁷³⁷における主要な争点は、経済改革の方法と連邦国家のあり方をめぐる問題であった。体制転換後初めての選挙であった前回1990年6月の選挙の投票率が96%

⁷³³ Mathernova (1993) p. 70 脚注 73, Stein (1992) p. 464.

⁷³⁴ Halasz (2006) p. 104.

⁷³⁵ Mathernova (1993) p. 71.

⁷³⁶ 1992年2月12日、同条約案を審議したスロヴァキア国民評議会の最高会議幹部会において賛成10票、反対10票という僅差で否決となり、本会議の審議には送られなかった (Rychlík (2010) p. 57)。

⁷³⁷ 1992年選挙結果に関しては、Turnovec, František (2000) “Electoral Rules and the Fate of Nations: Czechoslovakia’s Last Parliamentary Election”, in Kraus (2000) pp. 107-136. を参照した。

以上であったのに対し、1992 年連邦議会選挙の投票率はチェコで 84.5%、スロヴァキアで 84.2%であった。相対的には、有権者の政治への関心は依然として高かったことが伺える。

政党創設ブームに乗って多数の政党組織が候補者を擁立して争う小党乱立選挙の中で、5%以上の得票率の獲得というハードルをクリアした 6 組織（35 組織中）が連邦議会に議席を獲得し、チェコ国民評議会では 8 組織（19 組織中）が議席を獲得した。チェコで最大得票率を得たのは、クラウスが率いる市民民主党（ODS）と 2 つの小政党の連合であるキリスト教民主党（KDS）との連立組織であったが、議会の過半数を得ることはできず、右派の小党である市民民主同盟（ODA）とキリスト教民主同盟（KDU-ČSL）も加えて右派連立政権を組閣して、迅速な経済改革を追求することになった。連立与党はチェコ国民評議会の 200 議席中 105 議席を占有したに過ぎないが、この第 1 次クラウス内閣は、議会任期の 4 年間政権を維持することができ、1918 年の建国以来、実質的に議会制民主主義が機能しなかった社会主義時代を除いて、歴代最長の内閣となった⁷³⁸。

スロヴァキアの選挙戦では、5 組織（23 組織中）がスロヴァキア国民評議会に議席を獲得した。急進的なナショナリスト政党の SNS がスロヴァキアの完全独立を掲げ、メチアルの HZDS はそれぞれ主権を有するチェコとスロヴァキアの共和国による国家連合の形成と漸進的な経済改革を掲げていた。共産党時代に急激に工業化されたスロヴァキアでは、軍需産業など重工業中心の産業構造となっており、ポスト社会主義体制でチェコを大きく上回る高い失業率に悩まされていた。そのため、多くのスロヴァキア人はスローペースの経済改革を望み、財産返還やバウチャーによる私有財産化には反対であった。チェコ式のショック型経済改革プランや浄化法のように前体制を断罪し一掃する手法は、スロヴァキアでは好まれなかった。労働者層からの強い支持の反面、インテリ層の支持が少なかった HZDS は、スロヴァキア国民評議会（150 議席）においてわずかに過半数に届かず、得票率 10%あまりを得た SNS と連立を組んだ。野党は、得票率 20%あまりを獲得した旧共産党系の民主左派党（SDL）と 11%の KDH、そして 9%あまりを得たマジャール人政党であった。スロヴァキアのマジャール系住民

⁷³⁸ 矢田部（1996 年）p. 76.

にとっては、スロヴァキア・ネイションが中心となる国家で暮らすよりも、このままチェコスロヴァキア国家が維持される方が自分たちへの脅威は少ないと予測していた。共産党系を支持したのは、重工業地帯となっていた東部スロヴァキアであった。

チェコとスロヴァキアの対照的な選挙結果によって、チェコの勝者 ODS とスロヴァキア第 1 党 HZDS による連邦政府の組閣の行方が懸念された。スロヴァキア側はここでもチェコと同等の待遇を求め、少なくともチェコ人と同数のスロヴァキア人の入閣を求めた⁷³⁹。選挙から 2 日後、ODS 党首のクラウスと HZDS 党首のメチアルは、チェコ・ブルノ市で連立政権の可能性と政策に関して、6 時間半の話し合いを持ったものの妥協点を見出すことができず、チェコスロヴァキア連邦の解体が現実味を帯びた。慣例では、大統領がチェコ人の場合、連邦政府首相にはスロヴァキア人が就任するが、メチアルにはその意思はなかった⁷⁴⁰。結局、連邦議会の第 1 党となった ODS からヤン・ストラースキーが連邦政府首相に就いた。クラウスはチェコ共和国政府の首相に就任し、メチアルもスロヴァキア共和国政府の首相となった。一方、ハヴェル大統領の任期は 1992 年 7 月 5 日までであった。7 月 3 日、チェコの ODS-KDS が次期大統領候補として擁立したハヴェルは、HZDS および SNS の支持を得られず、連邦議会上院のスロヴァキア部会における 5 分の 3 の議員の信任を獲得できなかった。ハヴェルは大統領を退任したが、次のチェコスロヴァキア大統領は選出されなかった。

クラウスとメチアルは、この日を含めて、7 月下旬までの間 6 度にわたって会談を行ったが、メチアルは、クラウスとの 2 回目の会談を待たずに、7 月 4 日、聖キリルと聖メトディオスの日に向けた祝典において、チェコスロヴァキア連邦の解体を一方的に発表し、新国家の樹立を宣言した。7 月 17 日、KDH とマジャール人政党が反対する中、スロヴァキア国民評議会はスロヴァキア共和国の主権を宣言した。ただし、メチアルはスロヴァキアの完全な自治権を獲得したかったまでであり、最終的にクラウスが国家連合案に同意するだろうと踏んでいた⁷⁴¹。しかしながら、チェコ側ではスロヴァキアの独立宣

⁷³⁹ Cepl (1993-94) p. 31.

⁷⁴⁰ Rychlík (2012/ 2015) p. 598.

⁷⁴¹ Rychlík (2010) p. 60.

言をチェコとの分離宣言と受け止めた。目論見が外れたメチアルはスロヴァキアの行く末に不安を感じ始め、連邦解消について翻意しかけたようであるが、クラウスの意思が固かったとされる⁷⁴²。メチアルは、たった 40 分間の会談で連邦解体を決めたのはクラウスと ODS であると非難した。確かに、クラウスは早くも選挙直後に、メチアルと妥協を図ることは不可能であり連邦は瀕死の状態にあるとコメントしていた⁷⁴³。クラウスは、連邦分離によってチェコが失うものはないと判断しており、逆に、メチアルとの無益な話し合いが長引くことで、外国人投資家がチェコ共和国の先行きに不安を抱いて投資を引き上げる、あるいは新規投資を抑えるのではないかと、また国際通貨基金（IMF）との交渉に悪影響が出るのではないかと不安の方があった。さらには、EU 加盟交渉の妨げとなることも避けたかった。したがって、クラウスとしては可及的速やかに連邦を解体したかったのであるが、チェコ共和国が一方的に連邦を離脱した形になることは避けたかった。他方、メチアルの方は全く急いでいなかった。彼は、連邦解体後のスロヴァキア経済の減速を予測していたからである。最終的に 8 月 26 日、両者は連邦分離のタイムスケジュールに関する事項に合意した⁷⁴⁴。

レファレンダムに関する憲法律 (č. 327/1991 Sb.) に従えば、チェコスロヴァキア連邦から離脱を希望する共和国は、レファレンダムを実施して当該共和国市民の意思を諮る必要があった。9 月 1 日に制定されたスロヴァキア共和国憲法第 7 条においても、「国家連合」からの離脱には、憲法律制定とそれに続くレファレンダムを予定していた。然るに、メチアルもクラウスもレファレンダムを実施する意思は全くなかった。ハヴェルは、最後の最後まで、レファレンダム法の改正および連邦離脱に関するレファレンダムの実施を強く求めている。ハヴェル側近のイニシアティブにより、1991 年 10 月末までに 50 万人以上のチェコ人およびスロヴァキア人がレファレンダムの実施を求めて署名を行ってい

⁷⁴² Elster (1995) p. 119.

⁷⁴³ Leff (1997) p. 131.

⁷⁴⁴ 2 人のこの会談は、チェコ・ブルノ市にありユネスコの世界文化遺産に登録されているトゥーゲンダット邸の庭園のプラタナスの木の下で行われたことから「プラタナス樹下会談」とも呼ばれた。チェコテレビのウェブサイトにてその会談の様子（写真）が掲載されている（チェコ語）：<http://www.ceskatelevize.cz/ct24/domaci/1150534-klaus-s-meciarem-pod-platanem-zpecetili-osud-ceskoslovenska>

た。最終的には 200 万人以上の署名が集まり、世論調査においても、チェコとスロヴァキアの大多数の市民はレファレンダムの実施を求めているという結果も出ていた⁷⁴⁵。憲法律では、レファレンダムは連邦議会及び国民評議会議員の任期の終期の、遅くとも 5 ヶ月前までに実施しなければならないと定められていたところ、任期満了に伴う 1992 年 6 月上旬の選挙の 5 ヶ月前までに実施するためには、同年 1 月上旬までにレファレンダムを実施する必要があった。野党の ČSSD やチェコ共産党なども、連邦を分離すべきか否かはレファレンダムを実施した上で決すべきであると主張していた。しかし、レファレンダムは実施されなかった。

世論調査によれば両共和国とも大多数の回答者が「共同国家」の継続を望んでいたが⁷⁴⁶、方向性が明確に異なるクラウスの ODS とメチアルの HZDS に投票したのは、他にもない、それぞれの有権者自身であった。連邦運営に関するクラウスとメチアルの交渉は決裂した。仮に 1992 年 6 月の選挙後にレファレンダムが実施され、チェコ、スロヴァキア両共和国とも連邦分離に反対するという意思が示されたところで、ふたりが、それを受けて妥協点を見出す可能性があったとは考えにくい。チェコの憲法学者パブリーチェックも、「統合国家の運命に関するレフェレンダムの可能性は、与党の諸党によって拒絶された。しかし、スロヴァキア共和国憲法の採択後は、何をレフェレンダムの主題とし、どのようにその結果を実現すべきかという点について、明白ではなくなった」と述べる⁷⁴⁷。チェコとスロヴァキアの双方の市民は、それぞれが求める方向性の相違を調整することがもはや不可能であることを徐々に理解し、エリートレベルで決定された連邦解体という処方箋を受け入れるようになった。

メチアルとクラウスは連邦議会に対し、レファレンダム実施の代替策として、連邦分離に関する措置を規定する憲法律を制定するよう求めたが、この法案は僅差で否決された。共産党系及び KDH はレファレンダム実施を求めて最後まで反対したが⁷⁴⁸、1992 年 11 月 25 日、連邦議会は、チェコスロヴ

⁷⁴⁵ Elster (1995) p. 128, Stein (2000) p. 127. チェコ市民 78%、スロヴァキア市民 66%は、連邦の行く末についてはレファレンダムを実施した上で決定すべきであると回答した。

⁷⁴⁶ Rychlík (2012/ 2015) p. 596. 無論「共同国家/společný stát」の意味合いは一義的ではない。

⁷⁴⁷ パブリーチェック (2005 年) p. 215.

⁷⁴⁸ Elster (1995) p. 120.

アキア連邦を解消するための憲法改正を僅差で可決した。同日付憲法律第 542 号は、1992 年 12 月 31 日をもって連邦が消滅すると規定し、第 1 条第 2 項において、チェコスロヴァキア連邦共和国の後継諸国家は、チェコ共和国及びスロヴァキア共和国であると定めた⁷⁴⁹。これに先立ち、クラウスとメチアルは、連邦の財産の分配などについていくつもの合意を形成していた。同年 12 月 13 日付憲法律 541 号は、チェコスロヴァキア連邦共和国の財産の分割と後継諸国家への移転について定めている。

チェコ国民評議会は、同年 12 月 15 日付憲法律第 4 号において、チェコスロヴァキア連邦の終焉に関する措置を規定している。同法第 1 条は、連邦終焉の日にチェコ共和国の領土内で有効であった、チェコおよびスロヴァキア連邦共和国の憲法律及びその他法令は効力を維持するものと定めた⁷⁵⁰。1993 年 1 月 1 日をもって、チェコおよびスロヴァキア連邦共和国は平和裡に消滅し、連邦構成国であったチェコ共和国およびスロヴァキア共和国はそれぞれ独立国家となった。

第 8 章 スロヴァキア人のネイション・ステイト

1. スロヴァキア共和国憲法

1992 年 6 月の選挙後、コメンスキー大学の法学者であり、それぞれ HZDS、SDL に所属する議員でもあるチチュとフォガシュ (Ľubomír Fogaš) らが中心となる専門家チームが、改めてスロヴァキア共和国憲法の起草準備を行った⁷⁵¹。スロヴァキア国民評議会では 400 箇所以上の修正提案のうち 150 箇所が実際に修正されるなど活発な審議が行われ、連邦解体に先立つ 1992 年 9 月 1 日にスロヴァキア

⁷⁴⁹ パブリーチェック (2005 年) p. 217 は国際機関との関係でこのような宣言はいかなる拘束力も持たないとする。

第 1 共和国以来の国旗デザインをそのまま承継したのはチェコであった。チェコスロヴァキアの国歌については、チェコ民族再生運動期に上演されたオペラの中で歌われた「我が故郷よ何処 (Kde domov můj?)」を 1 番に、スロヴァキア人のハンガリーへの抵抗運動の中で生まれた「稲妻がタトラの上を走り去り (Nad Tatrou sa blýska)」を 2 番として構成されていたため、連邦分離後は 1 番をチェコ共和国の国歌に、2 番をスロヴァキア共和国の国歌としてそれぞれ承継された。なお、チェコ国歌の由来に関して：石川達夫 (2010 年)「チェコ国歌に潜んでいた矛盾——両大戦間チェコスロヴァキアの民族問題」、『ヨーロッパにおける多民族共存と EU——多民族共存への多視点的・メタ視点的アプローチ (神戸大学大学院国際文化科学研究科付属異文化研究交流センター 2009 年度研究報告書)』 pp. 3-22.

<http://web.cla.kobe-u.ac.jp/group/IReC/pdf/201003ishikawa.pdf>

⁷⁵⁰ パブリーチェック (2005 年) pp. 217- 218.

⁷⁵¹ Stein (2000) pp. 273- 276.

共和国憲法が制定された (č. 460/1992 Sb.)。同憲法は幾つかの条項を除いて即日公布、施行された。

第 152 条 1 項第 1 文は「すべての法令は、この憲法に抵触しない限り有効である」と規定しており、スロヴァキア憲法は、通常の連邦法のみならず「大権限法」のような連邦の憲法律にさえも優越すると解された。もっとも、そうした抵触を避けるために、チェコスロヴァキア連邦が消滅するまでの間は、国土や亡命許可、防衛、宣戦布告等に関わる幾つかの憲法条項の適用は留保されていた (§ 156) ⁷⁵²。1993 年から 2013 年までチェコ憲法裁判所の判事を務め、「チェコ憲法裁判所の父」と呼ばれるパヴェル・ホルンダー (Pavel Holländer) は、それでもなお、連邦憲法上、1992 年スロヴァキア憲法の合憲性には疑問があるとする ⁷⁵³。パブリーチェクも、「スロヴァキア共和国憲法の採択は、統合国家からのスロヴァキアの離脱として解釈されうるもので、このことはおそらく当時のチェコスロヴァキア国家と国家の残余の部分 (すなわちチェコの歴史的諸邦) の国際法上の連続性を意味しうるものである」と述べる ⁷⁵⁴。しかしながら、チェコ側ではこうした法的問題点を特に追及することなく、両国ともチェコスロヴァキア連邦の承継国と定める憲法律が制定された。

1992 年チェコ共和国憲法前文が "My, občané České republiky v Čechách, na Moravě a ve Slezsku,..." 「我々、ボヘミア、モラヴィア、シレジアのチェコ共和国市民たちは…」との呼びかけから始まるのに対し、1992 年スロヴァキア憲法の前文は "My národ slovenský,..." 「我々、スロヴァキア民族は…」と始まり、そして以下のような独自史観が続く。曰く、「我々スロヴァキア民族は、祖先たちが遺した政治的、文化的遺産および幾世紀にも及ぶ民族と国家の存立をめぐる苦闘を忘れずに、キリルとメトディオスが遺した精神的遺産および大モラヴィア国の歴史遺産に則って、自然法である民族の自決権に基づいて・・・(以下略)」 ⁷⁵⁵。スロヴァキア憲法には、1918 年にチェコ人とスロヴァキア人の指導者

⁷⁵² Stein (2000) p. 275.

⁷⁵³ Holländer (1992) p. 16.

⁷⁵⁴ パブリーチェク (2005 年) p. 215.

⁷⁵⁵ ただし上記に続いて「スロヴァキア共和国の地に暮らすナショナル・マイノリティやエスニックグループと共に…この憲法を制定する」と規定しており、マイノリティへの配慮は一応示されている。<http://www.vop.gov.sk/ustava-slovenskej-republiky> (スロヴァキア憲法・スロヴァキア語)、<http://www.slovakia.org/sk-constitution.htm> (英訳)。

らが建国し、中断を経ながらも 1993 年 1 月まで両ネイションが共生したチェコスロヴァキアへの言及は一言もなく、無視あるいは「民族と国家の存立をめぐる苦闘」と見なされている。1939 年 3 月から 1945 年春まで存在したスロヴァキア国にも一切触れられておらず、頑なに、現国家こそが固有のネイション・ステイトであるとしてその正統性を作出することへの強いこだわりがあるように見える。

スロヴァキア憲法前文も、当初案では、チェコのように「スロヴァキア市民」を主体としていたが、民族主義の強い SNS との連立政権であったメチアル政権下で、スロヴァキア民族こそが国家の正統な主人であることを強調すべく、上記の通り変更されたのであった。マジャール人議員は抗議のため憲法案の採決に欠席したが、無力な抵抗であった⁷⁵⁶。

2. スロヴァキアの言語法

チェコ語とスロヴァキア語は、ともに西スラヴ語群に属する言語であり、19 世紀にそれぞれ独自の正書法を確立させて異なる言語として発展してきたが、ネイティブ・スピーカーが他方の言語を理解することは容易である。チェコスロヴァキズムを掲げる第 1 共和国においては、「チェコスロヴァキア語」が「国語、公用語」とであるとされ、チェコ語とスロヴァキア語は「方言のような違い」とみなされた。社会主義時代の 1968 年憲法律第 6 条は、チェコ語とスロヴァキア語が公務語として用いられる同権の言語と規定したが、条文上「国語」あるいは「公用語」という表現を用いなかった⁷⁵⁷。同時に制定されたナショナル・マイノリティに関する憲法律 (č. 144/ 1968 Sb.) 第 3 条では、マジャール系やドイツ系、ポーランド系、ウクライナ (ルテニア) 系マイノリティの言語は、彼らの居住地域における教育や公務所などで使用可能な言語としての地位を保障された⁷⁵⁸。

ポスト社会主義体制下のスロヴァキアでは、スロヴァキア語の法的地位をめぐって、「公用語」と位

⁷⁵⁶ Leff (1997) p. 164. 150 名の議員のうち賛成 114、反対 16、棄権 4 票という結果であった。KDH 議員は反対票を投じ、14 名のマジャール人議員は決議の直前に退席した (Hofmannová, Mahulena (2009) „Ochrana národnostních menšin na Slovensku [スロヴァキアにおけるナショナル・マイノリティの保護]“, in Petráš, René eds., *Menšiny a právo v České republice* [チェコ共和国におけるマイノリティと権利], Auditorium, Praha, pp. 359-378, p. 365)。

⁷⁵⁷ Gronský (2007) p. 170, 長興 (2005 年) p. 351.

⁷⁵⁸ Gronský (2007) pp. 215- 217, 長興 (2005 年) p. 351.

置付けるリベラル派と、「国語」と明記したい民族派との政治対立が激しくなった。1990年10月に第1次メチアル政権下で制定された「公用語法」(č. 428/ 1990 Sb.) では、スロヴァキア語は「相互理解とコミュニケーションのための」「公用語」と位置付けられた。しかし、現国家をスロヴァキア人のネイション・ステイトとする国家観が如実に表れた1992年スロヴァキア憲法第6条1項は、スロヴァキア語を「国語」と定めた。そして、公務所における国語以外の言語の使用に関して (§ 6 (2))、また、国内のナショナル・マイノリティあるいはエスニック・グループに対する、「国語」を習得する権利と教育や公の機関における母語の使用等の権利保障に関して (§ 34)、別途憲法律によって定めると規定された。長興は、これらの規定が1968年憲法律の内容をほぼ引き継いでいるものの、「主権と領土的一体性の侵害」や「その他の住民の差別(マジョリティたるスロヴァキア人への逆差別)」に対する禁止事項 (§ 34 (3)) を付加している点でネガティブな特徴を有すると指摘する⁷⁵⁹。

メチアルと右派のカトリック系ナショナリストの間では、誰が言語法制定のイニシアティブをとるのかをめぐって対立した。マチツァ・スロヴェンスカーは、スロヴァキア人よりもマジャール人居住者の方が圧倒的に多いスロヴァキア南部においても、マジャール人の言語権を否定し、学校などにおけるスロヴァキア語の使用を強制する法案を提出しようとした。この団体と提携するSNSは議会では少数派であったが、議場外では、圧倒的な組織力と資金力を誇るマチツァ・スロヴェンスカーが、メチアルの権威に挑戦しようとしていたのであった。

1995年11月に第3次メチアル政権下で制定された「国語法」(č. 270/ 1995 Sb.) は、1990年「公用語法」を廃止し、スロヴァキア語の国語としての地位 (§ 1 (1)) や他言語に対する優越性 (§ 1 (2))、国家によるスロヴァキア語の保護 (§ 2)、公務所、学校教育その他公的機関や道路標識などにおけるスロヴァキア語の使用義務 (§ 3~8) などについて定め、義務違反に関する罰則規定まで設けている (§ 9 a)。公的機関における少数言語の使用については、別法が許容する範囲において限定的に認められるもの規定する (§ 3 (3), § 3 a など)。さらに、同法第3条第5項において、市民が公務所に提出

⁷⁵⁹ 長興 (2005 年) p. 352.

する書面はすべて「国語」で記載されること、第 6 項前段は「すべてのスロヴァキア国民は、自己の姓名を手続無償でスロヴァキア式に変更する権利を有する」旨規定し、後段では「少数民族に属する者は、別途定める法の要件に従って、自己の姓名を公務所で用いることができる」ことを定めた。別途の法として「姓名に関する法」(č. 300/1993 Sb.) が制定されたが、2007 年に法改正され(č. 344/2007 Sb.)、改正法第 7 条第 1 項に要件が定められている。

「国民の姓名をスロヴァキア式に変更できる権利」に関しては、スロヴァキア人は(チェコ人も同様)、女性の氏のほとんどは、男性形(父親あるいは夫)の氏の語尾に“-ová“ または“-á“ が付される形態であるところ、マジャール語では氏の女性形は存在せず、通常、姓、名の順で氏名を表記する慣習を有することから、同法がマジャール系住民のスロヴァキア化を意図するのは明白であった。現実には、スロヴァキアに住むマジャール系住民のほとんどはマジャール語とスロヴァキア語のバイリンガルであり⁷⁶⁰、日常生活を送るにあたっては「国語法」の施行による不都合はないとも言える。しかし、スロヴァキア語に圧倒的な優越性を付与し、マジョリティの慣習をプロトタイプとして国内マイノリティに圧迫感を与える一連のメチアル政権の政策は、国内外で強い批判にさらされ、スロヴァキアの EU 加盟交渉遅滞の要因となった。

KDH の議員らが 1995 年国語法に関して憲法裁判所の判断を仰いだ結果、1997 年 9 月、同裁判所は、同法第 3 条第 5 項を違憲と判断したが(č. 260/1997 Z.z.)、HZDS のメチアル政権は内外からの厳しい批判にも関知せず法改正を怠った。同年、KDH など 5 党が結集してメチアル政権に対抗する「スロヴァキア民主連立/ Slovenská demokratická koalícia, SDK」が設立され、1998 年 10 月に同党党首のジュリンダ(Mikuláš Dzurinda)が連立内閣の首相となった。2006 年 4 月まで継続したジュリンダ政権は、メチアル政権下で行き詰まっていた国家財政を税制や年金改革などにより再建し、国有会社等の私有化を大胆に押し進め、教育改革などにも力を入れた。リベラルなジュリンダ政権はマジャール人政党も閣内に迎え、憲法第 6 条第 2 項が予定する憲法律ではないものの、1999 年 7 月に「少数

⁷⁶⁰ 岡本(2010 年) p. 130.

民族言語の使用に関する法」(č. 184/1999 Sb.) を制定した。同法は、少数民族が住民の 20% 以上を占める自治体においては、当該少数民族が行政機関で母語を使用できる権利を保障した。そして、「国語法」第 10 条の罰則規定を削除し、民族主義的・ポピュリスト的色合いの強かったメチアル政権下での一連の政策を軌道修正し、スロヴァキアの EU 加盟交渉に弾みをつけた。

ところが、2006 年以降政権についた「Smer-sociálna demokracia/方向-社会民主主義」党は、2009 年 6 月、1995 年「国語法」を再度改正して罰則規定を復活させた上、元の規定よりも罰則対象を広げた。その概要は、同法第 3 条から第 8 条までに定められる広範な「国語」使用域（公務所、教育、マスメディア、裁判所、軍隊のみならず、博物館や図書館、映画館等の文化事業における印刷物なども対象となる）におけるスロヴァキア語の使用義務に違反があった場合に、監督機関たる文部科学省の文書による指導に従わなければ、当該法人に対して最高 5,000 ユーロの罰金が科される (§ 9) というものであった。フィツォ首相の言い分は、ナショナル・マイノリティの中に 1 人でもスロヴァキア人がいるのであれば、国家はそのスロヴァキア人の権利を完全に保障する必要があるというものであった⁷⁶¹。

ポスト社会主義体制下では、スロヴァキアとハンガリーとの間のナショナル・マイノリティの処遇をめぐる衝突が激しくなった。スロヴァキア・ナショナリストは、南部のマジャール系住民の自治やハンガリーへの帰属要求に神経を尖がらせ、彼らの言語権や文化を抑圧したがった。EU は、「バラデュール・プラン」と呼ばれる予防外交理念に基づいて加盟候補国間の紛争を調停すべく、両国間の 1995 年善隣友好条約締結に関与した⁷⁶²。EU は、多言語・多文化主義を理念としており、欧州審議会も、欧州文化遺産の豊かさと多様性を保護促進するために、1992 年、地方言語や少数民族言語は「欧州地方言語・少数言語憲章/ European Charter for Regional and Minority Language」を採択した⁷⁶³。欧州安全保障協力機構 (OSCE) は、スロヴァキアの「国語法」改正に関して、スロヴァキア語の優位性を規定

⁷⁶¹ Groszkowski, Jakub & Bocian, Mariusz (2009), "The Slovak-Hungarian dispute over Slovakia's language law", OSW Commentary, Issue 30, Centre for Eastern Studies, pp. 1-5, p. 2.
https://www.osw.waw.pl/sites/default/files/commentary_30.pdf

⁷⁶² Přibán (2005) pp. 140-141.

⁷⁶³ 欧州審議会ホームページ。 http://www.coe.int/t/dg4/education/minlang/aboutcharter/default_en.asp

すること自体は国際法上許容されるものの、その強調度合いや、少数言語の権利に関して「別途法で定める」とする点など、徒らに国内マイノリティの不安を煽るものであるとの懸念を示している⁷⁶⁴。

2009年には、ハンガリーのショーヨム大統領が、同国の建国記念日である8月20日に、スロヴァキアの国籍法改正を批判した。翌日、スロヴァキア南部のマジャール系住民によって設置された聖イシュトヴァーン像の除幕式へ出席のために、ショーヨム大統領がスロヴァキアに入国しようとしたところ、スロヴァキア当局に入国を拒否された。これらを契機として、両国の政治的緊張は一時的に高まった。その背景事情として、聖人化されたイシュトヴァーン国王はハンガリー王国建国の父とされていること、そして、8月21日は1968年の同日、ハンガリーを含むワルシャワ条約機構軍がチェコスロヴァキアに侵攻した日であったということが重要な意味を持つ。ハンガリーでは、「マジャール、スロヴァキア両民族共通の国王である聖イシュトヴァーン」と認識されている⁷⁶⁵のに対し、スロヴァキア人の歴史認識では、スロヴァキア民族の起源はハンガリー王国以前のスラヴ文化に見出されており、ハンガリー王国によるスロヴァキア地域の支配は「闘いの歴史」なのである。

ハンガリーでも、スロヴァキアの「国語法」改正や2010年3月の「スロヴァキア愛国法」の制定に反発して、2010年5月、国外に居住するマジャール系住民について、一定の要件を満たせばハンガリー国籍の取得が可能となる改正国籍法を可決した。スロヴァキアはこれに対抗して、まさに同日、二重国籍の保有を禁止する法案を可決し、自発的に他の国籍を取得した場合にはスロヴァキア国籍を失うと同時に罰金が科されるという強権的な対抗措置を取った。スロヴァキアとハンガリーとの間の民族感情的対立は、現在に至るまで完全に解消されたとは言えない。

3. 立憲的ナショナリズム

Lungu (2002)は、Hayden (1992) が「立憲的ナショナリズム/ constitutional nationalism」と名付けた概念を、「多数派のエスニック・メンバーを特権的に扱う傾向が、社会の法的、立憲的枠組において

⁷⁶⁴ <http://www.osce.org/hcnm/51194>

⁷⁶⁵ 岡本 (2010 年)

も成文化され」た状態であると説明する⁷⁶⁶。Lungu は、ルーマニアにおいて、民族対立を背景として立憲的ナショナリズムの傾向が顕著であると指摘する。1991 年ルーマニア憲法第 6 条 1 項はマイノリティの言語や文化、宗教的アイデンティティの確保と発展を保障するものの、同 2 項では「マイノリティ保護は、平等原則に合致し、他のルーマニア市民たちとの関係で逆差別とならない」範囲で認められると規定する⁷⁶⁷。さらに、憲法第 16 条 1 項は、公職への応募に関して法の下での平等を謳うが、同条 2 項では、公務員や軍人は、ルーマニア国籍のみを有し、かつ、ルーマニアにドミサイルを有する者だけが就任できる旨規定している。かかる条件は、二重国籍保持者や第 2 次世界大戦中に亡命先の市民権を取得したユダヤ人の子孫などのマイノリティの排除につながるものであると Lungu は指摘する⁷⁶⁸。

1997 年ポーランド憲法前文も、祖国独立をめぐる長い苦難の歴史を振り返りつつ、自分たちの文化的ルーツがネーションのキリスト教的伝統にあることを謳い、「我々の神に対する責任」を明記するなど、国家がカトリックの精神を擁することを憲法上も明言している⁷⁶⁹。FIDEZ（フィデス・ハンガリー市民同盟）のオルバン政権も、ポーランド保守政党「法と正義」政権と同様、メディア規制や憲法裁判所の権限縮小を企図した憲法改正を行っており、2012 年に制定されたハンガリー憲法（正式名称は「ハンガリー国基本法」）にも立憲的ナショナリズムの傾向が色濃く滲み出ている。2012 年ハンガリー憲法の前文にあたる「民族（国民）の信条」部分は、「神よ、ハンガリー人に祝福を」との言葉から始まり、「我々とともに生活する諸民族は、ハンガリー政治共同体の一部であり、国家を構成する要素である」と規定する。そして、「我々の聖イシュトヴァーン王が確固たる礎の元にハンガリー国家を築」いたことを「誇りに思い」、「国民性の維持におけるキリスト教の役割を認識」し、「民族の統合を体現す

⁷⁶⁶ Lungu (2002) は、文化人類学者 Hayden (1992) が「立憲的ナショナリズム」の概念を発展させたとして敬意を表すが、Hayden の定義は、「ある国における立憲的・法的枠組が、他の住民たちを差し置いて、エスニシティによって明確なあるネーションを特別扱いする」という漠然としたもので（同書 p. 655）、それ以上には概念の考察がなされていない。

⁷⁶⁷ Lungu (2002) p. 400.

⁷⁶⁸ Lungu (2002) pp. 400- 401.

⁷⁶⁹ Skapska (2011) p. 6.

る聖なる王冠に敬意を払う」旨規定する⁷⁷⁰。このようにハンガリー憲法もキリスト教的伝統や中世的歴史観に基礎を置き、ハンガリーがマジャール民族のネイション・ステイトであることを明確に示している。

ルーマニアの例とは異なり、ポーランドもハンガリーも前記憲法上の規定の範囲では、マジョリティ・ネイションに明確な特権を与えているとまでは言えない。しかし、明らかにマジョリティ文化に基づく国家観を強調しており、ナショナル・マイノリティや異教徒などの文化的マイノリティに対して威圧感を与え、疎外感を覚えさせているという点では、やはり立憲的ナショナリズムの傾向が認められる。スロヴァキアについては、「国語使用域」でのスロヴァキア語使用義務違反に対する罰則などを規定する言語法が、多数派のスロヴァキア人を特権的に扱っていることは明らかであろう。

これらの旧東欧諸国の憲法とは対照的に、「我々、ボヘミア、モラヴィア、シレジアのチェコ共和国市民たちは…」との呼びかけから始まる 1992 年チェコ共和国憲法前文は、「長い歴史を有する『チェコ王冠の地』とチェコスロヴァキアの国家の良き伝統に忠実であること」に 1 行触れられているが、それ以外では、「人間の尊厳や自由の神聖さに鑑みながらチェコ共和国を護り発展させること」、「ヨーロッパや世界の民主主義の一員であること」や、「人権の尊重や市民社会原理のもとに成り立つ民主主義国家であること」、「法の支配の原則に従う国家であること」を謳うのみである。チェコ憲法は、「民族の苦難の歴史」に触れることも、現国家がチェコ人のネイション・ステイトであるとも謳わない⁷⁷¹。むしろ、チェコ憲法前文は、エスニシティに拘らない近代立憲主義を標榜している。この点、我々の日本国憲法は、第 2 次世界大戦における敗戦を機に GHQ の関与のもとで制定されたものであり、起草の背景を大きく異にするためチェコ憲法とは単純比較できないものの、その前文は、国民主権と平和主

⁷⁷⁰ 2012 年ハンガリー憲法の日本語訳は、主に、水島（2013 年）に依拠した。

⁷⁷¹ しかし、カレル大学の憲法学者 Aleš Gerloch 教授は、グローバリズムや移民クライシスなど世界的な環境の変化を前提とすれば、現行憲法に、チェコがチェコ・ネイションの国家であるとする「ナーロト」条項を取り戻すべきであると主張する。彼の主張に対しては、憲法裁判所のリヘツキー長官が「ハンガリーやポーランドの政治状況が示すように、ナショナリズムへの傾斜は大変危険である」と非難し、憲法裁判所の Lichovník 判事も、「我々の国家は市民原理の上に成り立っている」と反論した <https://www.novinky.cz/domaci/420565-ustavni-pravnik-gerloch-chce-vratit-do-ustavy-narod.html>（2016 年 11 月 14 日付報道。チェコ語）。

義、そして基本的人権の尊重を基調とする国際協調関係の重視を謳っており、やはり歴史やネイション性については、一切触れていない。

日本国憲法をめぐるのは、主権の主体としての国民観念の内実そのものをどのように捉えるかという論点があった⁷⁷²。すなわち、「国民」とは、血縁・地縁的な自然の所与としての「エトノス (ethnos) = 民族」であるのか、それとも社会契約という擬制のもと一定の価値を共有する人為的な存在としての「デモス (demos)」であるのかという問題である⁷⁷³。この点、栗田佳泰は、民族文化的多様性を前提とする日本国憲法上の「国民」は「エトノス」を指すものではないが、宗教や民族文化といったアイデンティティの要素から切り離され、価値の共有のみによって結合し政治的意思決定を行う1つの「デモス」モデルの貫徹も困難であることを指摘する。例えば、諸個人のアイデンティティ構築に必要不可欠である言語は民族文化の要素と言えるが、国家は特定の言語を公用語として採用することで、公用語教育は一種の価値教育となり、多数派の民族文化への偏向が避けられなくなるのである。栗田は、「デモス」モデルが前提とする国家の民族文化的中立性を貫徹することは非現実的であるとして、憲法学における「国民」とは、リベラル・ナショナリズム論から示唆を得た、リベラルなネイションであるべきであると主張する⁷⁷⁴。

樋口陽一は、ドイツの公法学者 Ulrich K. Preuss の議論を引いて、憲法制定権力を行使する能力を持つ人民という集合体は憲法に先行して存在するのか、あるいはその集合体を創造するのはまさに憲法制定という行為であり、まさにそれが憲法制定権力であるのかという問題を提起する。プレウスは、旧東欧諸国の憲法制定プロセスでは、こうした問いが決定的な意味を有すると観察した。すなわち、憲法は、人民のナショナル・アイデンティティの表明なのか、それとも市民社会の政治的自己組織化の行為なのか。人民の憲法制定権力とは、本質的にエスニックな同質性のあるネイションの権力なのか、それとも多元的で多様な社会の自己統治の能力なのか、という点に関する自己解釈を示すというのであ

⁷⁷² 山内 (1994 年) p. 24.

⁷⁷³ 樋口 (1999 年) pp. 72-73, 樋口 (2002 年) pp. 176-185.

⁷⁷⁴ 栗田 (2008 年) pp. 67-117.

る⁷⁷⁵。プレウスによれば、「人民の憲法制定権力は、常に、人民の「エトノス」な要素と「デモス」な要素とを包含しようとする。しかし、『エトノス』という測り難い力を『デモス』という責任ある権威に転化することが、まさしく憲法の原理なのである」⁷⁷⁶。

1920年のチェコスロヴァキアでは、憲法制定権力は、チェコスロヴァキア・ネイションという人為的な「エトノス」にのみ帰属することが当然視され、1920年憲法はナショナル・マイノリティ不在の国民議会で採択された。ただし、その規定内容は近代立憲主義に立脚するものであり、「エトノス」の力を『「デモス」』という責任ある権威に転化」したものになっている。ズデーテン・ドイツ人らは「国語・公用語」とされた「チェコスロヴァキア語」教育を強制されることもなかった。しかしながら、第1共和国は公的にも多数派のチェコ人の民族文化に偏向しており、その政治文化には「エトノス」な要素が蔓延していた。

社会主義憲法における「人民＝国民」が、立憲主義を前提とした「デモス」モデルを採用するものではないことは言うまでもない。ただし、ソヴィエト連邦の場合、1918年憲法による過渡期のプロレタリア独裁体制を経たのちに登場した1960年代の「全人民国家論」では、無階級社会に至ったことが宣言される一方で、依然として連邦を構成する人々の間に「エトノス」の差異が残ることは否定されず、労働者および農民、インテリゲンツィアといった職業別の社会集団の違いはもとより、大小の民族（ロシア語の「ナーツィア」および「ナロードノスチ」）を統合する「ソヴィエト人民」概念が現れた⁷⁷⁷。連邦内の100を超えるそれぞれの「エトノス」集団を包括する「ソヴィエト人民」概念を「社会主義

⁷⁷⁵ Preuss (1994年) p. 148, 樋口 (2002年) p. 184.

⁷⁷⁶ Preuss (1994年) pp. 151-152, 155, 164, 樋口 (2002年) p. 185.

⁷⁷⁷ ロシア語の「ナーツィア」は、かつて「民族問題の専門家」とされたスターリンが定義したように、言語や領土、帰属意識などによって演繹された近代的な民族を指し、さらにソ連時代には、北方先住民のように経済発展の度合いが低いなど近代的とはいえないエスニック集団を指すものとして「ナロードノスチ」という言葉が用いられた。総じて、「ナーツィア・ナロードノスチ」はエスニック集団を意味するのに対して、「ナロード」は英語の“people”の意味に近く、文脈によっては「民族」の意を含む場合もあるが（特に、複数形で「諸民族」を意味する場合がある）、一般的には、「人民」や「国民」という意味に近い。「ソヴィエト人民」は「ソヴィエツキー・ナロード」である。そうすると、「ナーツィア」には「エトノス」との、「ナロード」には「デモス」との概念的な相関性があると考えて差し支えないだろう（以上につき、渋谷謙次郎（2003年）「現代ロシアの国家統一と民族関係立法(一)、(二)」『神戸法学雑誌』第52巻第4号、第53巻第1号ほか）。

的デモス」と呼ぶことはあながち間違いではないであろう。

明確に多民族連邦制を採用したソ連とは異なり、チェコスロヴァキアの社会主義憲法においては、チェコ人およびスロヴァキア人以外の「エトノス」を統合する「社会主義的デモス」の発現は必ずしも明瞭ではない。「2つの対等な兄弟民族であるチェコ人とスロヴァキア人からなる国家」であることを謳いあげた1948年チェコスロヴァキア憲法は、「平和を愛する世界のすべての民族」と友好関係にある「ネイション・ステイト」となることを誓いながらも、1920年憲法が保障した国内のナショナル・マイノリティの権利を一切規定しなかった。1960年憲法も、「2つの対等な兄弟民族であるチェコ人とスロヴァキア人の」社会主義国家であることを確認し（§2）、世界的な社会主義システムに属しつつ「すべての民族との友好関係を深める」（§3）と謳うが、ソ連の場合とは異なり、連帯は「労働者および農民、インテリゲンツェ」（§1）という職業別集団間に形成されるものとされており、そこには国内のナショナル・マイノリティが含まれるのかは明確ではない。もっとも、第20条第2項において、「民族や人種に関わらず」すべての市民の平等が憲法上保障されるようになり⁷⁷⁸、国内に居住するマジャール、ウクライナ、ポーランド系市民（občany）には民族文化権が保障された（§25）。

チェコスロヴァキアが2つの共和国から構成される連邦国家となることを定めた1968年憲法律と同時に制定された「民族の地位に関する憲法律」においても、第1条「チェコスロヴァキア社会主義共和国はチェコ人とスロヴァキア人との共同国家である」という文言から始まる。当該部分と接続詞“a”で結ばれた一文として続くのは、その領土に居住するマジャール、ドイツ、ポーランド、ウクライナ民族（národnosti）については、「社会民主主義およびインターナショナリズムの精神で」民族文化権が保障されるという内容である。ただし第2条は、彼らに人口比に応じて民族代表を送り込む憲法

⁷⁷⁸ 本稿第1部でも論じたが、1920年憲法においては、「すべてのチェコスロヴァキア共和国の住民は、出自や国籍、言語、人種、宗教の違いにかかわらず、本共和国の国民（státní občané）として等しく自由と権利を享受する」（§106(2)）と規定されており、民族的、宗教的、人種的マイノリティの保護を謳う第6章では重ねて、「すべてのチェコスロヴァキア共和国の国民は、人種、言語、宗教の違いにかかわらず、法のもとにおいて完全に平等であり、等しく市民的・政治的権利を享受する」（§128）と定められていた。

上の権利も認めた⁷⁷⁹。ナショナル・マイノリティの民族文化の保護だけではなく政治代表選出の権利が保障されたことで、ようやくチェコスロヴァキア憲法上の「社会主義的デモス」の片鱗が顕在化と言えよう。しかし全体として、ナチス・ドイツ占領のトラウマが強い社会主義期のチェコスロヴァキア憲法では、「エトノス」を基調とするネイション・ステイトへの志向が非常に強かった。

1993年スロヴァキア憲法には、1920年チェコスロヴァキア憲法同様、「エトノス」と「デモス」モデルが並存している。憲法制定議会にはマジャール系議員14名も出席していたが、圧倒的に人数で劣る彼らが、スロヴァキア・ネイションを「建国民族」と謳う「エトノス」色の濃い憲法の制定を阻止するには、スロヴァキア人議員46名以上の同調が必要であったが、スロヴァキア・ナショナリズムが主流であった議会では不可能な話であった⁷⁸⁰。先述のプレウスの問いに対してスロヴァキアやポーランド、ハンガリー憲法が示した回答は、憲法は人民のナショナル・アイデンティティの表明であり、人民の憲法制定権力とは本質的にエスニックな同質性のあるネイションの権力である、ということになる。

これに対し、チェコや日本の憲法が選択したのは、憲法とは市民社会の政治的自己組織化の行為であり、人民の憲法制定権力とは多元的で多様な社会の自己統治の能力である、という優等生的回答であった。いまや人口の9割以上をチェコ人が占め、国内最大のナショナル・マイノリティは良好な関係にあるスロヴァキア人であるチェコ社会と、自分たちは「単一民族」との思い込みが強い日本社会に通じるのは、諸外国との比較では、国内に深刻な民族問題を抱えていないことである。つまり、概ね「政治的単位と民族的な単位との一致」が見られ、他のネイション集団との競合関係にさらされていない。加えて、日本人もチェコ人も、それぞれ固有の歴史や文化を誇り、今日ネイションのアイデンティティや国家の正統性、永続性への疑念や不安を抱くことはまずない。したがって、憲法上、ネイション・ステイトであることを殊更に誇示する必要性は薄く、むしろそれよりも、民主主義や自由、人権

⁷⁷⁹ 1986年連邦議会には、ハンガリー系19名、ウクライナ系4名、ポーランド系3名、ドイツ系2名の議員が在籍した（Gronský (2007) p. 216）。

⁷⁸⁰ スロヴァキア共和国国民議会は一院制であり、定数は150名。憲法制定に際しては全議員の5分の3以上の賛成を要する（http://srch.slav.hokudai.ac.jp/election_europe/sk/r_102.html 参照）。

の重要性、そして、法の支配や国際協調の精神を標榜することで、直近の全体主義体制への反省を対外的に表明することの方が、はるかに意義があったのである。

逆に、領域内で共存するナショナル・マイノリティ集団との競合関係があり、自ネーションおよび現国家の未来永劫続いていくべき自律性への曇りなき展望を描けない場合には、社会の法的、立憲的枠組において自民族や自文化を特権的に扱うことを明文化することで気休めを得たり、あるいはマイノリティ集団の同化や文化的抹殺または国外への排除といった危険な野望が潜んでいるのではないかと推測される。

第2部小括——複数ネーションの共存する連邦制度とは

チェコスロヴァキア連邦はなぜ解体したのか——チェコスロヴァキア連邦解体の要因を論じる言説の典型的な説明としては、エルスター (Jon Elster) が示すように、①2つの構成主体から成る連邦は本質的に不安定である、②チェコ人とスロヴァキア人との間に互いに積年の恨み辛みがあった、③経済改革の方向性の違いによると整理される⁷⁸¹。さらに、政党やメディアの問題、地政学的リスクの消滅等々、細かく挙げればきりがないうちに、様々な論者がチェコスロヴァキア連邦解体の理由を様々な論じている⁷⁸²。その中でも Eyal (2003) は、国家の発展とともに高等教育や専門教育を受けた市民が増えていき、従来の労働者階級ともブルジョア階級とも異なる集団的な特徴を備える「新階級」のアクターらの行動と集団内部の闘争が、チェコスロヴァキア連邦の方向性に大きな影響を与えたと解釈する。林も、「プラハの春」後の「正常化」の時期に追放された、多くの共産党改革派エリートや知識人たちが、厳しい監視のもとで、ある種の「対抗エリート」を形成していたこと、体制内部でも「プラハの春」以降に青年期を過ごした世代の脱イデオロギー化が進行していたことで、「対抗エリート」と「脱イデ

⁷⁸¹ Elster (1995) pp. 124- 133.

⁷⁸² Zajac, Petr (2000), “Czechoslovakia after 1989: The Reasons for the Division”, in Kraus (2000) pp. 259- 268.

オロギー実務家」たちが、1989 年以後の新体制の担い手となったことを指摘している⁷⁸³。

チェコスロヴァキアが連邦制を採用したのは 1969 年であるが、実際に連邦国家として機能したのは 1989 年 11 月以降であったと言える⁷⁸⁴。この時期にチェコとスロヴァキアの「新階級」の闘争が顕著になったという指摘はその通りではあるが、より正確には、1918 年の建国以来、陰に日向に見え隠れしていたチェコ人とスロヴァキア人の国家観、連邦観の相違をイデオロギーの力で抑え、覆い隠していた共産党独裁体制という^{なが}描が外れたためであることは、チェコスロヴァキアの歴史を通観すれば明らかであると考えられる。すなわち、チェコ人は初めから単一不可分の国家像を抱いており、連邦制に移行してから、連邦中央機関から連邦構成単位である共和国に権限が分配されるというトップダウン型の単一の連邦国家イメージを持っていた。これに対しスロヴァキア人は、まず「我々の国、スロヴァキア」の存在が国家観、連邦観のスタート地点となっており、それぞれの共和国が連邦に権限を預けているという、ボトムアップ・イメージを抱いていた⁷⁸⁵。そのため当然のことながら、国民としてのアイデンティティを抱く対象についても、両者の間では相違があった。チェコ人はチェコスロヴァキア連邦を自分たちの国家、連邦政府を自分たちの政府と見做すことができたが、スロヴァキア人にはそれができなかったのである。

キムリッカは、「連邦制は多くの場合、複数ネーション国家内で対立するナショナル・アイデンティ

⁷⁸³ 林 (1996 年) p. 241.

⁷⁸⁴ 連邦比較の先行研究においては、民主主義の制度が機能していなかったかつてのソ連やチェコスロヴァキア、ユーゴスラヴィアなどは厳密な意味での連邦国家とみなすことはできないとされている (Watts, Ronald (1996) *Comparing Federal Systems in the 1990s*, Institute of Intergovernmental Relations Queen's University. Anderson, George (2007) *Federalism: An Introduction*, Oxford University Press. Burgess (2012) ほか)。Swenden, Wilfried (2006), *Federalism and Regionalism in Western Europe: A Comparative and Thematic Analysis*, Palgrave MacMillan (スウェンデン著、山田徹訳 (2010 年)『西ヨーロッパにおける連邦主義と地域主義』公人社) pp.15-16 においては、「自己統治」という観念が市民それぞれの政治選好に従って公的な代表者を選ぶ権利を意味するので、連邦制には民主主義が必須の要素であるとの説明がなされている。

なお、ベネシュと多くのチェコ人が承認しない第 2 共和国の半年弱の期間にも連邦制が採用されていた。ハプスブルク帝国時代にも、帝国を連邦化し「王冠の諸領邦」を連邦構成単位として処遇するよう訴えたチェコ人連邦主義者たちが存在しており、そのような意味合いではチェコと連邦主義の関係はそれなりに古いとも言い得る (佐藤 (2010 年) 同旨)。

⁷⁸⁵ Stein (1992) p. 464, Mathernova (1993) p. 70, Rychlík (2000) pp. 53-54. など

ティを受け入れるのに採ることができる唯一の選択肢」であると論じつつ、「連邦制は、ネーション間の差異の問題を解決する魔法の公式ではない」との留保をつける⁷⁸⁶。キムリッカは、連邦制は「せいぜいネーション間の差異について交渉するための枠組みしか提供しない」ため、「連邦制を機能させるためには、かなりの工夫や善意、それどころか幸運さえ必要になる」と述べるが⁷⁸⁷、本稿の初めに指摘したように、Kymlicka (2001b) では、彼の理論の射程範囲に含まれるべきチェコスロヴァキア連邦については、いかなる「工夫や善意、幸運」を欠いていたのか、まったく説明されていない。

古代から現代まで地域統合に関する理論として論じられてきた連邦主義の概念は多義的ではあるが、千葉 (2014 年) によれば、「複数の構成体の間に統合と分権との連携の仕組みを創出する分節的結合の原理ないし理論」との定義が可能とされる。連邦主義という政治哲学ないし政治的实践を実際に制度として表現したものが「連邦制/federal system」となる。世界中に存在する連邦国家の形態は様々であり、すべてに共通する要素を挙げることは困難であるが、千葉 (2014 年) に従い単純化した説明モデルとして、以下の 2 つの特徴を持つモデルを挙げることができる。まず、アメリカ合衆国建国期におけるフェデラリストの構想を典型とする連邦モデルである。このモデルでは、連邦憲法に基づきほとんどの政策事項を担うのは連邦機関であり、連邦を構成する自治的単位としての諸州が自律的に扱うことのできる権限事項は自ずと限定されることになる⁷⁸⁸。この点、連邦制を、「中央政府と、領土を基礎とした複数の下位単位との間で、権限分配が憲法によって定められ、特定事項については各レベルの政府が主権を有する政治制度である」と定義づけるキムリッカの構想も、次のタイプとの比較においては、このフェデラリスト型の系譜に由来すると言える⁷⁸⁹。

これに対し、カール・シュミットは 1928 年出版の『憲法論』の中で、「連邦/ Bund」は、自発的な

⁷⁸⁶ Kymlicka (2001a/2012) pp. 164-165.

⁷⁸⁷ Kymlicka (2001a/2012) p. 164.

⁷⁸⁸ 千葉 (2014 年) pp. 1-3, 23-32.

⁷⁸⁹ Kymlicka (2001/2012) p. 137. なおキムリッカは、ナショナル・マイノリティの自治要求を受け入れるためではなく、広大な領土を抱える単一のネーション共同体が権力分散のために採用したアメリカやドイツなどの連邦制を「領土的連邦制」と呼び、カナダやベルギーなどの「複数ネーション連邦制」とは区別する (p. 144)。

地位協定に基づく全ての連邦構成国の政治的自己保存という共通目的のための継続的結合であるとして、1815年に連邦条約によって成立したものの1866年に構成国のプロイセンとオーストリアとの間で戦争が勃発したため自然消滅した「ドイツ連邦」を例に挙げる⁷⁹⁰。シュミットの考察では、「連邦/Bund」と自律的な「主権国家/Staat」とは区分され、連邦は、特殊な憲法条約（連邦条約）の締結によって連邦の枠内における全ての構成国の政治的実存を保全する義務を帯びることになる⁷⁹¹。こうした欧州の古典的な連邦主義の理解においては、連邦制は、主権的な政治的単位の間で締結される憲法上の取り決めに基づく1つの制度、すなわち「二重の主権」ないし「主権の共有」を前提としており、連邦が外交、防衛、金融、関税等の分野を担い、その他全ての事項に関しては構成単位が政治的自律性をもって担う制度なのである⁷⁹²。かかる理解を踏まえて振り返れば、ポスト社会主義体制の構築をめぐるスロヴァキア側が盛んに主張した「国家条約」に基づく「国家連合/confederation」構想や「大権限法」をめぐる主張は、実は、欧州の古典的な連邦主義思想の系譜に由来していたことが分かる。

千葉（2014年）は、アメリカ合衆国の建国期にフェデラリストが構想した連邦制モデルに関して、その始源においては「一種のナショナリズムのプロジェクト」という一面があったことを指摘する⁷⁹³。つまり、イギリスからの移民によって構成されていた諸州をひとつの国家に統合し、新たに「アメリカ人」を創出しようというネイション形成プロジェクトである。このような連邦モデルは、「チェコスロヴァキズム」を掲げた1918年の第1共和国建国時にはふさわしい形態だったのかもしれない。しかしながら、当時のチェコスロヴァキストたちには、対立的なドイツ人やハンガリー人などのナショナル・マイノリティに自治を与える意思はなく、また、建国期のスロヴァキアは連邦構成単位としてのキャパシティを欠いていたことは明白であったから、連邦制の導入など問題外とされたことは既に論じてきたとおりである。カナダを念頭に置いて複数ネイション連邦の可能性を議論するキムリッカに対す

⁷⁹⁰ Schmitt (1928/ 1974) p. 418- 423.

⁷⁹¹ Schmitt (1928/ 1974) p. 420- 423.

⁷⁹² 千葉（2014年）p. 30.

⁷⁹³ 千葉（2014年）p. 19.

る欧州の研究者からの反論は、かかる点に関連している。すなわち、ヨーロッパの植民政策から発生した移民国家では、アイデンティティは将来に向かって形成されるものであるのに対し、ヨーロッパ国家におけるアイデンティティは過去からの複雑な関係を受け継ぐものであるという指摘である⁷⁹⁴。既にネーションのアイデンティティが構築された欧州諸国においては、政治的に新たなネーション意識を統合、創造することはほぼ困難である。複数ネーションが共存する連邦を運営するに際しても、どのネーション出身者が連邦機関のリーダーとなるのか、各ネーションへの人事の割り当てはどうなるのか、といった本来プラグマティックに解決されるべき事項についても、複数ネーション間で「適材適所」的な思考を共有することは不可能であると言わざるを得ない。チェコスロヴァキアの経験では、チェコ人とスロヴァキア人を交互に配置しても、およそあらゆる決定事項に関して、「ネーションの利益」が持ち出されて議論が膠着することは必至であった。

連邦主義は、複数集団の「多様性」を維持しつつ「統合」を訴求する、すなわちこれら2つの力の均衡を追求する理論であるが、そもそもネーション間に統合へのコンセンサスがなければ成立しない。Burgess (2012)では、1940年代から80年代までの主要な連邦主義論者(K.C. Wheare, W.S. Livingston, W.H. Riker, D.J. Elazar など)の言説を分析した上で、連邦制の成功要因と失敗要因についてまとめている。バージェスは、連邦制成功の条件として7つを挙げているが、その1番目が「成文憲法が正式に制定されたのちも、市民の自分たちのネーション/自分たちの国家と連邦全体への愛着の共有という二重の忠誠心を同時に維持しながら、連邦への意欲を保つこと」とされている⁷⁹⁵。

一方で、自分たちの国家はスロヴァキアであると考えたスロヴァキア人には、チェコスロヴァキア連邦に対する愛着や二重の忠誠心が欠けていたことは、チェコスロヴァキア連邦を維持できなかった大きな要因の1つである。他方で、チェコ人にとっては、「連邦制は地方分権の一形態」に過ぎなかつ

⁷⁹⁴ Barša (2001) pp. 247-251.

⁷⁹⁵ Burgess (2012) pp. 235-236. その他の条件の概要は、②構成要素のアイデンティティを保持しながら連邦を持続させるべく適切に制度設計された成文憲法、③リベラル・デモクラシーの存在、④協働統治の能力がある政治エリート
の存在、⑤連邦全体を束ねながら社会の多様性にも適合した政党システムの存在、⑥資源の割り当てや再配分に関する財政上の連邦主義、⑦連邦主義を価値とする「連邦精神」を絶やさないこと、となっている。

たため⁷⁹⁶、地方分権を超えた連邦制の枠組みは、あたかもスロヴァキアに「特別な地位」を付与するよう感じられた。スロヴァキア・ナショナリストが求めた「国家連合」連邦制という制度設計は、チェコ人には何らのメリットを感じさせず、潜在的な衝突可能性しか予期させなかった。

また、バージェスが条件に挙げる「連邦への意欲」という点に関しては、戦間期から東西冷戦時代までの間には、不安定な国際情勢の中で生き抜くために、小規模なネーションであるチェコ人とスロヴァキア人とが身を寄せ合って 1 つの国家を維持する必要性が高かった。しかし、ポスト社会主義体制下では、比較的規模の小さな国家であっても、NATO や EU といった国際機構に加盟することで安全保障や通商、国際関係上の地位の安定が期待できたため、両ネーション間で衝突を起こしながら連邦国家を維持しなければならない理由を探し出すことが難しくなった。既に 1968 年憲法律によって、チェコ共和国とスロヴァキア共和国という政府及び議会を有する国家としての下地が存在しており、1990 年以降、連邦権限事項の両共和国への移管が始まっていたことで、連邦が消滅しても国家運営には支障がなかったという事情も、連邦解体を促進した要因であったと言える⁷⁹⁷。要するに、1989 年 11 月以降、チェコ人とスロヴァキア人とが統合されるべき理由やメリット、そして意欲が失われたのである。少なくとも、クラウスには共同国家を維持すべき必然性は感じられなかった。

⁷⁹⁶ Kymlicka (2001a) p. 360. ほとんどの英系カナダ人はこのように考えているという指摘。

⁷⁹⁷ Wolcik (2010) p. 100.

終章 本稿の総括

1. 「諸君、君の権力 (vláda /government) は君のもとに戻ってきた」。1918 年、チェコスロヴァキア共和国の初代大統領マサリクは、就任演説の冒頭でコメンスキーの言葉を引用してこのように語りかけた。1990 年 1 月、就任直後のハヴェル新大統領は、「最も偉大な前任者」が引用したと紹介しつつ、この言葉で新年の演説を締めくくった⁷⁹⁸。新生チェコスロヴァキアにおけるポスト社会主義体制の構築への所信表明に相応しい、非常に意義深い言葉であった。

第 1 共和国において、チェコ人は、ハプスブルク帝国から取り戻した自らの権力を用いて民主的な議会政治の運営に取り組んだ。「チェコスロヴァキズム」という概念のもと、スロヴァキアの人々とはネイションの利害が一致すると考えられていた。ナショナル・マイノリティの権利も法的に保護された。しかし、チェコ人は、第 1 共和国時代を通じて、支配的ネイションの立場からマイノリティの地位に転落したズデーテン・ドイツ人や、自治とネイションの平等・対等を絶え間なく要求するスロヴァキアのナショナリスト勢力との間の感情的な政治対立に悩まされた。ハンガリー王国では議会政治の経験がほとんどなく、エリート層も薄かったスロヴァキアの人々にとっては、初めて手にした自らの権力を用いようにも、チェコ人たちに主導されている実情に不満を感じていた。第 1 共和国による様々なチェコ・ネイションの国家シンボル化は、チェコ人意識を共有しない市民たちに、第 1 共和国は自分たちの国家ではないという疎外感を持たせることになった。こうしたマイノリティ市民たちの不満を煽って勢力拡大を図ったナショナリスト政党の台頭により、ズデーテンラントとスロヴァキアの民衆の間には、ナショナリズムとチェコフォビア（チェコ人嫌い）の感情が広がり、自らの権力を自らの手に取り戻そうという勢力への支持につながった。

第 2 次世界大戦開戦直前にナチス・ドイツの傀儡国家となったスロヴァキア共和国は、そのまま独立国家を維持することが実質的に困難となり、チェコ人との共同国家に戻った。チェコ人は、連合国に

⁷⁹⁸ Skapska (2011) p. 52. „Tvá vláda, lide, se k tobě navrátila.“ ハヴェルの当該演説の映像（チェコ語）は <http://speakola.com/political/vaclav-havel-new-years-address-1990>

よる戦後処理に組み込まれた「住民移送」プログラムに則って、領土からズデーテン・ドイツ人を排除することに成功した。名実ともにチェコ人とスロヴァキア人のネイション・ステイトとなった1945年の第3共和国体制から1948年の2月クーデター以降の社会主義体制を経て、1993年1月の連邦解体に至るまでの過程は、両ネイションの政治的同床異夢をどうにかして克服しようというプロセスでもあった。1968年憲法律が規定するものの社会主義体制下では長らく死文化していた「多数決禁止」条項が、1989年11月以降突如として機能し始めた。伝統的に、チェコスロヴァキア政治は、チェコ人勢力、スロヴァキア人の親チェコ派、スロヴァキア・ナショナリズムを標榜する分離主義勢力という三極構造となっていたが、新体制下で新興の小党乱立状態となった連邦議会では、スロヴァキア・ナショナリストたちがキャスティング・ヴォートを握ることとなった。そして、スロヴァキアの大衆はチェコとの分離を望んでいなかったにもかかわらず、彼らの多くが投票したスロヴァキア・ナショナリストの行動によって連邦解消という結末を迎えることになった。

チェコの政治学者 Barša の次の指摘は示唆に富んでいる。ソ連やユーゴスラヴィア、そしてチェコスロヴァキアでナショナリストたちが成功を取めたのは、民主化の問題を民族自決というタームに置き換え、政治体制の正統性の問題を政治単位や構造の正統性の問題に矮小化してネイションの有権者にアピールできたからであり、リベラル勢力はこれらを逆向きに行い失敗した。リベラルは、現代政治にはエスニックな文化という側面があることを見落とし、ネイションのアイデンティティという感覚はデマゴギーや反民主主義的な輩が持ち出すものだと見做したため、ポスト社会主義体制で敗れたのであった⁷⁹⁹。新体制のもとで「ハイフン戦争」や「大権限法」といったスロヴァキア・ナショナリズムによる憲法危機が次々と生じた際に、それまで基本的権利や自由、民主主義の力を信じてきたリベラル勢力には対抗する術もなかった。リベラル勢力のほとんどが1992年選挙では再選されず、チェコ政治においてはネオリベラリズムが、スロヴァキアではナショナリズムが、それぞれの民意をリードする政治的価値観となった。

⁷⁹⁹ Barša (2001) p. 244.

ゲルナーによるナショナリズムの定義は、「政治的単位（国家）と民族的な単位の一致を目指す考え方や運動」であった。チェコスロヴァキアを建国したマサリクのナショナリズムには正統性が認められ、SdP のヘンラインが、スロヴァキア人民党のフリンカやティソが、HZDS のメチアルが、自分たちのネイション・ステイトを建国しようとしたナショナリズムは、なぜ咎められたのであろうか。しかし、ギアリが問題提起するように⁸⁰⁰、自分たちの祖先がその地を先占していたからといって、そこに自分たちが中心となるネイション・ステイトを建国することには、どこまで正当性があるのかという疑問も同時に湧いてくる。

チェコスロヴァキアという国家は、ついにナショナリズムを克服することはできなかったのか。否、ナショナリズムは克服されるべき対象ではない。克服されるべきは、エスノナショナルな境界を超えた連帯感やナショナル・アイデンティティをいかに創出し、維持するのかという課題であった。ミラーは、急進的な多文化主義者が、共通性を犠牲として集団の差異ばかりを肯定することで「ズタズタに分断された社会像」を描き出すが、共通のアイデンティティによる連帯がなければ政治的な信頼関係は生まれないと批判する⁸⁰¹。ナショナルな忠誠心は常に単一の対象に向かわなければならないというわけではない。スロヴァキア人であると同時にチェコスロヴァキア人であったり、モラヴィア人⁸⁰²でありチェコ人であると同時に EU 市民であるように、包摂的、重疊的意識を持つことは可能なはずである。

⁸⁰⁰ Geary (2002/2008) pp. 21-33, 55.

⁸⁰¹ Miller (1995) pp. 19, 244-245.

⁸⁰² チェコ共和国全体におけるモラヴィアの人口割合は約 30% である。現在、ボヘミア、モラヴィア、シレジア地域の住民のほとんどは、エスニシティとしては「チェコ人」であるが、本稿の初めに論じたように、もともとは異なるアイデンティティを抱いていた。1990 年代初頭、モラヴィア・シレジアをスロヴァキアと同等の自治単位（共和国）とするよう求めるモラヴィア地域主義政党が連邦議会、チェコ国民評議会で議席を獲得したが、大きなムーブメントには至らなかった。国籍上は「チェコ人」でも自らを「モラヴィア人」あるいは「シレジア人」と回答することが可能となった 1991 年度国勢調査において、「モラヴィア人」と回答した者は 13.2%、「シレジア人」は 0.4% であった。2001 年度においてはそれぞれ 3.7%、0.1% に減少したが、2011 年度には 5.0%、0.1% となり、「チェコ・モラヴィア人」と回答した者も 0.9% 存在した（2011 年度に新たに登場した選択肢である。なお、「チェコ・シレジア人」というヴァリエーションは示されていない）。（以上、チェコ統計局の資料 <https://www.czso.cz/documents/10180/20551765/170223-14.pdf> チェコ語）。面積的に狭小でモラヴィアの飛び地も混在するシレジア地方に比べて、現在でも「モラヴィア人意識」は根強いものがあるが、上記の数値のばらつきから見ても、アイデンティティの認識についてはその時々の方々の気分のようなものが影響していると考えられる。

幸いにも、1989年の体制転換期と同様に、チェコ人とスロヴァキア人は冷静な話し合いと法的な手続に従って、1滴の血も流さず、75年あまり続いた共同国家を極めて事務的に解体した。両民族の間に感情的なしこりや後腐れはなく、現在も極めて良好な関係を続けている。かくも平和裡に進行した連邦国家の解消は「ヴィロード離婚」と称され、凄惨な民族紛争の末に解体した旧ユーゴスラヴィア連邦と明暗を分けた。他の民族紛争地域とは異なり、チェコ人とスロヴァキア人のそれぞれの領土は明確であった。また、分離の時点で、スロヴァキアで暮らすチェコ人はスロヴァキアの人口の1%、チェコで生活するスロヴァキア人はチェコの人口の4%を占めるに過ぎなかった。多くは、仕事のために近年自主的にプラハまたはブラチスラヴァに移り住んだ人たちであった。宗教に関しても、信仰深いスロヴァキア人は、極めて世俗的なチェコ人とは異なる受け止め方をしたり、スロヴァキアでは伝統的にカトリックの指導者の政治力が強いという違いはあったものの、宗教的対立というほどではなかった。スロヴァキア人は、エスニシティを理由に差別されていたわけではなく、政治や経済のイニシアティブをめぐって、いわば「末弟扱い」されたに過ぎなかった。スロヴァキア人は、自分たちが正当に評価されていないとして常に不満を抱き、チェコ人は、スロヴァキア人がいつも国家のことを考えるよりも自分たちの権利主張ばかりするとうんざりしていただけだった。

2. 二度にわたる世界大戦がもたらした戦禍を目の当たりにした欧州の指導者たちは、経済的な共存共栄を図ることで欧州の平和を維持しようという理念から、現在のEUにあたる共同体を創設した⁸⁰³。EUは、創設時の6カ国から28カ国まで加盟国を拡大させながら、域内市場や通商政策、通貨統合といった基本的な経済枠組の構築、農・漁業政策や競争法、環境法等の経済分野やそれに付随する共通政策を推進していった。さらにEUは、経済分野を超えて、安全保障や域内警察・刑事司法協力などの分

⁸⁰³ もっとも、かかる通説的な欧州統合の歴史研究に対して、近年、外交史料などを精査して当時の政治力学をより考慮に入れフランスの国益追求の態度やドイツのキリスト教民主主義運動が与えた影響を論じるEU統合史研究が注目されている（参照 <http://www.nikkei.com/article/DGKKZO10995660S6A221C1BC8000/> 日本経済新聞 2016年12月29日付朝刊記事）。

野にも関与するようになった。EU 加盟国の主権は、基本条約に基づいて EU へ委譲した権限の範囲でその行使を制約される。加盟国は、基本条約から生成されるおびただしい数の派生法や欧州司法裁判所の判例法といった増殖し続ける EU 法を、ほぼ無条件で国内法秩序に取り込む。こうして規範的統合体としての深度を深めた EU は、2001 年に欧州憲法制定会議を設立し、その憲法条約案が欧州理事会で調印されたのが 2004 年であった。当時、名実ともに欧州憲法を手に入れる EU の向かう先は、ネーション・ステイトの集合体としての国家連合でもなく国際機構でもない、連邦主義の現代的展開としての *sui generis* (独特な) 政治共同体を極めるのではないかと考えられた。

しかし 2005 年に、憲法条約案が EU 原加盟国であるフランスとオランダにおける国民投票で否決されると、EU 憲法制定への熱気は一気に冷めた。憲法条約を手直したリスボン条約は、「憲法」という言葉を消し、EU の歌やシンボル旗等の国家的な表象に関する規定を削除するなどして、紆余曲折の末 2009 年に発効したが、鳴り物入りだった「EU 市民概念」が、加盟国の市民たちの間に広く行き渡っているとは言い難い。むしろ、中東やアフリカ地域からの移民や難民の殺到が引き金となり、また欧州内でも、イスラム教原理主義者らによるソフトターゲットを狙い大勢の市民を巻き添えにするテロ活動が後を絶たないことから、多くの EU 加盟国において、民族主義的なプロパガンダを標榜する極右政党が急速に存在感を増し、暴力的な移民排斥活動が頻発している。自分たちのネーションへの帰属意識や防衛意識の高まりと、マイノリティに対する閉鎖的、排他的な意識を持った市民が増えているようにも見受けられる。

ハーバーマスは、「複合的な社会で市民がまとまり得るのは、もはや実質的な価値観の一致によってではなく、ただ正当な立法および権力行使の手續に関する合意によってである」から、非政治的な倫理的レベルにおける統合ではなく、政治統合レベルでの市民の連帯を目指すべきであると主張する⁸⁰⁴。ハーバーマスが構想する「憲法パトリオティズム」は、全国民を様々な文化的背景や民族的出自と無関係に結びつける超法学的存在ではあるが、普遍主義的な憲法原理を、その都度国民固有の歴史と伝統と

⁸⁰⁴ Habermas (1996) pp. 255-257, 白川 (2012 年) pp. 89-91.

いうコンテキストから解釈することで支えられるものであるという⁸⁰⁵。彼は、「互いに他者でありながらも責任を負い合う市民間に政治的に作られる連帯が、多くの前提条件を含むコミュニケーションのつながりであることは明らかであり、そのつながりの核となるのは、同じテーマについて同じ関連の中で市民が同時に多様な立場を取りうる政治的公共圏である」というのである⁸⁰⁶。そして、ポスト国民社会の今後の統合推進力は、「ヨーロッパ人民」と呼びうる実体の有無にかかっているのではなく、共通の政治文化に埋め込まれたヨーロッパ規模の政治的公共圏というコミュニケーションの有無にかかっていると主張する⁸⁰⁷。

白川俊介は、政治制度に文化的なものが反映されると主張している点で、ハーバーマスとキムリッからリベラル・ナショナリストの見解は一致するものの、文化的なものが政治制度にいかなる形で反映されるかという点に両者の決定的な違いがあると指摘する。すなわち、「ハーバーマスの場合は、政治文化を解釈する手続に合意する者による理性的な熟議という、いわばフィルターを通した結果であるのに対して、リベラル・ナショナリストは事実上多数派の文化的なものが不可避免的に反映されると主張するため、ハーバーマスからすれば、文化的なものが半ば無批判に反映されるということになってしまっているのである」⁸⁰⁸。

確かに、市民の意思の質を問う熟議民主主義は、その理念においては非常に魅力的ではあるが、国あるいは地方公共団体じゅうに熟議の場をどのように設置するのかというロジスティクス (logistics) に関する疑問がすぐに浮かんでくる。それに、数多ある政治行政の課題のうち何をアジェンダとするのかを誰がどのように決定するのだろうか。司会や資料作成の中立性ならびに「公正らしさ」はどのように確保されるのか。開催頻度はどうするのか。果たして財政的に継続可能であるのか。日本の場合に限ってみれば、98%もの人々がナショナリティを共有し、多くの市民にとっては言語的障壁がないとい

⁸⁰⁵ Habermas (1996) pp. 320-321, 齋藤 (2009 年) pp. 37-38, 白川 (2012 年) pp. 89-91.

⁸⁰⁶ Habermas (1996) pp. 186-187.

⁸⁰⁷ Habermas (1996) pp. 179-180.

⁸⁰⁸ 白川 (2012 年) pp. 94-95.

う利点はあるものの、各種選挙における投票率は散々たるものであるのに、それとは比較にならない程の時間や労力が費やされる熟議の場に市民たちは自主的に足を運ぶであろうか。閉鎖的なコミュニティでは、場慣れした人や押しが強く声の大きな人の意見ばかりが開陳され、多くの市民は大勢の前で自分の意見を述べることに萎縮するのではないかと懸念もある。このような課題は欧州でも多かれ少なかれ当てはまる場所である。ロールズが構想した「原初状態」を現実世界に作り出すことが不可能であるように、熟議民主主義の実現については悲観的にならざるを得ない⁸⁰⁹。

ハーバーマスの懸念は、リベラル・ナショナリズムの考え方が、「政治的統合」以前に「倫理的統合」を求めるものであり、ナショナルな連帯は、ナショナルなものを共有しえない集団（定住外国人や移民）を締め出すことになるから、排除の論理を必然的に含むという点にあらう⁸¹⁰。これに対し、白川は、本稿でも引用したミラーの議論を挙げて、ナショナルな連帯はかなり多様なものを包摂しうるのであるから、原理的には、ネイションと他の集団アイデンティティ（エスニシティなど）とは共存可能であると反論し、また、排除が不正であるという考え方への疑問も呈する⁸¹¹。つまり、問題とされるべきは、ある連帯からの排除それ自体ではなく、排除されたことで人権侵害など何らかの非人道的な状態に陥

⁸⁰⁹ 本稿ではいわば直感的な理由を並べて熟議民主主義の実現可能性を悲観したが、Walzer (2007) も熟議民主主義の重要性を否定しないものの、民主政治に不可欠の活動として政治教育や組織の形成、デモンストレーション、ロビー活動、投票等々を挙げる一方で、熟議には「問題になっている実質的な争点に関してよい議論ができれば正当性は強化されるとはいえ、よい議論によって勝利が勝ち取られることは稀にしかない」(p. 260)、「まるで法廷のように、そこでは人々は討議以外には何もしないしてほしいとされる環境は、政治の世界には存在しない」(p. 262) など、より原理的な観点から懐疑を示す (pp. 243-265)。これに対して、田村 (2017 年) は「熟議民主主義の困難」をもたらす様々な「阻害要因」につき考察しながら、熟議の意義や可能性を擁護する。例えば、熟議民主主義に批判的な論者らは、熟議の場として「比較的少人数の市民によって構成される熟議のためのフォーラム (ミニ・パブリックス)」を想定しがちであるが、田村は、ミニ・パブリックスのみが熟議の場ではないとして、どこか特定の場だけではなく、社会運動やアソシエーション、「日常的な話し合い」においても熟議は行われ得ると考える (田村哲樹 (2017 年) 『熟議民主主義の困難：その乗り越え方の政治理論的考察』ナカニシヤ出版)。熟議民主主義の可能性が、現存する社会的活動あるいは私的な日常生活の中にも見出されるとして、殊更にそれを「熟議」と名付けるべきなのか疑問を感じなくもないが、「熟議民主主義」という重装備も、突き詰めれば、「市民よ、政治や社会についてもっと気軽に語り合おう」という呼びかけなのではないかと理解される。

⁸¹⁰ 白川 (2012 年) p. 97.

⁸¹¹ 白川 (2012 年) pp. 98-99.

ることであるという⁸¹²。白川の指摘は示唆に富んでいる。第 1 共和国の事例を振り返れば、ナショナル・マイノリティであったズデーテン・ドイツ人は、建国民族たるチェコスロヴァキア・ネイションの連帯からは排除されたが、非人道的な状態に置かれたとまでは言えない。やはり、ドイツ人としてのアイデンティティ以外に、チェコスロヴァキア市民という重疊的なアイデンティティが形成されなかったことで政治的統合が図れなかったという結論になろう。1920 年代後半の第 1 共和国議会で見られたように、チェコ人とズデーテン・ドイツ人との間で「互いに他者でありながらも責任を負い合う市民間に政治的に作られる連帯」形成の兆しはあった。しかしながら、隣国たるドイツ本国はチェコスロヴァキアよりも遥かに強大な国家であり、そのようなドイツに併合されたいという 19 世紀来の大ドイツ主義は、未だズデーテンラントでくすぶっていた。ズデーテン・ドイツ人には故郷ボヘミアへの愛着はあっても、それを超えて新興弱小国家の市民としてのアイデンティティを、弱小ネイションと共有するのは容易ならざる環境にあった。チェコスロヴァキア市民意識の共有は、控えめに見積もっても、何世代もかけてゆっくりと醸成するしかなかったであろう。

他方、国家運営のパートナーであったスロヴァキア人に関しては、決してチェコスロヴァキア建国民族としての連帯から排除されたわけではないが、スロヴァキア人から見たチェコ人は「ナショナルなものを共有しえない集団」であり、チェコスロヴァキア市民としてのアイデンティティは二義的なものであった。チェコ人からすれば、そうした認識を隠さないスロヴァキア人は「ナショナルなものを共有しえない集団」に見えた。戦後、「互いに他者でありながらも責任を負い合う市民間に政治的に作られる連帯」は、東西冷戦と社会主義体制によって繋ぎ止められていた。これらが終焉すると、チェコ人とスロヴァキア人との間では「ナショナルなものを共有しえない」ことでもたらされる政治的相互不信が顕著になり、政治的連帯の維持が不可能になったのである。

3. ブルベイカーが、「ナショナリストの衝突は原理的に、また性質上、およそ解決不能なものであり、

⁸¹² 白川（2012 年）p. 99.

『構造的な』全体解決の方策を模索するというのは見当違いである」⁸¹³と断言するのには頷かざるを得ない。しかし、ブルベイカーはこう続けた。「ナショナリズムは必ずしもネイション・ステイトを手に入れようとする活動だというわけではない」と⁸¹⁴。先に挙げたように、タミールも、主権や政治的決定への参画はナショナリズムの目的ではなく手段であり、文化的な自己実現こそがナショナリズムの目的であったと解すれば、ナショナリズムの実現は、必ずしも独立国家、主権国家のもとでのみ達成されるわけではない。「複数ネイション主義」によって、多様性を保持しながら統一を維持することが可能となると主張する⁸¹⁵。あいにくチェコスロヴァキアの例からは、彼らの主張の正当性を実証することはできなかった。

ひとつの国家の中で複数のネイションを政治的に統合することの難しさは、国家から「エトノス」の要素を完全に排除することが実質的には不可能であること、それゆえ人々は、自己が属する「エトノス」の集団が政治や文化の中心でありたいと強く願うことにある。2017年にはスペインのカタルーニャ州が独立を宣言したが、ほかにも分離独立を志向するネイション集団は欧州各地に存在する。また、2016年には国民投票の結果を受けイギリスのEUからの離脱が決定し、現在同国とEUとの間で離脱の条件や将来的な両者の関係をめぐって厳しい交渉が行なわれている。半世紀以上の時間をかけて、より広くより深い欧州統合を実現したEUの進化の揺り戻しを危惧し、将来のEUの存続を危ぶむ声さえ出ている。

欧州諸国の連帯や全体的な発展、共存共栄の方法を模索するEUとその加盟国の姿の向こう側には、20世紀にひとつの国家における複数の民族の共生が困難となり最終的には消滅した「多民族国家」チェコスロヴァキアの歴史、さらに言えば、その前史たるハプスブルク帝国崩壊の歴史が遠景として見えてくるといえるのは言い過ぎであろうか。欧州以外に目を向けても、かつては「人種のるつぼ」と言われたアメリカにおける白人至上主義の高まりや保護主義経済への舵取りが懸念されるこの時期に、複

⁸¹³ Brubaker (1998) p. 273.

⁸¹⁴ Brubaker (1998) p. 276.

⁸¹⁵ Tamir, Yael (1993/ 1995)

数の民族が、平等・対等な関係を保ちながらひとつの共同体を維持することの難しさ、ネーション・ステイトという政治単位への飽くなき欲求の意味深さを、いまいちど振り返ってみることは決して無意味ではないと考える。

欧州には、超国家的政体としての EU が厳然と存在し、機能している。「エトノス」の要素が薄い EU という政体には、統合へのベクトルと、欧州のネーションと文化の多様性維持というベクトルを両立させる努力が継続されることで、エスノナショナルな境界を超えた連帯感やアイデンティティをいかに創出し維持するか、また、いかにして統合のメリットを人々に実感させるか、という連邦政体の課題を克服し、複数ネーションの統合に苦慮する加盟諸国のバッファーとなる可能性が残っていると信じていたい。

参考文献

- 大場佐和子（2012 年）「EU・Conditionality〈加盟条件〉がチェコの司法制度へ与えた影響」、『神戸法学雑誌』第 62 巻第 1・2 号、pp. 318- 324.
- 岡本真理（2010 年）「国語の促進か、少数言語の保護か？—スロバキア新言語法（2009）のケース—」、『大阪大学言語研究センター論集』第 4 号、pp.119- 131.
- 小沢弘明（1994 年）「IV ハプスブルク帝国末期の民族・国民・国家」、歴史学研究会編『国民国家を問う』青木書店、pp. 70- 86.
- 川崎嘉元（2007 年）「エスニシティ、アイデンティティ、グローバル化」、川崎嘉元編著『エスニック・アイデンティティの研究 流転するスロヴァキアの民』pp. 1- 15, 中央大学出版部
- 神原ゆうこ（2015 年）『デモクラシーという作法 スロヴァキア村落における体制転換後の民族誌』九州大学出版会
- 桐生裕子（2012 年）『近代ボヘミア農村と市民社会—19 世紀後半ハプスブルク帝国における社会変容と国民化』刀水書房
- 栗田佳泰（2008 年）「多文化社会における『国民』の憲法学的考察——リベラル・ナショナリズム論から——」『久留米大学法学』59/60
- 香坂直樹（2006 年）「1920 年代初めのスロヴァキアの地位に関する諸構想——自治論と県制度擁護論に見るスロヴァキアの定義」、『東欧史研究』東欧史研究会、28 号、pp. 2-23.
- 香坂直樹（2010 年）「スロヴァキアの『首都』をめぐる戦間期の議論——フェドル・ルッペルトの中心都市論を手掛かりに——」、『スラヴ研究』北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター、No. 57.
- 薩摩秀登（2005 年）「近世のチェコとモラヴィアにおける国家概念」、『東欧史研究』東欧史研究会、27 号、pp. 145- 149.
- 佐藤雪野（2004 年）「チェコにおける連邦制論と国家権概念——1848 年～1914 年」、『西洋史研究』西洋史研究会、33 号、pp. 83- 95.
- 佐藤雪野（2010 年）「チェコの地方制度と連邦制」、佐藤勝則編著、『比較連邦制史研究』多賀出版、pp. 127- 154.
- 塩川伸明（1999 年）『現存した社会主義：リヴァイアサンの素顔』勁草書房
- 塩川伸明（2008 年/ 2015 年）『民族とネーション——ナショナリズムという難問』岩波新書
- 塩川伸明（2015 年）『ナショナリズムの受け止め方』三元社
- シクヴァルナ、ドゥシャン（2012 年）中澤達哉訳「国民を想い描く——スロヴァキアにおけるシンボルの誕生——」、in 篠原（2012 年）、pp. 161-181.
- 篠原琢（2001 年）「歴史主義の時代におけるチェコ『国民』の自己表像」、『東欧・中央ユーラシアの近代とネーション II』スラブ研究センター研究報告シリーズ No. 89、スラブ・ユーラシア研究センタ

- 篠原琢、中澤達哉編（2012 年）『ハプスブルク帝国政治文化史：継承される正統性』昭和堂
- 柴宣弘・中井和夫・林忠行著（1998 年）『連邦解体の比較研究—ソ連・ユーゴ・チェコ』多賀出版
- 渋谷謙次郎編（2005 年）『欧州諸国の言語法 欧州統合と多言語主義』三元社
- 白川俊介（2012 年）『ナショナリズムの力：多文化共生世界の構想』、勁草書房
- 高橋和（1990 年）「社会主義者のジレンマ——ボフミール・シュメラルとチェコスロヴァキア独立運動——」、羽場久泥子編『ロシア革命と東欧』彩流社
- 千葉眞（2014 年）『連邦主義とコスモポリタニズム：思想・運動・制度構想』風行社
- 富沢克編著（2012 年）『「リベラル・ナショナリズム」の再検討——国際比較の観点から見た新しい秩序像』ミネルヴァ書房
- 中澤達哉（2009 年）『近代スロヴァキア国民形成思想史研究：「歴史なき民」の近代国民法人説』刀水書房
- 中田瑞穂（2012 年）『農民と労働者の民主主義 戦間期チェコスロヴァキア政治史』名古屋大学出版会
- 長與進（1990 年）「シロバール博士の多忙な日々——スロヴァキア 1918-1919 年——」、in 羽場（1990 年）
- 長與進（2001 年）「スロヴァキア歴史学のアポリアー独立スロヴァキア国の評価をめぐって」、『東欧史研究』23 号、pp. 74-82.
- 長與進（2005 年）、「スロヴァキア」、in 渋谷（2005 年）pp. 351- 364.
- 西川正雄（1994 年）「19 世紀後半ドイツ」、in 小沢（1994 年）pp. 44- 69.
- 羽場久泥子編（1990 年）『ロシア革命と東欧』彩流社
- 林忠行（1982 年）「チェコスロヴァキア第一共和国の内政システムの形成とその特質（1918 年～1921 年）」、『歴史研究別冊』pp.134-144.
- 林忠行（1990 年）「チェコ人『帝国内改革派』の行動と挫折——ズデニェク・トボルカを中心にして——」、in 羽場（1990 年）pp. 23- 42.
- 林忠行（1991 年）『粛清の嵐と「プラハの春」チェコとスロヴァキアの 40 年』岩波書店
- 林忠行（1994 年）「チェコスロヴァキアの戦後改革」、油井大三郎・中村政則・豊下櫛彦編『占領改革の国際比較 日本・アジア・ヨーロッパ』三省堂、pp. 370- 400.
- 林忠行（1996 年）「プラハの春—1948 年革命と 1969 年革命との狭間で」、歴史学研究会編『講座世界史 10 第三世界の挑戦 独立後の苦悩』東京大学出版
- 林忠行（2008 年）「戦略としての地域—世界戦争と東欧認識をめぐって」、家田修編『講座スラブ・ユーラシア学第 1 巻 開かれた地域研究—中域圏と地球化』講談社
- 林忠行（2010 年 a）「東中欧における民主化とナショナリズム—チェコスロヴァキアの事例から」、田中浩編『現代世界—その思想と歴史 2 ナショナリズムとデモクラシー』未来社
- 林忠行（2010 年 b）「チェコ政党政治における新自由主義—ヴァーツラフ・クラウスと市民民主党」、

- 『聖学院大学総合研究所紀要』No. 47.
- パブリーチェック、バーツラフ（2005 年）早川弘道、箱井崇史、佐藤史人共訳「独裁から民主主義への憲法的変容過程にあるチェコスロヴァキア」、『比較法学』早稲田大学、第 39 巻第 1 号
- ファルチャン、リュボミール/ ストルソヴァー、マーリア（2007 年）川崎嘉元訳「多民族と交差、共生するスロヴァキア人」、川崎嘉元編著『エスニック・アイデンティティの研究：流転するスロヴァキアの民』中央大学出版、pp. 17- 41.
- 樋口陽一（1999 年）『憲法と国家－同時代を問う－』岩波新書、岩波書店
- 樋口陽一（2002 年）『憲法 近代知の復権へ』東京大学出版会
- 福田宏（2006 年）『身体の国民化 多極化するチェコ社会と体操運動』北海道大学出版会
- 福田宏（2012 年）「ミラン・ホジャの中欧連邦構想——地域再編の試みと農民民主主義の思想——」、『境界研究』北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター、No. 3. pp. 45- 77.
- 藤井真生（2014 年）『中世チェコ国家の誕生 君主・貴族・共同体』昭和堂
- 水島朝穂、佐藤史人（2013 年）「試練に立つ立憲主義？——2011 年ハンガリー新憲法の『衝撃』」、『比較法学』早稲田大学、(1)：46 巻第 3 号、(2)：47 巻 1 号
- 南塚信吾編（1999 年）『ドナウ・ヨーロッパ史』山川出版社
- 矢田部順二（1996 年）「第 1 次クラウス内閣の 4 年間と 96 年チェコ下院選挙結果－1992 年 6 月～1996 年 7 月」、『ロシア研究』公益財団法人日本国際問題研究所、No.23.
- 矢田俊隆（1977 年）『ハプスブルク帝国史研究』岩波書店
- 矢田俊隆編（1977 年）『東欧史』山川出版社
- 矢田俊隆（1978 年）『ハンガリー チェコスロヴァキア現代史』山川出版社
- 山内敏弘（1994 年）「国家主権と国民主権」in 樋口陽一（1994 年）『講座憲法学 2 主権と国際社会』日本評論社
- 吉野耕作（1997 年）『文化ナショナリズムの社会学 現代日本のアイデンティティの行方』名古屋大学出版会
- 脇田博文（2011 年）、「スロヴァキア共和国の言語教育政策」、『国際社会文化研究所紀要』龍谷大学、第 13 号、(参照部分は pp. 279- 280)
- Adamová, Karolina (1994), *Stručný nástin dějin státu a práva v českých zemích a na Slovensku* [チェコとスロヴァキアの国と法の歴史の概要] (*Výtah z přednášek vybrané otázky*), Západočeská univerzita v Plzni.
- Anderson, Benedict (2006) *Imagined Communities: Reflections on the Origin and Spread of Nationalism*, Verso, London and New York (初版は 1983 年) (アンダーソン、ベネディクト (2007 年)『想像の共同体—ナショナリズムの起源と流行』白石隆・白石さや訳、書籍工房早山) .
- Arato, Andrew (2000) *Civil Society, Constitution, and Legitimacy*, Rowman & Littlefield Publishers Inc.

- Arato, Andrew (2012) "Conventions, Constituent Assemblies, and Round Tables: Models, principles and elements of democratic constitution-making", *Global Constitutionalism*, Cambridge University Press, Vol.1. No. 1, pp. 173- 200.
- Arato, Andrew (2016) *Post Sovereign Constitution Making. Learning and Legitimacy*, Oxford University Press.
- Attila, Simon (2011) "The Colonization of Southern Slovakia as a Means of Constructing a Czechoslovak Nation-State", in László ed., pp. 226-252.
- Auer, Andreas (2013) "Constitutional Conventions, Constitutional Change and Democracy", in Weatley, Jonathan, and Mendez, Fernando eds., *Patterns of Constitutional Design. The Role of Citizens and Elites in Constitutional-Making*, Ashgate Publishing.
- Barša, Pavel (2001) "Ethnocultural Justice in East European States and the Case of the Czech Roma", in Kymlicka eds. (2001), pp. 243- 258.
- Beneš, Václav L. (1967) "The Slovaks in the Habsburg Empire: A Struggle for Existence", *The Nationality Problem in the Habsburg Monarchy in the Nineteen Century: a Criticcal Appraisal*, Austrian History Yearbook, vol. III, Pt. 2. The National Minorities, Rice University.
- Beneš, Zdeněk & Kural, Václav eds. (2002), *Facing History. The evolution of Czech-German relations in the Czech provinces, 1848-1948*, Gallery s.r.o., Prague.
- Bradley, John F.N. (1991) *Politics in Czechoslovakia, 1945-1990*, Columbia University Press.
- Broklová, Eva (2010) „Právní cesta sudetských Němců 1933. Návrhy Fritze Sandra na reform československé ústavy [1933 年ズデーテン・ドイツ人の権利の変遷。サンドラ・フリッツェのチェコスロヴァキア憲法改正案]”, in Malý, Karel & Soukup, Ladislav eds. (2010b) , pp. 515–556.
- Brubaker, Rogers (1996/ 2009) *Nationalism Reframed. Nationhood and the national question in the New Europe*, Cambridge University Press.
- Brubaker, Rogers (1998) "Myth and misconceptions in the study of nationalism", in Hall ed., pp. 272-306.
- Brubaker, Rogers (2002) "Ethnicity without Groups", *European Journal of Sociology*, vol. 43. Issue 2. pp. 163–189.
- Bruegel, J. W. (1973) *Czechoslovakia Before Munich. The German minority problem and British appeasement policy*, Cambridge University Press.
- Burgess, Michal (2012), *In Search of Federal Spirit: New Theoretical and Empirical Perspective in Comperative Federalism*, Oxford University Press.
- Calda, Miloš (1996) "The Roundtable Talks in Czechoslovakia", in Elster, Jon ed. *The Roundtable Talks and The Breakdown of Communism*, the University of Chicago Press.
- Cepl, Vojtěch (1991) "Ritual Sacrifices", *East European Constitution Review*, the University of Chicago

- Law School, Spring 1991, pp. 24-26.
- Cepl, Vojtěch (1993-94) "Constitutional Reform in the Czech Republic", *28 University of San Francisco Law Review*, No. 29.
- Cepl, Vojtěch & Gillis, Mark (1996) "Making Amends After Communism", *Journal of Democracy*, the Johns Hopkins University Press, Vol. 7, No. 4, October 1996.
- Cohen, Gary B. (1981/2nd 2006), *The Politics of Ethnic Survival Germans in Prague, 1861- 1914*, Second edition, Revised, Purdue University Press.
- Cohen, Gary B. (2007) "Nationalist Politics and the Dynamics of State and Civil Society in the Habsburg Monarchy, 1867-1914", *Central European History*, Cambridge University Press, Vol. 40. pp.241-278.
- Culter, Lloyd and Schwartz, Herman (1991) "Constitutional Reform in Czechoslovakia: E Duobus Unum?", *University of Chicago Law Review*, No. 511.
- Čarnogurský, Ján (2010) "A Retrospective Look at the Dissolution of Czecho-Slovakia", in Kraus (2010) pp. 221- 225.
- ČTK (1989) *Czechoslovakia, 17.11.-10.12.1989*, Československá tisková kancelář [チェコスロヴァキア新聞協会]発行.
- Daschke, John W. (1985) *Nationalism, Communism and Federalism: The Politics of Ethnic Development in Czechoslovakia*, University Microfilms International Dissertation Information Service.
- Elster, Jon (1995) "Transition, constitution-making and separation in Czechoslovakia", *European Journal of Sociology/ Archives Européennes De Sociologie*, Cambridge University Press, Vol. 36 No.1.
- Elster, Jon (1996) *The Roundtable Talks and The Breakdown of Communism*, the University of Chicago press, 1996.
- Eyal, Gil (2003) *The Origins of Postcommunist Elites: From Prague Spring to the Breakup of Czechoslovakia*, University of Minnesota Press.
- Felcman, Ondřej (2015) *Československý parlament na prahu Pražského jara: Národní shromáždění na cestě k reformě (1964- duben 1968)* [プラハの春の入口にあるチェコスロヴァキア議会：国民議会における改革への軌跡（1964年～1968年4月）], Nakladatelství Lidové Noviny, Praha.
- Filip, Jan (1998) „Ústava ČR po pěti letech základní východiska [チェコ共和国憲法制定5年後における重要テーマ]“, in Šimíček, Vojtěch, *Ústava České republiky po pěti letech* [チェコ共和国憲法制定5周年], Masarykova univerzita, Brno.
- Frommer, Benjamin (2005a) "Getting the Small Decree. Czech National Honor in the Aftermath of the Nazi Occupation", in Judson, Pieter M & Rozenblit, Marsha L. eds., *Constructing Nationalities in East Central Europe*, Austrian Studies vol. 6, Berghahn, Newyork-Oxford, pp. 267-282.
- Frommer, Benjamin (2005b) *National Cleansing. Retribution against Nazi Collaborators in Postwar Czechoslovakia*, Cambridge University Press.

- Geary, Patrick J. (2002) *The Myth of Nations: The Medieval Origins of Europe*, Princeton University Press (ギアリ、パトリック J. (2008 年) 鈴木道也・小川知幸・長谷川宣之訳『ネーションという神話ヨーロッパ諸国家の中世的起源』白水社) .
- Gellner, Ernest (1983) *Nations and Nationalism*, Blackwell publishers, Oxford (ゲルナー、アーネスト (2000 年) 加藤節監訳『民族とナショナリズム』岩波書店) .
- Gerloch, Aleš, Kysela, Jan eds. (2013) *20 let Ústavy České republiky : Ohlédnutí zpět a pohled vpřed* [チェコ共和国憲法の 20 年：回顧と展望], Aleš Čeněk s.r.o., Plzen.
- Glassheim, Egle (2000) “National Mythologies and Ethnic Cleansing: The Expulsion of Czechoslovak Germans in 1945”, *Central European History*, Cambridge University Press, vol. 33. No.4, pp. 463-486.
- Gronský, Ján, Hřebejk, Jiří (1999) *Dokumenty k Ústavnímu Vývoji Československa I. (1918-1945)* [チェコスロヴァキア憲法の発展に関する資料集 1], Karolinum, Univerzita Karlova, Praha.
- Gronský, Ján (1999) *Dokumenty k Ústavnímu Vývoji Československa II. (1945-1968)* [チェコスロヴァキア憲法の発展に関する資料集 2], Karolinum, Univerzita Karlova, Praha.
- Gronský, Ján (2000) *Dokumenty k Ústavnímu Vývoji Československa III. (1968-1989)* [チェコスロヴァキア憲法の発展に関する資料集 3], Karolinum, Univerzita Karlova, Praha.
- Habermas, Jürgen (1990) *Die nachholende Revolutions*, Suhrkamp (ユルゲン・ハーバーマス (1992 年) 三島憲一ほか訳『遅ればせの革命』岩波書店)
- Habermas, Jürgen (1996) *Die Einbeziehung des Anderen: Studien zur politischen Theorie*, Suhrkamp Verlag (ユルゲン・ハーバーマス、高野昌行訳 (2004 年)『他者の受容：多文化社会の政治理論に関する研究』法政大学出版局)
- Halász, Ivan (2006) “Legal Assistance in Czechoslovakia after 1989 and in Its Successor States”, in Sadakata, Mamoru eds, *Hungary’s Legal Assistance Experience in the Age of Globalization*, Graduate School of Law, Nagoya University.
- Hall, John A. ed. (1998) *The State of the Nation. Ernest Gellner and the Theory of Nationalism*, Cambridge University Press.
- Havel, Václav et al. (1985), *The Power of the Powerless: Citizens against the state in central eastern Europe*, Routledge, London & New York.
- Havraánek, Jan (1967) “The Development of Czech Nationalism”, *The Nationality Problem in the Habsburg Monarchy in the Nineteen Century: a Criticcal Appraisal*, *Austrian History Yearbook*, vol. III, Pt. 2. The National Minorities, Rice University.
- Havraánek, Jan (1991) “The Education of Czechs and Slovaks under Foreign Domination, 1850-1918”, in Tomiak, Janusz eds., *Schooling, Educational Policy and Ethnic Identity Comparative Studies on Governments and Non-Dominant Ethnic Groups in Europe, 1850- 1940*, European Science Foundation, New York University Press, Dartmouth.

- Hayden, Robert M. (1992) “Constitutional Nationalism in the Formerly Yugoslav Republics”, *Slavic Review*, Cambridge University Press, vol. 51, No. 4, pp. 654- 673.
- Hendrych, Dušan (1995) “Constitutionalism and Constitutional Change in Czechoslovakia “, in Hesse, Joachim Jens, and Johnson, Nevil eds, *Constitutional Policy and Change in Europe*, Oxford University Press.
- Hobsbawm, E. J. (1992) *Nations and Nationalism Since 1780*, Cambridge University Press (ホブズボーム、E. J (2001 年) 浜林正夫・嶋田耕也・庄司信訳『ナショナリズムの歴史と現在』、大月書店) .
- Holländer, Pavel (1992) “The New Slovak Constitution: A Critique”, *East European Constitutional Review*, New York University School of Law, vol. 16, No. 3, pp. 16- 17.
- Holotik, Ludvít (1967) “The Slovaks: an Integrating or a Disintegrating Force?”, *The Nationality Problem in the Habsburg Monarchy in the Nineteen Century: a Criticcal Appraisal*, *Austrian History Yearbook*, vol. III, Pt. 2. The National Minorities, Rice University.
- Holý, Ladislav (1996), *The Little Czech and The Great Czech Nation: National identity and the post-communist transformation of society*, Cambridge University Press.
- Houžvička, Václav (2015) *Czechs and Germans 1848-2004. The Sudeten Question and the Transformation of Central Europe*, Karolinum, Prague.
- Hroch, Miroslav (1985/2nd 2000) *Social Preconditions of National Revival in Europe*, Columbia University Press.
- Hroch, Miroslav (1998) “Real and constructed: the nature of the nation”, in Hall ed., pp. 91- 106.
- Johnson, Owen V. (1985) *Slovakia 1918- 1938. Education and the Making of a Nation*, Columbia University Press.
- Johnson, Owen V. (1998) “Losing Faith: The Slovak-Hungarian Constitutional Struggle, 1906-1914”, *Harvard Ukrainian Studies Journal*, vol. 22 (1/4), pp. 293- 312.
- Judson, Pieter M. (2006) *Guardians of the Nation. Activities of the Language Frontiers of Imperial Austria*, Harvard University Press.
- Just, Petr (2014) “Split of Czechoslovakia as One of the Outcomes and Results of the Transition to Democracy?”, *Revista de Stiinte Politice*, University of Craiova, No. 41.
- Kaplan, Karel (1993) *Příprava Ústavy ČSR v letech 1946-1948. Diskuse v Národní frontě a názory expertů* [1946 年～1948 年におけるチェコスロヴァキア共和国の憲法制定準備 国民戦線における議論及び専門家の意見], *Ústava pro soudobé dějiny AV ČR*, vol.7.
- King, Jeremy (2002) *Budweisers into Czechs and Germans. A Local History of Bohemian Politics, 1848-1948*, Princeton University Press.
- Kindl, Vladimír (2010) „Československé státní občanství 1918-1938 (28.10.1918- 30.9.1938) [1918 年から 1938 年までチェコスロヴァキアの国籍 (1918 年 10 月 28 日～1938 年 9 月 30 日)]”, in Malý,

- Karel & Soukup, Ladislav eds. (2010b) , pp. 405-431.
- Kladiwa, Pavel et al. (2016) *Národnostní statistika v českých zemích 1880-1930: Mechanismy, problémy a důsledky národnostní klasifikace, 1. 2. díl* [1880～1930 年のチェコ地域における民族統計：民族分類のメカニズムと問題点、帰結：第 1・2 巻], Ostravská univerzita, Ostrava.
- Kohn, Hans (1961a) *The Idea of Nationalism*, The Macmillan Company, New York.
- Kohn, Hans (1961b) *The Habsburg Empire 1804-1918*, Newyork/Tronto/London/Melbourne (コーン、ハンス (1982 年) 稲野強・小沢弘明・柴宣弘・南塚信吾『ハプスブルク帝国史入門』恒文社.
- Konirshm, Suzanne G. (1955) “Constitutional Aspect of the Struggle between Germans and Czechs in the Austro-Hungarian Monarchy”, *The Journal of Modern History*, The University of Chicago Press, vol. 27. No.3.
- Kořalka, Jiří (1993) “Nationality Representation in Bohemia, Moravia and Austrian Silesia, 1848-1914” in Alerman, Geoffrey ed., *Governments, Ethnic Groups and Political Representation. Comparative Studies on Governments and Non-Dominant Ethnic Groups in Europe, 1850-1940*, New York University Press.
- Kořalka, Jiří ed. (2007), *Lobkovický zámek v Neratovicích v životě a díle Františka Palackého* [フランチシェク・パラツキーの生涯および作品におけるネラトヴィツェのロブコヴィツェ宮殿], Akropolis, Praha.
- Kraus, Michael & Stanger, Allison eds. (2000), *Irreconcilable Differences? Explaining Czechoslovakia's Dissolution*, Rowman & Littlefield Publishers, INC. U.S.A.
- Křen, Jan (1986/ 2013), *Konfliktní Společenství: Češi a Němci 1780- 1918* [相克的なパートナーシップ：チェコ人とドイツ人 1780 年～1918 年], Karolinum, Praha.
- Kuklík, Jan (2002) “The Transfer and Its Lgal Aspects“, in Beneš (2002) pp. 234–254.
- Kuklík, Jan (2010) „Podíl českých právníků na vzniku samostatného československého státu [チェコスロヴァキア独立期におけるチェコ人法律家たちの役割]“, in Malý, Karel & Soukup, Ladislav eds. (2010b) , pp. 321-358.
- Kuklík, Jan a kol. (2011) *Dějiny Československého práva 1945-1989* [チェコスロヴァキア法の歴史| 1945-1989 年], Auditorium, Praha.
- Kuklík, Jan & Němeček, Jan (2015) *Od národního státu ke státu národností? Národnostní statut a snahy o řešení menšinové otázky v Československu v roce 1938* [国民国家から複数民族国家へ？：1938 年のチェコスロヴァキアにおけるネイション法およびマイノリティ問題解決への苦心], Karolinum, Praha.
- Kuklík, Jan (2015) *Czech Law in Historical Contexts*, Karolinum Press Charles University in Prague.
- Kutnar, František (2003) *Obrozenské vlastenství a nacionalismus. Příspěvek k národnímu a společenskému obsahu českství doby obrozenské* [愛国心とナショナリズムのリバイバル。復興期の国

- 家および社会におけるチェコ人性の実態に関する論考], Karolinum, Univerzita Karlova, Praha.
- Kymlicka, Will (2001 a) *Politics in the Vernacular: Nationalism, Multiculturalism, and Citizenship*, Oxford University Press (キムリッカ・ウィル著、岡崎晴輝・施光恒・竹島博之監訳 (2012 年) 『土着語の政治：ナショナリズム・多文化主義・シティズンシップ』、法政大学出版局
- Kymlicka, Will & Opalski, Magda eds. (2001b) *Can Liberal Pluralism be Exported? Western Political Theory and Ethnic Relations in Eastern Europe*, Oxford University Press.
- László, Szarka (2011) ed., *A Multiethnic Region and Nationa-State in East-Central Europe: studies in the History of Upper Hungary and Slovakia from the 1600's to the Present*, Columbia University Press.
- Leff, Carol Skalnik (1988) *National Conflict in Czechoslovakia: The Making and Remaking of a State, 1918-1987*, Princeton University Press.
- Leff, Carol Skalnik (1997) *The Czech and Slovak Republic: Nation Versusu State*, Westview Press, Colorado.
- Leff, Carol Skalnik (2000) "Inevitability, Probability, Possibility: The Legacies of the Czech-Slovak Relationship, 1918-1989, and the Disintegration of the State", in Kraus eds. (2000), pp. 29- 48.
- Lloyd Cutler and Herman Schwartz (1991), "Constitutional Reform in Czechoslovakia: E Duobus Unum?", *University of Chicago Law Review*, No. 511.
- Lungu, Iona (2002) "Romanian Constitutional Nationalism", *Polish Sociological Review*, Polskie Towarzystwo Socjologiczne [Polish Sociological Association], No. 140, pp. 397-412.
- Malý, Karel a kolektive (2010a) *Dějiny českého a československého práva do roku 1945* [1945 年までのチェコおよびチェコスロヴァキア法], legas, Praha.
- Malý, Karel & Soukup, Ladislav eds. (2010 b) *Československé Právo a právní věda v meziválečném období (1918-1938) a její místo ve střední evropě. Svazek 1, 2* [戦間期 (1918 年～1938 年) のチェコスロヴァキア法と法学ならびに中欧におけるその位置付け. 第 1 巻・第 2 巻], Univerzita Karlova, Praha.
- Masaryk, T. G. (2016/1918) *Nová Evropa: Stanovisko slovanské* [新しい欧州：スラヴ人の視点から], Spisy T.G. Masaryka svazek 14, Ústav T. G. Masaryka o.p.s., Praha.
- Mathernova, Katarina (1993) "Czecho? Slovakia: Constitutional Disappointments", in A.E. Dick Howards eds, *Constitution Making in Eastern Europe*, John Hopkins University Press.
- Miller, David (1995) *On Nationality*, Oxford University Press (ミラー、デイヴィッド (2007 年) 富沢克・長谷川一年・施光恒・竹島博之訳『ナショナリティについて』風行舎) .
- Miller, David (1997) "Secession and the Principle of Nationality", *Canadian Journal of Philosophy*, Supplementary vol. 22. pp. 261-282.
- Mlsna, Petr eds. (2011) *Ústava ČR- vznik, vývoj a perspektiv* [チェコ共和国の憲法一起源、発展、そして展望], Nakladatelství Leges, Praha.

- Němeček, Jan (2010) „Národnostní statut a snahy o řešení minoritní otázky ve třicátých letech [1930 年代におけるネーション法および少数民族問題の解決策]“, in Malý, Karel & Soukup, Ladislav eds. (2010b) , pp.575-594.
- Norman, Wayne (2006) *Negotiating Nationalism: Nation-Building, Federalism, and Secession in the Multinational State*, Oxford University Press.
- Oba, Sawako (2015) "The Czech Constitutional Court and the Japanese Supreme Court – Should They be the Real Example of Activism Versus Restraint?", *The Lawyer Quarterly*, Vol. 5, No. 2, pp. 81- 101. <http://tlq.ilaw.cas.cz/index.php/tlq/article/view/146>
- Paces, Cynthia (2001) "Religious Heroes for a Secular State. Commemorating Jan Hus and Saint Wenceslas in 1920s Czechoslovakia", in Bucur, Maria & Wingfield, Nancy M. eds., *Staging Past. The Politics of Commemoration in Habsburg Central Europe, 1848 to the Present*, Purdue University Press, West Lafayette, Indiana, pp. 209- 235.
- Paces, Cynthia & Wingfield, Nancy M. (2005) "The Sacred and the Profane. Religion and Nationalism in the Bohemian Lands", 1880- 1920, in Judson, Pieter M & Rozenblit, Marsha L. eds., *Constructing Nationalities in East Central Europe*, Austrian Studies vol. 6, Berghahn, Newyork-Oxford, pp. 107- 125.
- Pech, Stanley Z. (1969) *The Czech Revolution of 1848*, The University of North Carolina Press (ペフ、スタンレイ・Z. (2011 年) 山下貞雄訳『チェコ革命 1848 年』牧歌舎) .
- Pehr, Michal (2012) „Metamorfózy národního: Proměny moderního češství ve třetí Československé republice (1945-1948) [ネーションのメタモルフォーゼ：第 3 共和国 (1945 年～1948 年) における同時代のチェコ性に関する言説]“, in Kučera, Rudolf a kol. *Identity v českých zemích 19. a 20. století: Hledání a proměny* [19 世紀および 20 世紀におけるチェコのアイデンティティ：探求と言説], Masarykův ústav a Archiv AV ČR v.v.l., Praha, pp. 193-211.
- Peroutka, Ferdinand (1953/1981) *Budování státu. Postavení Československé sociální demokracie v budování státu* [国家建設：国家建設期におけるチェコスロヴァキア社会民主主義のポジション], Universum sokol publications, Perth Amboy NJ.
- Pešek, Jiří (2002) "The International Framework for the Transfer of the Sudeten Germans", in Beneš, Zdeněk, Kural, Václav eds. (2002) pp. 192-207.
- Petráš, René (2010) „Práva národnostních menšin v justiční a správní praxi [司法および行政実務における民族的マイノリティの権利]“, in Malý, Karel & Soukup, Ladislav eds. (2010b) , pp. 485-514.
- Piekalkiewicz, Jaroslaw A. (1972) *Public Opinion Polling in Czechoslovakia, 1968-69: Results and Analysis of Surveys Conducted During the Dubcek Era*, Praeger, New York.
- Pithart, Petr (2000) "The Division/ Dissolution of Czechoslovakia: Old Sins and New Forms of Selfishness“, in Kraus (2020) pp. 227-233.

- Pomahač, Richard (1993) “Administrative Modernization in Czechoslovakia between Constitutional and Economic Reform”, *Public Administration*, Wiley-Blackwell, U.K., Vol. 71. Spring/Summer, pp.53-63.
- Preuss, Ulrich K. (1994) “Constitutional Powermaking for New Polity: Some Deliberations on the Relation between Constitutional Power and Constitution”, in Rosenfeld, Michal ed. (1994) *Constitutionalism, identity, difference, and legitimacy: theoretical perspectives*, Durham and London.
- Přibáň, Jiří (2005) “European Union Constitution-Making, Political Identity and Central European Reflections”, *European Law Journal*, Wiley-Blackwell, U.K., vol. 11 No. 2.
- Ripka, Hubert (1939/ 1969) *Munich: Before and After*, Howard Fertig, New York.
- Rothchild, Joseph (1974) *East Central Europe between the Two World Wars*, University of Washington Press (ロスチャイルド、ジョセフ (1994 年)、大津留厚監訳『大戦間期の東欧 民族国家の幻影』刀水書房) .
- Rychlík, Jan (2000) “The Possibilities for Czech –Slovak Compromise, 1989-1992”, in Kraus eds. (2000), pp. 49- 66.
- Rychlík, Jan (2012/2nd 2015) *Češi a Slováci ve 20. století: Spolupráci a konflikty 1914-1992* [20 世紀のチェコ人とスロヴァキア人：協働と衝突], Vyšehrad, Praha.
- Schelle, Karel (2014) *Dějiny Ústavního Práva* [憲法史], Linde, Praha.
- Schmitt, Carl (1928) *Verfassungslehre*, Duncker und Humblot (シュミット、カール著、阿部照哉・村上義弘訳『憲法論』、みすず書房、1974 年)
- Seton-Watson, Hugh (1962) *Eastern Europe between the Wars 1918-1941*, Archon Books, Connecticut.
- Seton-Watson, Hugh (1977) *Nations and States*, Westview Press Inc., Colorado.
- Seton-Watson, Hugh (1985) *The East European Revolution*, Westview Press, Boulder and London.
- Shillinglaw, Draga B. (1978) *The Lectures of Professor T. G. Masaryk at the University of Chicago Summer 1902*, Bucknell University Press (T. G.マサリク著、D. B. シリングロウ編、柴田卓弘・家田裕子共訳 (1994 年)『マサリクの講義録 チェコスロヴァキア小史』恒文社) .
- Skapska, Grazyna (2011), *From ‘Civil Society’ to ‘Europe’ A Sociological Study on Constitutionalism after Communism*, BRILL, Leiden, Boston.
- Skilling, H. Cordeon (1976) *Czechoslovakia’s Interrupted Revolution*, Princeton University Press.
- Smith, Anthony D. (1986) *The Ethnic Origins of Nations*, Blackwell Publishers, Oxford (スミス、アントニー D. (1999 年)、巢山靖司、高城和義他訳『ネイションとエスニシティ 歴史社会学的考察』名古屋大学出版会) .
- Soukup, Ladislav ed. (2003) *Příspěvky k vývoj právního řádu v Československu 1945-1990* [1945～1990 年のチェコスロヴァキアにおける法秩序の発展に関する寄稿集], Karolinum, Praha.
- Stein, Eric (1992) “Post-Communist Constitution-Making: Confessions of a Comparatist (Part 1)”, *New*

- European Law Review*, Sweet & Maxwell, Vol. 1, pp.421-475.
- Stein, Eric (2000) *Czecho/Slovakia Ethnic Conflict, Constitutional Fissure, Negotiated Breakup*, The University of Michigan Press.
- Stanger, Allison K. (1996) "Czechoslovakia's Dissolution as an Unintended Consequence of the Velvet Constitutional Revolution", *East European Constitutional Review*, New York University School of Law, vol. 40.
- Sugar, Peter F. and Lederer, Ivo J. eds.(1969), *Nationalism in Eastern Europe*, University of Washington Press (シュガー、ペテル F.・レデラー、イヴォ J. 編 (1981 年)東欧史研究会訳『東欧のナショナリズム』刀水社)
- Šebek, Jaroslav (2010) „Programové návrhy němenckých aktivistů na řešení česko-německého vztah v konfrontaci se Sudetoněmeckou stranou po parlamentních volbách roku 1935 [1935 年議会選挙後のチェコ人・ドイツ人関係をめぐるズデーテン・ドイツ人党との対立解消のためのドイツ人活動家による政策提案]“, in Malý, Karel & Soukup, Ladislav eds. (2010b) pp. 557-574.
- Šemíková, Šárka (2014) „Názorové střety při vzniku Ústavy ČR“ [チェコ共和国憲法制定における意見の衝突], *Studentská vědecká a odborná činnost*, Univerzita Karlova v Praze, Právnická fakulta.
- Štaif, Jiří (2003) "The Image of the Other in the Nineteen Century. Historical Scholarship in the Bohemian Lands", in Wingfield Nancy M.ed.(2003) pp. 81-102.
- Tamir, Yael (1993/ 1995) *Liberal Nationalism*, Princeton University Press (タミール、ヤエル (2006 年) 押村高・高橋愛子・森分大輔・森達也訳『リベラルなナショナリズムとは』夏目書房) .
- Taylor, A. J. P (1948) *Habsburg Monarchy 1809-1918. A History of the Austrian Empire and Austria-Hungary*, Penguin Books, London (Taylor, A. J. P 著、倉田稔訳 (1987) 『ハプスブルク帝国 1909-1918: オーストリア帝国とオーストリア＝ハンガリーの歴史』筑摩書房.
- Tauchen, Jaromír (2008) „K některým otázkám právní úpravy jazykového práva v první ČSR z německého pohledu [ドイツ人サイドから見た第 1 共和国時代における言語権の法的取扱に関する幾つかの問題について]“, *Dny práva 2008*, Masarykova univerzita, Brno, pp. 521-531.
- Táborský, Edward (1945) *Czechoslovak Democracy at Work*, George Allen & Unwin Ltd., London.
- Táborský, Edward (1989) "President Edvard Beneš and the Czechoslovak Crises of 1938 and 1948", in Stone, Norman & Strouhal Eduard eds. (1989) *Czechoslovakia: Crossroads and Crises, 1918-88*, British Broadcasting Corporation, London, pp.120-144.
- Tímea, Veres (2011) "The 'Slovak Question' after the Founding of Czechoslovakia: The Role of Béla Tuka in the Slovak Autonomy Movement", in László ed. pp. 197-225.
- Tobolka, Zdeněk V. (1898) *František Palacký jako politik a historik* [政治家・歴史家としてのフランチšek・パラツキー], Knihtiskárna Volster a Zika, Praha.
- Tóth, Andrej & Novotný, Lukáš & Stehlík, Michal (2012), *Národnostní menšiny v Československu*

- 1918–1938: Od národního státu ke státu národnostnímu?* [1918～1938年のチェコスロヴァキアにおけるナショナル・マイノリティたち：国民国家から民族国家へ?], TOGGA, Praha.
- Trapl, Miloš (1995) *Political Catholicism and The Czechoslovak People's Party in Czechoslovakia, 1918-1938*, Columbia University Press.
- Urban, Otto (1998) *1848- 1849 Kroměřížský sněm* [クロムニエジーシュ議会], Argo, Praha.
- Weatley, Jonathan, and Mendez, Fernando eds. (2013) *Patterns of Constitutional Design. The Role of Citizens and Elites in Constitutional-Making*, Ashgate Publishing.
- Wingfield, Nancy M. (2001) “Statues of Emperor Joseph II as Sites of German Identity”, in Bucur, Maria & Wingfield, Nancy M. eds., *Staging Past. The Politics of Commemoration in Habsburg Central Europe, 1848 to the Present*, Purdue University Press, West Lafayette, Indiana, pp. 178-205.
- Wingfield, Nancy M. ed. (2003) *Creating the Other. Ethnic Conflict and Nationalism in Habsburg Central Empire*, Berghahn Books, New York/ Oxford.
- Wolchik, Sharon (2000) “The Impact of Institutional Factors on the Breakup of the Czechoslovak Federation”, in Kraus eds. (2000), pp. 87- 105.
- Zacek, Joseph (1969) “Nationalism in the Czechslovakia” in Sugar (eds.) pp. 135-192.
- Zacek, Joseph (1970) *Palacký. The Historian as Scholar and Nationalist*, Mouton, The Hague • Paris.
- Zahra, Tara (2011), *Kidnapped Souls. National Indifference and the Battle for Children in the Bohemian Lands, 1900- 1948*, Cornell University Press.